

鹿児島県立図書館

雜事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集 上・下

加治木古老物語・薩藩雜事錄

鹿児島県史料集 (48)

加治木古老物語・薩藩雜事錄 雜事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集 上・下

鹿児島県立図書館

鹿児島県史料集 (48)

加治木古老物語・薩藩雜事錄

雜事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集

上・下

刊行のことば

県資料集の刊行は、郷土資料の保存を図るとともに、地方史の研究や県民の文化向上に役立てるることを目的としております。

今回は、鹿児島県史料集第四十八集として「加治木古老物語・薩藩雑事録・雑事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集上下」を刊行することになりました。

「加治木古老物語」の古老とは、島津義久の弟で島津氏の三州統一と九州制覇及び朝鮮出兵・関ヶ原で活躍した島津義弘です。「薩藩雑事録・雑事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集上下」もほぼ同じ時代の内容で、説話形式ですが、歴史的価値の高い史料です。

本史料集は、九州大学名誉教授で鹿児島県歴史資料センター黎明館史料編纂顧問の安藤保氏並びに黎明館調査史料室長の徳永和喜氏によつて、原稿作成・編集・校閲・校訂が進められ刊行の運びとなつたものであります。長期間にわたる両氏の御苦労に対し心からお礼を申し上げますとともに、この史料が郷土史の研究に大いに役立てられるよう期待いたします。

平成二十一年三月

鹿児島県立図書館長
津田 修造

目 次

解題
例言
加治木古老物語
薩藩雜事錄
雜事奇談集
舊薩藩奇譚旧記集 上・下

105 65 53 1 iv i

解題

「鹿児島県史料集」第四十八集として、鹿児島県立図書館蔵「加治木古老物語」・「薩摩雑事録」・「雑事奇談集」・「舊薩藩奇譚旧記上下」を基本的に底本として刊行する。

薩摩藩の藩主、家臣についての逸話集は、『薩藩先公遺徳』や『薩藩旧伝集』などを含め多々残されている。逸話は史実ではない。また、誰により語り始められたか明確でないものも多い。しかし、人物の一面を示す逸話が語り継がれ、伝承されていることにより、後世の人が、その人物をどのような人物として見ようとしたか、なぜ、そのような人物像を定着させなければならなかつたか、が分かつてくるのであり、歴史史料とは異なる面から当時の社会を理解するのに役立つ。

本史料集で取り上げた逸話は、多くは他の逸話集で知悉のものが多く、また、本史料集採録のものでも重複した逸話が取り上げられている。しかし、同一の逸話でも記述の細部は異なつており、複数の伝承本があつたことを示している。また、取り上げられる逸話の選択がどのようになされたのか、多くの逸話集を比較検討することによって、それが明らかになるであろう。ここでは、その比較検討の素材を提供するためにあえて上梓することにした。

加治木古老物語

底本とする県立図書館本「加治木古老物語」奥書には「原書ハ玉里公爵家蔵 昭和三年十一月 長崎護通賛写」と書かれ、その写本の系統が記されている。県立図書館本の底本は旧玉里公爵家所蔵、

現在鹿児島大学附属図書館玉里文庫所蔵本、書写の時期は昭和三年十一月、筆者は長崎護通である。県立図書館本の原本とされる玉里文庫本の題簽には「加治木古老物語 全」とし、題簽に違いを生じている。さらに、玉里文庫本奥書には

原書以市来四郎本写之

明治二十年春 筆者 竹内勘助
全二十一年三月廿一日 納合 児玉五兵衛

全 五代徳夫

とあり、その筆写伝來系統が示されている。即ち、玉里文庫本の底本は「市来四郎本」であるという。しかしながら、今回、市来四郎本を確認することはできなかつた。市来四郎本とは市来四郎が原本を所蔵していたものか、市来四郎が筆写したもの玉里文庫本は筆写したものであるかの判断もできない。

なお、市来四郎については、『史談会速記録（第百二十四輯～第百四十一輯、但し、第百三十五輯を除く）』・『鹿児島県史料忠義公史料第七卷』に詳細が記されているので参考されたい。

同自叙伝に「公爵家の編集員として、二十年來道化近世国事鞅掌の記録を纂集することに努力し」とあるように、明治十五年三月中旬に島津本家史料の編纂・整理を命ぜられ、なかでも、明治二十二年に宮内大臣より下命のあつた嘉永六年（一八五三）より明治四年（一八七一）の旧藩内事蹟を記録した「島津家国事鞅掌史料」は彼の功績として有名である。また、島津久光の談話を記録した「旧邦秘録」の編集に従事するなど島津本家及び玉里島津家（久光家）所蔵史料に精通していた。市来が原書を所蔵していたかどうかの疑問を解決するにはいたらないが、島津本家の所蔵本に「加治木古老物

語」（以下「物語」と称）に関する史料を見出せるかが鍵となる。島津家文書は現在東京大学史料編纂所の所蔵となつてゐる。その目録から検索すると、島津家本の中に「加治木古老物語抜書」（以下抜書と称）の表題の史料があることがわかつた。

「物語」に収載された項目が一〇一項目であるのに対し、「抜書」は五四項目ではあるが、「物語」に未収載の一項目があり、問題である。その他は項目名に些少の違いはあるものの、内容はほぼ同じである。問題の一項目は、「物語」の六十四番目に「永長與藤太喧嘩之事」とあるが、「抜書」に記載された項目では「加治木萩原居住士之事、附永長與藤太町人を切り殺し等之事」とあり、本文項目では「加治木萩原居住士之事」となつてゐる。そして、「抜書」には「物語」の十六番目の項目として「永長與藤太喧嘩之事」と「永長與藤太喧嘩之事」は別項目であったか、両者を纏めたものか判断が難しい。

(十六) 永長與藤太喧嘩之事

むかし萩原之住人永長與藤太と申者は、其時分之二才頭にて毎夜欄干橋へ二才中相集り罷り居候處、慶安元年正月十四日之晚柳田方之若衆列立、向江方江孕めうちに参られ、罷帰時分江口通におひて、女雜水を捨るとて若衆之足に飛せ候、依之たがひに口論に罷成り、向ハ当町濱田藤左衛門と申者立出、少々過言とも有之、此儀欄干橋江相集り候二才とも聞付、欠続き一番に永長與藤太欠込委く切たおすによつて、向より多人数相集り、右往左往に相戦ひ、跡より山口

弥五郎・田口善兵衛・郷田新次つき合、町かた多人数なれども右之者とも江被切詰、與藤太事ハ逃行者ともを追詰く家之内に悉く

切たせし候処、其時刀を家の柄に切込ミ曳ともく取れず、左候処に切のこされたる者ともハミなくやつまヤむかヤ杯江相隠れ、與藤太ハ^(読めず)方な刀を捨て、我宅江走帰り刀を取て又欠付見申候処、中途にことくく相相たおれ候内、右三人之者とも深手を負ひ十死一生罷居候、然れども合手濱田藤左衛門相見得不申、手負ともかたに掛け列帰り、山口弥五郎・郷田新次ハ其疵ゆへ死す、田口善兵衛事ハ深手にて候得とも養生相叶ひ、與藤太喧嘩之事ハ大事にて候ゆへ八代次右衛門を以江戸江御披露被仰上候処、相手濱田藤左衛門事ハ三年目切抜被仰付候ニ付與藤太若衆曾木新左衛門春日川原江同道にて終日之酒宴新左衛門殿來世にハ一ツ蓮、此世の暇乞ひと云ふまま、渡十文字に書き切り、疵にたをれ入候、かしこなり、

次に、「物語」と「抜書」の違いとして、「抜書」には「古老物説序」が付いていることがあげられる。

「加治木之故実者鹿府所著、而諸士之説不可不憑之以察其異説也、(略)、義弘尊君之為御靈地理矣、於茲前予再撰之古今雅之拔実錄所、當地古老物語以示童蒙苟雖以此儀談、(略)」とある。

このように「抜書」には「序」があり、義弘居住の地・加治木に伝わる物語を童蒙(子供)に道理を教える目的で編纂されたものであることを示してゐる。「物語」も「抜書」も、ムカシの書き出しで始まつてゐるが、「物語」は「昔」、「抜書」は「むかし」と違いもみられる。「抜書」より推察して、原本には「序」が付いていたものと思われる。また、「抜書」から二巻構成となつていていたことが推察される。

既述とは別に加治木郷土館が所蔵する「物語」の末尾には「共二十二冊ノ内」とあり、その後に「桑幡○○印」と他一名連署である

うことを推定される人名と印の場所に虫喰跡が見られる。加治木郷土館所蔵史料は県立図書館・玉里文庫と同系統の史料である。

薩藩雑事録

底本とする県立図書館本「薩藩雑事録」の最初に、この史料を書写した由來の詳細が載せられている。それによれば、北郷次左衛門久記（島津伊豆守家臣）が罪科により徳之島に遠島となり、在島十八年、一子豊城を儲ける。次左衛門は赦免後都城で豊城とともに一年暮らすが、豊城帰島の折に書き認め渡したもののがこの史料である。その後、伊地知助右衛門なる人物が徳之島に渡り、豊城と入魂となり、同史料を見る機会を得て、史料の重要性を認識し、子弟教育のためには書写したものと伝えている。東京大学史料編纂所所蔵島津家本「伊地知助右衛門日記」に、北郷次左衛門の前書きの文章を引用した後に、「人の親の子を思ふ道如斯候、私千日万日案しても此事之外ニ可申事無之候」と父子の情愛の深さを語つたものとなっている。

「薩藩雑事録」の筆者は、本文中北郷次左衛門久記となっている。

舊藩奇譚旧記集

北郷久記については、『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺諸氏系譜二』の北郷家の系譜によれば、久伴・久起・資喜の名前をもつ都城島津家家臣であり、徳之島流罪の時の主人は島津伊豆殿・都城島津家久龍であった。北郷久記は後に、本文「外記殿・筑後殿御家老被勤候」とあるように外記殿・忠長・筑後殿・忠智の一代に家老として仕えた人物である。なお、家老就任は寛文七年十二月のようである。

北郷久記の知識の豊かさを知る史記などの引用が本文中に十点ほど綴られている。筆者は漢詩文に弱く、漢詩文に造詣の深い上園正人氏から典拠及び、引用文の不備などのご教示をいただいた。史料

の中に引用された史料であり、史料として誤って記録していることも大切にする意味から、脱字や誤字は編者注として行間に最小限付記するに留め、本文を生かしながら、内容を把握することにも配慮して、読点だけでなく可能な限り返り点や送りかなをも付してみた。

雑事奇談集

島津忠良日新から綱貴代までの逸話を主として集めている。逸話集に共通する特徴であるように、年次的考慮は払われていない。また、採録の順番にどのような意味があるのかも分からぬが、この逸話では看過できない重要な逸話を載せていている。

第十話に「高麗陣の節御感状焼捨の事」がある。高麗陣では、感状を貰つても、それを受けないために宛名を切り取つたという逸話もあり、無欲の薩摩武士像を伝えている。しかし、第十話によれば、義弘が偽つて感状を焼き捨てさせたとしているのであり、義弘の人物像と共に無欲の薩摩武士像に再考を迫るものである。

「舊藩奇譚旧記集」の大正七年、森蘇一郎により編集されたものであり、上下二冊よりなる。この逸話集の編集経緯については、前書きに「数部の旧記臘本中既に蠹害欠損せしものを蒐集し、更に調査を遂げ、舊薩藩奇譚旧記集と題し上下式冊となし、いづれも原本の文章其儘に依り贅写し、唯目次を付したるのみ、素より旧藩記事多数中の一部に過ぎさる」としていることにより明らかである。

「上」には逸話のみを所載し、「下」には史料を載せているが、「下」の「泊番及当番規定の事」は、番の仕方を具体的に示しており、興味深い。

例 言

本史料集には、鹿児島県立図書館所蔵の「加治木古老物語」・「薩藩雑事録」・「雑事奇談集」・「舊薩藩奇譚旧記上下」を底本として収めた。

一 「加治木古老物語」・「薩藩雑事録」については次のようにした。

イ 字体は底本の用字に拠つたが、一部当用漢字を用いた。

ロ 変体仮名は平かなに改めたが、江、者、茂、而などは残し、文字を小さくして区別した。

ハ 文中には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

ニ 底本の摩滅、虫損箇所は字数を推して□又は■で示した。

ホ 底本に従い返り点、送り仮名を付した。

ヘ 編者注は（）で示した。

二 「加治木古老物語」は県立図書館本を底本に、玉里文庫本及び加治木資料館所蔵本を校訂に、東京大学史料編纂所所蔵「加治木古老物語抜書」を参考史料とした。

三 「薩藩雑事録」の前書き部分の参考史料として東京大学史料編纂所所蔵「伊地知助左衛門日記」を使い、補充箇所は▽ △で示し、異なる箇所は傍線を付し並記した。

四 「雑事奇談集」・「舊藩奇譚旧記集」については、次のようにした。

イ 底本の文字は、姓名・地名に関してはできるだけ原文通りとし、他は当用漢字・常用漢字に改めた。

ロ 底本に摩滅・虫損などにより不明箇所とされている部分は〔〕で、編者の注記は（）で示した。

ハ 文字の読みない部分は、その旨を注記した。

五 「加治木古老物語」・「薩藩雑事録」は徳永和喜、「雑事奇談集」・「舊藩奇譚旧記集」は安藤 保が担当した。

加治木古老物語

加治木古老物語

- 一日木山後家之事
一義弘公御一代之事
一大中様御軍記之事
一矢野主膳亮之事
一和田仁左エ門壓打之事
一久保明覺坊喧嘩之事
一秋永志摩允御材木奉行之事
一時任内藏江本郷伊豫ヨリ贈物之事
一中島北國左エ門御感状之事
一白尾利右エ門関ヶ原御帰陣御供先之事
一慶長六年之御掟之事
一義弘公加治木町割御見分平松ヨリ御越之事
一別府亀松亡母三逢事
一八杉十郎右エ門國泰之刀進上之事
一大山利兵衛御鷹野御供先之事
一加治木給地高之事
一於願成寺江夏友監被召抱事
一有馬山之丞三代戦死之事
一寶現大明神御神璽事(觀力)
一願成寺千阿弥陀御寄附之事
一伊勢平左エ門屋敷之事
一吉祥寺御石碑之事(牌力)
一大工神田助左エ門誕生祝之事
一白坂七右エ門入道御感状頂戴之事
一弓削等薩入唐之事
一古帖佐焼物師之事
一蜷飼市右エ門ケ事
一大佛師康巖ケ事
一春日寺御建立之事
一福永丹後守被召抱事
一神戸親子被召抱事
一新納旅庵還俗之事
一檀干橋擬法珠之事
一江田五郎太夫寺領之事
一本誓寺開山運譽上人之事
一本誓寺御尊影之事
一義弘公御狩之事
一松齡山長年寺御建立之事
一加治木鑄作之事
一龍門司街道明之事
一義弘公ヨリ加治木諸士江仰渡之事
一御馬印三ツ西瓜御馬駿之事
一御寶物品數之事
一實窓寺川原殉死御供之事
一黃門公加治木御屋形之事

- 一肥後藤兵衛御詠歌拝領之事
- 一上床藤右エ門三代戦死之事
- 一又八郎忠平公御守護代御目見之事
- 一諸士加治木江被召附事
- 一木脇納右エ門江切腹被仰付之事
- 一諸所御関狩御馬追加治木ヨリ串目立之事
- 一原田平内左エ門家籠取之事
- 一御女房衆式部郷^(御力)之事
- 一御女房衆藤子小納言江御感状被下候事
- 一付豊後森江浦番船戦之事
- 一西別府野駒蹄跪栗毛之事
- 一加治木土踊之事
- 一付西別府名踊始之事
- 一濱田小左エ門上使能勢小十郎殿ヨリ被召出之事
- 一伊作家庶流恒吉清兵衛事
- 一永長與藤太喧嘩之事
- （加治木萩原居住之事付永長與藤太町人ヲ切殺シ等之事カ）
- 一仙朝權大僧都之事
- 一醫師伊丹道甫被召抱事
- 一白坂助之丞若衆フリノ事
- 一鎌田播磨守事
- 一長谷場織部介事
- 一川上佐渡守事
- 一阿多長吉事
- 一客屋上使御下向之時分江夏小内記列フシニ謡言タル事
- 一市来備前守事
- 一野田宗可連歌ニテ訴訟書物事
- 一小演藏之事
- 一八代集御拝領之事
- 一千石木ヤ之事
- 一今之弓場地御弓之事
- 一比志島氏本田氏新納氏曾木氏日野氏川上氏家系圖之事
- 一西東諸士之事
- 一平山六郎強力之事
- 一能仁寺御建立之事
- 一黒川崎江家久公演御遊之事
- 一川崎七兵衛四國遍路之事
- 一正宮之神馬之事
- 一宮路三之允兵糧渡之事
- 一有川早左エ門道之方稽古之事
- 一川内源五刀捨置之事
- 一赤崎丹後守武略之事
- 一根占權之丞戦死之事
- 一鬼塚主税出水行之事
- 一日置越後守之事
- 一町田圖書頭関東下向事
- 一御鷹師廣場久藏御抱之事
- 一是枝存刀坊力事

一桑波田左馬權助事

一川上民部左エ門江戸詰之内之事

一有馬藤七兵衛伏見城戦死之事

一宅間與八左エ門森江浦ニテ戦死之事

一木原四郎左エ門慈母之事

一法亢大炊左エ門関東御使之事

一當御家跡御元祖様島津兵庫頭藤原之義弘公御事ハ中興ノ太守貴久

公御次男ニテ被遊御座、御嫡子ハ修理太夫義久公、右ニ御男子不
被成御座候故義弘公御守護代被成御勤候、其故ハ義久公御息女様

ヲ義弘公御嫡子又一郎久保様ヲ○御養子ニ被仰渡置候得共於高麗

御逝去、其後御舍弟又八郎忠恒様右御息女様ニ御智養子ニ被遊候

ニ付義弘公ハ太守之御位ニ不被為立、閑ヶ原御一乱之後忠恒様御

上洛前ニ家康公御書面ニ少將事其方跡被相讓事ニ候間不可有別儀

候テ兵庫頭儀ハ龍伯ニ無等閑候間異儀有間敷ト御座候、弥御守護

代之儀ニ無相違御事ニ御座候、其後元和九年光久様御七歳虎壽丸

様ト申上候時、國分様御養子御成被成候、右ハ義久公御一筋無別

儀御事ニテ別テ黃門様御満足為被遊由候御事ニテ候、左様御座候

テ黃門様御次男又八郎忠平様江戸御證人ニ御上洛被遊、其節ハ御

名代ノ御取持ニテ島津下野守殿・町田勘解由殿・仁礼右近殿其外無餘儀衆過分ニ

被召附、其後惟新様御跡目ト被仰出候テ加治木ヲ被進三原備中守

殿・市来備前守殿・町田勘解由殿・仁礼右近殿其外無餘儀衆持留

之知行ノマ、過分ニ被召附黃門様御存生被遊御坐候時分ハ別テノ

御取持格別之御事ニ御座候、

久公御大将ニテ大永七年ノ五月七日当城御攻落被遊、此比肝付越

前守伴氏之兼演入道以安当城押領シ節々合戦有之、其後以安当城
押領シテ二代肝付弾正忠兼盛三代三郎五郎後弾正忠兼寛此代ヲ加

治木弾正ト申也、文禄四年喜入江被召、移其内天正十五年太閤秀

吉殿下薩州御下國ノ時分ヨリ加治木壱万石ハ太閤公ノ御朱印ニテ

候處、慶長三年惟新様高麗御軍忠御感状御頂戴高之内ニ御押領被

遊候故同十三年ニ當地之様御移被遊十二年被遊御座候、

乍憚愚案仕候処ニ御家十四代勝久公十五代友久公・忠幸公・忠良公・貴久公・義久公・家久公是ニテ廿代ニ御當被遊候、左様之御思召ニテモ御座候半哉ト奉推察候、天文廿二年丑三月帖佐岩鋤御合戦惟新様御歳拾九才、從是御一代御合戦中ノ事ヲ御記シ被為置候故朝鮮國御進發ヨリ荒増書記置候、文禄元年壬辰二月廿七日惟新様又一郎様高麗江ハ栗野ヨリ御首途被遊候テ供奉之士廿三騎ニテ大口迄御通り被遊、諸勢ノ衆御侍ニテ三月上旬大口ヨリ肥前唐津ニ被成御着、同四月十二日諸將名護屋出帆被成候得共御舟不參候故又一郎様ハ敷根藤左エ門自舟九端帆ヨリ御渡被遊、惟新様ハ加治木ヨリ参候五端帆ニテ四月廿一日諸將同前ニ對馬江御渡被遊候、五月三日之暁朝鮮國釜山浦ニ御着舟ニテ翌四日ヨリ如中國御進發被遊候、此時加治木ヨリ参候五端帆日本一之早舟ニテ惟新様別テ御悦喜ニテ御座候、同二年七月廿七日御朱印ニテ唐島城御番御当リ被成候、同三年午六月廿一日毛利壹岐守殿御陣所江朝鮮人夜掛ニ寄来御加勢被遣度被思召候得共折節喜奴波井川洪水之故難被成由被仰遣候御使鹿屋彦右エ門参候、同四年ニ虎狩用之由到来、三月八日唐島ヨリ昌原江御渡同九日御狩有之候得共虎壹疋モ不相見得、翌十日之御狩ニ虎貳疋御取被遊日本江御進上候、惟新様黒色ノ御衣裳連々御コノミニテ此時モ黒衣裳被遊候、茶臼成之南蛮頭巾地黒羅紗御手道具ハ三段之裳中段白襞御馬印ハ三西瓜ニテ御座候、虎狩ノ時ハ大雨ニテ何レモノ鉄炮火繩キヘ申候由、御鹿倉江虎三疋籠壹疋ハ洩レ一番ニ家久公御鉄炮ニテ被遊候得共不當、御中間上野権右エ門ヲ喰殺シ、二番ニ帖佐六七ヲ喰殺シ、六七八廿二才ニテ候、長野六兵衛右虎之脇ヲ差留候、福永久左エ門虎之尾ヲ木ニ引懸大脇差ニテ差留候、安田孫右衛門女虎ハ追欠

返セ々々ト云マ、返候ヲ刀ヲロニツラヌキ、ガケヨリ虎トツレテ落候テ取留候、右之虎ハ平田五次右エ門御使ニテ御進上、惟新様御事文禄四年御帰朝被遊候、慶長二年二月帖佐ヨリ御渡被遊候テ同三年十一月十五日朝鮮國泗川御出船被遊、同十八日順天番舟御取含有之、同十二月六日壹岐之島勝本ニ御着船、同十日筑前博多御着岸ニテ陸地御通被遊、下之関ヨリ公儀御船ニテ同年廿九日伏見ニ御着被遊候、同四年正月九日五万石之御感状御拝領被遊候、同三月九日幸侃御手打被遊候、此時權現様ヨリ井伊直政ニ被仰付幸侃成敗之旨被及聞召、彼ハ以来國ノ禍ヲモ可仕出者ト被及御覽候処ニイカニモ尤之儀ニ被思召候、幸侃男子數人有之殊ニ多勢ノ者ニテ候間、自然事ヲ仕出候ハ、幸為御普請大分被召寄候間加勢ヲ可被下候様子見届テ可參、仍十騎相添被下候由伊勢貞昌被召出直政委細申聞候、忠恒公御懇意之御使難有次第奉存上候旨御申上且又妻子死罪ヲ御ナタメ御追放被遊候處不及異儀東福寺江退去被仕候由言上被遊候、然處幸侃多年石田三入魂之人ニテ候故此度モ幸侃太閤シロシメシ自余之者ニハ相替候間遂言上可致成敗之處ニ不及其儀自由被成候事不届之由石田遮テ申故御誤ヲ被為謝高雄之長善寺ニ御蟄居被遊候、此事權現様御耳ニ達增田右エ門尉殿・長束大藏大輔殿ニ家老成敗之儀其咎有間敷之御意ニテ伊奈圖書頭殿ヲ高雄江御遣被遊、忠恒早々可被罷歸旨被仰下則伏見ニ御帰宅為警固騎馬五十騎圓書頭殿ニ御添被下候、幸侃悴源次郎忠真事父之罪科ニ不混令赦免候、本領無相違被仰付候處都之城ニ楯籠十二之取出ヲ構ヘ叛逆シ、恒吉・末吉・梅北・財部・山田○依以下脱文之忠恒公御暇ニテ御帰被遊候、同五年二月志和地・安永・高城・山之口・勝岡・梶山・野々三谷・都之城落城、十五日壹万石被下

入来院又六殿ヲ以被遊御披露候、其時分惟新様御事モ御暇ニテ源次郎退治可仕旨上意御座候得共責テ一人ハ相勤相應之御奉公被遊度旨御申上候處、同年之春ヨリ會津景勝御退治ニ御上洛御跡伏見御城惟新様江御意○趣御座候得共御発足之砌山科迄御見送其時伊奈圖書頭殿・山口勘兵衛殿ヲ以源次郎兄弟三人母早々國元江可差下候、大坂御城江三日相詰直訴訟仕候段御叮嚀御意之趣御座候、奥州御進發之御跡ニテ五奉行諸大名衆ヨリ御一味可被成段被仰懸無是非御事ニテ八月一日伏見寄手ニ御加リ、同十五日江州佐和山江御着、其後濃州大坂城ニ御着陣被遊候、九月十五日閑ヶ原ニテ御合戦西國方敗北ニテ惟新様御事モ權現様御陣頭ヲ御通被遊候ニ付川上四郎兵衛殿ヲ以御陣ニ御使者御遣被遊候、其時惟新様御供侍五十余人雜兵三百人計攝州住吉造御通被遊候、於途中右之勢共^モ相減惟新様御事主從八人ニテ田那部屋道與住吉之宅江御入、諸勢ハ大坂江廻シ、夫ヨリ堺ノ塩屋孫右エ門宅ヨリ同廿日晚御出帆、此時大坂御屋敷之人數御引取、同廿二日大坂御番所無異儀御通リ、五十余艘同時ニ出帆ニテ同卅日日州細島江御着船被遊候、十月七帖佐^(日脱カ)ニ御着被遊候、此時肥後隈元之城主加藤清正國水俣江押詰近國之諸將モ同意ニテ致出張急度可被攻入牋ニ御座候間人數ヲ出シ國堺ヲ御堅メ海道之道普請ヲイタシ、此時大口之城^(地カ)頭新納武藏守殿、此時普請之人夫之歌ニ肥後之加藤力來ルナラバ塩硝肴ニダコ會积、夫テモ不聞ニクルナラハ首ニ刀ハ引出物、此時蒲生御城普請有之、然處ニ近衛様・黒田如水・寺沢志摩守殿ヨリ書状被差下候、權現様江御訴訟申上候ハ、我々取持可申由被仰遣、扱亦新納旅庵・本田助之丞鞍馬ノ寺内ニ忍居候ヲ山口勘兵衛尉殿ニ被捕京都之様ニ御引出、勘兵衛尉殿井伊兵部少殿權現様御前両人

之御取成ヲ以書状御添本田助之丞御下シ被成、依之助之丞ニ般若院御添被成候テ山口殿・井伊殿御方迄御取成之段御頼被仰上候、其時井伊殿與力衆勝五郎兵衛殿・山口殿與力衆和久甚兵衛殿兩人般若院助之丞案内ニテ被罷下候、彼御方御前之儀弥御取持被成候間御心易龍伯様・忠恒様御上洛可被成段被仰越候、同六年之春又和久甚兵衛殿御同道ニテ新納旅庵御下シ被成候、同年之秋鎌田出雲守殿被罷登達上聞、權現様御前江被召出御直ニ難有上意、其上本多佐渡守殿・山口勘兵衛尉殿連署之誓紙龍伯様・忠恒様御方江被差越候、依之當暮島津圖書頭殿上洛ニテ龍伯様御老病ニテ御上洛之御断右御両人江御礼、其春圖書殿伏見江參上被成、龍伯様・忠恒様連署之御誓紙被差下候、依之四月十一日權現様御誓紙ヲ龍伯様江御遣弥御上洛可被成由被仰候故圖書殿御使ニテ御誓紙御下シ被成候、山口殿ヨリモ又和久殿ヲ御添御遣被成候、六月上旬到着謹テ御頂戴被遊候、然共御老病故御名代ニ忠恒様御上洛、慶長七年八月一日御發足同十七日日州於野尻伊集院源次郎殿御誅伐、九月廿六日細島御出帆、十月十四日攝州兵庫ニ御着被遊候處、此時福島左エ門太夫殿御上意趣御承ニテ折角御待被成候得共餘日^(リカ)遲候處、殊ニ左エ門殿安藝國御拌領ニテ候故御國之初手入ニ被罷下候處兵庫ニテ御參會被遊、公方様去ル二日閑東江還御被遊被仰置候趣有之由ニテ左エ門殿又兵庫ヨリ引返シ、忠恒様御同心ニテ同十六日大坂江御着船被遊候、今表御番所江有之候笛卷之裏鑓三十本ハ此時於大坂福島殿ヨリ忠恒公江御手廻余リ少ク御座候由ニテ御遣被成候ヲ其後又八郎様御拌領被遊候由御書付等ニ相見得申候、又古老之物語ニモ承候事、

一昔道場原之住人矢野主膳亮兼雲卜申者馬上之達人ニテ惟新様江御奉公仕高麗・閔ヶ原方々御供仕、其後加治木道場原江被召移、元和七年之御改造ハ持高百五十石ニテ罷居諸弟子等モ過分御座候、其後切り支丹宗之風聞ニ付牢込被仰付、此時牢屋之内ヨリ馬書一部嫡子徳千代方江送候、当分大坪流馬乘候衆所持ニテ候、其後主膳亮事ハ帖佐於脇本火罪ニ被行、兄弟之子日州穆佐江寺領被仰付候處脇本江ハ親類有之、右之兄弟脇本江來テ猪ヲ射取候故右之趣相知兄弟共ニ壓シ打ニ被仰付候、志賀之助・権之助ト申候テ達者物ニテ先様御用ニモ相立可申答候者共之由、

一昔柳田ノ住人和田仁左エ門ト申者ハ其時分二才頭ニテ候處、其比春日川肥田木川打合春日宮之西脇山ヲ崩シ候處石垣普請諸士中御加勢普請被仰渡候、諸士之二才共罷出毎日殊ノ外大工役ニテ候、然處ニ二才共段々悪口ナト申候テ石持者モ無之故横目杯被召入置、扱又御側ヨリモ目付杯被召入置候、惟新様御事モ節々御差出被遊御直ニ御下被遊事候處、一日惟新様萩原之出口ニ御見得被遊候処和田仁左エ門申者萩原之出口ニ禪門力龜突為持下知ニ来ル、

彼ノ禪門者イナハロヨムカシ、我朝ハ扱置唐國中追引卒多クノ人ヲ使ヒ殺シ、其子孫ニ候者共ヲ片田舎ニ引付置御感状ヤト紙切迄ヲニギラセ、今又春日之川原ニ被追込、高倉山之真石ハ持テ又彼ノ禪門力下知トテモ持ナ々々ト申候、其日之表横目法亢内藏助御側ヨリ之目付神戸休五郎勤前ニテ休五郎有之候ニ御前江申上候、然共休五郎江ハ密々ニ被召入置候故内藏之助ヲ被召出此趣御尋被遊候、然共内藏之助左様成儀會テ承付不申候段御返答申上候、仁左エ門母有之、此儀ヲ聞付内藏之助江折角相頼申候得共再三被召

出候テ無據被仰下候故無是非右之荒増申上候、左候テ為何御科無之三年目ニ宅間八兵衛被召出被仰渡候ハ、去々年春日川原普請場ニテ和田仁左エ門不成合之過言ニケ年ケ間段々念ヲ入聞届候處無別条不届至極ニ候間、此節壓シ打ニ被仰付答候間八兵衛打手相勤可申ト被仰渡候、八兵衛モ折角御断申上候得共押テ被仰付無是非御請仕候、左候テ竹内半右エ門ヲ被召出、此度和田仁左エ門ヘシ打ニ被仰付候、打手宅間八兵衛江被仰付候間助太刀相勤可申由被仰渡候、半右エ門モ無是非御請申上候、左候テ仁左エ門儀御客屋之様ニ御用之由申来候故先年春日川過言之罰今日ヲ不過ト心得、屋形之馬場江行シバシナケズショウタヒ外城番所前ヲ過ル所ニ宅間八兵衛上意成ト言マヽニ打懸ル、仁左エ門心得タリト飛シサリ渡合ヒヤヽシバシ相戦ヒ仁左エ門若者ニテ畳掛テ打付ル流石之八兵衛ナレトモ仁左エ門ニ被打詰、八兵衛モ今ハ助太刀ニ成テ危ク見ユル處ニ竹内半右エ門統合、ツト入テ仁左エ門カ高股ヲ切テ無難打臥候ヲ惟新様御事是ヲ角屋倉ヨリ御覽被遊兩人ニ御褒美被下候由、

一昔堅馬場之住人久保明覺坊ト申山伏ハ木田之実窓寺川普請ノ時大脇主馬首ト及口論ニ互ニ拔合ヲ相戦ヒ候ヲ脇ヨリ押寄、其場ハノ禪門力下知トテモ持ナ々々ト申候、其日之表横目法亢内藏助御近所ニテ平生心易出入イタシ候故一日明覺彼ノ形部左エ門宅ニテ須田用心ト互ニ月代致候處用心後ヨリ申候ハ明覺ハ頭ニ生疵所々相見得如何被成候、疵ト尋候、明覺返答ニ先頃於実窓寺川ニ大脇主馬ト致喧嘩互ニ相戦ヒ其時之疵ニテ候由申候、其時用心申候ハ

拙々納リタル世ニ合戦被成候由珍敷事、然共其敵モ得不打留頭ニ

ナカラソアトノアトノカタミニ

ハ生疵シタヽカニ負ヒ生替死替リ君ニ奉公結構ナ山伏カナト後ヨ
リ舌ヲ出シテ申候、明覚前ニ有之鏡ニ後指移リ殊ニ舌适出シ申所
元来短氣之明覚坊不圖ト立腹シ、アノ不届者ト云マヽ用心ヲ切倒
ス、形部左エ門妻是ヲ見テ言語道断之明覚坊仕形殊ニ形部左エ門
留主ト言人之宅ニオイテ私之意趣ヲ以人ヲアヤマチ慮外千萬之被
成方御不肖ナカラ形部左エ門御挨拶申スト長刀之柄ヲ迦シテ打掛
ル、明覚是ハ近比楚忽千万御免被下候得ト申モ耳ニ不聞入、女之
事ニテ散々ニ打掛ル、明覚是ニハコマリ只サヘニ受ナガシ佗ル所
ニ近所ニ近所ヨリ聞付談合無難押留候、明覚其座ヲ申断早速罷帰
リハタカ馬ニ乘テ木田之窓窓寺川原ニ行、馬上ニ腹十文字ニ搔切
テ落馬シテ死ケルトナリ、

一昔蒲生城ノ宮權現堂御再興ニ付惟新様依御志願御崇敬被遊候処
御宮破損仕候段被申上候、此節之御再興ニ付材木山被仰付候、爰

ニ城之住人高麗番舟之戰死秋永三郎四郎通連弟志摩允材木奉行被
仰付蒲生之山江被差遣候、田舎之山中ニ六七十日相詰候得共三年
ニモ相成心地ニテ比シモキサラギ之末ヅカタ深山木ノ花モ夫ト
ハ見得ワカス、只此山中ニ長キ春之日ヲク拉斯計ニ漸々御材木數
六七百丁計取調、加治木之様ニ罷帰候ニ付宮之棟板ニ落書シ、其
文ニ云、加治木ノ住人此度宮作奉行ニ罷越日數七十日相詰候テ何
トモ此里ハ不樂ノミウチクラシヤウ々今日迄木數六百七丁取
調、加治木之城之様ニサラ々ト云テカヘリ申候、慶長十七年二
月廿六日生年三拾三秋永志摩歌ニ、

カキ付テ見ルモメツラシカナシサハ

一昔塩馬場之住人時任内藏允事ハ惟新様江御奉公仕高麗・閑ヶ原御
供、其後加治木江被召移タル者ニテ候、イマタ帖佐江罷居候時分
八日町祭礼ニウトマシキ姿ニテ立出居候處上別府之方ヨリ乗馬之
士一人被罷通候テ内藏允ヲ見掛馬ヨリ飛卸リ内藏允殿久々ニ得御
意候、先御息才珍重候、拙闕ケ原以後下着之砌道中船中段々貴公
之御蔭ヲ以無恙罷下候、其後不得御意候、御礼不申入段被申候処
ニ内藏允返答ニ拙々左様之御事ニテ御座候由拙者事ハ左様成者ニ
テ曾テ無御座候、是ハ定テ人違御座半拙者事左様成儀夢ニモ取覺
無御座候ト申延相別レ候、跡ヨリ被參候人内藏允江立寄拙々久々
得御意候、拙者ハ本郷伊豫ニテ御座候、當分牛根江罷居候途中ニ
テ御座候得ハ其時分之御礼難申上候、是ハ近比輕少ナカラ寸志ト
申候テ送物手渡シ互ニ涙ニテ又之御縁ト相別レ候、

一昔中島北國左エ門事ハ從惟新様手替成御感状被仰付候、櫻島ヨ
リ内海目掛リ之分被下難有頂戴仕格護仕候処、其後此御感状ハ何
之用ニモ不相立候ト申候、火中仕候、其子孫ヨリハオシキ事ニテ
候、其後表御番相勤罷居候處侍一人相尋被成候、北國左エ門罷出
被致對面候處右之人被申候ハ中島北國左エ門殿ト申候ハ貴公之御
事ニテ御座候哉、貴公御名先達テ承居候、數年御目掛度存罷居候
処今日始テ得御意残所無御座候、御近付ニハ又重テ緩々御宅江以
參心事可申上ト被申候テ相分レ被申候トヤ、此人名ハ失念ニテ
候、此人ハ上方ヨリ被召抱置北國左エ門江イマタ不會内ハ左モ可
有之ト存居候様子始ニ相替リ心中如何被存候哉、其後此人御當地

御暇ニテ上方之様ニ被罷登候由、

一諸士何篇申付候儀、於相應之儀ハ不可難渋、若及異儀ハ可有其沙汰候事、

一昔萩原之住人白尾利右エ門事ハ関ケ原ヨリ御帰國之時分伊賀之邊路御通ニ付中途人家有之、利右エ門走入見候處六十余リ双髪之男後ニ長刀ヲ掛置居候處、利右エ門申候ハ御當地罷通申者ニテ御座候、別テ勞レ申候、何ニテモ食事ニ相成物御座候ハ、少シ被仰付

度申候處彼男申候ハアナタニ飯ヲ進セト申候故下女ト相見得候者椀具取合候様子ニテ御座候間、手ヲ出シテ是ニ被下候ヘト申候テ紙壺枚ニ包ミ罷立時分右之男彼長刀ヲ取テ跡ヨリ参リ候様子ニ御座候故、目掛之分ハ静ニ歩ミ木戸出ルト走候テ惟新様江奉追付右之飯ヲ馬柄杓ニ移シ御前江差上候得ハ、利右エ門イツクヘ行候哉ト御尋ニ付右之段言上仕候、其時楚忽之者ト御意被遊、右之飯一口被召上候テ御側之手負者江被下候トヤ御下國之後同年十月十日三拾石之御感状被仰付于今格護仕居候、

一不寄上下喧嘩可為停止、縱無理非道ヲシカクル者アリトモ其場致堪忍可遂言上、若私ニテ於事破者不及理非之沙汰双方可加成敗事、

一諸外城衆中地頭之下知不可相背、別テ於戰場ハ地頭之手ヲハナレ他ノ手ニ付如何様之高名仕候共不可為忠節曲事之段可申付候、若又地頭無理之儀アラハ可致披露事、付出陣之時小給人衆在所ヨリ持道具自身持ヘキ事、

一昔慶長五年之極月ヨリ御分國中風聞申候ハ上方勢薩州江罷候様ニ取沙汰有之、扱又肥後隈元城主加藤主計頭清正近國之諸大名同意ニテ同國水俣江押寄候由ニテ夜白御普請有之、差圖人松岡勝兵衛塙井戸口北之方尾崎ニ矢倉上ヶ御城内ニ諸土被召移候、勝兵衛モ矢倉御番ニ被召移、此時被召移候人数和田圓覺坊・木脇形部左エ門・押川強兵衛・猿渡忠左エ門・大村市兵衛・井尻半兵衛・米良伊豫守・松下治右エ門・木原四郎左エ門・安藤権右エ門・家村杢之允・山内傳右エ門此時諸士江被仰渡候、

一百姓耕作卯之刻ヨリ出戌之刻ニ可帰事、女共モ作ニ可出事、一忤者百姓ニヨラス走タウ無時タカヒニ有可致許容事、一諸侍召ツカウ者男女ニヨラス日夜片時モイタツラニ居マシキ事一就用段召寄ル人遠近ニヨラス不可移時日相定候儀式供使飛脚等ニ至適差當タル日限不可相違事、

一縁者親類ヲ催一揆イタス事アラハ本人之事ハ不及是非同心之者共

二可成敗事、

一常之振舞二汁二菜塙山椒樹カハ可為此外事、私ノ大酒可為停止、
一毎度出陣之儀日限ニ過無沙汰之者アリ、如此之類後日其科可有糺
明事、

右條々若違犯之輩有之者、於侍者可沒収所領、於凡下者堅可加
成敗者也、

慶長六年八月七日

家久御判
惟新御判

龍伯御判

右御城内被召置候人數同十一年川上四郎兵衛・本田源右エ門御使
ニテ此節惟新様御事帖佐・平松之様御移被遊候、御先移ニ右之
衆平松之様被召移候、同十三年又加治木之様ニ御移被遊候ニ付此
時モ右両人之御使ヲ以右之人數加治木之様被召移候、日木山御狩
之場御鷹野々場見合可申由被仰渡候、御先移ニ罷移候、

一昔慶長十三年惟新様加治木江御移被遊候ニ付前以コウ路御見分ニ
被遊御越、此日御供之御家老川上左近将監殿御使衆新納奎右エ
門殿ニテ候、其日御立宿ハ向江町藤崎伊与宅ニテ御昼飯被召上、
其時諸院ヨリ進上物町中ヨリモ銘々進上物差上、加治木コウ路割
惣テ御下知ヲ以繩張被仰付、町之本通りハ今横町ニテ候、其時ハ
上ハ町ト為申由候、本誓寺モ本ハ上ハ町ニ有之タル由候、其後町
人之子共殿之真似シテ御科目ニ寺領被仰付、四書一部ツ、被仰付
讀仕舞次第二御赦免之難有サニ町方御通被遊候時分ハ、内ニ食事
仕候時分ハ箸ヲ置テ土地ニ下リ、殿様御通ヲ承候得ハ物越ヨリモ
力ヽミ居申事御座候由承申候、御屋形ハ御殿作之家七ツ御坐候由

惟新様御逝去被遊候後追其マヽ被召置候、暫アツテ元和六年又八
郎様御懷様御移越被遊候処加治木東之丸御懷様ト申上候、左候處
虎壽丸様御懷様モ御移越被遊候故西之丸御懷様ト申上候、又島津
安藝殿御懷様モ御移越被成候、是ヲ中之丸御懷様ト申上候、依之
黄門様御在國之時分ハ加治木ノミニ被遊御座、御家御燒失ニテ候
得共本之通又棟上リ候、御家七ツ本之通御普請有之、依之加治木
東之丸・西之丸・中之丸ト唱ヘ申候、

一昔御里馬場之住人別府助右エ門ト申者惟新様未帖佐江被遊御座候
時分御屋形之近方ニ罷居候、一子三才之時母致死去、此子亀松ト
申候、或夜亀松ヲイタキ臥居候處近所之人夜半過ニ門ヲタヽク、
助右エ門出書院江呼入用事ヲ聞ニ客被申候ハ、御方之亀松殿ハ被
居候哉ト相尋候ニ付助右エ門返答ニ是ハ存外成儀御尋被成候、亀
松事只今蚊屋之内ヘ臥居申候、如何様亀松儀ニ付夜半過ニ御出候
テ御尋被成候儀無心元存候(衍カ)候段申候處、其時客ヨリ被申候ハ成程
御不審御尤ニ存候、先亀松殿被臥居候哉御覽可被成ト被申候處蚊
屋之内ヲ被見候處相見得不申候、其時助右エ門相驚キ只今迄拙者
懷ニイタキ御方御出ニ付テ跡ニ寝セ置候儀無別条候處、是ハ不思
儀千万之事ト被申候、客之曰、其儀ニ付罷出候、拙者儀只今向江
之小鳥之邊罷通候處彼墓原ニ先比死去被成候貴公之御内室・亀松
殿供ニ被罷居候儀見届別条無御座候ニ付拙者ニモ餘リ不思儀ニ存
候故乍御無礼夜半過ニ罷出候、貴公御同道申候テ只今彼墓原江可
參由被申候處、如案亀松母諸供ニ遊ヒ罷居候故助右エ門行掛候得
ハ母ハ影形モナク消失セラレ、助右エ門亀松ヲイタキ中之渡ヲ相
渡罷帰候、上別府川先比之洪水ニ高樋ノ橋落テイマタ川モ大ク、

三才ノ亀松如何シテ相渡候哉客ト物語ニテ相別レ候、其後亀松事モ
繼母アリ、此母亀松ニ別テ無町寧ニテ殊之外當リ惡候故亀松傍輩
之衆江申候ハ我レ無調法者故繼母我ヲ嫌フ、我何方江成トモ可參
所存ニテ候段惟新様被聞召上、亀松ヲ被召出被仰下候ハ上方ヨリ
被召抱置候中村吉右エ門跡無之、彼跡〔頭註〕
〔御振舞帳二八別府源八ト有之候〕相続可仕由被仰付中村源八
ト相改元和七年之衆中帳ニ七拾五石ニテ候、其後中納言様ヨリ岩
屋寺持佛堂御再興普請奉行之内中村吉右エ門是也、右持佛堂之
御本尊ハ幼少様御影ニテ御尊躰ニ御書付有之、幻少生還本童子天
正四丙子霜月廿二日午刻逝去、歳六才金泥康巖作ト有之、棟札有
之、寛永四年三月日普請奉行中村吉右エ門・岩崎主計頭・堺岐覺
左エ門此三人ニ被仰付候由相見得候、岩屋寺山中ニ登リ壱町余之
處ニ觀音堂有之、元徳年間ニ再興之棟札有、坂中ニ石佛段々ニ
有、永正大永之年号也、岩屋寺二王門者中納言様御意ニテ鹿児島
大乘院江御直シ被遊候由今二王堂是也、助右エ門甥之小吉事モ親
父ハ根白坂ニテ戦死故幼少之時分ハ此家ニテ生長シ其後御側ニ被
召仕候、助右エ門ハ加治木江被召付後仁礼ニ相改互之贈答有之、
願成寺千阿弥陀御寄付之内ニ中村吉右エ門後家八躰之寄進也、

一昔天神馬場之八杉十郎右エ門、慶長六年之冬國分富之限御屋形
江國泰之刀進上仕候、長二尺三寸此時猿渡新介殿ニテ進上仕候処
久長肥前入道江御見セ被遊候得者御國ニ珍敷刀之由被申上、國泰
鍛治ハ一代ニ刀數作不申候、其故ハスミ金子壱貫目宛ニ相定作申
候故世上ニ多無之由被申上御取入被遊候、依之十郎右エ門江加治
木之内佳例川村高四十石可被仰付段伊集院抱節老御取次ニテ被仰
付候、此比備前中納言秀家公御當家御頼ニテ被罷下候、御土産被

成度由御座候間黄金七枚ニ御所望被成度由節覚被仰候得共御遣不
被成候由、其時分宮内ヨリ捕者三人參候ニ付阿多洞雲老江被仰渡
候ハ此刀ニテタメシ被仰渡候、則洞雲老檢使ニテ平野左近將監殿
御タメシ被成候処、切レ通り刀ハ土ニ切通り候得共刃モコホレ不
申候、依之洞雲尤抱節老・利安老御相談之上ニテ右之次第被申上
候、跡兩人之科人ハ御赦免被仰付被下度由被申上候処洞雲次第ト
御意被遊候故、此罪人モ助命ニテ右刀ハ別テ御秘藏被遊候由候、

一昔惟新様御代毎年兩度宛於御屋形御振舞被仰付事候、酒ハ白酒之
由候、左候テ御暇之時分ハ下座ヨリ罷立事候、座席ハ高下ナシ諸
士之子共四五才ヨリ召列參上可仕、女子ハ十二三才迄ハ召列可申
由被仰渡御道具衆・御中間衆・御小者衆、帖佐・蒲生・吉田・山
中衆中諸寺院迄古帳ニ相見得候、扱又盆両夜ハ毎年諸士中ヨリ思
ヒ々々ノ摸様ヲ出シ御屋形之馬場左右ニ灯爐掛有之、是モ惟新様
思召ヲ以為被仰渡事之由候、有時惟新様御差出御覽被遊候処角屋
倉之下ニ刀ヲ砥候繪ノ灯爐有之ヲ御覽被遊、爰ニ大山利兵衛刀ヲ
砥候ト御意被遊候ト御意被遊候、御通リ之由大山利兵衛ハ諱方馬
場住人ニテ有時表番ニ罷出勤候処今日帖佐・餅井・田原御鷹野
ニ御差出大番中御供被仰付候、早速罷帰朝飯相仕舞早々參上可仕
由被仰渡候付、番衆罷帰皆參上仕候得共大山利兵衛未參候故利兵
衛所江參見届可申由被仰付、走行見申候処無身躰者故朝飯イマタ
不相調、母麥之粉ヲ引ク湯立可被下候処向ヒ參候故今爰ニ洗飯被
下候ト申、直ニ同道ニテ參上、其日餅井・田原御鷹野於場所御奉
公人ニ勝レテ相見得候、其後委細被聞召上利兵衛江御米俵被仰付
候由、此年別テ飢年ニテ十石ニモ相及程之年ニテ御坐候由、

一昔惟新様御代ニハ加治木給地高三万六千石有之候処御逝去之後元和六年二百石以上ハ四部一・百石以下ハ三部二之上地被仰渡、諸職人之高ハ皆同御取揚被成候、三月十二日大野左近將監・吉田六郎右エ門、同七年中納言様被召移、上井次郎左エ門・比志島河内守兩人江給地高之役被仰渡候処一万三千七百石余御坐候、此時衆中三百九人、惟新様御逝去被遊候ニ付諸土過分ニ鹿児島之様罷移候故人數如此相減候處、同七年ヨリ中納言様加治木ノミニ被遊御坐候故又過分ニ鹿児島ヨリ被召移候、同八年五月加治木高ニ相増シ候衆高貳百石市来備前守高貳百拾石阿多内膳亮高百五拾石肥後土佐守高拾五石^{百ノ字落ルカ}伊地知對馬守高百五拾石川上佐渡守同百五拾石鎌田伊賀守、其後又鹿児島高ニ相直リ候衆高千三百五拾五石三原左エ門佐四百拾貳石川上助八高五百拾貳石市来掃部助高六百貳石之内百四拾八石余、八文字屋返銀上地比志島河内守高百九拾四石余八文字屋返銀上地百拾八石余ハ加増給分直ニ上地七拾六石余給地之内上地本田源右エ門高百五拾石外二百五拾石余八文字屋返銀上地伊丹道甫右之衆ハ加治木江居付ニテ候、又鹿児島江移衆高共高百五拾石鎌田勘兵衛高百六拾九石肥後主馬首高百貳拾三石五代正助高九拾五石野村吉之丞高七拾八石三原市右エ門高七拾五石坂元與左エ門高三拾五石為足高廿六石里村織部入道十左エ門平田氏高込テ三拾三石高十五石伊地知對馬守高十石新納三河守高八石稻田仁右エ門高貳石三斗井手籠惣左エ門高壹石四斗東郷仁藏跡高九石大窪備前守高三石和田新二郎横川江移ル、寛仁元年七月鹿児島高被仰付候衆廿八石木野田仁左エ門高廿七石大村市兵衛高四石端山喜右エ門高貳百貳拾石鎌田傳左エ門高八石有川早左エ門加增高七石中馬壹岐守、右之衆江八仁礼右近殿御使ニテ加治木高ニ直候也、

一惟新様未帖佐江被遊御座候時分於願成寺大學之物読被仰付諸士之子共被召寄聴聞被仰付候、惟新様御事モ毎日御差出被遊然処塩賣壱人參候テ客殿之庭江手籠卸置是モ縁之下ヨリ聴聞仕候力、此者申候者近比慮外千万ニテ御坐候得共今御讀被成候処左様ニテハ聞得不申候、讀様ヲ替テ御讀被成候、可然ト申上候、其時詰合之衆ヨリ其者推参成事申候者哉、此御坐殿様被成御坐候、早ク立去可申段シカリ付候処惟新様御覽被遊、其者ハ何國何成者ニテ候哉ト御尋候ヘハ塩賣縁之下ニ畏リ申上候者私事日本人ニ非ス異國之者ニテ御候歟、日本江相渡京都江罷居候得共乱國之砌故御當地ヘ罷下リ爲家業塩賣ニ罷成イマタ居住モ相究不申者ニテ御坐候段申上候、左候得ハ大學ヲ讀候得ト被仰下候処硯ヲ申下只今被讀候処ヲ書調読様如此也ト差上申候、何歟成者ニテ何ト申者ニテ候哉ト御尋被遊候得ハ友監^(友賢カ)ト申者ニテ代々易者之家ニテ江夏ト申所之城主ニテ乱ニ合候テ日本江相渡候由申上候、依之惟新様被召抱高屋敷被下、其後加治木之様ニ被召移、垂口今野村金兵衛大山利兵形之繩張モ此友監江被仰付候由、友監ハ慶長十五年ニ當地ニテ死去、墓所實窓寺江有之、嫡子筑前守ニ閑其子内記加治木江被召附候時三百三拾貳石ニテ候、友監江秀吉殿下ヨリ被仰付候御 禁中様ヨリ被仰付候著木杯此子孫無筆故紛失仕才シキ事ニテ候、

一昔有馬山之丞ト申者道場原之住人ニテ候、此先祖三代戦死之者ニテ元來肥前國有馬郡之人ニテ筑前守豊前守トテ兄弟惟新様飯野御在城之時分御當地江參上仕候故馬関田之内池之峯ト申所知行三百石被仰付置候處、元龜元年午五月曾木之永野之城主渋谷新兵衛寄

手馬越之地頭鎌田尾張守大將ニテ被攻候處双方大乱ニ及ヒ味方悉

ク戦死ニテ尾張守殿モ必死ニ相究リ、若武者共十騎計敵陣ニ欠込

ミ無比類相勤終ニ戦死ニテ候故尾張守殿モ帰陣ニテ候、其内ニ山

之允三十八才ニテ戦死ニテ候、其子ニ源七ト申者七才ニテ候、祖

父豊前守養育ニテ候處、同三年五月四日於飯野木崎原ニ伊東方御

合戦ニ惟新様御備相崩、惟新様必死御究被成候時騎馬七八騎敵陣

ヲ欠破リ皆々戦死之内豊前守事右之人數之内ニテ候、其後源七ハ

御側江社召仕七兵衛ト御改被下朝鮮國迄御供仕、直ニ伏見江御供

ニテ候處ニ慶長五年子八月一日伏見之御城松丸口寄手之一番鑓生

年三十八才ニテ其日戦死仕候、此日家來江申置候ハ今日若打死候

ハ、手鑓ハ國ニ持下リ、一子千代丸兄弟二世之形見ニ可相渡旨

書状迄相認召置候ニ付右家來持下リ候、鑓者今後藤新七所江預置

候、若狭之住冬廣ニテ候、諸書付等モ有之、千代丸後茂右エ門ト

云加治木江被召附候、屋敷ハ今鬼塚四郎兵衛罷居候、

一昔惟新様御前ハ求摩之相良義日ノ御娘ニテ惟新様飯野江被遊御坐

候砌肥後方卜段々御合戦有之、此比相良殿事モ御當國江御隨心ニ

テ兄弟子共之衆證人ニ被遣置候、其後右子共ヲ繰取又肥後方江隨

身被致候ニ付惟新様御立腹被遊如何被思召候哉、右求摩御前ヲ御

離別被成候、然共求摩江ハ御越不被成加治木之内ニ邊川村トテ山

田之飛地有之、此名五百石ハ右御前様御私之御白粉田ニテ御坐候

故此處江御越被遊邊川之觀音淵ト申所江御手ニ灯明腕香御守リ、

一七日昼夜川中ニ御立被遊終ニ川中ニ御逝去被遊候、依之御側之

女中川流ニシタカヒ上木田山ニ落ル數十丈之大滝ヨリ身ヲ投ケテ

皆死タリ、御供候者滝ノ東の方山中ニ御石塔ヲ奉建立御菩提奉弔

候、今ニ此滝ヲカモシ力滝ト云、滝ノ下ヲ櫛流ト云、滝ノ西ノ坂
ヲイツノ坂ト云、文字ニ結手ト書候由、此滝ニ黄門公御歌アリ、
散ル花ノ流レヲ留ル瀬モアラハ落テモカヽレ滝ノ白糸

タノメツヽ君カコヌ夜ノミタレ髪結手ノ坂トマチカネニケリ

此時飯野ニテ色々他宇ノ事共御坐候ニ付保寿院ト申寺御造立被成阿弥陀堂御立被遊、惟新様被成御座候テ御崇敬可被遊御願ニテ段々御夢相共御坐候ニ付、御前様御婚礼之時被召列候松葉李左エ門一子ヲ出家ニ被仰付光觀坊ト申候、真言宗ニテ候、天正十八年寅四月六日光觀坊ヲ京都江御遣被遊吉田殿江被仰入、御前様神号御申下シ被成、此時宝觀大明神之御神号御璽御下リ被成、加治木上木田之御石塔惟新様御差圖ヲ以宝觀大明神御宮御建立被遊、

惟新様ハ直ニ栗野江御移被遊候、夫ヨリ朝鮮國江御渡海ニテ文禄四年ニ帖佐江御移被遊候、此時帖佐寺師村ヘ十一面觀音御建立光觀坊被召附、同十年平松江御移ニ付右觀音岩鋤邊江、御願成ニテ

ト申寺御建立被遊寺之御本尊ニ被遊、光觀坊事ハ宝現開山ニ被仰付、此時神領高三拾石御寄附被遊、依之于今御物御修甫御寄附物

等有之、御宮之右脇ニ御稻荷堂有之、飯野ヨリ御還宮ニテ滝之下ニ有之候處ニ、其後此所江御還宮有之由、光觀坊事ハ元和八年二月十日於當寺儀化、

一昔帖佐願成寺千阿弥陀ノ御施主ハ久保公・忠恒公之御母公堂宰相

様ト申上候、三十五軀之御寄附惟新様ニ軀上床宗圓六十一軀其外

人數有之、右宰相様御事ハ國分御上様御一所ニ大坂御城ニ御詰被成、慶長五年之秋迄ハ大坂御城ニ被成御座候、御帰國之後依御志

願御建立、同十二年二月朔日御逝去被遊御寺伊集院妙國寺御影御位牌御立被遊、依之芳真様御位牌相立寺内ニ御寺御建立、依之芳真軒是也、実窓寺ハ其後破壊実窓寺御牌ハ長年寺江御真リ被成候、跡本尊地藏于今実窓寺旧地有之、此旧地ニ伊集院源次郎殿石塔有之候処其後此石塔帖佐天福寺江相直リ候故于今杉森屋敷百姓新右エ門元禄年間ニ杉森之下ニ本之通源次郎殿石塔建立、心香良安庵主慶長七年八月十七日源次郎殿奥方ハ惟新様四番目之御姫ニテ源次郎殿江御娘子一人被成御座候、源次郎殿隠謀相顕レ都之城御攻落被成高一万石被仰付帖佐御屋形之後三十町之地ニ被召置候、忠恒様御上洛之御供ニテ被罷登候処於野尻御誅戮被遊、死躰野尻ヨリ帖佐江持越ス答候處加治木道ニテ御移被遊候テ御側之右奥方御親子事惟新様加治木之様御同道ニテ御移被遊候テ御側之様ニ被成御坐候、右御高之納ハ別ニ竹下江御藏有之候、今濱田藤左エ門屋敷ニテ候、其以後右御親子様慶長十八年江戸御證人御屋地様御替合トシテ御上洛被遊、惟新様御事毛京泊之港道御送ニ御越數日御滞在被遊御上洛之御供上床藤右エ門・曾木五兵衛御役人被仰付帖佐御屋地様ニ御替合被成候、江戸御詰合之衆町田勝兵衛殿・上井次郎左エ門殿・伊勢兵部少輔殿・蒲地備中殿杯御詰合被成候、此比惟新様ヨリ右姫様江被仰遣候御文ニモ今度南郷淡路下着ニ付大御所様ヘ之御進物於江戸本多佐渡守殿御取成ヲ以テ御書出シ被遊候、扱又備中ヲ始勝兵衛次郎左エ門・宗圓五兵衛杯ト御坐候、曾木五兵衛儀ハ御上洛之砌於京泊急ニ被仰付候故代之儀ハ東條隼人ヲ御見合被置候段扱又孫殿事當年十五才之ヤク池田ト齋御札守般若寺御祈念之段御供衆之守六十三差上由候ト有之、扱又此時分ニ寺沢志摩守殿江戸御詰合ニテ此御方御屋敷節々御見舞

被成、右御姫様方ヘ別テ御叮囑被仰候段、依之寺沢殿御方江モ惟新様ヨリ之御贈答段々ニ相見得候、扱又志摩守殿御出被成候ハ、旁々御礼宜相達可被申由被仰登候由御文ニモ相見得候、其後源次郎殿御娘子御事ハ伊勢之桑名之城主松平河内守殿へ御縁與被成、彼御方江御越被成其時分御供田中内膳正被召附彼御方江暫罷居候、其砌日野大納言輝資様江御目見被仰付御先祖様昔薩州穎娃郡硫磺崎ト申所江御左遷之砌國主ヨリ田中門差上置候、其時分之御子則私先祖無御別条、其時分被召残置候御證書差出候故日野名字資之字御系圖案拝領被仰付于今御目見御贈答仕来候、扱又江戸江御證人之御姫様御事ハ御下向之後今之御厩之地ニ被成御坐候故御下様ト可奉唱由被仰渡、依之加治木竹之下之御藏ヲ御下様御藏ト諸書付ニ相見得候、其後鳴津下野守殿江御取合被遊、其後ハ竹之下之御藏ヲ又下野守殿御藏ト書記有之、

一昔伊勢平左エ門殿屋敷ハ今普請方屋敷之内南之方角屋敷ニテ候、平左エ門殿事ハ惟新様御家老御勤被成候人ニテ高麗・閔ヶ原御供被致、其後加治木之様被召移嫡子弥八殿代道柳田江被罷居候由諸書付等ニモ相見得候、左候處肥前唐津城主寺澤志摩守殿御縁中ニ付此御方様ヨリ御違返之御使平左衛門殿江被仰付肥前之様ニ被差越候、彼方家老高畠新藏ト申者有之、志摩守殿江御違返之御使首尾能相濟罷帰候時分右新藏ヨリ被申候ハ私宅江一刻御立寄可被下御茶一ツ進上可申由被申候、平左エ門志摩守殿ヲ御暇之時分新藏若相招事モ可有之、左候得共被立寄候處無用也ト御叮囑被仰聞候得共平左衛門大武篇之人ニテ御坐候得ハ無辞退モ被立寄候、然處茶亭江相招キ平左エ門江切懸候ヲ手取ニ取候、然共脇ヨリ打果申

候、左候テ右新藏致切腹平左エ門死駄彼御方ヨリ御送被成候、於加治木雜說仕候ハ平左エ門後疵之様諸人申候ヲ惟新様被聞召上兵部少輔殿被召出棺之蓋ヲ被開御覽被遊候處指之侯抔其外皆々向疵ニテ御坐候、依之大株寺江御葬被成石塔追被仰付候由藪之内ニ旧石段々有之候得共俗名無之故是ト申事不相知候、平左エ門殿石塔ハ伊集院妙圓寺ニモ有之候様承候故妙圓寺江參詣仕候時分相尋候得共無之由ニテ其時之住持江申、過古帳抔拝見仕候得共相見得不申候、御舍弟兵部少輔殿屋敷ハ其時分中洲之今ハ桑畠孫助屋敷ニテ候、貞昌御事ハ又八郎忠平公御弓親ニテ御坐候由ニテ御互之御贈答段々相見得候、貞昌御上洛前方細々之御意見之御條書抔拝見仕候、諸士被召附候御請文モ貞昌之御判下野守殿御連判モ有之、

寛永十七年ニ江戸御夫婦御上洛ニテ同十八年四月三日於江戸死去、依之其時分江戸御詰合北郷式部少輔殿・新納右エ門佐殿御方江又八郎様ヨリ同四月廿二日之御書ニ相見得候、貞昌ヘハ御男子無御坐中納言様十三番目之御子御養子隼人正貞照公ト申上候由貞昌御死去之時ハ十二才ニ被為成候由、依之大株寺江御石塔被召立候由貞昌之御法名俊翁豪英居士、惟新様御報案ニ一不存寄時分預御使札候ト書出シ有、寺沢志摩守殿江七月十一日一久敷無音罷過候之書出シ有之、寺沢志摩守殿江十二月三日一度高畠新藏殿江申入候ト書出有之、同志摩守殿江十二月廿九日、

一吉祥寺庭前大松ノ下ニ昔ヨリ經塚ト申テ箱入之石碑有之候得共世人見ル事ナク如何成故ト相尋候得ハ當寺開山松岳和尚ト申ハ惟新様御帰依僧ニテ高麗江御渡海被遊砌御陣僧ニ被召列可被下由被申上候處、此節御陣僧ニハ志布志之大慈寺大願寺之鳳山江御約束ニ

テ候間御跡ニ御武運長久之御祈禱被仰付、依之法華一万部之読誦相勤被申上御帰朝之後御子孫為繁昌亦法華三千部之読誦相勤、慶長十二年未四月廿二日松岳印ト日帳于今當寺ニ有之、此時迄ハ別テ小庵ニテ御坐候故比志島河内守江被仰付寺御建立被遊此時寺領三十石御寄附被遊候、其後元和四年春惟新様思召ニテ小島ヨリ真石ノ竿石ヲ被召寄法華一万三千部之石碑ヲ被召立、銘筆ハ文之玄昌和尚江被遊御書ヲ其銘云、

奉讀誦法華妙典一万三千部、擅^(權カ)越島津十七代藤原義弘敬白、伏願慶長丁未身心堅固家國豐饒武運享通子孫繁昌、元和二丙辰仲春時正日讀誦妙門東堂松岳

一昔天神馬場之大工神田助左エ門ト申大工ハ兼テ大敵言ワイフ者ニテ御坐候処、其比御屋形御普請ニ毎日罷出御看經所天井ヨリ次財ヲ釣候処下ヨリ大工々々ト申人有之、助左エ門ヨイト申候得ハ今日イマタ喰ヌカト申ニヨリ奥ノ禪門抔力マタ喰セヌヨト申テ其人ヲ片フキ下ヲ見候得共不相見得候、外之大工共申候ハ助左エ門只今ノ人誰ト思ヒ候哉、惟新様御差出御意被遊候故右之悪口故殊之外御立腹之御様子ニテ奥之様御引入被遊候、右之断被申上可然ト申ニ付助左エ門モ始テ相驚キ近比龜忽千万今更贍ヲ嘔トモ益ナキ事ト申内ニ奥ヨリ只今之大工御用早々御書院江可罷出ト被仰付、助左エ門モ今ハ難遁ト存定テ御手包丁可被仰付事案之内ト傍輩共ニ暇乞候、扱又宿許江モ右之趣共ヲ申送リ早速御前江罷出候処大工只今禪門カマタ喰セヌト申タナト御意ニテ候間成程奥之禪門抔カマタ喰セヌヨト申上候、其時御意ニハ奥ノ禪門力只今喰スル喰ヘト大盆ニ白鳥ヲ持來候ニ付助左エ門ハ是カ御手包丁之最後之盆

ヤト引請々々五ツ六ツ呑候處、御前ヨリ大工マタ喰ヘト御意ニ付
又二ツ三ツ被下候處マタ喰ハヌカト御意ニ付モフハ得不被下候段
申上候處、御用無之下レト御意ニ付助左エ門此時夢ノ覺タル心地
ニテ御前ヲ罷立納殿江相下リ、助左エ門今コソ鰐之口ヲ逃レ候逆
御普請奉行江御暇申、大工中ヲ我宅江同道イタシ誕生祝ト名付大
祝仕候由、

一昔椿窓寺之鳳山和尚事ハ山門出生之人ニテ於正龍寺出家ヲ被遂、
川カ
後露田之大願寺江被罷居候處文禄元年ニ朝鮮國江被召列御帰朝後
當寺ニ被召置、寺領三十石右御感状被召附候、萩原寺ト申候、當
寺ハ日新公御姫御西様御事ハ肝付兼貞之娘御懷様ニテ椿窓妙榮大
姉御石塔有之、依之椿窓寺ト為申由候、其後鳳山和尚事ハ出世為
本ノマ（イニ教）
敬行被致上京候三付被仰付置候、御感状高三十石之内十五石北村
三左エ門江相勵、此銀子ヲ以上京之後黒川江隱居所是鳳山軒ト申
磯邊澤巖ニテ急成高山別テ絶景之庵ニテ御坐候故黃門公御事節々
御光駕被遊巖上ニ躊躇盛リ之時分御入被遊、御詠歌御短冊于今椿
窓寺ニ有之、

一昔安國寺ハ暦應二年尊氏建立之、一國一寺之寺ニテ延文三年等持
院殿一品左將府仁山義公大居士當寺之供鐘ハ肥前彼杵庄鈴田村之
竹園山廣教禪寺大願主量倩、永和五年未仲夏廿八日再銘ニ大平山
安國寺比丘雪庭叟英朔永正十六年八月日ト有、當寺往古殊之外大
地之由今南惣門アザナノ所造ハ寺内之由候、黃門様當地江被遊御
坐候時分ハ大龍寺文之和尚ヲ被召置、此時分黃門公御意之趣ニテ
当寺本尊ハ大龍寺江被召置、直カ十六羅漢ハ伊集院妙圓寺江、山門ハ
鹿児島御城路地江、鐘樓ハ當御屋形之御數寄屋ニ被召成候由、此
比矢野自徳院ト申禪琴之上手有之、文之ハ轉人ニテ黃門様別テ之
御帰依ニテ候由此比福昌寺廿三世大川和尚遠島被仰渡候、一卷毛
文之自徳院抔仕業之由候、大川自殺之砌書物貳通被差上候内ニ壹
通ハ弟子法類三十餘人ニ跡式之事大龍寺自徳院御披見可申候、福
御帰朝之時分御土產物之内ヲ當寺江被召附候、

昌寺遠島之儀ハ文之自徳院仕業ニテ候、奥州様江參又ハ御老中江
モ有之候得ハ此衆仕業無別条候、文之ハ九月晦日死去、当寺ニ葬
リ客殿之西ニ墓有、初ハ宮内正興寺四十一世之住持文之易傳有南
浦文集モ文之書元和三年之二月廿三日之書物、

一昔萩原之住人白坂七右エ門入道与竹卜申者親美濃守昌棟、横川之
城主ニテ飯野北原家江致隨身候處三天文十三年之比ヨリ惟新様江

御奉公仕、文禄元年高麗江親子三人御供嫡子助七郎・次男助六召
列罷越候處嫡子助七郎事於高麗番船戰之節戰死仕候故與竹事次男
助六供ニ直ニ伏見之様ニ被召列候處、慶長五年八月一日伏見寄手
ニ御加リ被遊、其日助六事戦死ニテ候、与竹一人ニ罷成直ニ御供
仕関ケ原ヨリ御帰國ニ付不離御側罷下リ、同十月十日ニ高百石之
御感状被仰付于今格護仕候、昌棟・與竹孫子召列帖佐ヨリ加治木
江被召移只今之屋敷被仰付、其後德千代持留之知行百三十五石ニ
テ御小姓役之マ、又八郎様江被召附候、美濃守次男將監事モ高麗
方々被召列、其後當地江被召移嫡子仲右エ門持留之高百石ニテ被
召附候、此嫡子與一左エ門事美少人之若衆ニテ近國ニ肩ヲ并ル人
ナケレハ見ル人恋不寄トイフ事ナシ、此時島津甲斐殿抔モ鹿児島
ヨリ夜ナ々々被通候故今二才衆甲斐殿道行ト申候座頭之歌ニ寢ラ
レヌマ、ニ思ヒ立出ルト被歌候、天相寺之鐘ヲ名残トハ椿窓寺之
事也、白坂與一ハ椿窓寺近方也、七右エ門家々ハ惟新様ヨリ被仰
付候、御捨^{ヒネリ}等有之美濃守昌棟覺書系圖等有、

一昔入唐之画工弓削等□ト申者元龜年中致入唐、其後國分富隈御屋
形之時分國分ヨリ當地罷移、為山ハ道場原江罷居前川為仙江相付

(薩カ)

醫道藝古仕候、然處為山ヲ爲仙智ニイタシ、爲仙江ハ無世子、為
山子為左エ門ハ為山孫ニテ候故致養子前川爲左エ門ト申候、元和
七年之御改ニハ為仙高六十七石ニテ、其後寛永十一年為仙被召附
候時六十二石ニテ候、其後之衆中帳ニ八十五石ト有之、同十六年
之衆中帳ニハ爲仙無高ニテ候、其後前川爲左エ門事本之弓削ニ相
改等薩判之物爲之書籍醫書等過分ニ當藤左エ門所持ニテ候、

一昔高麗國ヨリ被召列候焼物師仲次郎ト申モノ帖佐之宇都江被召置
燒物細工仕候處惟新様加治木江御移被遊候ニ付日本山之地江被召
置候、今滝口坂之下壺屋門百姓屋敷是也、芳仲ハ其後吉原之様ニ
被召移候、此時芳仲事モ諸士一樣ニ又八郎様江被召附、左候テ右
燒物場ハ春日寺西脇山中江被召立、此時燒物別テ相勝レ殊外結構
ニ出来候故御高札造被召立御物入之場所ニテ御高札之寫モ于今
有、其後場所ヲ小山村ニ相直シ子孫山本碗右エ門日本山燒物場
之時分高麗國ヨリ持渡候茶碗土貳十四俵壹岐五兵衛檢者ニテ堀込
置候由ニテ五兵衛肥後ニ尋失ヒ于今相不知候、才シキ事ニテ候、
近年壺屋門近所山之片脇ニ大キ成大穴堀出候時分右之茶碗土心掛
候得共土器道具燒物等少々有之候得共土ノ有所ハ不相知候、

一昔高麗人被召列候内ニ蟠飼市右エ門ト申者ハ當古城大手之坂之下
壹反計之屋敷ニ^{本ノマ、}巒々蟠ヲ飼候テ罷居候、寛永十一年諸士被召附候
内ニ市右エ門モ被召附候テ後小川市右エ門ト申候、後鹿児島江被
召移候、此時分為仙・爲足・爲革・一官・陳之・六官杯皆當地ニ
罷居候、高麗御土產御花園之石臼ジユンサイミツ蟠バメキ鳥ト三
助鳩白小藤長年寺之十玉像九幅椿窓寺佛檀之額板唐棕櫚是御花園

柳之御庭ニ有之、高麗ヨリ直置レ候テ十尋餘リモ御坐候處先年之大風ニ吹倒シ其珍敷有、

一昔道場原之住人大佛師康巖卜申者ハ京都七条之大佛師ニテ候ヲ被召抱置、妙圓寺本誓寺之御尊影奉彫刻其外此人細工之諸佛有之、寛永十一年ニ諸土一樣被召附武具御改ニモ鑑一本卜有之、其後病中ニ上方者一人相付居看病仕候處ニ死去之後大佛師之系圖諸書付上方之様持參仕候由當分鬼塚助四郎屋ニテ候、

一昔春日寺ハ慶長十年竜伯様御建立被遊、其時御安^{置力}奇之御位牌大中良等庵主雪窓妙安大師湖月宗江大禪定門執筆ハ文之・玄昌和尚富之限御看經所之御位牌モ文之奉書候故此比上方真言之客僧ト文之・門答^{本ノマ}破收茂有之、客僧曰國分城^{内カ}下之殿中御看經所之過去名帳之中於善女人法名之下向大師書之焉、破曰我未見我未聞矣、世間多以称大姉尔若有可書大師本祝者書テ造我則可致其過者也、夫大

師者三公之一名テ天子諸師法也、於釈門亦然也、古來之高僧爲帝王師者以称大師矣、何女人之法名得称大師矣、當寺古往義伯山存^{為カ}院然^{院カ}開山蘭香和尚檀越肝付彈正忠兼盛永正十一年建立、嫡子三郎五郎兼寬代^{文禄四年}喜入之様被召移、其節當寺モ喜入ニ被召置今^{直方}喜入之為庭然^{院カ}跡破壊ニテ候處御建立被遊、春日大明神別當真言宗開山弘印法印、其後惟新様御再興ニテ貫明存忠庵主御牌御安附被遊、其後大風ニテ護摩所破損ニ付諸佛當寺之様被召置候、依之當寺御本尊之不動明王二躰被成御坐候、御弓箭御祈禱之護摩所御本尊空海心行不動空海自作尊形諸佛其外佛繪^{等カ}所過分ニ有之、内田島齊進上之出山之积迦繪者金岡力筆一山力贊有之、田島安齊ハ京都

山科^{浪カ}牢人被召抱茶道人ニテ候、当寺堺内ニ落ル滝ヲ布引ト云、或人之歌ニ、

布引ヤ瀧ノミヲニテ早ケレハ水上遠ク立チサラシケリ

一昔垂口之住人福永丹波守卜申者伊東修理太夫義祐家臣ニテ天正五年御当家様江参上仕、其節野尻之一所之御感状頂戴于今格護仕候、嫡子宮内少輔姉ハ太守勝久公御嫡子休庵様御内室様ニテ御子時宗公之御母ニテ候、曾於郡念佛寺十代之住持ニテ候、宮内少輔嫡子筑後守ハ又八郎様ニ被召附其時知行四十七石文書ニ譲ル伊豆國伊東庄内卜書出候、文永三年十一月祐頼判曳繩之事ト書出候、嘉曆三年八月左エ門尉祐教判日向國^{本ノマ}荏生野別府之事ト書出候、貞和五年八月祐爲判、慶長三年十一月十五日泗川御打立之覚書高麗御軍役之盛^{賦カ}一通妙本寺ニ久遠寺日珍・日侃ヨリ之捻状數通于今格護有之、

一昔垂口之住人神戸休五郎卜申者ハ元来信長公ヨリ伊勢之國主木造大膳亮殿江爲横目被召附置候、神戸左馬頭殿ト申人之智養子ニテ信長公没落シ後同州河濃津浪人ニテ候處嫡子千熊ト申者於伏見惟新様江被召抱、親休五郎事ハ北國之途摩五郎左エ門尉殿ヨリ千五百石之約束ニテ彼方江相趣筈候處、新納旅庵老ヨリ被申候ハ嫡子ヲ薩州江差下シ貴公北國之様罷越候儀心得不申候、纔ニ三百ニテ候得共薩州江一所ニ御下リ被成間敷哉ト被仰下候故其通之約束ニテ被召抱候、依之松岡勝兵衛ト相改、慶長五年八月一日伏見御寄手御供ニテ松丸口脇奉行久留休齊同役ニテ其日鉄炮深疵十死一生故関ヶ原御供ハ千熊被召列、其先岐阜中納言殿御頼ニテ家老相勤

多年罷居候故千熊事大垣近方別テ相馴依之別テ御調法被成候、御帰國之後親勝兵衛江ハ高五百石被仰付、千熊江ハ御感状百石被仰付、勝兵衛ハ其後市右エ門勘左エ門五兵衛ト申候、始終之覚書一通御感状惟新様ヨリ被仰付候、御捻寺沢志摩守殿ヨリ被遣捻等于今格護仕候、被召附候時ハ百八十三石也、

一昔新納旅庵老事ハ伊勢守殿舍弟ニテ浄土宗出家ニテ其比肥後國八代之庄巖寺住職ニテ候処天正之比惟新様ヨリ現俗被仰付御家老被仰付候、慶長五年閏ケ原御一乱之後丹州鞍馬寺江本田助之丞一所二隠居候處落人為捕檢使山口勘兵衛尉殿鞍馬山ヲ被覗候故、旅庵・助之丞寺之二階江欠上リ切腹ニ相究、水一ツト被申候故旅庵小僧帰之、林田戸右エ門二階水汲ニ卸候處御檢使庭前ニ被為居候ニ付戸右エ門申候ハ勘兵衛様ニテ御坐候、申則欠卸リ白妙ニ被畏候得ハ山口殿ヨリ委細御尋ニ付大坂方江御味方被成候儀始終被聞召上、然共此衆ヲ御搦メ被成京都之様御引出被成候、翌六年之春山口殿与力和久甚兵衛殿被召附被差下候、依之同正月廿四日忠恒様ヨリ百石之御感状被仰付于今格護有之乎先年拝見仕候、翌七年十月廿六日於帖佐死去願成寺ニ葬ル、助之丞ハ同十三年死去總禪寺ニ葬、旅庵後室ハ吉松之内小野寺相模坊娘ニテ無世子川上左近将監殿次男養子被仰渡、仲左エ門忠雄後證印後室ハ御里江被召移、仲左エ門事ハ帖佐ヨリ罷移候、前方旅庵家來之内一人鹿児島江相付士ヲ願鹿児島江罷移候、然處此人帖佐江罷居候時分無所行有之、仲左エ門帖佐之様ニ召寄打果申候、鹿児島士ニ被召成候後ニテ候故仲左エ門ハ寺領被致、依之加治木江ハ諸士一所ニハ不罷移後立テ萩原江被罷移候、今ハ堀川氏屋敷ニテ候、其後三原備中守殿跡屋敷

ニ被召移今之屋敷ニテ候、仲左エ門持高六百七十七石余ニテ候処被召附候テ一萬石之内三百石被仰付候、旅庵庄巖寺江罷居候時分小僧三人有之、是モ現俗被仰付林田戸右エ門・平野半兵衛・上野何某也、此三人惟新様御前江被召出御直ニ御用等被仰付タル者ニテ候、林田戸右エ門子孫ハ帖佐松原江中宿ニテ罷居候処惟新様ヨリ被仰付候、御捻ヲ先比松原失火ニ焼失仕才シキ事イタシ候、黃門公ヨリ仲左エ門江被仰付候御短冊ヲ拝見仕候、御掛物所持ニテ候、先ホトハヒカタ傳聞ステカタク、

ミヌ色ノサソナ砌ノハナサカリ春ニオクレヌ音ツレニマツ
チリウセヌ紅葉ヤカサシ帰ルサノ神待エタル錦ナルラン

霜

トシ々々ニカハラヌ色ソ冬ノ葉ノウヘニ置ソフ庭ノ朝霜

一昔檀干橋ハ惟新様加治木江御移被遊候筈ニテ慶長十一年平松之様先御引移被遊、此年之三月唐カネ之擬法珠十ヲ御立被成候、此擬法珠近年御取納メ今普請方江有之、年号月日書付有此橋之角江外城番所ト申候升形有、爰ニハ昔惟新様・中納言様御代造ハ帖佐・蒲生・吉田・山田ヨリ番替リニ相勤爲申所之由候、

一垂口之住人江田五郎太夫ト申者江田藤右エ門入道宗圓次男ニテ候処ニ才之砌天神馬場原田何某之妻ヲ盜取我家ニ列來テ納戸江隱置候折カラ兼テ右躰之者ト惟新様被聞召上候故御自筆ニ條々書ヲ以身持相嗜武藝学文等ニモ心掛可申段被仰下候、右不行跡仕候折カラニテ候得ハ此御條書ヲ引サキ則火中仕候、然共此等之儀ハ被聞召上何ソ哉ニ付御腰物拝領被仰付筈ニテ登城可仕由被仰下候、早

速登城仕候處御前之様被召出御側ヨリ承知仕候ハ御腰物拝領被成
苦候間御前近ク可被參ト被申聞候、其時五郎太夫存候ハ右躰之不
教席一々被聞召上、彼之御腰物ヲ以定テ御手包丁ニ被仰付事必定
ヤト存、則御前ヲ罷立逆法^{ギヤホウ}々々ト申候テ納殿江^{カケ}欠出大ワラワニ成
テ殿中ヲ欠出近所傍輩之所江逃入相隠候處、早速真幸之白鳥江三年
年之寺領被仰付候、御赦免之後藤右エ門ヨリ分地廿貳石被遣物頭
役相勤、寛永十一年東衆中之内ニ被召附候時分持留六十六石ニ
テ候、其後鹿児島江被召移候屋敷ハ當書物藏北脇之田地ニテ候由
候、

一昔本誓寺開山運誉上人ト申人ハ肥前生之人ニテ天正十二年高木
島原法龍寺ヲ退出シテ肥後八代之莊嚴寺江來リ旅庵住職之折ニテ
候、同十三年阿蘇家没落ニ付甲斐宗運宅ニテ惟新様江始テ被懸御
目合志郡住吉光明寺ト申ヲ預ケ被下、八町之在所ヲ被召附候、是京
竿千石ニテ候、同十五年飯野江參上被致、夫ヨリ鹿児島江被參不
斷光院門前ニテ越年被致、同十六年之正月加治木江被參上、八町
江本誓寺ト申小庵建立ニテ子丑寅三年加治木本誓寺江住職ニテ今
横町之内也、同二月爲伺御機嫌飯野江參上被致、旅庵老任世老江
相頼加治木江少々檀那ヲ勧請申候ヘハ、落着難申願ハ飯野之内江
小庵地ヲ被仰付候ハ、未頼母敷奉存候由被申上候、旅庵老任世老
ヨリ此趣被申上候處來六月ハ栗野之様御引移被遊苦候間、栗野ヘ
庵地被下苦候間帰宅可仕承、其後十八年之六月栗野江參上被仕候
處原田ト申所江小屋敷被下庵室出来仕、正覺寺願成寺ト書付ヲ以
寺号ヲ被願候處願成寺可然ト被仰付候、此時本誓寺ハ弟子相譽住
職ニテ候、文禄元年高麗江御渡海被遊候故同二年運譽事出世^{イニ}教行

上京被致、御綸旨頂戴于今本誓寺江有之、同四年殿下ヨリ御檢地
ニ付高麗入中場ニ御帰朝此時諸所移替被仰渡候故惟新様御事モ栗
野ヨリ帖佐江御移被遊、運譽事モ願成寺之小庵ヲ帖佐之様被直、
慶長十三年之四月筑後之善道寺住職三年相勤、同十五年之極月帰
錫被致、翌十六年ニ上力町之本誓寺ヲ當地江被召直候、寛永三年
寅正月當寺ニテ僊化、運譽一代自筆之覚書有、本誓寺京都知恩院
ヨリ善道寺御隱居隅州加治木之本誓様ト宛書有之書翰有、當寺山
号ハ黃門様御光駕之砌黒川山絕頂ヨリ出ル月ノ松ニ懸ルヲ御覽被
遊、松月山又院号ハ運譽說法御聽聞被遊候テ、
身ニシメル法ノオシヘノア○ワレ^{○ラ脱字カ}テフサナラ鷺ノ深山ナリケル
ト黃門様御詠歌被遊候故盡鷺院ト申候、御短冊今當寺ニ有之候、
一昔ヨリ本誓寺江被遊御坐候惟新様御影之御事ハ未夕御存命被遊御
坐候時分於御側佛師康嚴江彫刻被仰付、一躰ハ妙圓寺、一躰ハ當
寺江御安附被遊候處、其後願成寺三代之住持澄譽申僧當寺掛持ニ
被聞候時分不斷光院ト願成寺ト互ニ門首ノ争有之、此儀公義ニ罷
成、此時薩隅兩門首ニ被仰渡候、然ハ澄譽如何被思候哉、當地出
歩被致、此時本誓寺之御尊影ヲ開山運譽之影像ト取違ヘ下總國北
相馬郡岡村之梅向寺ト申寺運譽開基之寺ニテ候得ハ爰ニ持越長々
彼之地ニ被成御坐候、其後當寺八代之住持遺極ト申僧関東遍歷帰
鄉之砌右梅向寺住持江被相断候ハ我隅州本誓寺開山運譽上人之像
ニテ候由被申、彼方ニモ相知為申事候故遺極被持下候得共、右之
通之事候故當寺江惟新様御影有無之儀為存人無之候、其後松齡様
御百年御弔伊集院妙圓寺御執行有之、殉死御供之子孫被召寄候内
当地折田市右エ門相勤候處山口喜兵衛殿ト申人咄之趣有之、罷帰

早速致沙汰候得共左様成儀為存人無之開山堂相改候處ニ開山之像ト申二軀有之、一軀ハ禪家之像軀ニ有之故早速伊集院江使僧召立許合候處御一軀ニテ御見得被遊別儀無御坐候故山口喜兵衛殿覺書請取罷帰、此趣ヲ以テ則御披露被申上置候、其後大風之時分御影堂破損、其時雨懸リ被遊御尊軀御別レ内々御書付有之、弥無別條此趣ヲ以寺格結構ニ被仰渡候、當寺本尊ハ丹慶作之阿弥陀ニテ入來院殿菱刈江被成御坐候時分惟新様ヨリ原田淨通ト申者ヲ以御所望被遊候由、客殿庭之陽梅一株ハ元和之末年於當寺侍踊有之此時黃門公踊人數ニ御加リ被遊其日將凡ニ御腰被懸候跡ニテ候由運營覺書之内ニ相見得候、松山之内ニ六地藏有、是ハ黃門様御姫千鶴様御事寛永十四年三月廿四日御逝去被遊候故於當寺御茶毘有之御跡也、源室林桃大姉同六月十二日於當寺御法事有之、此日立ツ御靈屋ハ長年寺ニ有之、

明日ハ花イレ送り給ヒ候マヽ一首

月雪ノアカナキ色モ忘レシノコヽロノ花ヲカサシテヤミム
家久

雲與老江

昔当寺之小僧夜半過鐘ヲ突時、黒川ヨリ川童來テ小僧ヲ鐘樓ヨリ引卸シ、夫ヨリ後人皆本誓寺ノイハリノ鐘トイフ或人歌ニ
イハリスル片手ニモツク此寺ノ夜明ノカネニ川童コソクル

召列候、百引之大閑狩ニハ大雨降之由候得共宍ハ一日三百六十六丸取レ爲申由其日四人持之大完^{穴カ}ヲ木原弓兵衛弓ニテ射留、惟新様御間臥次ニテ候故其併御覽被遊、然ハ雁侯之根完之裏江通候ヲホウ々タ御褒美被遊候由、依之猪之目透ノ園田矢之根五ツ拝領被仰付候、牛根之濱ヨリ御出舟被遊、加治木御舟手ニ御着被遊早速飛舟ヨリ木原弓兵衛御使ニテ牛根御假屋江參今日御取被遊候宍三百六十六丸共ニ列卒中惣人數江可被仰付由、御狩奉行木脇刑部左エ門江中達候、惣人數何レモ牛根之濱江罷居候故頂戴仕候、依之一日ニ三百六十六丸トレ爲申事ニテモ候哉、何哉思召被仰出有之由候、

一昔鳳凰山大持寺ト申寺ハ帖佐天福寺末寺ニテ城之大手之坂之下ニ無^{有カ}之候處中納言様思召ニテ只今之地ニ被引直、松齡山長年寺ト御改被遊、松齡様御位牌芳真様御位牌御安寄被遊候テ福昌寺末寺ニ被召替候、諸證文有之、黃門様当地江被遊御坐候時分毎ニ御直參被遊事ニテ松齡様三十三年之御年回御當被遊時於當寺御法事有之、諸士中ヨリ千灯爐寄進仕參詣人當地ハ町在郷造諸士ハ帖佐・山田・蒲生・吉田ヨリ別テ夥敷事御坐候由、左候テ赤坂之橋造公義ヨリ御掛被成事候故忠朗公思召ニテ御私之御寺別ニ御開基被遊懽鳥山能仁寺是ナリ、長年寺江被遊御座候、

御位牌

松齡自貞庵主

元和五年七月廿一日 御牌

實窓寺殿実窓芳眞大姉

慶長十二年二月朔日御牌
実窓寺ヨリ被遊候

慈眼院殿花心琴月大居士

寛永十五年
二月廿三日

御牌

一昔惟新様御狩之場ハ櫻島之黒髮・原山・牛根・百引、御鷹野ハ帖佐・餅井・田原・山田之鮎川、御鷹野ニ御差出候時分弓ヲ為御持三人計被召列御鷹ニ烏付候故志目ヲ御射ヲ被成候、御用御狩之時分弓持御供何時モ木原弓兵衛被召列、御供ハ何時モ表大番ヨリ被

不二院殿雷峯一默大居士

正月十七日

御靈屋

二相見得候、依之于今錢屋町之地ヨリ百文計宛堀出事有之、此錢洪武通宝裏三治之字・（加カ）和之字有之、加治木錢ト申候、此錢ト相考候、平生余錢ヨリハ廻リ少シ少ク有之候、依之其時分之葉流歌ニ
（ハヤリカ）

重豪公御自筆ニテ御寄付被遊候、其外御寄附物等多有之、洪鐘
一口此者惟新様九州御一乱之砌、肥後之國御打取被成候印之御持
參ニテ当寺江御寄附、鐘之銘ニ八肥後國宇土之庄鎮寺三所大明神
御宝前正平十九年二月十五日藤原虎熊丸卜有之、十王繪九幅ハ高
麗ヨリ御土產物之内当寺江御寄附、寛永十五年之御扶持帳三切米
九斗松齡様・花心様・妙榮様江毎月忌米長年寺江有之、此御扶持
帳ハ御物御拂之御扶持帳之由候、御拝領之一万石之内御拂ニテ無

一
之便

一昔於當地錢作リ候所ハ今錢ヤ町ト申町中ニ相成候、錢作方主取
ハ木佐木佐渡入道正鋸ト申者ニテ候由、其時分書付于今有之、慶
長十一年ヨリ蒲生米丸之御藏水夫ヤノ御藏ヨリ銀米御出被成候由
御書付有、錢作ハ田布施ヨリ是板仁助ト申者被召寄御作ヲ被成候
由子孫之者町人ニ罷成母方名字ニ木ニテ候、諸書付等ハ折々之出
火ニ焼失、石道具迄于今相残リ候、其時分惟新様天満宮江御參詣
罷下リ候哉ト御尋被成候処十人余リ罷下候段御返答申上候、日帳

今竜門司街道ハ寛永十二年六月七日見分有之、鹿児島ヨリ新納
勘解由殿・二階堂城之助殿、加治木ヨリ肥後土佐守・北村平右エ
門・伊地知和泉守・長田仁左エ門立合見分有之、同七月五日有川
平右エ門ヲ以江戸江被仰上候、街道相直候、有川平右エ門事ハ佐
土原ヨリ罷移、其後鹿府江罷移後八右エ門ト申候、其後伊勢名字
罷成十兵衛殿先祖之由候、此竜門司海道ハ本溝辺石川ヨリ當地小
山田村之内本土ヶ原ヲ通り五本松扶護寺之上ヨリ江田之滝之上城
ノ大迫山ヲ下リ口之町ニ出黒川之湊江相通リ為申由候、タツモン
シノ東之方城ノ外城ヨリ落高サ十七八間横廿間計有之、竜門力滝
ト申有古歌ニ、
ト申有古歌ニ、
オフサキカサ遠來近來人ノ今シハシ立帰リ見ル滝ノ白糸

有古歌二、
本ノマ、
オフサキカサ遠来近來人ノ今シハシ立帰リ見ル滝ノ白糸

昔惟新様諸士被仰渡候ハ加治木諸士ニハ高下無之次第不同役目ニ
コソ高下有、何様之役被仰付候共相勤可申由、依之諸士之内ヨリ
御道具衆・御小者衆・御中間衆ト申ハ皆役目ニテ御台所付衆杯ト
申モ皆役目ニテ候、御道具衆ト申ハ人々得手之武道具ヲ御渡被置
候ニ付テ御道具衆ト為申由候、其比ハ毎年元日出仕之諸士江御通
被仰付事候處木原四郎左エ門江惟新様ヨリ四郎左エ門ハ上戸ニテ
候間大土器ト御意ニテ七合入之大土器ニテ継ケテ三ツ被下候、今
一ツト御意ニ付又一ツ被下候、大兵ニテ候事元日殊ニ御前ニテ御

坐候得ハ通兼常々高名トハ違ヒ申候ト物語之由候、其後日木山之

御鹿倉ニテ真虫喰ヒ惟新様被聞召上四郎左エ門登城可仕旨被仰付

加籠ニ乗セ納殿口江参上仕候處、惟新様御差出御足之指ヲ以咒ヒ
被下 御唾キ吐掛被下候處只今迄半銅之様腫候力忽チ耗リ腰相立

歩行ニテ御暇仕候、瓜ヲ被下候、真虫喰三薬之由御意被下候故中
途スカウ被下候テ日木山江罷帰リ候由、

一三西瓜之御馬印ハ惟新様高麗ヨリ関ヶ原追御持セ被遊團扇ノ丸

ト申候、金ニテ琢キ上中下三段之間表ニテ候、御馬ハ福山野々紫
ト申青毛ニテ本庄之御鞍ニテ関ヶ原御帰國之路次ニテ御馬モ野ニ
御放シ置、御馬印モ御捨サセ被成候ニ付本庄之御鞍ハ輪計解放シ
御中間衆江口藤兵衛・小川與三左エ門・有馬八左エ門抔持下リ候
由、其後右之為御馬尋上方江被差遣候處馬ハ尋付不申候、御馬印
ハ茹田之中ニ鳥之ヲトシニ相立有之候ヲ右之衆持下リ其節生駒龍
齊モ同道ニテ被罷下候、関ヶ原ヨリ御帰國之砌伊賀越之片路御案
内仕、其時分御約束申上被置候、龍齊ハ尾州尾口城主生駒七郎右
エ門尉殿舎弟主殿ト申人ニテ候、其時分諸國行脚ニテ候、七郎右

エ門殿嫡子雅樂頭殿次男ヲ龍齊致養子列下リ、後主殿ト申候テ垂
口江罷居候、被召附候時持高廿五石、寛永十五年之御扶持帳ニ切
米持高生駒主殿助ト有之、左候テ惟新様御道具都テ御藏共ニ寛永
十二年ニ黄門様ヨリ御拝領ニテ次渡人ハ川上美濃守、請取人ハ宅
間與八左エ門、厩方ハ落合甚平、本庄之御鞍ハ其後鹿児島ヨリ御
借物御厩追相下リ彼御坐ニ被召置候由、右之衆ハ高十石ツヽ之御
感状頂戴仕子孫共于今格護仕候、

拝見仕候御道具

一御鎧壺領桑形大堅物 日威 繋カ

一桑形大堅物

黄門公 義弘公

一御鎧壺領桑形小堅物地金

一久薰公御鎧ハ主右エ門様御方有唐冠リ 忠朗公

一色正之御鎧金地之結熨計有

一御鎧壺領

一御鎧壺領久運公白髮ヲトシ大盃堅物 久任公

一御鎧壺領久運公白髮ヲトシ大盃堅物

一御鎧壺領久運公白髮ヲトシ大盃堅物

右正保二年酉六月六日境相究、國分境黒川崎鐘石ヨリ初リ竜口坂
之上・小牧原小田・野久美田・朝日之上正八幡・宮之上原ニ日
當山・溝邊・加治木之三方境有、西光寺之上ヨリ上別府之上・木
土ヶ原・笛原正慶寺之上・地久里・瀬丸屋・所原・市野々・西別
府・牧内・山中ニ溝辺・山田・加治木之三方境有、坂之口・桑
之迫ヲ下リ帖佐境新城八幡之城山ヲ下リ岩嶽之後草水谷ヨリ上別
府・牛之渡リ下川限、

一對之御道具黒熊

一長御道具白毛抛サヤ

一加治木三十三騎之乘馬之差物ハ正保二年酉六月廿三日ニ天月ニ相
直リ候由候、

一御手道具月鉄

一大表之御道具

右ハ又八郎様御守護代御勤、御上洛ニ御持セ被遊候由、
一石火矢五挺百目ヨリ三百目追

一鐵炮六十挺四匁ヨリ三十目追

一騎馬具足六十領轂具足四十領

一御軍役馬具

一御系圖 一御文書 一御卷物 一御判物 一御記錄

一御案文 一笛卷之裏鑕三十本

是ハ黃門様御上洛之砌於大坂福島左エ門殿ヨリ御遣シ被成候由ヲ

又八郎様御拝領之由候、

一惟新様御帷子晒御役所一之字

一來之國光之御脇差ハ又八郎様御守護代御上洛之砌大猷院様ヨリ土

井大炊頭殿上使ヲ以御拝領之由候、

一貞宗之御腰物ハ台徳院様ヨリ

一吉宗之御腰物ハ加治木壱万石御拝領之砌光久様ヨリ御家御吉例之

御道具之由御祝被遊候テ御遣被遊候由、

一三駄十老人御掛物壱幅

雪舟筆

一花鳥繪御掛物壱幅

元信筆

一堂子繪御掛物壱幅

秋月筆

呂紀筆

一雲龍大掛物壱幅

元信筆

一公家遊乱之繪御卷物

鳥羽院勅筆

一鳥羽之次米取繪御掛物壱幅

鳥羽院勅筆

一御手鑑壱折

上古ヨリ名筆之衆數十人未之有
日本新様惟新様黃門様御筆有リ

一御屏風壱双平戸一官墨跡

土佐將監光信筆

一同御枕屏風壱双武者繪

探幽筆

一御榜題壱間飯求堂

探幽筆

一武藏富士之繪御掛物壱幅

探幽筆

一雪舟筆滻觀音之御掛物ハ寛永廿年ニ有川與左エ門ヨリ同氏長次殿
ヲ以進上被致候由、

一御鑕二本越前之住御紋下坂

此御道具寛永十九年三月廿六日江戸芝於御屋敷光久様江御持參ニ
テ御進上御取次本田喜六ニテ差上置御前ニ被召置候由候、赤穂浪

人夜打之節此鍛冶作候刀之由候、致受領葵之御紋被下候由候、

一御簾之スヘ物金地之龍

一刀之目利之書壱部

一大山利兵衛同氏長左エ門方江贈答之捻光悦親子之捻老山喜平太所
江有之、

一寬文八年申正月廿五日之示諭久治再答壱冊

一六角堂池之坊傳之花書壱卷

一寬文十一年亥七月十九日御条書壱冊

一高麗南原古備前・古帖佐焼之茶入水指御茶碗等芦屋釜ニ利休作之

茶杓遠州御銘之花生、惟新様御茶之湯御道具拝見仕候處中々我々

數目相届不申候、帖佐御判手御茶碗先年郷原轉殿御拝見被見候テ

此茶碗今ニテモ若被下候事候ハ、指ヲ一ツ二ツ共ハ切候共カシキ

由御咄為成由候、其外之御宝物色々拝見仕候得共数々覚不申候故

覺申候分書載候、慶長十九年之御案文留織田有樂老江御遣被成候

御捻今度伊丹道甫罷登候ニ付田邊屋道與同道ニテ御見舞申上候處

ニ御秘藏之水指送被下置奉存候、委細道甫ヨリ承候由御坐候、壱

通八道與方江、一通ハ今井十右エ門殿方江参候、御使今井勝八被

差登候テ相見得候、

光悦光世ヨリ之正本

祐乘作

御着被成候、同年七月廿一日御逝去ニテ上使花房五郎左エ門尉殿
御下向、御書并御香奠銀子千枚御持參ニテ御拌領、其比霧島華林
寺住持頼長事ハ先年和州之長谷之北池坊江為教行罷登被居、慶長

五年之秋関ヶ原御帰國之砌大和路御通之片路ニテ義弘公江被奉謁
御案内被申上、其後於加治木御噂被遊候處、其時頼長事加治木般
若寺江住職被罷居候故同十九年華林寺江被召置、此時何哉御約束
被仰置候事御坐候由、扱又大珠寺・妙圓寺・吉祥寺・本誓寺・福
昌寺和尚杯ハ別テ御帰依僧ニテ御坐候由、七月廿一日御逝去被遊
候得共為何訣ニテ御坐候哉御寺御究不被遊、八月十六日迄當地二
被成御坐候、左候テ福昌寺之様御引越之筈ニ御究被遊、此日白力
ノ街道御通被遊福昌寺之様御引越被遊候由、依之殉死御供之人數
木田之実窓寺川原迄罷出切腹有之、此時木脇刑部左エ門尉事ハ年
増ニテ候得ハ何レモノ御先ニ可參跡ヨリ追付可被成ト被申一番ニ
殉死被致、池田六左エ門・折田和泉・入枝佐五右エ門・坂元番左
エ門・園田縫殿助・色紙仲兵衛何レモ一門傍友之衆為暇乞罷出互
ニ盃共有之、夫々ノ介尺人ニモ不及花々敷事之由候、相濟候後帖
佐之山路後藤兵衛ハ相後レ岩嶽之南脇迄參掛リ相濟候事被聞彼所
ニテ殉死被致、今後藤兵衛塚ト云大松之下三右墓有之、池田六左
エ門墓ハ大珠寺ニアリ、木脇刑部左エ門殿墓ハ椿窓寺ニ有、折田
和泉殿ハ吉田ニ有、入枝佐五右エ門殿ハ吉祥寺ニ有、坂元番左エ
門殿ハ牛根ニ被罷居候、蘭牟田縫殿助ハ蒲生ニ被居、夫々檀那寺
江被葬八月十六日之事也、新納式部殿杯鹿児島江被罷居候衆ハ同
月廿三日之殉死也、福昌寺西印塔江有之、惟新様御逝去被遊候得
ハ諸士過半坊主ニ罷成、出レハ坊主見レハ坊主世間坊主ダラケ可
笑事ニ為有之由候、御跡其跡被召立置諸役人モ其跡ニテ被召置候

処ニ同五年六年比両年ニ鹿児島之様罷移人多々有之候故罷移事被
召留候由、

一元和六年東ノ丸御懷様加治木御屋形之様御移被遊候ニ付黃門様御
事モ御在國之時分ハ加治木ノミニ被遊御坐、依之西之丸御姉様モ
御移被遊候得ハ中之丸御懷様モ御移被遊、御家老御使衆其外之御
役ニ御移被遊、島津下野守殿御屋敷ハ今木佐木種右エ門屋敷、下
屋敷ハ鳥井与右エ門・萩野仁藏屋敷ニテ候、町田出羽守殿御屋敷
ハ老山喜兵衛・木佐木七郎兵衛・二見浦右エ門屋敷迄ニテ候、喜
入摂津守殿御屋敷ハ松元玄丈・木佐木次助屋敷迄ニテ候、皆羽山
馬ニテ候、喜入給嘉老御屋敷ハ鮫島四郎兵衛屋敷道場原ニテ候、
國分ヨリ猪俣藤左エ門御使ニテ被召移候由、伊勢兵部少輔殿屋敷
ハ中洲馬場、三原備中守殿屋敷ハ今新納仲左エ門屋敷ニテ候、市
來備前守屋敷ハ今土橋六右エ門屋敷ニテ候、垂之口ニテ候、柴之
衆ハ此節被召移候人數ニテ候由候、

一爰ニ御里馬場住人肥田藤兵衛ト申者御包丁人ニテ此度被召移候、
其比中納言様田布施江御鷹野ニ御越被遊、藤兵衛モ被召列一日大
雪ニテ御坐候故雪消之御酒宴夜半過迄大酒被召上、翌朝二日醉被
遊、御櫛不上御機嫌散々ニテ被遊御坐候處、藤兵衛見立ヲ以雪中
ニ雪アヘ鱠ヲ大皿ニ守リ立晴間之御跳子差上候處擗アヘ鱠ヲ被召
上殊之外ノ御機嫌ニ御成被遊、夫ヨリ又御酒宴ニ罷成候、御褒美
之餘リ御狂歌被遊、藤兵衛江被仰付于今格護仕候、其御詠歌、
包丁ノ上ニ霜ヲク藤兵ヘ冬ノ料理ノ秋ソハテケル

一昔薩州阿多郡上床之城主上床八郎三郎卜申者忠良公江御奉公申、天文七年十二月廿九日加世田御合戦於間之瀬川戦死仕候、其子上床助六左エ門事永禄九年之十月庄内三ツ山御合戦ニ御供仕候処於彼地同月廿六日戦死仕、其子藤右エ門入道宗圓天正十八年小田原陣二騎馬十六騎之内ニ又一郎様御供ニテ罷越候、本名ハ江田ニテ候、帖佐願成寺千阿弥陀御寄附之節宗圓六十一駄之寄附、慶長十一年御下様御證人ニ江戸御上洛之時奥方惣差引役人被仰渡罷登候、其子藤右エ門高麗ニテ太刀始仕候、其後慶長四年庄内御合戦之時同廿三日ニ山之口城ニテ戦死仕候、其子江田助六後上床吉右エ門是モ高麗江御供仕候、此吉右エ門事ハ押川強兵衛殿聟ニテ候、強兵衛事ハ濱田榮林聟ニテ候カ先年秀吉公当國下向之砌太閣公ヨリ榮林江高五百石御手鑓一本拝領仕候、高之儀ハ上へ差上、手鑓ハ押川強兵衛江聟引出物ニ被遣候、其後強兵衛ヨリ上床吉右エ門江為聟引出被遣由候ニテ于今格護仕居候、屋敷ハ道場原江干今居付候、時ハ高貳百石依之此家三代戦死ニテ候、建久八年之文書有、惟新様ヨリ被成下候御撫、伊勢兵部少輔殿ヨリ御遣被成候御撫有、此吉右エ門妻未タ札立江罷在候時分平田太郎左エ門殿ヲ打手ニ強兵衛江被仰付、入来土瀬戸越ニテ鉄炮ニテ射殺シ、桐野九郎左エ門ト相別レ札立之様罷帰南戸江夜着ヲカフリ臥居候處ニ太郎左エ門若堂小者追掛候得共右之山賊トモ見失ヒ候、然共古力ツフシ落候摺消之文字ニ押川強兵衛ト幽力計相知候、依之加治木之札立江尋來郷兵衛ト相尋候處、郷兵衛妻ハ濱田榮林娘ニテ何様成儀モ不存候処覚語之外之人七八人尋來様子相替候ヲ被見、其時ハ布施ヲ被致候ガ郷兵衛儀ハ菱刈表ニ婦病氣ニ付昨日罷越未タ不罷帰、今日共ハ罷帰申事モ御坐候半御用候ハ、重テ御出ト布施力

ラ々々ト織候テ申候故無是非立帰候、其節吉右エ門妻ハ郷兵衛娘ニテ十二才之時分ニテ書院江遊居候テ郷兵衛ヲ相尋來候ヲ聞テ父様ハ南戸江臥居被成候ニ母様カ父耶ノ為替事被申ト思ヒ立上リ被申候得共又遊ヒ入被申候由、左候処太郎左エ門家来右カツフシ笠ノ書付ヲ以致御披露候得共則御覽被遊摺消字ニテ不相知究分テ押川郷兵衛ニ難定御意ニテ御取上無之候由候、

一昔元和四年戊午十月御老中土井大炊頭殿ヨリ此御方様江之御注進候、御書翰ニ於江戸御取沙汰有之候ハ薩摩守事四十已上迄男子無之駿河大納言様ヲ薩摩守殿御養子扱之様御坐候、承レハ御幼稚之子共御坐候由、早々御同道ニテ御参勤可然由被仰越候、依之虎壽丸様御上洛被遊筈候處御不快ニ被遊御坐候故若松様御上洛可被遊筈ニ付元和五年之正月為御暇乞加治木江御參上被成候、此時惟新様ヨリ御盃之上ニテ黄門様始之御名又八郎惟新様始之御名忠平ト御拝領被遊候、御下國之後ハ惟新様御跡加治木ヲ可被遣御約束ニテ二月廿一日黄門様御同道ニテ御上洛被成候、御供之御家老島津下野守殿・町田圖書頭殿・市来備前守殿夫婦三月十五日大坂江御着、六月一日於二条御城ニ將軍秀忠公江御目見御奏者松平隱岐守殿御取次土井大炊頭殿、此時又八郎様御歳四歳ニテ御目見之節御守役ニ京都内侍原傳兵衛内室御頼ニテ御前迄罷通、將軍様ヨリ御直ニ御熨(斗カ)計御給候処御手少ク故御給之御熨計畧ニ落候得共御目不被懸、手ヲ猶御差出候得ハ又御授被成御給候テ生育カラ目出度ト被遊御意、正宗之御脇差御手渡ニ御拝領被遊、御暇ニテ御下之節御縁川下テ緒ヲ引テ御下リ被成候、其節御詰合之諸大名衆何レモヨリ御出合能被遊御坐候段黄門様被聞召上御自筆之御詠歌御拝領

被遊候、

二葉ヨリ松ノ齡ヲ思フニハ今日ソ千年ノ始トハ見ル

金地之扇子紙ニ有之候浪人内侍原傳兵衛殿内室ハ伊丹兵庫殿息女ニテ日本一之美女之由、又八郎様江大猷院様ヨリ上使土井大炊頭殿ヲ以御脇差御馬金銀時服御拝領被遊候、御馬ハ黒毛、御脇差ハ來之國光、馬八寸九部、正宗之御脇差ハ長九寸三部、此御脇差ハ從黃門様為御替長壹尺四寸七部無銘之裏表ニ樋力キ候、御脇差被遊御遣候、其後元禄二巳年久位様御上洛節本阿弥方江為御見被遊候處正宗ニ相究札有之、又八郎様御事夫ヨリ江戸之様御通、寛永二丑四月黃門様虎壽丸様ヲ御同道被遊、又八郎江御替合ニ御上洛、此時黃門様又八郎様ヲ御同道ニテ御登城被遊、台徳院様ヨリ御腰物貞宗長二尺五寸又八郎様御拝領被成候、左候テ五月三日上使土井大炊頭殿ニテ御暇御給、同廿六日江戸御立、此時又八郎様江被召附候衆喜入摂津守殿・市来備前守殿・川上助左エ門・木島肥前守殿・木原次郎左エ門殿・伊勢内記殿・川上又左エ門殿・関主殿助殿・赤崎平兵衛殿・新納仲左エ門殿・陸衆過分ニテ候、女房衆廿人被召附候、先年御上京前三惟新様ヨリ加治木御約束ニテ候故同年七月十五日直ニ加治木江御下着被遊、從是加治木江御住居ニテ寛永八年未九月四日川上左近將監殿御使ニテ黃門様ヨリ加治木壹万石御拝領被遊、依之從光久様御悦之御奉書壬十月三日・同六日、又吉宗之御腰物伊地知四郎兵衛殿御使ニテ御拝領御太刀御目録御拝領、二月廿六日新納仲左エ門殿御使ヲ以御太刀目録御拝領、寛永之御案文留ニ有之、

一寛永九年ニ士十六人御道具衆三十人持留之知行ニテ被召附候、

下野守伊勢兵部少輔判御使平田大久坊・相良奎之助殿黃門様江戸ヨリ之御使者ニテ候、同十年ニ士七十八人持留之知行ニテ被召附候、伊勢兵部少輔判依之東衆中・西衆中ト相分リ黃門様御在國之時分ハ加治木ノミニ被遊御坐候故東西ト相分候、同十一年東衆中皆同持留ノマ、被召附候得共黃門公先様加治木江御隠居被遊思召ニテ同十四年适ハ西衆中・東衆中帳別紙ニ有之、其内西衆中小人數東衆中人数過分ニ有之候故東ヨリ西江御奉公ニ付時々被召置候衆過分候、其後黃門公御意ニテ鹿児島ヨリモ被召附候衆モ有之外城ヨリモ被召移候衆モ有之、同十三年ニ高崎惣右エ門殿御使ニテ東衆中不殘御客屋江被召出、黃門様御意之趣被仰渡候、寛永十六年ニ衆中帳一紙ニ相見得候、

一奥州様大坂御出陣ニ付御陣中御法度之御条書廿ヶ条加治木諸士江被仰渡候有之、

一奥州様御上洛ニ付加治木諸士江御留主中被仰渡候御袖判八ヶ條一又八郎様御軍立之御賦御軍役人數三百九人

一昇百本 一鉄炮五十挺 一弓廿張 一鎧三十本

一手明衆五十四人 一夫丸三十五人 一人躰乗馬壹騎

一御軍役乘馬廿騎百廿人

皆御藏入ヨリ出ルト有之、壹騎ニ付主從六人賦

川上六兵衛	伊集院三郎右エ門	町田勘左エ門
川上内匠助	山路縫殿助	町田平左エ門
阿多久右エ門	高野瀬兵衛	川上主殿助
伊地知貞右エ門	町田覚左エ門	海老原九兵衛
濱田九郎右エ門	川上翁介	肝付城之助
町田七郎兵衛	肝付喜左エ門	坂田仲右エ門

野口主馬首

一乘馬加治木

脱本ノマ、
文カ、

一曾於郡

町田駿河守

一横川

上原大藏太夫

一大口

新納加賀守

一蒲生

市来八左エ門

一栗野

阿多掃部介

一本庄

吉田貞右エ門

一吉田

比志島掃部助

一吉田乘馬壹騎

一山田

新納左京亮

一馬越

菱刈伴右エ門

一高城

新納仲左エ門

人數五百九十壹人

一高城

新納仲左エ門

一御合戦之時加治木諸士江被仰渡候賦書
一加治木爲六与代官諸所江差越居候定書
一加治木諸士之屋敷帳高崎伊豆守
新納加賀守三十九町四反余
山田民部少輔

一加治木御私高壹万石御竿入帳廿冊

一從黃門様本田藏人野村主膳江被仰付、加治木諸士之武道具御改被

一加治木御私高壹万石御竿入帳廿冊
高七千七百三十七石八斗

人數三百四十貳人
内騎馬二十六騎
一具足二十九領
一長刀十九振
三千七百放
一矢五百四十三筋

御小者衆四十餘人
御中開カ衆廿餘人

一弓五十五張
一鑓百八十五本
一玉九千百十六
一火繩七百十曲

正保二乙酉六月廿三日加治木三十六騎之乘馬之差物天月ニ相直ル

寛永十二年十一月十二日川上左近將監判

一昔道場原之住人白坂十兵衛ト申者本ハ木脇刑部左エ門ニ男納右エ
門卜申者ニテ御坐候處、白坂七右エ門與竹二男助六事於伏見戰死
仕候ニ付右之跡養子ニ被仰付置、知行十石被仰付、御上洛之御供
ニテ江戸江被召列筈ニ付被仰渡候處少高ニテ御断申出御心付可被
下候間御供可仕候由被仰付、江戸江參候處於彼方御差出之時分御
供ニモ不罷出、旦那ウソイフモノナリト少々悪口共申病氣之由ニ
テ罷下リ候、御下國之後新地七石餘リ被下、本ハ辻立江罷居候得
共道場原之波留與兵衛屋敷壹反余之御屋敷被仰付候得共合点不仕
候哉、其比溝辺之竹子山之御狩有之、於御狩之場空鉄炮ヲ打杯候
テ殊外狼成事御坐候故禁足被仰付候處、被成下置候高十二石余ヲ
当地德田六郎右エ門江賣拂残五石ハ吉田衆中向井六左エ門江賣拂
段々我促成仕形ニテ今一度忠朗公被聞召上、上床吉右エ門「寛永十六年三
月二日ヨリ切米三石六斗ツ、被仰付候由」曾木新左エ門江被仰渡
候ハ白坂十兵衛ヲ召列罷出可申由ニテ彼兩人召列罷出候處ニ不差
遣言上ニテ然ト被聞召上事共一言モ無之、別テ無興氣ニテ相下、
其夜上床藤右エ門宅江参、近日鹿児島江可參筈候間為暇乞見舞候
得共吉右エ門ハ留主ニテ候、無間モ吉右エ門罷帰候處十兵衛被參
候段承、十兵衛鹿児島へ被參候儀心得不申疎跡ヨリ追候テ被尋候
得ハ近所之神戸平左エ門所江罷居候、吉右エ門十兵衛江被申候ハ
貴公只今拙宅江御見舞近日鹿児島江御越之由、是ハ罷成間敷候、
貴公御所存致推察候、当地之儀悪口ニ御物語可被成被思召候テ之
事ニ御坐候半、先此涯鹿府江御越之儀御無用ト申候得八十兵衛返

答ニ左様成所存毛頭無之ト被申候、其翌日鹿府江被罷越本之木脇納右エ門ニ罷成、於彼地如案加治木之儀被致悪口、其上曾木新左エ門我ヲ致讒言候故奉公方別テ不宜抔ト申候ヲ讚良善助殿ヨリ上床吉右エ門江被相尋候ハ此節白坂十兵衛鹿府江罷越加治木之儀

段々悪口申候、其上木脇納右エ門ト相名乗リ候儀又八郎様御赦モ無之、我僕之様諸人申候、左様ニ御坐候哉ト被尋候処吉右エ門返

答ニ成程加治木中左様ニ申候、拙者抔モ十兵衛儀ハ為申事ニテ御

坐候由被申候、此等之趣兵庫様被聞召早々加治木之様可罷帰由被仰遣候得共不罷帰候故興國寺江寺領被仰付候、然處致月代頭ヲ手拭ニテ包加治木江罷居候、兄之木脇三右エ門所抔江夜ル々罷越候段兵庫様被聞召、依之光久公江十兵衛始終之儀御披露被成、正保四年亥六月廿八日(切腹カ)切服被仰付度御願被成候処御返答ニ釣抔江被召列候時分ハエド切共ニ調法ニ可相成候間赦可被召置段被仰下候、然處御家老新納右エ門佐殿江被仰遣候御書白坂納右エ門當時寺領之躰候得共鹿児島中其外方々行廻候由候、家之若者道中ニテモ行逢候ハ、難見遁候、其上加治木江兄木脇三右エ門中宿仕候間罷タク夜ル々ハ差越候儀モ有之様ニ傳聞候、貴殿御使ヲ以無口能切腹可被仰付由候、卯月十二日之御状ニ有之多々御坐候段御申上候、依之切服被仰付候由十兵衛儀ニ付光久公江段々御贈答有之事候、兄木脇六郎右エ門モ此時迄ハ加治木江罷居候休作・三右エ門・六郎右エ門、脱文カ

一馬書一部

右者惟新様ヨリ黄門様江御拝領被遊、別テ御秘藏之御書ニテ候故又八郎様ヨリ御寫被遊度由黄門様江被仰上候処惟新様御撰之書ニ

テ御坐候間御寫ニ不及、直ニ御遣可被遊由御意ニテ御給被成候、依之御礼之御書ニ馬書之儀申上候處ニ從惟新様御給之本ヲ被下候由忝奉存候、聊他見仕間敷候、隨分秘密ニ可申候何レ明朝致(空白)候

御礼可申上候、恐惶謹言、

十二月二十一日

忠平

進上黃門様

一昔惟新様御代之藏ニ御道具入付惣テ從黃門様・又八郎様御拝領被遊候得共寛永十二年亥二月朔日御厩御道具落合甚平受取、同十月廿日御兵具宅間與八右エ門受取公儀御軍役方被召立置、諸所御閑狩御馬追之時ニモ加治木ヨリ士兩人ツヽ、為串目下知騎馬ニテ罷立來候処ニ、寛永十二年福山御馬追ニ付又八郎様御登セ被遊、御馬追相濟串目立之御馬御軍役ニテ候故公儀御中間口取罷帰候、於國分唐人町御馬繫置致、茶屋入焼酌抔呑候、折馬ニ乘候人被通候ガ右之御馬殊之外アレ候故右之士馬上ヨリ被申ハ此馬何方之馬ニテ候哉、主アラハ早速片付ト殊之外シカリ候得ハ右御中間共内ヨリ申候ハ御馬ニテ候間ヨケテ可通ト申候、其時右之人殊之外致立腹御馬ト云ハ誰カ御馬殿之馬ヨリ御馬トハ外ニナシ、タトリ薩摩守之馬成共往還ヲサヘキル馬ニ科ナシ、引手之者仕業ナルヘシ、早々相片付ト申候ニ付内ヨリ申候ハナマ不届成過言申者哉、左様成過言イフ者ハ口ヲ可被裂ト申候得ハ侍之口ヲ裂レテ可立哉、只今出テ裂ケヨト云マタニ○脱文チヤルトテ欠出馬ヨリ引卸セト刀ヲ抜テ打掛ル所ヲ、此刀ヲ(蹴カ)躍落シ石ヲ敲キ山ヘ抛捨小刀ヲ以口ヲ切裂キ半殺シテ馬ニ鞭打テ小濱迄參候處、國分衆如雲霞追掛來候、小濱ニ被參揚賣ニ逢テ馬巾着タル馬ニ逢ヒ候哉ト相尋候ヘハ、揚賣

答テ馬引タル衆ハ最初加治木江被通ト申候故皆々引返被帰候、右御中間衆其時ハ龍口之坂下一二町先ニ参候時分ニテ候半由、揚賣左様ニ不申ハ追付大喧嘩ニ可相成候、右士ハ則切腹之由候、右通之御披露江田五郎太夫ヲ以江戸江奉上聞、江戸ヨリ市来八左エ門被差下、依之御家老衆彈正大弼久慶・山田民部少輔有栄・鎌田出雲守政統・三原左エ門佐重醜^{種カ}御方ヨリ新納仲左エ門适被仰渡候趣、去年於國分下馬出合之儀江戸江奉上聞候處本田藏人・二階堂傳右エ門・是枝長左エ門、御厩筆者落合甚平・田口七兵衛此五人之儀ハ深々敷寺領下馬始仕候、御中間九郎兵衛・隼人藏右エ門事ハ國分衆之刀ヲ取石ヲ敲キ候科ニ依リ死罪可被行候、御坐候ニ付此三人之御中間衆ハ又八郎様ヨリ思召ニテ遠島被仰付候、其後島便之時分九郎兵衛母島江送物遣候内ニ白木柄之脇差ヲ包込相送候得ハ九郎兵衛申候ハ拙者母ヨリ申送候趣有之、脇差ヲ遣候ニ付切腹仕候得ハ跡兩人之者モ同時ニ切腹仕候由候、

一昔当町江瓶之弥左エ門ト申町人有之、天神馬場住人原田平内左エ門力家籠ヲ取候事ヲ相尋ニ彼弥左エ門何タル惡業候哉、短刀ヲ竹之先ニスケ是ヲ持テ家籠イタシ、戸口ヲ堅切人ヲ不入候、依之御披露有之候處一郷々々以相談人ヲシラベ捕方被仰渡候、依之天神馬中押寄相談有之候處ニ其内原田郷兵衛ト申者申候ハ此儀誰ト申共如何ニテ候得ハ拙者此帰ヨリ○可申候ト申テ直ニ参候ヲ、郷兵衛弟平内左エ門ト申者兄之家籠取ニ被參候儀ヲ聞付走続之弥左エ門力戸打破リ内江入候處、右竹鑓ヲ持候儀少モ不存弥左エ門江飛欠リ組伏候處右竹鑓ヲ以平内左エ門只中ヲ通シ候、乍被通縄ヲ掛テ無間モ相果候、此趣ヲ兄之郷兵衛ヨリ御披露申上候得ハ平内左エ門子之有無ヲ御尋被遊候故一子八左エ門ト申候テ當年三才ニ罷成候段申上候、然處上ヨリ被仰下候ハ此節原田平内左エ門捕留之、瓶之弥左エ門事ハ平内左エ門一子八左エ門江被成下候間何様ニモ取計可申段被仰渡候ニ付難有頂戴仕、本誓寺洲崎江引出シ、三才之八左エ門江親之敵上ヨリ被仰付候、初太刀ヲ打セ其跡ハ郷兵衛ヲ始一門中取計申候、寛永廿一年四月七日之事ニテ八左エ門十五才ニ罷成候ハ、其時可申上候由被仰渡、其後十五才ニ相成候節言上仕候處新地十五石被仰付候由候、

一昔又八郎様江被召付候女房衆廿人之内ニ式部卿ト申女ハ日新様江御奉公仕候、本田笑閑子之掃部兵衛娘ニテ候力、幼少之時ヨリ龍伯様御側ニ被召仕候間二位郷^{卿カ}ト為申女賢人トモ申程之女ニテ御坐候ニ付黄門様ヨリ又八郎様江御母役トシテ被召附候時式部郷ト相改罷成候、左候テ右姪本田九郎右エ門ト申者ヲ被召寄式部郷養子ニ被仰付候、寛永十五年之御扶持帳ニ切米六石七斗女中夏衣類代拂帳留ニ錢七貫五百文ツヽト有之、式部郷老人分ト相見得候、

一昔藤子小納^{少カ}言ト申貳人之女候、國分御上様寄相様閔ケ原御合戦前ヨリ大坂御屋敷江御詰被遊候處関ヶ原没落ニ付慶長五年九月廿一日御上様・宰相様大坂御引取被遊、御下國之御供衆有川助兵衛殿・伊集院左京亮・伊地知駿河守・比志島源右エ門・廣瀬源助・川東善左エ門・酒匂式部少輔・大井七右エ門・森與左エ門・大重主馬允・池之上宮内左エ門・赤塚源太左エ門杯大坂川口御出帆、同國西之宮沖ニテ堺ヨリ御出帆被遊候、惟新様御乗舟之小舟御參會ニテ右御両所様・惟新様御舟之様ニ被召移御供舟ハ御船之灯爐^{爐カ}

ヲ印ニ可參由御意ニテ豊後國守江之沖ヲ罷通之処夜陰ニ至リ御舟ニ乘後レ御船之火ヲ目印ニ急キ候、其比黒田勘解由入道如水軒安喜城ニ陣シ海上ニ番舟數十艘ヲ掛置候處此カヽリ火ヲ御船之姚灯成ト見損、御供之女中船臺所ニ二艘番舟ニ乘欠候、番舟是ヲ過ル所ニ二艘之船相驚キ漕逃候所ヲ番舟追掛、臺所船ハ一町余逃延候得

共跡舟之難儀ヲ見テ漕返シテ合戦ス、此時炮燐ヲ拋損シテ船中騒
ギ候トイヘトモ不叶終ニ自船ヲ焼沈ム、此時有川助兵衛・宮内次
郎左エ門・池上宮内左エ門・森與左エ門・大重主馬允・伊集○左
京亮杯ヲ始三十八人戦死也、此時舟ヲ熊手ニ掛け引揚タリ、生捕
ニ女中ヲ捕テ安喜之城ニ引ク、小納言藤子ト申二人女大雨之夜陰
ニ紛レ忍ヒ出形ヲヤツシ夜ヲ日ニ次テ終ニ帰國仕候、依之知行十
石ツヽ之御感状被下、フチコ事ハ猪俣氏娘ニテ候故姪之猪俣藤左
エ門養子ニ被仰付、其後知行廿石被仰付觀音寺之前ニ居住ニテ候
處此家斷絶故御感状如何相成候儀不相知候、扱亦小納言事ハ黒江
氏娘ニテ候故願成寺千佛杯ニモ黒江小納言ト有之候、後ニ有川早
左エ門江妻ニ被下候、早左エ門子嘉納助膝才ヤシノ者黒江名字之
中間有之候處嘉納助子八右エ門右御感状ヲ右中間方ニ吳為申由當

一昔惟新様御事元亀三年五月四日伊東方大將肥田木玄齊ト申者ヲ御
鑓付被遊候時、御鑓不届其時馬膝ヲ付候故御鑓相届別テ御氣悅ニ
テ從夫此御馬膝付栗毛ト申候テ歳八十三才迄活申候由、此馬墓者
帖佐龜泉院ヘ有之、龜泉院四代之住持久屋和尚書留被置候御馬墓
銘書蹄跪驛墓卜有之、橋口對馬卜申御中間養方被仰付候処右對馬
事モ八十三才ニテ死去仕候、依之御馬墓之脇ニ葬万治二年丑三月

九日此馬本加治木西別府牧ヨリ為出馬之由候、依之綱貴公ヨリ加
ク御召之御馬貳疋御入被遊候由候、一疋ハ雨龍、一疋ハ松尾ト申
馬ニテ二疋御入被遊候、橋口對馬・淺川新右エ門・加治木竹之下
ニ罷居候新右エ門ハ保壽院殿江被召附帖佐江被召移候、

昔士踊之儀惟新様御代ニ有無之事諸書付イマタ見出不申候得共
元和年中黄門様被遊御坐時分ヨリ段々御書付相見得毎年程有之由
相見得申候、本誓寺開山運誉上人書留ニ黄門公事土踊、人數ニ御
加ハリ被遊、當時之庭ニテ御踊被遊其節御床机ニ御腰被掛候跡
陽梅植被置候由相見得申候、從夫黄門様御子様方奉始士、踊東
之於御庭有之、鹿児島衆モ被相踊候由相見得候、其比寺々江モ御
踊被遊候由依之長年本誓寺・吉祥寺杯ヨリ踊之為御礼何レモ參
上被致候由相見得申候、新納所印老日帳杯ニモ御子様方御跡ニ付
我等事モ親子被踊候由飛拍子茶々トハヤシ茶々八文字千代々々ト
書之由古老物語ニテ候、古書一冊有之、道太鼓ヨリタン々々々
タン々々々々タン、惣太鼓テントテンエヒ々々ヲフヅウヒ々々ヲ
フヅウトヅ、カソノ間ニ惣人數役者迨折敷上ケ太鼓兩人立残リ太
鼓打ナカラ折敷タン々々々此間惣人數御札上ケ太鼓打兩人片膝
付打候テ立、タン々々々々タン此間惣人數一同ニ罷立ソコテヨセ
カケタレトモユウルシヤセマヒモノ、タタンタン々々々々々々
ン々々々々々タソツ、タソツノ是ヨリ道太鼓ニテ候、又カント、カラ
是ノ御庭ニアク魔ハイラヌ、長刀手者カヲル程ニ千代々々千代エ
イ々々々々ナキナタ手者カヲル程ニ茶々々エヒ々々々々々ツウ
トツカント、カントウト大刀ハ備前太刀小ソリ刃ノ長刀一振フリ
テ御目ニ掛フ、チヤ々々チヤエヒカント、長刀コツハニ々々々々々

手打掛味方ヲコイトウチマネク、チヤ々々チヤエヒツヽトツウテントン、是ヨリ半入鼓ニテ候事未歌數略ス、在郷踊之儀ハ駿河國ネン佛踊之拍子ヲ以惟新様被召立於大株寺始テ踊有之、御屋形馬場左右ニ踊相分レ道太鼓ヲ打其中ヲ御馬被遊候、直ニ御側江被仰付、夫ヨリ御責ト申候テ只今ニ至テ有之事ニ候、其後黄門様御代曳続キ東之御庭杯ニテ二庭三庭其外上使御下向之時分杯モ被懸御目候由寺々帖佐願成寺造モ踊ニ參候由相見得候、竹子脇本杯モ被仰渡踊來事ニ候、在郷踊ハ初西別府村被仰付于今彼名ハ余名ニ相替リ木カタナ牛頭ヲカフリ歌ニハツタハツセ吉野之櫻御所櫻スノ糸茶セン竹播摩ナタ南黒雲六町子節返シマセノ内忍フノ道ニ柳ナ植ソ心ノ列テ乱ルヽニアハストセメテ夢ニモ見ヨヤツレナノ君ノ面影ヲ、

一昔竹下之住人濱田小左エ門ト申大工有、寛永十年酉六月上使小堀對馬守殿・能勢小十郎殿・堀田織部助殿当御客屋江御着之砌能勢小十郎殿ヨリ被仰出候ハ爰許竹下ト申所江濱田小左エ門ト申大工息才ニ罷居候哉ト被尋候ニ付、成程息才ニ罷居候段申候得ハ其大工ニ御逢被成度被仰候ニ付早速小左エ門罷出候處右小十郎殿ヨリ小左エ門久々ト被仰候得共、小左エ門事ハ覚語之外成御挨拶ニテ終ニ御目ニ掛リ候儀覓不申段申上候処、其時小十郎殿硯箱一面御出被成候テ是ヲ其方ヨリモラヒ候、其時拙者爰許普請方人足三七ト申候時分ニテ候、青山喜右エ門ハ息才ニテ候哉御尋ニ付其通御答申候得ハ此喜右エ門ハ能奉公人ニテ候間曳上テ被召仕度候、喜右エ門我ヲシカリ候時眼付恐敷候故我普請方江居ル事不成、夫故無是非相迎シ候由御咄共其外段々御咄等御坐候内ニ其時分雪隠之

割竹捨ニハ御コマリ被成候由杯御咄ニテ候、其後喜右エ門事ハ品能被召仕候由候、

一昔萩原之住人恒吉清兵衛ト申者之先祖ハ御当家伊作島津之庶流恒吉之敵家ニテ清兵衛親藤兵衛造飯野江被召移段々品能被召仕、其後當地江被召列候テモ品能御坐候処元和七年之御改造ハ知行八十石余ニテ候處、其後寛永十年ニ被召付候時持留之知行六十八石ニテ候、其子主膳後長兵衛從夫必迫仕、同十五年之御扶持帳ニテ切米壱石八斗ニ錢拾五貫文ツヽ被仰付由相見得候、此家之系圖等有之候處其後紛失ニテ御坐候故、次男家小林衆中恒吉六右エ門覺書ヲ以御披露申上候處恒吉之嫡家無別条御證書御記録所ヨリ被仰付候、于今子孫代々血筋ニテ文書格護仕候、

一萩原之住人唐仁原李右エ門・横内李右エ門・万膳源左エ門・下津佐林齊此兩人高麗御供延村万右エ門・松下源太・野添宗右エ門・上野市左エ門・西孫右エ門・田島彦左エ門・前田仲藝・稻田弥五左エ門・吉野伴兵衛・與左エ門子岩切惣左エ門・右近子大河原才右エ門・源太左エ門子宅間與八左エ門・八兵衛子法亢次郎左エ門・新納織部正奎右エ門・入道一甫子池田右近將監・六左エ門子濱田伊左エ門・白尾治部左エ門・上床志摩助・下津佐城之助・上村与左エ門・仙覚坊・普門坊・寺沢主馬首・濱田李左エ門・老山五郎兵衛殿・老山六左エ門・市来勘解由兵衛・竹内藤左エ門・長野縫殿助・永長甚右エ門此嫡子與藤太夫ト申二才共慶安元年正月十四日晚檀干橋江門咄ニテ罷居候處、通人申候ハ只今江口通ニ柳田方若衆達向江方江孕メ打ニ被参候処於江口喧嘩被致候由承付

早速欠付候向ハ皆町衆ニテ候、此町衆ト申候ハ乱國中ニ諸城ヨリ逃来リ當町江罷居付致浪人候人多御坐候、此等之人ヲ其時分浮世人ト申候、浮世人御改方トシテ節々有之由浮世人改帳モ有之候、其比町人之業仕ラ居候者共ニテ若衆方喧嘩ヲ右與藤太夫受取町方ハ多人數壱人ニテ悉ク切臥候處、跡ヨリ山口弥五郎・田口善兵衛・郷田新次郎ト申ニ才共統合大喧嘩ニテ候、四人之ニ才共ニ恐

レテ向ハ皆散リ々々ニ逃失候故追欠家之内ニ追詰相戦ヒ候處、三人ハ其場ニ被切臥與藤太夫一人家之柄ニ刀ヲ切込ミ引トモ不取無是非刀ヲ打捨其併捨置則走帰刀ヲ取テ欠來リ候得共今ハ刃向フモノモナクシテ三人之手負ヲ引起シ候處、別テ深手ナレハ加籠ニ為乘テ罷帰候處山口弥五郎・郷田新次郎右之疵故相果候、與藤太夫喧嘩之儀御使八代次左エ門ヲ以江戸江被仰上御披露有之、町方相手演田藤左エ門ト□方御科目被仰付候、與藤太夫事ハ三年ニ切腹(空白)被仰付候、曾木新左エ門ハ與藤太夫若衆ニテ新左エ門介借為仕由候、池上與右エ門先祖ハ將監ト申候テ加世田間之瀬川合戦之時戦死ニテ候、其子宮内左エ門事ハ豊後森江之浦ニテ戦死仕竹内半右エ門・郷田新兵衛・二階堂傳右エ門・二階堂常春・羽島藏人・伊東市兵衛・松山秀齊・稻元弥兵衛・肥後土佐守竹下住人ニハ西田志摩丞・橋口對馬允・浅川新左エ門・松元丹波守・山口本左エ門・赤崎仁藏・丹後子丹後事ハ大坂ニテ石田殿江我家之武篇者トシテ被懸御目候物也、其後楠元ニ相改當分楠元ニテ候、城権右エ門・山路宗真・中馬早左エ門・演田源左エ門・江口藤兵衛・松永五兵衛・有馬才助・廣瀬民部左エ門脱文カ、

一堅馬場之住人林兵助親ハ林仙朝坊ト申山伏、龍伯様江殉死御供之

御約束申上置、慶長十六年五月廿一日於國分御逝去被遊候ニ付殉死之御供仕候、仙朝坊權大僧都法印ト有、依之被召付候、御帳面抔ニモ仙朝兵助ト有之、道場原住人武彦左エ門ト申者親彦左エ門事毛龍伯様江殉死御供仕、其子彦左エ門被召付置候處其後鹿児島江罷移候、

一昔柳田之住人伊丹道甫ト申医師有、此人本ハ高武藏守師直之子孫摂州伊丹郡有岡之城主廿一世之孫伊丹孫兵衛師親ト申者ニテ候處、泉州堺ニ牢人イタシ医道ヲ以世ニ鳴リ慶徳庵道甫ト申候テ享徳庵道三門弟之人ニテ候處、其比惟新様於上方御茶湯傍○_{輩カ}ニテ有之候故慶長五年之秋濃州大垣之様御越ニ付、依之三法印御同道可被成由兼テ御約束被仰置候得共、其時分道三事病氣故道甫御頬被成大垣之様御同道被成候處、其後道甫當地江被罷下候處惟新様ヨリ被召留平松之内ニ知行百廿石被遣候テ、別テ御叮嚀ニ被仰聞候故帰國可仕様無之、其後加治木之様被召移当分之屋敷被仰付、元和七年之御改ニハ百六十石被仰付候故上方江罷登妻子共列下リ可申由申上候處弥其通可仕由被仰下、長野織部佐被召附罷登妻子等列下リ道甫大病之節辭世之歌、

アタノ世ニシハシカホトハ旅衣キテ帰ルコソモトノ道ナレ

葉茶壺一つ進上仕候處為御礼高四拾石被仰付候、文之和尚文有、医士道甫老者摂州人ニテ京極庵流亜也、事我島津氏惟新尊君帷下居止於邦者十余年矣、勤其醫業之暇以茶事鳴於一時、是歲癸丑元旦有試筆之語及茶目折湘雪之事、予素积門之徒對花徒啜茶而已不知茶事之其礼法故、和不以茶事而說翁之醫藥之有奇術、医術亦非予之所業詩法亦予之所不學也、自是至尾以不知漫和其

韻恐有蛙聲之亂大雅矣、猶汗^{スニ}_{スニ}雨濱藥苗新勤業其心在救人只

爲良方有奇效每令萬病早○春大龍贊衲玄昌拜稿、

高武藏守師直同越後師泰卜書出候卷物壹卷有之、惟新様ヨリ被仰

付候御捻二通家久様御書案一通相良内藏助殿状四通本田上野介殿

捻一通^(空白)□内記殿捻一通相良左京殿捻一通立花左近殿捻一通道三法

印捻二通伊^{勢力}○兵部少輔捻四通種子島左近將監殿捻二通相模守殿捻

二通町田勘左エ門殿捻一通相良新兵衛殿捻一通伊勢平左エ門殿状

二通三原諸右エ門殿一通川上翁介殿状一通島津下野守殿状二通米

良勘兵衛殿一通、

一昔萩原之住人白坂助之丞ト申者若衆ハ近國适モ知レ渡タル美男ニ

テ御坐候得ハ草木适モ此人ニ不靡トイフコトナシ、依之其比之僧

俗歌ニ讀レツ詩ニ被作ツ、然レト誰カ一夜之契リヲタニ枕ナラヘ

シ人モナシ、爰ニ鹿児島之住人何某ノ刑部少輔殿ト申人助之丞ニ

執心起シ、三年力間カヨハレシカ終ニハ立寄便モカクアリテ、昔

肥後八代之衆ニ蓑田平馬殿ト云若衆ニ新納刑部殿此世ニテ契リシ

コトモ夢ナレヤ平馬殿後之世适モ一ツウテナニトケ様ニ被申、翌

日力刑部殿戦死被成候、是ヲ平馬殿被聞付人々ニコトハヤ是适ナ

リト御暇乞ト云捨テ其併欠付戦死被致候也、此度殿之御上洛ニ供

奉シ奉レハ助之丞ニ幾世之名残ヲ惜ミシ事ヲ忠平公被聞召上、刑

部殿御上洛之御供ニテ被致上洛候ナリ、其後忠平公ヨリ刑部少輔

殿江御遣被成候御奉書之尚々ニ白坂助之丞息才ニ候ト御案文留相

見得候、

一昔萩原之鎌田播磨守ト云人娘三人、次女ハ東之丸御懷様ニテ被成

御坐候、嫡女ハ末田氏ヨリ智養子豊前守ト申候、黃門様江殉死之御約束申上置、寛永十五年二月廿三日御逝去被遊御供ニテ候、豊

前守嫡子傳左エ門・次男彦左エ門トテ二人有之、彦左エ門事ハ寛

永九年西衆中被召付候節御小姓役之僕被召附候、知行三十石御鎧

一領被仰付後百七十石ニテ候、傳左エ門事ハ百五十石ニテ西之殿

中奉行納殿役ニテ候、親豊前守事ハ當町奉行西之談合役ニ相見得

候、其後寛永十五年殉死御供傑山常英庵主墓所本大株寺ニ有之、

播磨守未タ在生時分ハ二百石餘ニテ黃門様節々御先駕共為有之由

相見得候、死後為何事御坐候哉孫傳左エ門事ハ父之罪科ニ付遠島

被仰付候処、山川之冲ニテ上意之趣有之打果申候、弟彦左エ門事

モ遠島ニテ相終リ為申由候、今御兵具所江有之鹿之角立物之鎧一

領ニ才共藝古具足ニ仕候、彦左エ門江被仰付置候ヲ右ニ付御取揚

被成候由、

一柳田之住人長谷場氏力文書ヲ見ルニ藤原姓長谷場六郎久純江建久

三年ニ被仰付候御判物有之、福昌寺地差上候坪付之覺文禄五年高

三百石内二百石ハ御加増被仰付伊集院右エ門入道幸侃ト有之、織

部介事ハ天正十四年豊後御合戦之時适ハ騎馬ニテ御供仕由相見得

候、其後高麗・閔ヶ原适御奉公為仕由相見得申候、其後於國分龍

伯様江御奉公申上候處御逝去之後慶長十八年ニ当地江被召移、元

和七年之御改ニハ知行百十石、寛永九年ニ嫡子傳左エ門八十石ニ

テ被召附候、御家様御系圖并長谷場氏系圖宇左之判物一通小代下

總守殿江忠平様御返書案一通誠ニ此表之干戈得勝利候ト書出候、

内々空閑備前守殿江義久様御状案一通去春八城及進發足ト書出候、伊集院右エ門太夫殿江親成状一通秋月殿江親貞ヨリ状一通島

津又三郎氏久軍忠之事ト書出候、尊氏御判紙写宛書承候院ト有之
一通本田下野守殿江肥前守殿ヨリ之状一通圓覺寺江忠全ヨリノ状
一通喜入摂津守殿杯江鎮尚ヨリ之状一通伊集院右エ門太夫殿江親
成ヨリ之状一通島津修理太夫ト御判有之御状一通此内五行ハ鹿兒
島御記録所御用ニ付差上候、元禄十年丑四月六日市来源右エ門殿
受取ニテ御用ニ相成候由相見得候、

一昔紺屋町馬場之住人川上大炊介ト申者後佐渡守ト申候テ御家老川
上四郎兵衛殿嫡子ニテ於當地殿中奉行役ニ相見得候、其後切支丹
宗風聞有之火罪ニ被行候由候、四郎兵衛殿ハ関ヶ原御供ニテ敗北
之節跡ヨリ百騎計ニテ追來候ニ付組下之者ニ柏木源藤ト申者朱臺
之鐵炮ヲ以敷之内ヨリ真先ニ進來候大將ヲ射落シ、川上四郎兵衛
ト名乘候處相從兵共是ヲ引挾引退キ候ト也、後承候得ハ伊井兵部
少輔殿之高股ヲ射テ落シタルヨシ源藤事ハ当町江居住ニテ別テ必
迫ニテ後当町人ニ罷成子孫無之、

一昔道場原之住人阿多長吉ト申人之親父ハ元来畠山氏ニテ候哉、
孤ニ成母方阿多之家ニ幼育ニテ其後出家被遂安養院江住職被罷居
候処現俗被仰付御家老職被相勤候、其時寺高之内二百石ハ自分高
ニ被致長壽院盛淳ト申候、左候テ慶長五年閏ヶ原ニテ戦死ニ付一
子長吉後内膳亮ト申候、当分白尾利右エ門屋敷也、其時分貳反四
畝余、元和七年之御改ニハ知行二百十石ニテ候処同八年之冬加治
木高之内ニ入候由、其後寛永八年之夏城之大手口板井手之滻大破
損ニ付十余ヶ外城衆中ニ在郷普請有之、此時之檢者ニ阿多内膳正・
新納織部正・福永筑後守・長谷場傳左エ門・日野少監物其時罷立
小カ

候、諸所福山・敷根・國分・清水・曾於郡日当山・山田・蒲生・
吉田・清敷・加治木・帖佐・平松衆中ニ在郷合壱万四千五百余人、
九月九日成就有之、此内々膳正事東衆中之内ニ被召附候時知行
三百十五石ニテ候処、其後鹿兒島之様帰参ニテ今畠山式部殿也、

一昔爰許御客屋江ハ上使節々御下向ニテ御座候処寛永十四年十一月
七日上使新庄左近将監殿主従八人ニテ御客屋江御着御取持有之、
依之被仰渡候ハ此節御上使御下國ニ付御滞在中客屋近方ニテ辻歌
等何哉猥ケ間敷儀曾テ仕間敷候、若於相違ハ曲事可被仰付由候処
新庄殿御着、明日昼下リニ江夏少内記ト申者ハ友監孫ニテ候力屋
形下リ之砌半嵐ニ仕懸テ客屋之馬場ヲ壹升一盃東北之九世ト謡ヒ
罷通候處右近殿客屋屏之上ヨリ是コト被申候故小内記答申候、内
江一刻ト被仰候故右近殿前ニ罷出候處被仰候ハ遠國江罷下リ殊之
外淋敷候半ト存之外都ナツカシク折ケ様ニ手ヲ以間迫打面白事ニ
候、今一ツ御所望ニ任セ右近殿列席ニテ謡ハレ酒杯之御相手ニ罷
成御勝手ニ入殊之外御機嫌能夜入候テ、御暇仕候段又八郎様被聞
召上則新納仲左エ門ヲ被召出御立腹之御様子ニテ被仰渡候ハ、此
節上使下向ニ付客屋近辺ニテ辻歌等堅禁止ニ申渡置候處、言渡ヲ
背江夏内記辻歌ヲ謡ヒ其上客屋適致推參、近比以不届之至早速切
腹被申付段被仰渡候、其時仲左エ門申上候ハ乍則^(即)答言上仕候、被
仰出候儀奉畏入早束^(速)小内記江切腹申渡度ハ存候得共、得ト承候得
共小内記罷通候ヲ上使様屏之上ヨリ御覽被成御直ニ被召寄、別テ
御勝手ニ入為申由候處其者切腹被仰付候ハ、定テ被聞召答候、此
趣ヲ能御了簡可被遊ト申上候得共其時被成御意候ハ若口者々々ト
是ヲ其方江可遣、此儀其方心次第ト被仰候テ御脇差御手渡ニ被仰

付于今格護仕候、

一昔垂口之住人市來備前守ト申者ハ從江戸被召附タル人ニテ黃門様当地江被召移候時分知行七百十貳石ニテ罷移、元和八年之五月十六日嫡子掃部介殿鹿児島江被罷移候ニ付右之内五百十二石鹿児嶋高ニ相直リ、次男主水助事ハ鹿児島壱岐氏養子ニ罷成リ、備前事ハ二百六拾石ニテ寛永十年西衆中内ニ被召附候処同十一年ニ御給壱万石之内ヨリ三百石被仰付、同十三年子五月廿一日死去候、

屋敷ハ當分土橋六右エ門屋敷ニテ候、依之同四月廿日町田勘解由次官殿備前守跡為役人黃門様ヨリ御使有川左近之允ヲ以御給被成候、依之又八郎様ヨリ白尾傳左エ門ヲ以御禮使同五月二日當地江御引移被成、此時新地三百石被仰付依之御互之御贈答有之、市來備前守相果候ニ付其地江慥成人可有之儀簡要候間今度町田勘解由次官可罷移之由申付候、内々其心得尤候、恐々謹言、三月二日家久御判又八郎殿同十五年十一月勘解由次官殿鹿児島之帰参被仰付候テ仁礼主計助殿被召附候処、其後伊勢貞昌御上洛前ニ再陳之御書物之内ニ仁礼信濃事加治木江被召置候儀ト有之、依之帰参被仰付候由相見得候、

一普門院ハ天満宮別当、昔ハ普門寺ト申候テ連歌之會所ニテ被召立置候由、黃門公當地江被召移候ニ付宗可ト申連歌師ヲ中洲江被召移、二才衆へ去嫌ヒ等指南可仕由被仰渡候、奈良之春日之里ニ紹巴ト申連歌師ニ相付、其周桂法師・法橋杯下向之時連歌聞書等有之、其比之人數、

樺山権左エ門久高 町田勝兵衛久幸 市来備前守家政
三原諸右エ門重種 鎌田次右エ門政在 珠連

種長 意閑 清平 景親 西侯彦右エ門清房

重長 元綱 國隆 紹嘉 白祝 久元
久加 其阿 玄與 喜庵 重位 清昌

鎮幸 宗可 三祝 昌琢 玄仲 昌倪

玄陳 宗順 玄的 臨阿

執筆宗可次男野田喜左エ門事ハ別テ為勝美少人ニテ又八郎様御若衆ニテ候、依之連歌執筆何々被仰付、法外ニ御□之御捻等有之、

家久公奉初連歌之書有之、宗可訴訟之口上有之、今度御扶持米衆并ニ被召闕候ニ付當時堪忍難成、則ウヘニ及ベキ躰ニテ無爲方候間御法度佗申上候事誠ニ慮外至極候得共、我等事ソウカ俗力トモ

ツカレサル者ニテ候マ、無殘念心底申上候、拙子加治木江被召移候身、御連歌去嫌等ヲモ申上次ニハ若輩衆ニモ似合之指南杯ヲモ申セトノ御意ニテ、此中御扶持米十石ツ、被下候内被召闕七石ニ可被成候間、則時命今ハノ限り候条、世ノアサケリヲモカヘリ見ス餘之事ニ佗御物笑ノ種ナカラ申上候、夫和歌道ハ六儀ワカナル

中ニ詠諧躰三十字ヲツラネ佗申上候、此道ハ鬼神ヲモナヒカシタケキ武士之心ヲモヤワラケ我等如キノイヤシキモノモ高位ト交ルヨシ傳ヘウケ給リ、歌諸如來トキ給ヒシ文字ヲ句之上ニ置ツ、カサル言葉ヲ申上者ナラン、
カ カセノ音アラキ草木ノ枯終テ若菜ツムヘキ春ソマタナク
ヤ ヤツハシヲワタシモトラヌウラカタハ三ツノ水ノソコノシラレ
ス
ウ ウタヒヲクキシクセヨリモ切マヒノオモヒカロキハ人ノアラフ
ス

ミ

シ シカヒ波ウツヽハ夢ノウチナラハ覺テ今年ノウキヤワスレヌ
二 ニアハスモ高位トマシルコロヽコソアシキモヽレス和歌ノ道ナ
レ

ヨ ヨシアンモマタイワケナキ難波津ノ言葉ノ種ハツキシトソ思フ
ラ ラクモナキ身ニハアハレミカケ給ヒオサマリワタル御代ト思ヘ
ハ

イ イツカタニ行テウキ身ヲノカレマシ木ノ葉マハラノオクノ山々
和歌三神ノコヽロヲ

言ノ葉ノ道スナヲニモ跡タルヽ神ノ光リノ玉津島哉

タクヰヨノ外ニハアラシ住吉ノ宮居ノ松ノ雪ノ明ホノ

諸人ノアフキ来ツヽモ久カタノアマミツ神ノ恵ミ有世ハ

右佗申上儀御置目之外タルヘク誠ニ恐入儀ヲモカエリ見ス如此候、

□^(空白)様七石ニテ被召置、出銀ヲハ被仰付候ハヽ少々之餘勢ニテナカラヘ花ノ春ヲ待工申考ニテ身ノ袖ノ涙ノ□^(空白)ヲトカシ申度候、此等之趣被計御機嫌可然様ニ御申奉方ニ候、以上、

寛永七年庚午十二月一日

宗可判

高崎玄蕃殿

三原左エ門佐殿

トヲノ石ナラヘ置サヘイキワフルセヒモクナラハシナン乱碁

トフ事申モアヘスクチハテハイツレノ神ノハチトイハレン

此比ノ御扶持米ニテオクレスハ運ヒヤ消ン水ノウタカタ

物奉行

ゾヽ口ニモ五石十石離レナハ後ハ心ノ外ノモクシキ

同

川舟ニ波カセサハルフチカタヲミナワタサレテタスケ給ヘヨ
是ハ時之狂言歌語万事可然様御申上奉方々候、

一昔中洲ノ片馬場ハ小濱藏・鎌田伊賀守・伊勢貞昌・汾陽理心・野田宗可杯居住之所ニテ候、異朝之郭姓之人ニテ此門弟永井傳心江讓之唐差司永井用心于今所持ニテ候、鎌田伊賀守ハ百五十石ニテ被召附置候処、其後嫡子勘兵衛鹿児島江被罷移候ニ付百十石鹿児島江相附候、伊賀守事ハ寛永十五年御扶持帳ニ切米六石御納殿役人ト相見得候、二男五兵衛二石七斗相見得候、帖佐願成寺江有之、運誉上人江惟新様高麗ヨリ御遣被成候御書翰ニ鎌田加賀守帰朝ニ付テハ御書出被遊候、

一昔龍伯様御傳校之古今傳黃門様江又八郎様ヨリ御被申上候処、寛永十三年之春從黃門様執筆被召寄八代集写方被仰付候、古今^并新古今集上周栗江被仰付候、新古今下卷ヲ鮫島次郎兵衛江被召付候後拾遺集ヲ春山喜右エ門江被仰付、後撰集ヲ竹下十助江被仰付拾遺集ヲ鮫島与右エ門、詞花集ヲ有川淡路守、千載集上下ヲ藥丸才右エ門江被仰付、金葉ヲ根占作左エ門江被仰付、以上十卷同二月十日書調差上申候、此書ヲ以則御傳授被遊候由承知仕候、

一昔御屋形之御内千石木ヤト申候テ三反七畝余之木屋地ト申候テ有之、右江ハ御物御代官所被召立置候テ、寛永十五年之御扶持帳^仰ニモ米十二石六斗御公義千五百石之夫七人分又三十石四斗ニ錢貳拾六貫文ハ御錢入定、夫十三人分又栗貳拾壹石御物并御台所詰夫

七人分又米廿八石五斗御藏入代官衆五人分ト有之、金剛寺・大株寺毎月忌米庄屋廿五人之扶持米杯迄拂帳ニ相見得候、御扶持方ハ西東衆共ニ惣テ御物御拂ヨリ被仰付、諸士役替等諸事御物被渡ニテ壱万石御拂領之内ヨリ被仰付儀モ黃門公御下知之上ニテ被仰付事ニ御坐候由、同年之末ヨリ壱万石之内ヨリ御物成初有之、寛永八年壱万石御拂領被遊候テ、同十五年迄御高之所務米惣テ御軍役方ニ相成由候テ、元和五年又八郎様於江戸公方様ヨリ御拂領之金銀元利ヲ以御返銀有之、算用御書付先比於物奉行所拂見仕候、大分之銀高ニテ御坐候、此時分迄ハ上町・下町・加治木之町三年行司御扶持并客賄方迄御物御賦之内ヨリ出申候由、此時宮内正宮之五回^{イニ句ニ似タリ}米師子舞真幸之三徳仙覺院座頭土用経御札諸士屋敷鹿児島諸屋敷同膳宝現大明神御祭之時之鐘迄之儀江戸江御願被仰上候、此等之儀一々達上聞、光久様御下國迄其通可被召置被仰下御下國被遊候、後惣テ古來ヨリ有來之通被仰渡御闕狩御馬追之串目下知護摩所御稻荷御荒神之御祭御物賦帳之通、黃門様御代ヨリ之米直成帳只今ニ至テ物奉行所江書載来ルモノ也、

一昔義弘公御代之弓場ハ漆山ニ相成今曾木嘉右エ門屋敷ニテ候、黃門様御代護摩所之角江被召直御鉄炮之場ハ木田村之今弓場屋敷ト申候、其時分木田之鉄炮場江御差出御供五十人計節々御吟味有之由諸書付ニ相見得候、木之上和泉殿蒲生ヨリ被參候テ有職方御藝古節々有之由、其内有川早左エ門事ハ弓法迄不残惣仕タル者ニテ候、御右筆ニテ被召附候、又八郎様御在江戸被成御座候時分公方様御弓師吉田久馬介殿此方御屋敷江御招待之時久馬殿被仰候ハ御家來之衆弓被仕候衆御坐候ハ、御覽被成度候ニ付、有川長次

郎・野田長右エ門・木原弓兵衛・池田勘兵衛・田口七兵衛此五人被召出弓御覽被遊候、其後彼御方江御見舞之節右之衆被召列候處彼御方奥之御庭ニテ右五人ニ^{鯉丸}鯉物御望ニテ罷出、弓仕候得ハ的ニツモ當リ不申候由候、黃門様御逝去被遊候テ三年目之八月廿四日御弓之事被仰渡人數六十九人、蒲生ヨリ日高新左エ門殿被罷越又八郎様大的三ツ的被遊候由相見得候、早左エ門嫡子掃部助事ハ東郷長左エ門殿方江致藝古惣傳仕候、東新之丞ト申者ハ蒲生之住人ニテ加治木江参候儀相見得候、東郷重位事ハ黃門様御代納殿役ニテ從鹿児島掛テ相勤被申候由相見得候、川上十郎左エ門殿又八郎様御犬追物御藝古被遊節々御招ニテ被罷越候由御案文留ニ相見得候、寛文十二年十一月十一日加治木江参上、正保四年丁亥十一月十三日江戸於王子原忠平公御犬追物御勤被成候由、

一比志島氏家之書、

一古系圖清和天皇ヨリ陽成院ト釣出ス、新系圖比志島十代河内守立賴之弟義方ヨリ釣出ス、
一建武二年二月廿日比志島孫太郎・西俣弥三郎・河田助太郎江沙汰御判一通内裏御番薩摩國地頭御勤仕

一貞和四年十一月十六日薩摩國滿家一流中畠山右エ門尉義俊判一通、薩摩國合戦之事今年八月廿九日御教書如此、

一長明三年霜月六日比志島三郎四郎江源祐義ヨリ之状一通、大友次郎為朝敵上ハ可退治候、

一應永廿九年三月朔日島津殿御奉行所比志島河内守義重判シヤウフ殿ニツリワタシ申候ト書出候、

一文明九年酉十月十日讓状一通、但對當家守護方ニ付孫太郎ト有之、

一 文明九年丙酉九月十二日比志島米五郎江河内守義重ヨリ譲状一
通、

一 慶長年中始ハ比志島彦三郎、内藏之丞、河内守後二掃部介ト申候、

一 元和七年之御改知行六百貳石、此時ハ河内守ト申候、

一 寛永九年四百六十八石ニテ加治木江被召附候、吉田地頭此時掃部助ト申候屋敷一反六畝余今是枝治右エ門罷居候下屋敷二反七畝余

田地ニ罷成候、

一 寺沢志摩守殿ヨリ之書一通重陽之御祝儀惟新様御小袖進入申候ト

有之、河内守之時ナリ、

一 志摩守ヨリ内藏之丞之時大坂二之丸ヨリ外江之堀埋之御普請ト

有、

一 相良權兵衛殿・三原左エ門殿杯ヨリ明日之昼休ハ吉田御泊ハト
有、

一 山田民部少輔殿ヨリ掃部助江伊集院左京允殿ト書出候、

一 喜入攝津守殿ヨリ掃部助江状一通、

一 市来掃部助殿ヨリ状一通、前田土佐守殿江便ト書出候、

一 新納氏家之書、

一 屋敷ハ四反余三原備中先寛永十一年竿、

一 御家御代々傳 一惟新様江井伊兵部殿ヨリ御状、

一 惟新様江本田佐渡守殿ヨリ御状、

一 黒田甲斐守殿ヨリ御状、

一 龍伯様江勘兵衛本多佐渡守ヨリ御神文、

一 惟新様江山山城守殿ヨリ之御状、

一 中山王江之御書案慶長十四年、

一 義久公之傳記奥ニ朝鮮入御感状、
一 少将様江惟新様ヨリ御状案七通、

一 和久甚兵衛殿江惟新様ヨリ御状案、
一 平田太郎左エ門・比志島紀伊守江従惟新様御状案、

一 寺沢志摩守殿江惟新様ヨリ御報案、
一 惟新様ヨリ御書案日付宛書ナシ、

一 京勝江惟新様ヨリ御状案、
一 高橋右近殿江御状案、
一 増右江

一 寺澤志摩守殿江
一 龍伯様江記書文之書、
一 惟新様御判形三ツ、
一 七月十二日夜半大坂ヨリ旅庵差下御条書御案文、
一 覚書案一通、
一 大友左エ門入道殿ヨリ義久公江御状、
一 惟新様被仰出候御覚書、
一 薩摩守様江稻葉丹後守殿ヨリ御状、
一 覚書一通又八郎殿御公家成方ト有之候、
一同書付太閤様御藏入ト有之候、
一 京都ニ祝物進上覚書、
一 惟新様江典銓ヨリ之状、
一 御覚書從内府様黄金百枚御借給ト、
一 薩摩守様江伊達正宗ヨリ御状、
一 帖佐江被仰渡候覚書、

一御案文一通　一鎌田左京允阿多神左エ門本田源右エ門ヨリ状、
一中性院江惟新様ヨリ之御状案、

右五拾二通未五月晦日鹿児島御記録所御用ニ付御取揚被為置候
由、文書九十一通旅庵已來之書鹿府御記録所御用ニ付元禄十年
寅三月廿二日丑四月六日市来源右エ門殿請取ニテ差上候處、右
之内四十一通ハ午二月十五日返被下候、

一本田氏文書、

一屋敷一反九畝余當分桑畠孫右居住、本田源右エ門蒲生地頭、
一惟新様江御清本多佐渡守ヨリ状、
一本多伊豆守殿江御状一通日付ナシ、
一三原飛彈守殿ヨリ御状一通、

一川上左近將監殿之状二通、

一三原備中守殿ヨリ源右エ門江状一通、御算用蒲生ト有、

一伊勢兵部少輔殿ヨリ比志島掃部助杯江一通、

一比志島宮内少輔杯ヨリ一通、

一御朱印一為有馬釣庵書出、羽柴薩摩守侍從殿江ト有之一通、

一右元禄十年御記録所江差上候由、

一町田圖書頭殿ヨリ一通、

一新納五郎右エ門入道殿ヨリ伊豆守江一通

一比志島紀伊守殿ヨリ二通、一通ハ寺沢次郎殿ヨリ御立寄可有之由

候書出候、一通ハ昨日以新納越後守申入候ト書出候一通、

一濱田源左エ門殿ヨリ上使御下向ト書出候、

一伊勢兵部少輔殿ヨリ從大坂川北少左エ門尉殿ト申御方ヨリト書出
候一通、

一御同人ヨリ蒲生衆野村小四郎殿ト書出候一通、

一御同人ヨリ上川久右エ門ト書出候一通宛書ナシ、
一御使殊迎舟之儀從石治武庫ト書出候日付ナシ、

一此兩通元禄十年鹿府御記録所御用ニ付被召留置候由、

一関ヶ原ニテ百石五十石源右エ門小源五親子ニ被下候二通、

一曾木氏家傳菱刈家二男、

一正中二年十二月九日薩摩國朱屎院之内相傳系圖一通、

一藤原宗茂一通、

一慶安八年四月日大隅國菱刈但馬守重遠謹テ言上一通、

一應安九年八月十六日大隅國菱刈之内曾木伊賀守菱刈安藝守江沙弥
御判菱刈院之内重富左近將監重兼一通、

一天正十八年小田原陣五兵衛騎馬御供、

一慶長十八年御下様御供江戸江奥役人、

一高麗閑ヶ原适御供弥五郎ト言時分、

一曾木氏系圖一卷、古系圖一卷、

一菱刈一族交名注文一卷、

一寛永九年被召附候節三百石余、

一日野家系之事本ハ田中、

一藤原氏日野某殿依勅勘薩州硫磺島江配流之筈ニテ下向候処、硫磺

崎ト申所江被召置候、田中門遣置其内一子出生被残置候、京都之
様御赦免ニテ被登田中名字ニテ候、元文年中田中藤次兵衛入道等
林繪師ニテ候、其親掃部兵衛入道珍阿弥平松岩鋤之城ニテ戦死、
嫡子監物高麗御供其子内膳正六代元和七年二百六十五石、寛永九
年小監物被召附候、

一御下様御供伊勢桑名江松平河内守殿江御縁與奥家老ニテ御供、
一日野中納言輝資卿江御目見由緒申上、日野名字資之字頂戴證書被

下候、于今御一代二御目見被仰付候事、

一日野系圖案一通、

一日野家由緒家一通、

一日野大納言輝資卿ヨリ之由緒書一通、

一慶長二年二月十三日伊勢兵部少輔殿下野守殿ヨリ如豫江被遣候捻

一通、

(丙子カ)
西子歳

一天正四年西子歳伊集院右エ門太夫忠棟卜書出候一冊、

一妙谷寺屏風繪等林筆、

一高麗江御供人數川上氏家系之事、

一義久公ヨリ川上武藏守江從御家門様至相良方壹弘書出候十月廿日

御案、

一義久公御判紙、

一川上民部左エ門覺書一通、

一川上美濃守事增右エ門之時高麗御供嫡子助十郎父子、

一當家一統射御秘祝致傳授候六月十二日、

一川上助十郎後助左エ門事辻立ヨリ萩原ニ移リ柳田江罷移今曾木嘉

右エ門罷居候、助左エ門事ハ寛永九年被召附タル西衆中ニテ候、

親美濃守ハ同十一年ニ被召附候故東衆中ニテ候、助左エ門札立屋

敷ハ九畝十部桂窓寺東脇ニテ候、萩原之屋敷ハ当分在郷ニ罷成

候、柳田屋敷ハ惟新様御代之弓場所ニテ候處、今之所江被召直跡

柒山ニ罷成候故罷移候、札立屋敷ハ寛永七年時分一反余川上新

介江附属之由相見得候、元和七年之御改ニ助左エ門事高百五十石

内五十石ハ御加増ト有之、同十一年ニ被召附候時分百七石余ニテ

其後於当地助左エ門死去、其子助左エ門事後藤兵衛鹿府江被召移

候、美濃守事惟新様御代ヨリ中納言様御代造物頭ニテ道場原今之

屋敷、寛永十一年竿七畝廿歩居付候処嫡子助左エ門江百石被召附候故元和七年之時分登ニテ、美濃守同十一年ニ被召附候時三十七石被仰付候テ又八郎様兵具奉行相勤ニ男山之丞喜兵衛無家督嫡子

休作後慶左エ門又民部左エ門美濃守死後跡目跡役被仰付候、喜兵衛ニ男新介事御小姓ニテ其後被召附候後ニ為兵衛依之川上氏於

加治木三家ニ被召附候、同十一年美濃守新介モ東衆中ト相見得、

同十四年ニ西衆中二十石配当被仰付候節川上山之丞十石ト相見得

候、同十五年御扶持帳ニ切米三石川上新助ト有之、同十六年之衆

中帳高川上美濃守高川上助左エ門無高川上新助其後川上為兵衛高

廿石ト有之、同廿年五月五日為兵衛殿知行拌領之御礼山之丞殿ヨリモ同前ニ被申上候由美濃守事ハ同十八年七月死去ニテ○候力

一加治木士十六人御道具衆三十人合テ四十六人寛永九年從黃門様又八郎様江江戸ヨリ時々被召附、同十年又士五十二人ハ今度被召

附候、二十六人ハ當時之諸役人合テ百廿四人也、同十一年ニ東衆

中皆同居付之マ、被召附候、此時人數四百廿一人被召附候得共同

十五年迄ハ西衆東衆帳面別紙ニ有之候、然處寛永十四年西衆中帳

ニ士并御道具衆迄五十九人鹿児島其外諸所且又東衆之内ヨリ御奉

公之人抔時々西衆方江被召附候テ衆中帳ニ通ニ有之候、其内鹿児

島其外諸所江被召移候人モ有之、同十六年三月十四日ニ時々被召

附候人數糺有之候處其時人數四百九十九人内二百三十人ハ高持、

二百廿九人ハ屋敷迄之衆、五人ハ出水衆、十二人ハ御廄付衆、廿

三人ハ御道具衆、高頭ハ七千五百三十八石五斗七升八合六勺四

才、此時西衆東衆帳面一紙ニ罷成候、

一塩入馬場住人平山六郎ト申ハ松本休右エ門子ニテ御坐候テ大力

之者ニテ御坐候力、先年觀音寺普請之時分虫付之客樓取替候處書付有之、此木岩嶽ヨリ生木荒削之時平山六郎十六才ニテ持來候ト

有之、其虫付ヲ壱岐五郎八・岡山十左エ門二人ニテ持候得共揚リ

不申候由十左エ門直咄ニテ候、一日六郎真幸表江參候處龍門寺坂

之上江參候得ハ日暮ナラキノ本ニ牛二三疋宛ニテ引候、御材木道

中江引ハメ、牛ハ皆々野ニツナキ馱師之者共休居候間六郎通り申

候得ハ、往還ニ材木引ハメ片付カ時可申ト申候得ハ馱師之者アサ笑テ

申候ハ其方ヨリ片付テ御通可被成ト申候、其時六郎片手ニテ材木

之木口ヲハネ候得ハ日暮堀之様ニ一々飛入候、其時馱師之者共キ

モヲツブシ罷居候、其時ヒシカリ山ヨリ高嶺之様ニ日數三十日計

相重候由其後六郎木山村百姓所江竹モラヒニ參候處、小唐壱東共

ハ進セ可申ト申候處六郎日半過キ伐候山江入候テ申候ハ一束コソ

遣セ可申候ト申候處、何束御伐可被成ト申候、六郎返答ニ一束コ

ソ伐可申、二束ハ不伐段然ハ一束御伐二束ハ不出由ニテ候、其時

六郎小唐竹ヲ牛之胴ヨリ太ク丸ケ百姓力戸口之前ニ突スヘ候得ハ

與左エ門普請之加勢ニ參居候處其日山ヶ野金山相撲有之由承付、

普請中場ヨリ列立金山江相撲見物ニ被參候ガ六郎道ヨリ五六寸廻

之小唐竹ヲツヘニ突參候、其時筑後ヨリ參居候大関江望ミ飛入ニ

出候ガ右之杖ヲ土俵ニ懸テ追持候ニ付右杖可置ト申候得ハ、其時

右之ツヘヲユヒニテヲシキ手之ハラヲ以押モミ候得ハ唐竹サザラ

ニ成リ、夫ヲ以我頭ヲクビリ立場所ヲ行司團扇ヲ以西ニサシ候テ

相撲相見得申候由申ニ付ナゼ不取候哉ト脇ヨリ申候、其時行司彼

人ニ被合候ハ骨モ無之由ニテ候由、又或時國分上小川江三ヶ國

一番ト申牛有之由、六郎承付此牛ヌスミニ參候處龍昌寺川原江ツ

ナキ有之ヲ引龍口之坂下ヨリ□キ諏訪之山江持込ミツナキ被置候(空白)由、

一古老之物語ニ曰、倭島山能仁開山義堂和尚事ハ上方宇治之里之旅僧ニテ当地ニ下今市之辺ニ小庵ヲ結ヒ被居候處、忠朗公被聞召上從夫後別テ御帰依ニテ御坐候處如何被思召候哉、其時分ハ長年寺事ハ公義御寺ニテ往々ニハ何様成儀到来候事モ不相知、依之別ニ御菩提所被召立筈ニテ竜口街道ヲ切フサキ日木山坂之下比良園門ニ能仁寺ト申寺御建立被遊、街道今之竜口坂ニ被召直、義道和尚當寺開山ニ被仰渡候處弥御請被申上、依之加治木給地高之内廿石之買地御免ニテ万治二年ヨリ当住職迄之處寛文八年申八月ヨリ御取立御私脱字ヨリ十五石被召附候、當時百廿石倭島院殿傑心自榮在家菩薩忠朗公御石塔延宝四年丙辰二月十二日、

報國院殿梁山元桂大居士久住公御石塔

享保十九年甲寅七月廿六日

開山義堂和尚深キ思ヒ有之、本寺福昌寺江書物一通被出置候、其文曰、

隅州加治木倭島山能仁寺ハ島津兵庫頭忠朗公創建之地也、前黃門様忠朗公ヲ以為松齡様御跡御當家脇之御總領ニ被定置候間、當加治木之御家之開基ニテ御坐候條、末代一寺御建立可被成候者ニテ於古來道場之旧跡為御菩提所御建立被成知行高五十石被召附畢、其上當寺之儀可為福昌寺之直末之旨被仰出候間、即拙僧福昌寺江致登山右件之様子申達候由於嶺宝和尚之御前傳法相続相究、末寺帳ニ書載申候テ則拙僧為當寺開山之御書物被添下置候、無別儀

候、

能仁寺現住

寛文九己酉年九月十五日

義堂印

福昌寺侍衣寮

本ノマ、
御免ニテ其後黒川江黃門様南東中之丸御子様御婚様迄御差出

被遊山々絶頂ツシノ盛ニ岩ヲ隠シ錦江ノ岸打浪ハサナカラ御限
野々名智ノ尾山ニ異ナラス、依之黃門公御詠歌御自筆之御短尺則
風山軒和尚江拝領ニテ于今桂窓寺什物、

浪ノ折リ掛ル錦ハ磯山ノ梢ニサラス花ノ色哉

于今其旧石^跡アヒ残リ珍客同進^{遊カ}之所候旅人之歌ニ

マタタクヒアラシト計リ岩年文カサネテ問ン磯ノ山カケ

第一全竹ト申ハ後當寺二世之和尚ニテ上方編歴之時分日本テ頓智
人ト為申事ニテ松島瑞巖寺開山雲古和尚ニモ為勝轉學秀才之事世
人知ル通ニテ、此僧當寺住職之時分濱町ノ船人仲右エ門ト申ハ別
テ心易登山仕御山之竹之子一束被仰付被下度申上候、其時和尚返
答ニ曰、竹之子幼少ニシテ山鹿腹ト被仰候、然共チソフンカンノ

事仲右エ門答可申言葉ナクシテ空シク罷帰候カ、不圖思ヒ出シ又
引返シ登山仕候處、和尚ヨリ仲右エ門ハ中途ヨリ又引返シテ何事
哉有ト被問ケレハ、其言葉イマタ不終ニ沙^マ門昆之早カソウト高ラ
カニヲラヒ申候、日本ニ名ヲ得候サスカ全竹モ仲右エ門カ一言ニ
御コマリ、小手招ニテ仲右エ門夫ハ何ニナラヒ來ト仲右エ門竹之
子ヲ被仰付候ハ、可申上候由、弥竹之子望之如ク被下一足ヲ出シ
走帰リ申候由、黒江崎ニ大^{川カ}口^{空白、取カ}連義堂小鯛之因縁アリ、

一昔ヨリ黒川崎觀音ハ往古ヨリ幾久敷知人ナシ、寺島良安カ三才
圖繪ニ大隅國磯崎ノ觀音ト記置候、磯辺之高山別テ絶景ナル所
ニテ有之候処ニ、寛永元子二月廿一日加治木諸士中ヨリ殿様黒川
崎ニ濱御遊ニ御差出可被下候由申上候処、弥御差出之筈ニ被仰出
候、其後諸士出仕御覽被遊三原備中殿ヲ以被仰渡候ハ黒川江御差
出被遊筈候間御棧敷場所見合ニ罷越可申候由被仰渡候、新納仲左

エ門・岩崎主水・白坂仲右エ門・比志島掃部宅江相集リ、殿様黒
川江御差出之筈相究、諸士何レモ黒川江黃門様申請被成候得共天
氣惡敷候故三原備中宅江御差出被遊度申上、弥彼宅江御差出被遊
終日御機嫌能、此日之御供比志島宮内少輔・喜入給嘉諸士何レモ

一昔ヨリ黒川崎觀音ハ往古ヨリ幾久敷知人ナシ、寺島良安カ三才
圖繪ニ大隅國磯崎ノ觀音ト記置候、磯辺之高山別テ絶景ナル所
ニテ有之候処ニ、寛永元子二月廿一日加治木諸士中ヨリ殿様黒川
崎ニ濱御遊ニ御差出可被下候由申上候処、弥御差出之筈ニ被仰出
候、其後諸士出仕御覽被遊三原備中殿ヲ以被仰渡候ハ黒川江御差
出被遊筈候間御棧敷場所見合ニ罷越可申候由被仰渡候、新納仲左
エ門・岩崎主水・白坂仲右エ門・比志島掃部宅江相集リ、殿様黒
川江御差出之筈相究、諸士何レモ黒川江黃門様申請被成候得共天
氣惡敷候故三原備中宅江御差出被遊度申上、弥彼宅江御差出被遊
終日御機嫌能、此日之御供比志島宮内少輔・喜入給嘉諸士何レモ

一古老之物語ニ曰、往古ヨリ正宮之神馬并獅子振□座^(空白)當^(頭カ)三德院帖佐
一座頭仙覺院御札守進上^{スレ}經讀參上、元日慶賀振來リ、死苦村ヨリ
御草^(リ進上カ)仕來候儀ハ鹿児島御屋形ニソ參上有之筈候処于今當加治木
御屋形參上仕來事世人知ル事無之、是ハ往古惟新様御世ヨリ黃門

様御代又八郎様御代御續ニテ有之事御坐候、先宮内之神馬之事ハ往古大藏氏隅州郡司之城下加治木日木山ニテ、夫ヨリ相続テ御城内之神馬元日八朔十五夜御祭リニ参詣、反土村田中門檢才相付装束ニテ参詣、十五夜ニハ御物御厩ヨリ假御馬トシテ相廻候ヲ田中門ニテ檢才請取、八月十二日ニハ木田村岩屋門ヨリ御匂米小荷駄十二疋ニテ汎^{杉カ}五納右エ門宅迄相納來候、田植歌加治木ヨリ始ル四十八院歌數八百八ツ其内ニ弥九郎卜歌有、日州庄内山田寄セニ庄内方戦死之事ヲ為作ト相見得候并獅子二頭共ニ毎年御屋形ニ舞來リ加治木ヨリ東物ニ御別レ被成候、此等ハ寛永十五年迄ハ東之丸江有之候得共都テ西丸江被召移候、慶賀モ伊勢之太夫ヨリ免之位ヲ取候、惣傳之證書有之、毎年死苦ヨリ御南戸御方江差上來候、草リ蘭ニテ鼻ノナシノ御草リ御出陣之時參上ニテ罷立^{程イ}テ差上候事、御逝去之時分屹ト立調進上是ヲ緒太卜申候、當地之死苦ハ富之隈御代ニ宮内ニ罷居候處寛文五年ニ當地ノ様被召移候、イマタ宮内江罷居候時分梅之成ヲ馬場ヨリ御覽被遊御短冊御付被遊候處其後御詠歌焼失ニテ候由其時之梅モ当地江相直シ于今其□不枝アリ、

一 加治木岩原之住人宮路三之丞ト申者親紀伊守事鬼塚助八ト兄弟之契リ不残申馴候ガ去元龜三年五月四日伊東義祐ト御合戦、其日惟新様御事必死ニ御究被遊程之事ニ成立候ニ付、此助八紀伊守敵陣ニ欠入無比類相勵兩人共ニ致戦死、依之鬼塚主税助・宮路三之丞事モ如父申談此兩人之者共平生御奉公フリ人ニ勝レテ相勤片時モ御側ヲ不相離、天正十三年之春之比ヨリ肥後・肥前・筑後・豊後・豊前守御供ニテ罷越、同十四年之暮方太閤秀吉公殿下薩州御

下向之風聞有之候ニ付、惟新様豈後府内ヨリ御帰陣被遊、長谷場^城御通被遊候ニ付大友之家臣裏通り八方江満々依致野伏テ助八・三之丞杯殿リ之内罷通候ガ山中二人兩人臥居候ニ付立寄見候處森岡休助・中野助八酒ニ酔テ臥居候、此兩人ハ先々惟新様ヨリ御重代之御腰物為御持被置候處不相見得候ニ付中途江捨候ニ相究リ、其時右兩人相果可申答候得共ケ様成折カラニテ候ヘハ兩人ヲ召列致帰國候、早速ヨリ諸外城御普請之御手当、同十五年春秀吉公川内口ヨリ可被攻入答ニ付平佐之城主桂太郎兵衛殿城普請何レモ諸士御加勢ニテ昼夜無構、此時御普請奉行ハ北郷作左エ門・相良新右エ門被相付諸士江兵糧渡方トシテ鬼塚主税助・宮路三之丞江被仰付、首尾能普請イタシ則於平佐城京勢先陣ヲ支留、此兩人ハ無比類相勵、其時伊勢平左エ門ヨリ相渡候捷書一通今鬼塚四郎兵衛所持ニテ候、

捷

一 平佐城普請ニ付普請衆兵糧渡方之儀一日二三度、一人ニ付七合五勺ツヽノ事、

一就右之儀テ御藏入ヨリ可罷出御用物并普請衆之事可隨御觸事、

右條々之事北郷作左エ門殿・相良新右エ門殿ヨリ可被仰渡候間

ユルカセナク可被相調也、

伊勢平左エ門（花押）

十一月十一日
鬼塚主税助殿
宮路三之丞殿

一昔有川淡路守嫡子早左エ門惣傳之道之方ヲ相尋ルニ大友義統之家臣木上掃部介ト申者小笠原備前守殿有識方致稽古、其後大友没

落以後薩州大口之辺江致窄人罷居候處、其比家久様御上洛之砌小笠原殿江有識方御稽古被成度由被仰候處從小笠原殿被仰候ハ、木上掃部ト申ハ御國之端ニ罷居候、此者當流致傳受候、此者被召出御稽古可被遊旨被仰候ニ付大口ヨリ蒲生江被召移候、此時和泉守ト申候、黃門様御稽古被遊候砌弟子ニ被仰付候内ニ早左エ門事モ被仰付加治木江節々被召寄御稽古有之候、其内早左エ門事ハ無残所惣傳仕傳書數十卷弓法百七十^(余カ)途ヶ條、寛永二年霜月十六日木上和泉守惟商^(空白)右之通相見得候、元和七年知行八石ニテ御右筆被仰付、寛永元年七月六日親之淡路守百七石貳斗之内十四石分地ニテ都テ加治木ニ相込リ、同九年西衆中之内ニ持留之知行之役又八郎様江御右筆ニテ被召附、此妻ハ御側江被召仕候御女房衆ニテ大坂御陣前方江戸迄相勤黒江少納言ト御感状被仰付アツマクタリノ道スカラノ御文ミ其外歴々方ヨリ被遣候捻等于今アリ、

一昔御里馬場之住人河内源五ト申者慶長五年九月惟新様御供ニテ濃州大垣城江罷居候處御國許ヨリ続衆段々被罷登候、阿多長壽院・伊勢平左エ門殿・大田吉兵衛殿・相良吉右エ門殿・後醍院喜兵衛殿其外御一門衆・小身之衆被罷登候内ニ野村弥次郎ヨリ河内源五江被申候ハ、只今罷登候得ハ先手之様子曾テ不存候間罷成事ニテ候ハ、ソト見申度之由可申候ニ付源五同心ニテ先手江參候處先江島津中書殿セイロウニ御上リ御坐候、源五被申候ハ薩摩ヨリ續衆御坐候、是江一人同心仕參候、敵之陣見申候ヘハ、普請仕候ト見得申候、アノ敵ヲ釣出シ御慰ミニ打懸御目ニ可申之由被申上候ヘハ、左様仕候ヘハ被仰候ニ付兩人參見申候得ハ堤ニ幕ヲ引、此方ヨリ見得不申候様仕致普請候處ヲ兩人鉄炮ヲ打懸申候ヘハ、其

ヨリ則馬引寄々々乘候テ追懸申候、兩人參候道ハ近道ニテ馬ハ通不申候ニ付馬之通候道之コトクニ敵ハ參候、於中途行逢真先江参候、馬乘鎗ノ太刀打金ミカキニ仕タルヲ持候、武者猛勢之中ニ目ニ立申候ハ有之候、河内源五射落候、野村弥次郎モ除候事難成見得申候處本田伊賀守相続キコタヘ被申候、源五・弥次郎ハ敵ト入乱候テ之事ニテ候、其時弥次郎何ト致候哉鉄炮ヲ取落シ、弥次郎申候ハ如此之仕合ニテハ生甲斐無之候トテ跡江立帰其鉄炮ヲ取候テ味方之中江参候、翌日早朝石田治部少輔殿此方御陣江御見廻被成候テ昨日兵庫頭殿御内衆曾根之於先手能敵ヲ射落シ被申候由承候、手柄仕候、其人被召出候、得ト被仰候故源五御前江罷出石田殿御覽ニテ此人仕候哉、扱々若手ニテ手柄為仕由ニテ國廣之御腰物被下候、本田伊賀守江ハ從惟新様御腰物拝領ニテ候、其後於関ケ原大乱之砌諸軍勢打乱候内ニ源五惟新様御行衛ヲ尋失ヒ大坂江罷出見候處関東之横目衆西國之落人捕トシテ堅横イタシ候付大坂御屋敷江參候儀不叶、姿ヲヤツシ石田殿ヨリ拝領之刀^(片原江立)置、惟新様御下國ハルカ後ニ様々下國為仕事ニテ嫡子源兵衛又八郎様江寛永十一年東衆中之内持留十三石ニテ被召附候、

一昔竹下之住人赤崎丹後守ト申者惟新様江御奉公仕御弓箭ト申スニ一度モハツレス諸所ニオイテ高名イタサストイフ事ナシ、大武篇之者ニテ壘人当千之大兵寸隙モ御側ヲ不相離、筑前岩屋之城主高橋給運ト申大將御打捕之時赤崎丹後守ト名乗テ只壘騎ニテ給運之旗本ヲ打崩シ候故給運モ生^(害カ)捕ニ相成候、於朝鮮國名譽成手柄仕直ニ伏見江相詰、伏見落城之日古蓮ヲ立物ニシテ松丸口打破リ候人數赤崎丹後守・入來院又六・久留久齊・松岡勝兵衛・上床吉右

工門・財部傳内左工門・中山早左工門・市來源四郎・河内源五・
白坂助六・野添善兵衛・井尻弥五助・北村三左工門・小山小右工
門・黒田七兵衛・有馬藤七兵衛・中摩早左工門・廣場休藏・曾木
弥次郎・根占權之丞・大垣大助・其日落城ニテ候、其後大垣之様御
越被遊候ニ付何レモ罷越候、此内有馬藤七兵衛・財部傳内・白坂

助六戦死ニテ候、元ヨリ赤崎丹後モ大垣之様御供ニテ罷越居候処
一日石田殿此方御陣所江御見舞被成候節惟新様ヨリ我家之武篇之

者トテ御目ニ被懸候者ハ此赤崎丹後一人ニテ候由御帰國之後加治

木江被召移竹之下江罷居候、元和七年之御改之時分知行

カグ

申候、

一昔札立之住人鬼塚主税ト申者未飯野江罷居候時分親助八ハ木崎原
ニテ致戦死候ニ付主税事モ幼少之時分ヨリ諸所之御合戦三分捕功
名仕候、爰ニ惟新様朝鮮御軍忠之為御感状ト慶長四年正月九日御
高五万石御拝領被遊候、右之御朱印、

高壹万石御藏入

加治木木田村・高井田村・西別府村・日木山村・反土村・小山
田村・佳例川村・竹子村・溝辺村・崎守村

高六千三百廿八石四斗四升八合

清水之内石田治部少輔知行分小川村・上小村・ミナト村・船ツ

キ村別紙之内持留之村

高三千五百三斗五升壹合

肝付郡之内細川幽齋知行分岩廣之村

高隈之村細小山田之村之内

高壹万九千七百廿八石六斗九升五合

出水郡之内義虎之跡知行

一昔根占權之丞ト申者ハ朝鮮國近御供ニテ方々御陣中壹度モ不相欠
武功之者ニテ御坐候得共不思議成ルクセ有之、敵ト見レハ何方騎
之中ニモ無ニ無三ニ欠入無比類高名仕、猪ノシ、武者ト人々申、
向フ先無了簡テヤ々トモスレハ無ニ無三ニ欠込者ニテ候ガ、慶長
四年亥六月上旬ヨリ伊集院源次郎庄内都ノ城ニ立籠十二之出張ヲ
構逆意候ニ付、忠恒公御出馬之御供ニテ東霧島金剛佛作寺之御
陣ニ罷出候、依之同廿三日卯之刻ヨリ合戦始リ山田之城ヲ御攻被
成、其日午刻ニ到レト城主之中村與左工門・長崎休兵衛両将ニテ
城中三百余人ニ下知ヲナシ堅ク相守ニ付手易乗取様無之候處、若
武者共七八騎新納忠元之勢ニ先欠シテ根占權之丞ハ貞先ニ無ニ無
三ニ欠ヤフリ無比類武名ニテ終ニハ致戦死候、此時戦死根占權之
丞ニ上床吉右工門、其後權之丞其子加治木之様被召移石塔椿窓寺
ニ建ツ、無ニ無三禪定門、

上チシキ村中チシキ村下チシキ村高瀬村郡山村浅クマ村柿木村福
脇村安原村平松村手籠村松田村町屋村六月田村欠之村杉尾村ホウ
キセウ村欠之村長野小坂宮村西サバフチ村ウツノ野村木トヲシ村
米之津竹本村栗毛野村空百丸木村小原村下柿木丸村堀木城村山下村
龍光寺右河内之内石マフシ村市渡瀬村坂本村鮎川村マヲカリ村下
原野村門見村高ムレ村カラツ村向木村青椎村床ナミ村ナゴ村上小
原村ハラヒシ庄村多田村之内丸之内中内田赤瀬川長井野加、イ
ヘホキ桑原田代松川村阿久根之内ツカタ村高松村濱屋敷村波留村
スミ村トウヤ村カタ野村山下村大田村ヘコ村ヘホキ村ソノタ村長
井村赤瀬村ハシ村高野江村大豆門カ村高城郡湯田村西方村大河内

コシノハエシナミ村高城下同上麦浦網津草道枚本ノマ千臺宮内同大小路
シナハ拾石之代米ナリ、サイコロ錢廿六貫五百文代、

高壱万石出水郡之内羽柴對馬守當知行分、

ペ五万石

右之通御拝領候ニ付此節京都詰合上井神五郎殿ヨリ申来候ハ此
節御高御拝領ニテ候間御知行高有之諸所江早速可被仰渡候、尤出
水之郡江御条書ヲ以諸士江被仰渡候御条書罷下リ、早速鬼塚主税
介・福崎主水御条書爲披露差越可申由ニテ御条書相渡候ニ付兩人
出水江罷越候、此便ヨリ富山備中方江申来候書状ニ云、
京都之仕合拙子可然候テ薩州出水郡并加治木御藏入武庫様又八郎
様御拝領被成候ニ付テ為御使罷下候様子可申渡候間出水江福崎主
水・鬼塚主税助可被遣候、此通則加治木村在々江肝煎江モ被仰渡
尤可然候、貴所御内儀江モ右之御仕合目出度通御心得可心得可有
候、恐々謹言、

二月廿二日

上井神五郎判

富山備中入道殿

御宿所

猶以京都御無事ニ御入候テ可御心安候、其許御老中御心得尤二
候、以上、

依之御条書ヲ以披ヒロメ何レモノ衆江申渡候處何レモ難有御受ニテ從
是何レモ傍友ト罷成、二才中ヨリ為取持一日ハ川遊、一日ハ踊、
一日ハ狩、此時高尾野二才中出水出之カシクリ參詣有之、高尾野
二才頭腰引ニテ候由何レモ立出被見候處高尾野二才中腰引被申候

ニ付二才頭何方ト申事不相知由候、左候テ右之兩人帰宅之節ハ二
才中シビ山追酒盛ニ被參殊之外大人數ニテ候、其後福崎主水ハ
萩原之住人ニテ候、右御条書ハ于今鬼塚四郎兵衛所持ニテ候、主

水之助事ハ寛永十年諸士一樣ニ持留之知行ニテ西衆中之内ニ又八
郎様江被召附候、

一昔御里馬場之住人日置越後守ト申者ハ御当家無據家筋ニテ段々
遺書等モ有之人ニテ御坐候處ニ慶長之始比ヨリ伊集院幸侃江致隨
身親欠空白梅北之城主ニテ候、庄内江罷居候同四年之六月始ヨリ
幸侃子息源次郎謀逆ヲ相企ニ付中神石見守・伊集院新右エ門杯折
角諫言イタシ候得共聞入ナク無是非石見守一子於野々三谷戦死イ
タシ候、石見越後事ハ其後庄内ヲ相除候、日置善左エ門・同二男
覚内致戦死候後ニ加治木之様罷移候、石見守ハ無子故帖佐衆中中
村仁兵衛二男喜右エ門家久公江御目見得ニテ石見養子被仰付候、
又八郎様江持留之知行ニテ被召附候、其後石見守事鹿府江罷移中
原伊兵衛弟又彼方ニテ養子仕候、越後事ハ段々御三君様ヨリ叮嚀
ニ被仰聞一子善兵衛寛永十一年持留之知行ニテ又八郎様江被召附
候、義久公御判紙一通本ノマ欠州数十年之弓箭之辛勞ト書出候、忠平公
御判紙一通其後御無音非本意候ト書出シ候、八境圖飛鳥井殿御判
紙一通立花殿之儀ニ付池之坊ヨリ之判物一通先以申入候、日置名
字之事ト書出候一通・家久公御記證文一紙・日置氏新系圖一通・
義弘公御書之内御名計有之功之四枚其境和融之談合之事ト書出
候、忠平様御書一通手ニ入タルト書出候、家義弘公義久公御連名
ニテ越後守江被下候御書一通于今日置藤左エ門所持ニテ候、

一古老之物語曰慶長十九年四月廿三日町田圖書殿江戸ヨリ御下着被
成候、惟新様御前江參上ニテ只今下着仕候、今日○天ニ霧島ヨリ
打立申候由被申上候處イニ者、去ル十八年罷登候處其比迄ハ御本丸之御

普請惣城芝土井ニテ御坐候、同十九年二月初ヨリ大名衆江被仰付
御普請初リ候、公方様毎日御普請場江御順見被遊候處ニ御茶屋立
路地木ヲ植御屋敷江金之屏風ヲ建御茶被召上候、同八月初メ夜更
迄普請之致音候處ニ晚ヨリ礪ト休ミ候ヲ不審ニ思ヒ此方御屋敷ヨ
リ人ヲ出シテ候得者人夫一人モナシト申候ニ付、私懇意之御方江
参リ奉伺候得ハ公方様御条書ヲ以被仰遣處ニ秀頼公御承引無之、
依テ来ル十月廿三日午刻三大坂江御馬ヲ被向筈之由也、右日限ニ
ハ寅刻此方櫻田之御屋敷之前ヲ夥敷人数通候ニ付御門ヲ開見セ
候得ハ小荷駄無際限通候、其内二百駄ハ御褒美之金銀一疋二四十
貫目ツヽト承及候、右之小荷駄通リ少シ間候テ御弓鉄炮長柄物頭(柄ガ)
ハ出立サマ々々ニテ或ハ勝軍地藏ヲ金銀ニテセナカニナシ或ハ運
在天或ハ經帷子ヲ欠ク或ハ蘭筵ヲ道服ニシ或ハ紙子ノ羽織袖無シ
之欠ク馬ニ乘セアケ地ニ引様ニシテ馬ヲ乘廻シ下知被成候、御定
之午之刻ニ成シカバ棒ツキノ衆御先ニ通ツクバヘ々々々ト申候
ニ付テ何レモ御門之前ニツクバイ候處、公方様御装束御道服地黃
色ニ碁盤カウシ御カルサンハシユチソハシユチソハシユチソハシ
セタル大房馬西金之角御引添数疋御先ニ為引御通、御跡ヨリ貳行
ニ備ヘ酉之刻ニ御通廿五日ニ本多大隅守殿同出羽守殿御立候、同
廿八日本多出雲守殿・浅野采女正殿・秋田城之助殿父子三人、同
廿九日真田伊豆守殿此分見物仕候テ其後大坂落城之物語今力々々
ト承居候處ニ江戸中サマ々々雑説申散シ町人共財宝ヲ寺々江頼遣
候、大坂之城衆強クシテ既ニ御所様御陣近ク働キ申候テ矢鉄炮ヲ
打欠申候、御負軍ニ成候由風聞申候處御和睦之由御左右御坐候、
同廿年三月三原備中守代トシテ罷登候ニ付去ル三月九日江戸罷立
神奈川邊ニテ大坂帰陣之衆ニ逢申候、鎧ヲ束ニシテ相荷ヒ候或ハ

鐵炮ヲ束ニシテ有負通候、中々多勢ニテ海道難通程之事御坐候、
馬乳之渡參候處伊達陸奥守正宗ニ參會候、勢州龜山ニ一宿亭主語
候ハ又大坂江御馬ヲ被向欠ク城主松平下総守モ其支度被成候由ニテ
候、今月朔日上京仕候處折節福崎新兵衛在番ニテ道正庵江罷在候
ニ付私尋候ハ龜山ニテ如此風聞有如何、新兵衛其通無別条力早冬
之陣所ヲ大名衆使ヲ差越候、覚語之由承及候ト申候間御國御觸ト
無之候哉未無之候ト申候、サラハ御國江申遣自身ハ在京可仕由申
候處新兵衛尤之儀ニ候得共御奉書數通御持參之由、若其内ニ御陣
觸之御奉書御坐候ハ、遲々相届可申儀如何ニ候、早々御持參候得
ト進メ申ニ付併五日聞合トシテ在京仕候、同十三日此内聞合候得
共何之物音モ無之故伏見ヨリ下リ大坂ハ往来無之由ニテナリ、ナ
ミ川ニ舟ヲマハシ尼ヶ崎大物之浦烟ヶ屋三郎兵衛江新兵衛相役大
寺主計助御物之道具ヲ除罷在候ニ付彼所江一宿仕新兵衛同舟ニテ
罷下リ、同十四日尼ヶ崎ヲ出帆順風能同十五日之朝室之沖ヲハセ
過候處ニ番舟來テ何舟カト尋候故薩摩家來江戸屋敷在番シテ帰國
仕候、御奉行衆御状モ御坐候、早々船中御改可被下候由申候得共
不及其儀トテ御通シ、其夜ハ備前ノ鞆ヘ入津仕、同十六日追風ニ
テ豊後大島迄日州美々津江入津仕則打立紙屋迄翌日大雨ニテ候得
共霧島表座主坊ヨリ今朝未明ニ打立申候由被申候ヲ其日之御前詰
何レモ承知仕候由、

一昔羽山馬場之住人廣場久藏卜申者之親ハ太閤秀吉公御旗本廣場三
河守殿ニテ鷹師ニテ御坐候處、天正十六年之五月惟新様御上
洛被遊、其砌三河守殿江御知音ニテ御坐候處翌十七年之春ニテ久
藏御所望被成御國之様被召列度由、依之三月十二日三河守殿江惟

新様ヨリ御遣被成候御書、

如仰先度ハ令參入御雜說申承本望ニ奉存候、御鷹又ウミ申候哉
奇妙不思議之至候、仍テ久藏殿之儀内々申候様ニ是非共國江御
同心申度候、如御存知我等或爰元旅軀ト申、又國元極々田舎之
儀候間御堪忍難成可有御坐候得共於有同心ハ可被^{本ノマ}入候、左様候
ハ、當時扶持力タ何程可有候哉承度候、就夫一人御使ニ相添申
候、恐々謹言、

三月十二日

羽兵
義弘判

廣三様

右之通御尊札久藏持參ニテ下着仕候、文禄元年ニ高麗江御供御
帰國之後当地江被召移、鈴木ニ相改嫡子鈴木德右エ門被召附候
時持留之知行百七十石ニテ寛永九年西衆中之内ニ被召附候、

一昔天神馬場之住人是枝存力坊ト申山伏ハ天正十三年義久公九州御
出陣之時分騎馬ニテ御供仕候、御帰國之後地頭職被仰付於國分御
奉公仕候處慶長十八年當地之様被召移候、嫡子長兵^左門寛永十年
西衆中内ニ持留知行百三十四石ニテ被召附候、存力坊大膳坊事ハ
其先ヨリ惟新様江御奉公仕萩原江罷居候、町奉行ト相見得候存力
坊事ハ其時分物奉行ト相見得候、黃門公ヨリ御改之時分ハ廿三騎
之内也、

一昔田中馬場之住人桑幡左馬権之助ト申者岩劍之御合戦ニ軍功有
之、惟新様江御奉公仕方々仕候、嫡子九郎右エ門一所ニ當地ニ罷
移、日州平治之記岩鍔御合戦桑幡孫右エ門入道頼延状牛屎藤九郎

宛書ニテ勝目孫右エ門方ヨリ遣候書状共相見得候、元和七年之時
分ハ別テ少高ニテ被召附候、時ハ持留之十石ニテ東衆中之内桑波
田休右エ門召附候、

一昔川上民部左エ門ト申者物頭役ニテ候処、寛文三年卯二月又八郎
様久董公御上洛被遊江戸新町ト申借ニ御宿被成候、同七月御用人
仁礼太郎兵衛殿ヨリ新納仲左エ門江手紙參候ハ此節能太夫勧進能
仕候ニ付御道具者不足候間又八郎殿家來士江可申付、御門番所江
兩人、辻番所江兩人、其上公義御道具者兩人ツ、可相加候間一日
一夜之御番可相勤之由鎌田藏人殿ヨリ御下知之由、則川原庄左エ
門ヲ以新納仲左エ門ヨリ民部左エ門日野監物方江申遣候ハ此手紙
見届候、此方御道具衆江可申付候、士衆江申渡候テモ御番仕人有
之間敷候由候、庄左エ門ヨリ申候ハ罷成、間敷候様子ハ此手紙之
趣公義日帳ニ留リ、已後ハ士之仕タルニ罷成、又八郎様御難ニ成
候間早々御侘言可然通其坐有合候、鳥居堅助モ尤ニ存申候、仲左
エ門モ弥尤ニ存新屋敷ニ仁礼太郎兵衛殿方江庄左エ門ヲ以御詫事
被申遣、翌日黒田嘉兵衛殿・木脇作右エ門殿ヨリ使ヲ以堅物民部
左エ門新屋敷之様早々用段可參候處作右エ門殿・嘉兵衛殿ヨリ承
候ハ此節勧進能ニ付御道具者不足候故、又八郎殿士衆被仰渡候處
御侘言被成候、又八郎殿若年ニテ定テ仲左エ門分別ニテ候、藏人
殿立腹我々ヨリ注進可申段外方ヨリ承候、外記殿家中衆ハ夕ベヨ
リ今日昼時分追御番仕候、又八郎殿三郎右エ門殿衆御番不被申候
由被爲聞候、則御番明申由藏人殿江是非被申出候ニ付藏人殿迷惑
被成候、仲左エ門殿早々寺領候テ御申分可然通被申監物民部左エ
門ヨリ仲左エ門寺領罷成間敷候、外記様ハ御子ニテ候得共庄内御

跡御繼被成候得ハ又八郎様トハ格別ニテ候、仲左エ門寺領曾テ罷成間敷候、先々右之段仲左エ門江咄可申段承候、三郎右エ門殿方江ハ川村少左エ門殿ヲ以御注進有之筈、又仲左エ門ヨリ申候ハ如何様ニ御腹立被成候テモ寺領罷成間敷候、又八郎様御若輩ニテ候間御下知ハ有間敷トノ事候、翌日監物民部左エ門新屋敷江參候テ嘉兵衛殿・作右エ門殿江各之御注進仲左エ門寺領曾テ不罷成候、無理ニ寺領被仰付候ハ、兵庫殿・又八郎殿難ニ罷成、又八郎士之儀ハ御代々御奉公仕候一筋之者共ニ候得ハ御道具之者ト相番、又八郎殿難ニ罷成儀ヲ奉畏申儀曾テ以不罷成候、是非御番不相勤候テ不叶儀ニ候ハ、我々兩人相勤則切腹可仕候得ハ作右エ門殿・嘉兵衛殿尤至極申分ニテ候、此上ハ我々ヨリ首尾能相濟候様ニ相談可被成由ニテ作左エ門殿所江島津帶刀殿・高崎惣右エ門殿・伊東三左エ門殿・種子島伊兵衛殿・是枝喜右エ門殿・白坂金左エ門殿被致相談、翌日種子島伊兵衛殿ヲ以内談、奎右エ門殿江御相談其節帶刀殿ヨリ又八郎殿如何様成御存分御尋ニ付兵庫殿代ニ壬終ニ無御坐候、若仲左エ門寺領不仕候テ不相叶候ハ、又八郎寺領可仕、左様候得ハ證人勤罷成間敷候、則御暇申上可被罷下候由一坐之衆ヨリ尤至極ト被仰、其後又八郎様ヨリ御口上書ヲ以御断被仰上答ニ御相談藏人殿御方江之使福崎新兵衛殿・上村茂兵衛御頼請御口上書御出被成無口能藏人殿御返詞有之、右之段々太守様被聞召上藏人ヨリ不入儀ヲ被申出候、又八郎道具之者江被申付候テ口能有間敷候、又八郎立腹尤至極ニ被思召上候通御意之趣作右エ門殿・嘉兵衛殿ヨリ被仰候、此段無口能相濟候、右為一礼嘉兵衛殿監物ヨリ刀進申候、作左エ門江ハ民部左エ門ヨリ高田之刀白鞘ニテ持参ニテ一礼申入候事監物ハ其節物奉行役ニテ候、

一昔道場原之住人有馬藤七兵衛ト申者惟新様御供ニテ伏見江相勤罷居候處、慶長五年子八月朔日伏見落去之刻惣奉行入來院又六・其脇久留休齋・松岡勝兵衛ニテ候處此勝兵衛事ハ伊勢牢人御抱者候テ岐阜之城ニ長々罷居為申故、能相馴今日之合戦未明ヨリ松丸口門ニ五代舍人助ト一番ニ相付、鎧ヲ以矢狭ヲ三ツ四ツ閉候處内ヨリ敵勝兵衛力持タル鎧ヲ取り石垣之中程迄曳上候得共曳勝下江落候處城内ヨリ鉄炮ニテ勝兵衛ヲ打倒シ、草摺ノハツレヨリ打ヌ力レ十死一生ニテ曳退、続テ財部傳内左エ門城内ニ攻入能敵ト組合上ニ成下ニ成大音ヲ揚セリ合候テ、終ニ敵ト一枕ニ組討死ニテ候ヲ白坂助六・有馬藤七兵衛馳入テ敵五六人突臥兩人一枕ニ討死ニテ候、依之跡ヨリ切レ達ヲ立物ニシ我モ々々ト切入候故松丸口ハ終ニ打破リ候、勝兵衛儀ハ深手故惟新様ヨリ御藏米六十石其外御藥被下、日々御見舞被下候テ御下向之後ナヘ倉之頓テ坂之下御客屋ニ被召置、其後高樋ヨリ加治木江被召移候、財部傳内事ハ一子甚五郎幼少ニ有之故加治木之様被召移後傳内ト申候、惟新様御一代ハ当地ニオイテ御奉公仕タル由相見得候、白坂助六事ハ一子無之、於加治木木脇刑部左エ門二男納右エ門ヲ白坂十兵衛助六養子ニ被仰付、有馬藤七兵衛事ハ一子之源七未タ幼少故当所之様被召移何レモ之石塔帖佐天福寺江被仰付、慶宗順賀居士藤七兵衛伏見戰死前國元江遣候状アリ、

令申候、大山三次殿不慮之儀到来候テ御成敗被仰出候、然者大井七右エ門殿拙者兩人江被仰付、戊正月四日伏見ヨリ大坂江罷下、明五日三次殿江腹切ラセ申候、年之始之御奉公ニ大事之儀ヲ被仰付、心遣ニ存候處無意儀三次殿腹切被申外聞能御使申濟令満足候、左候テ今月七日ニ伏見ニ参、同九日殿様御供仕又大

坂ニ罷下候、此等之儀為意得申事候、謹言、

正月十二日

藤七兵衛純房判

戰死ニ付弟權左エ門当地江塙入馬場江被召移東衆中之内ニ被召附候、

好便之条令申候、仍テ世上之事六ヶ敷罷成サハカシク躰ニ候、

様子ハ内府様御内衆伏見之御城楯籠候ヲ諸軍兵取巻夜白被責候、未落去候、惟新様奉始御供衆無寸隙本ノマ軍身被成候、我等事此中大坂江被召置候得共人數一分伏見ニ被召寄、當時城キシ被仰付相調候、城ヨリ之鉄炮ニ當手負有之候得共我等事當日迄無為候、可易心候、ケ様之時節此地江我等式有合候事サリトテハ幸之儀ニ候、隨分無油断御奉公可仕覚悟ニ候、其元之儀何篇無油断分別頼入申候、千代丸兄弟手習其外人々成候様ニ意見頼入申候、恐惶謹言、

七月廿三日

有馬藤七兵衛純房判

宿許参

外ニ山路藤助殿南光坊方江頼之書状有之

一慶長五年之秋大坂御出帆ニ付御臺所舟上乗ニ宅間與八左エ門・

伊集院半五郎・中馬市作其外乘合有之罷下候處夜中豈後國森江浦ニ黒田如水之番舟カヽリ居、火ヲ燒罷居候處澳ヨリ惟新様御座舟之姚灯成ト心得乘掛候故、二町程漕離候得共川助兵衛舟及難儀候ニ付又跡之コトク漕戻シ、同所ニ碇打掛リ暫ク鉄炮ヲ以相勵候得共敵八船数此方者只貳艘迄ニテ働申人數悉々致打死、與八左エ門親八兵衛事ハ其後當地江萩原江被召移于今與八兵衛居付ニテ候、孫与八左エ門ハ別立ニテ御里江八兵衛罷居候後與八左エ門ト申候、又八郎様江被召附候時ハ八兵衛ハ西江被召附、與八左エ門ハ東江衆之内ニ被召附候、中馬市作事ハ權左エ門兄ニテ候處森江

一萩原之住人法亢大炊左エ門ト申者関ケ原御合戦已後忠恒公被遊御

一昔日木山之住人木原四郎左エ門ト申者貴久公御奉公仕蒲生江被召置候處、幼少之時分從弟之津留主税事左エ門佐歳久公江被召附置瀧ヶ水御合戦前方四郎左エ門宅江見舞ニ來、其夜於書院寝咄イタシ候ハ当分歳久公御方江致奉公居候ニ付四郎左エ門事モ彼御方江御奉公可申候、拙者肝煎候得ハ相濟之由念比ニ申ニ付四郎左エ門モ当分母一人ニテ別ニ兄弟モ無之候間弥其通致吳候様ニト相頼、其翌朝四郎左エ門母申候ハ扱其方共夕申寝咄ニ四郎左エ門ヲ歳久様御方江御奉公ニ可出談合曾テ以不罷成候、四郎左エ門親ハ伊集院江罷居候時分ハ寺社奉行被仰付置候處四郎左エ門三才之時被致戰死、我兄之中原中門坊陰ヲ以様々此歳ニ罷成、其時分ハ貴久様ヨリ段々難有儀共為被仰下事候間此儀ハ義久様江御伺申上、其後御差圖次第可奉畏卜申ニ付主税罷帰候、其後主税事歳久様御供ニテ鹿児島御帰宅之砌於瀧ヶ水御切腹被成候半卜然共敵間近寄來候故御供之銘々立フサカリ相戰候ガ真先進来ル、有馬右エ門兵衛ニ組合上ニ成下ニ成シケルカ若輩者之事ニテ候得ハ終ニハ右エ門兵衛ニ被組敷戦死ニテ候、右エ門兵衛事ハ其時分ハ蒲生ニ被召置候テ軍御評定人之内ニテ御坐候ガ蒲生江罷移候テ四郎左エ門親子江右之段被致咄候由今心岳寺之石塔ニ主税名字ヲ鶴田ト有之候得共津留田主税ニテ候、四郎左エ門ハ其後平松江被召移又加治木江御先移十二人之内ニ惟新様ヨリ被召移候、

上洛候ニ付従惟新様上方表之御取沙汰為可被聞召、法亢大炊左エ門・白坂大学坊被召附御登被成候處上方表別テ御仕合罷御坐候ニ付此等之趣為可申上、先法亢大炊左衛御下被成候、然処ニ関東方

之御番衆於兵庫大炊左エ門ヲ捕ヘ何方江下ル何者ニテ候哉ト吝メ候処、薩州之島津惟新ヨリ江戸御奉公ニ罷登居候、陸奥守江之使只今罷下候由申候得共御番衆ヨリ然ハ書状ニテモ持参候、夫可被差出卜被申候ニ付書状此通卜差出候、其文ニ云、

奥州様御目見之様子為可被仰入、法亢大炊左エ門被成御下候間

言上仕候、

一今度ハ海上以之外早御上着候テ則大御所様江昨日五日御礼被仰上

候處無残所御仕合ニテ御坐候、就中今度奥州様御上洛之刻惟新様

御肝煎之由大御所様為被及聞召御直ニ奥州様江被仰候、如斯何事

モ細々聞召付候間万事ニ付御油断有間敷儀候、

一本多上野助殿ヲ初連々御念比之衆少モ御心中為相替様子無御坐

候、就中羽柴越中守殿被對御家御心遣不大形候、種々様子共書中

ニハ難申上候、

一公方様三日依御所勞力少憶未被仰上候、本多佐州老江今朝モ我等致參上

得御意候付昨日公方様少御平愈候間兩日中ニ可為御目見得之由被

仰付、

一大坂思召促相濟申候、御祝儀自惟新様被仰上候テ尤候、左様ニ御

坐候ハ、御進物等此方ニ相調可申候間御判紙御上候テ御尤ニ候、

御文牘ニ思召共候ハ、御案文ヲ被成候テ可被下候、御進物ハ於爰

許承合調可申候間御書ハ此方ニテ相調候テ不叶儀ニ候、為御心得

申上候、

一今度御左右為可被聞召兩人御坐候、御上候内法亢大炊左エ門事ハ

先々差下申候、大学坊事ハ重テ此元之様子承合候テ下可申候、此旨可然之様可預御披露候、恐々謹言、

六月六日

伊勢兵部少輔貞昌判

比志島内藏允殿

番衆此文言ヲ見テ関東御味方無別条文駄ニテ御座候故罷通可申由申ニ付乘舟ニテ致帰國、此等之趣惟新様江言上仕其後嫡子内藏介代又八郎様江持高甘石ニテ被召附候、

加治木古老傳終

原書ハ玉里公爵島津家藏

昭和三年十一月

長崎護通賛寫

薩藩雜事錄

嶋津伊豆殿家臣北郷次左衛門依科先年徳之嶋江遠嶋、十八年居住其内男子壱人出生豊城と申候、次左衛門赦免以後都之城江豊城一年程滯在、帰嶋之節鹿児嶋江差越候砌都之城より認メ被越候書状嶋江持帰居候を、其後伊地知助右衛門殿徳之嶋にて右豊城へ入魂之故を以右書状見せ候を、子共衆江教訓之為写被越候を後年反古之内より見出写之取、

一筆申越候、弥無恙鹿府江着候半と令祝察候、明日乗船之様ニ茂相聞得候、喰其元ニ而可為取込と存為事ニ候、離別もたゞならず候得共無是非道ニ候、然者其▽方△立前ニ者色々繁多有之、不得申事共ニ▽付△而致追啓事ニ候、其身地脉短氣少シ有之候、旦夕心掛内外▽共△相嗜可有之候、▽於当地△式十四孝之講談聴聞候、其意忘却有間鋪候、五常と申は仁義礼智信又者五倫とて君臣・父子・昆弟・夫婦・朋友皆其根本真ニ止り候、貪嗔痴之三毒とて▽いかり△第一嫌物ニ而候間短慮捨、只本ニ付公儀を守り私を捨、百女と他之下々迄慈悲憐愍專にして母ニ孝養、夫婦者別有▽物△と聞得候、兄弟之睦諸人之交りに真を尽し憐ミの心を本立にして身をなき物にして藝位を捨、愚人になり、謙り道を守る心須臾も不忘所古人の教る所にして明眼の人常信ニ候、所作能々無間断時々刻々話止黙て心肝に銘する所懈怠有間鋪候、吾善ハ不足と歎き他之邪と悲む事修行者^{ナシ}の助と心得可有之候、吾善を善とおもふハ却而大邪なるものなり、求鹿^{モチ}邪念をめくめハ雲泥の差違ニ而候間心中之邪氣を忘却すれば跡者天性之真成る^句へし、能々此所を観念す寸隙怠有間敷候、論語讀の論語不談との平旬あれは三八の孝書の真を守る所なく、無は悉く徒になり本の愚者より猶科可深候、古の道を聞てもの御歌吟考可有之候、

眞を忘れては身の藝智財宝ともに山に捨るに可同候、▽返々も心中の位を會得可為專要候、△上を敬ひ下を撫育する本仁者に敵なし、萬巻之書物も別に無他事儀ニ候、最早家財之儀は乍不足も十分とおもひ可有之候、此上は身の修行なく、無ハ家財藝共に無成り、扱々危き事に候、くとき事ながら凡人は藝と位とを鼻の先に掛け人を押下ヶ我まゝを働くならはせに候、是▽を傍若無人者とて人倫のくくりニ不入事候間、夫△を捨て才藝位官にたゞす、平人と睦く快く交るを作を佛神聖賢余所ならすめくみ給ふ事可被致存候、尤醫術は人の命を助け病ひを治するを業とするならひなれば貧福も別有間敷候、扱日月は清淨▽不淨△の隔なく照し給ふ、其同様の人性など花路端嶋の隔て可有也、君子ハ独を慎ミ獨立而物にかゝわらす、理も法もたゞぬ世そとて引やすきこゝろの駒の行にまかすな、また滄浪の水すめは以ての語なしてみよなさはなどかならさん、吉野の花^{ウエ}も植木とそまく花中鳶舌不花香蓮は泥より出て淤泥に不染、其身存之前短才故往聖之教書不依存候、火定に入るがことくとの教も有ハ暫時も邪思に被感事無勿躰候、父祖の名を不穢よふにこゝろ掛るところ天性士のならひニ而候、先以其行跡ニ付存寄候分如斯候、委曲期後便候、聊他見之儀無申造候、恐々謹言、

神無月十二日

北郷次左衛門

久記判

押繪貳枚

豊城殿

右袋棚に有之候を見出候付遣候、

是より伊地知助右衛門殿

人の親の子をおもふ道如斯候、私千日萬日案しても此事之外ニ可申事無之候、不思議ニ豊城より此文心安ければとて見せ被申候、拟々繰返々落涙千行是非に写させてたまへとて無理にうつし申候而、其方たとへ遣申候千萬巻之書物茂皆此事候、次左衛門殿事者各聞及ひも有間敷候、北郷家の歴々ニ代々家老勤尤次左衛門殿ハ外記殿・筑後殿御家老被勤候處、大田伊右衛門と云人に家老被仰付、無故人ニ而候得者ケ様之者と同役ならすとて北郷十郎兵衛殿・次左衛門殿家老ニ而番頭拾人計御断被申上候、段々道理の有事候得共被仰付候事を何歟と為申とて両家老と大嶋・徳之嶋江遠嶋被仰付候、番頭皆々遠方寺領ニ而候、次左衛門殿此嶋江拾八年之遠嶋ニ而候、十三年前に被召直候、今豆州之後見と成被居候、其人之事者其地ニ而御聞可被成候、於此嶋男子老人・女子老人有之候、此豊城ハ其子ニ而去々年上国有之、去冬下嶋候、其人に私朝暮對話申委細は別本に見得申候、親の子をおもふ二つかの間もわすれぬやうに被存候ハ、父祖の名を不穢よふに可被仕候、(貪力)貧ハ欲三而候、八萬四千之煩惱貧欲為本とと法華に御説候、能欲心を慎ミ可有之候、又々別書に委細申候得共教訓之事ハ此次左衛門之状に止り申候間、一筆も教訓之事ハ私書不申候間左様心得可被成候、願ハ少八三七次左衛門殿江對話仕候而士の規をも被見候得かし事ハ為存知前ニ而候、其身委細被承可然候、此度次左衛門殿江書状遣兄弟之事も申入候間左様可被心得候、

二月廿日

一諸侍何篇申付儀、於相應之儀者不可致難渋、若及違儀者可有其沙

捷

人の親の子をおもふ道如斯候、私千日萬日案しても此事之外ニ可申事無之候、不思議ニ豊城より此文心安ければとて見せ被申候、

拟々繰返々落涙千行是非に写させてたまへとて無理にうつし申候

而、其方たとへ遣申候千萬巻之書物茂皆此事候、次左衛門殿事者各

聞及ひも有間敷候、北郷家の歴々ニ代々家老勤尤次左衛門殿ハ外記殿・筑後殿御家老被勤候處、大田伊右衛門と云人に家老被仰付、

無故人ニ而候得者ケ様之者と同役ならすとて北郷十郎兵衛殿・次左

衛門殿家老ニ而番頭拾人計御断被申上候、段々道理の有事候得共被

仰付候事を何歟と為申とて両家老と大嶋・徳之嶋江遠嶋被仰付候、

番頭皆々遠方寺領ニ而候、次左衛門殿此嶋江拾八年之遠嶋ニ而候、

十三年前に被召直候、今豆州之後見と成被居候、其人之事者其地ニ而御聞可被成候、於此嶋男子老人・女子老人有之候、此豊城ハ其子ニ而去々年上国有之、去冬下嶋候、其人に私朝暮對話申委細は別本

に見得申候、親の子をおもふ二つかの間もわすれぬやうに被存候ハ、父祖の名を不穢よふに可被仕候、(貪力)貧ハ欲三而候、八萬四千之煩

惱貧欲為本とと法華に御説候、能欲心を慎ミ可有之候、又々別書に委細申候得共教訓之事ハ此次左衛門之状に止り申候間、一筆も教訓

之事ハ私書不申候間左様心得可被成候、願ハ少八三七次左衛門殿江

對話仕候而士の規をも被見候得かし事ハ為存知前ニ而候、其身委細被承可然候、此度次左衛門殿江書状遣兄弟之事も申入候間左様可被

心得候、

一諸侍何篇申付儀、於相應之儀者不可致難渋、若及違儀者可有其沙

聞及ひも有間敷候、北郷家の歴々ニ代々家老勤尤次左衛門殿ハ外記殿・筑後殿御家老被勤候處、大田伊右衛門と云人に家老被仰付、

無故人ニ而候得者ケ様之者と同役ならすとて北郷十郎兵衛殿・次左

衛門殿家老ニ而番頭拾人計御断被申上候、段々道理の有事候得共被

仰付候事を何歟と為申とて両家老と大嶋・徳之嶋江遠嶋被仰付候、

番頭皆々遠方寺領ニ而候、次左衛門殿此嶋江拾八年之遠嶋ニ而候、

十三年前に被召直候、今豆州之後見と成被居候、其人之事者其地ニ而御聞可被成候、於此嶋男子老人・女子老人有之候、此豊城ハ其子ニ而去々年上国有之、去冬下嶋候、其人に私朝暮對話申委細は別本

に見得申候、親の子をおもふ二つかの間もわすれぬやうに被存候ハ、父祖の名を不穢よふに可被仕候、(貪力)貧ハ欲三而候、八萬四千之煩

惱貧欲為本とと法華に御説候、能欲心を慎ミ可有之候、又々別書に委細申候得共教訓之事ハ此次左衛門之状に止り申候間、一筆も教訓

之事ハ私書不申候間左様心得可被成候、願ハ少八三七次左衛門殿江

對話仕候而士の規をも被見候得かし事ハ為存知前ニ而候、其身委細被承可然候、此度次左衛門殿江書状遣兄弟之事も申入候間左様可被

心得候、

汰事、

一武具無油断可誘事、

付百石ニ付具足一領ツヽ可致用意候、

一出陣候時廿五石取之衆より可為自賄事、

付廿五石以下之衆も門屋鋪持者可為自夫事、

一殿役於不相勤之門壻ツニ付而領主之知行壻石可被召上候、可致召

上事ニ付百姓無之門屋鋪たりとも領主前より殿役ニ可仕候事、

一諸侍番普請狩等若懈怠於有之者可為曲事、自然ニおよはゞ可没収所領事、

一不依上下喧嘩可為停止、縱無理非道を仕掛者有共其場致堪忍可遂言上、私ニ而事を破るにおひてハ不及理非之沙汰双方に可加成敗

事、

一諸外城衆中諸事地頭下知不可相背、別而於戦場地頭之手を離れ他之手にいか様之高名を仕共不可忠節曲事之段可申付候、

一付岀陣之時ニ出給ふ衆者從在所持具自身可持事、

一於戦場無御免衆乗馬可為停止事、

一付弁当之類其外手重き道具不可持事、

一百姓耕作卯之時ニ出戌之刻ニ可罷帰事、

一付女共作ニ可出事、

一伴共百姓以下に不依走たらぬ時は(許容カ)許言不可致事、

一諸侍召使者不依男女日夜片時も徒ニ罷居間鋪事、

一就用(談歟)段めしよする人不依遠近移時日へからす、打立之儀或供使至罷帰等迄為指当日限不可相違事、

一縁者親類を催致一揆事あらは本人之儀者不及是非同心の者をも可成敗事、

一常之振舞二汁二菜塙山柵ハ此外可為事、

付私之大酒可為停止事、

一今度出物之儀日限ニ過無沙汰之者有之、如此之類後日其科可有糺
明事、

右條々若違犯之輩有之者至侍者必可沒收所領於凡下以下者堅可
加成敗者也、

慶長六年八月七日

忠恒御判
惟新右同
龍伯右同

一昨日者態々御見廻候處緩々御咄不申入至今日惜存申候、其地何た
る新敷事共ハ御座候半左様成節はちと御注進相待可申候、此地分
而寒々御座候、今分二而者かつれ死可申候、何れとも御心得御面
上細々可申入候、恐々謹言、

正月十八日

新納四郎右衛門

久柄判

七月廿五日

岡埜新次

児玉四郎兵衛

直判

種 次左衛門様 上

吉田大藏

清家判

御墓所尋一件口上書

先年細々被仰付候、豊久公御墓地之儀彼方近辺之者共江毎々相
頼候得とも何分不相知候由申渡候處、誰人傳ニ而者逆も埒明申間
鋪存、当三月中旬江州彦根表へ罷越候序ニ関ケ原江參候、同月廿
日彦根出立関ケ原へ止宿彦根より関ヶ原へ九里、翌日牧田ニ着牧田江原より一里、所々ニ而聞
合候得共相知れ不申候、刲此牧田と申ハ七村之惣郷名にて一村之

隅州濱之市ニ而 平三五
上紙二者

渡瀬より

安樂大炊之助様 吉大藏

右國分安樂氏ニ有之候を飯牟礼藤子写被居候を借求て写之、判は
六ヶ鋪故不写、

一筆奉啓上候、殘暑之節ニ御座候得共先以其御表尊君様倍御安泰被
為成御座恐賀之至ニ被存上候、然ハ先年細々被仰付候関ケ原之御墓
所一件之儀、先年より段々吟味仕候處難相知れ候之所、此度尋當候
ニ付其旨別紙ニ相認メ奉指上候、且又御墓所御位牌等是又別ニ繪
圖ニ仕候而奉指上候、夫々御覽可被下候、早速以愚書可奉申上候之
處、暑中之旅行少々痛候而延引仕候、此段御高免可被下候、此度岡
元御氏御下リニ付御頼申上候而奉指上候、此上彼方江御用之儀御座
候とも可被仰下候、乍然彼地江者幸便と申ハ無之候ニ付急之御用な
きは態々参ニハ不申候而者相達し不申候、延着ニ而も不苦御用候得
者無其儀相達申候、此段左様ニ被為思召可被下候、先者右之段奉申
上度如此三御座候、恐惶謹言、

よりも不残相尋申候、其七村之寺々者法雲寺・宝珠院・乾徳寺・

乾宗寺・清泰寺・法承寺・常淨寺・常法寺・琳光寺・善性寺・林
是寺如此申候、右を一ヶ寺々相尋候得共一向相知れ不申、其上

何之手懸りとてもなく詮方なくすこくと罷帰候、此旨可奉申上
候と存愚書をも相認め候得とも能々相考へ候ニ、是ハ御戦死之場
所ちかひもやと存付候故今一應外をも相尋候上ニ而可奉申上旨存
其まゝに指扣罷過候き、

一当六月上旬ニ若州小濱江罷下り候帰路ニ江州米原と申所ニ一宿仕
候處、此宿ニ勢州白子之産之人我等とともに宿りして四方山の物
語之うちに与風関ケ原一乱之事とも被語候ニ殊之外委且学才之仁
ニ付、右御墓所先達而相尋候得とも相知れ不申事なと語り候へは
公之御戦死者牧田ニ非す、牧田より遙に南西の間也、石津郡多良
郷といふ、此道筋者勢州と西近江江とへ通ふ在所道なり、其郷内
に松木村といふ村あり、そこを右江取りて行けは井尻村樺木村と
て二村有り、此二村之内被尋候へかしといと懇に被教候、依之又々
彼方江罷越候、六月十八日米原之宿を出て牧田ニ止宿田原ヨリ牧
田へ十里、其翌日
多良郷へ趣く、和田村・下多良村・宮村・松木村・井尻村此村よ
り相尋候處、樺木村之瑠璃光寺と申御寺ニ薩摩塚と申御墓之候と
里人教候き、夫より樺原村を尋瑠璃光寺ニ着ぬ牧田ヨリ此所へ三里ト申セトモ五十
田原一里セシ所ニテ尋常ノ道トハ遙、則寺ニ参てしかくの由を申入候得者寺出られて成程當寺ニ
御位牌御墓所有之候間御参詣候へと被申候、先御位牌を拝奉れば
御謙ニ嶋津之御二字を上下ニ置て光忠道源之御四字有、左右ニ年
月日を彫ていともく尊し御位牌之形別ニ委圖ニ記ス、
御謙之文字ハ直字ニせし也、謹而拝終て御廟所ニ至
り又見れば草木生ひ茂りていかさま年ふる御廟也別ニ委く繪、
圖ニ記ス、誠ニ是

造數度之尋ニ知れざりしを伊勢の人の教ニ依て今角見当り奉る事

の難有さにとりあへす、

尋ね侘ひいつか美濃路の多良に来て

君の御墓を拝うれしさ

と仕りて御石牌を懇見奉れとも御謙を刻める文字みへす、唯苦む
したる五輪也五輪之高さ書ス、
形ハ別ニ圖ニ記ス、往し御陣の期今此庭の際の御いたはしく
おもひつけたなきみたまはふりし時ハいかならむいまさへ袖を
しほりぬるかな、御塚印に椿の大木有、廻り六尺五寸、一ノ枝ま
で六尺有、それより上は枝葉茂りていと高し、左の方ニ古き小社
有豊國大明神山神、此三神を崇む其社内の棟札を見れば願主三輪内藏と画
して造時の年月願主の國所を書す此三輪氏之由緒も聞まほしく被申き、すへて御墓
所の地内外竹藪ともニ東西拾間計南北式拾間計也、右方内悉く見
廻りて寺ニ入て旧記を尋ぬれと院主の留主ニ而知れす、近行なら
ハ滯在して帰寺を待んといへは尾州名越屋江行れしといふに無是
非寺を出て松木村に宿りぬ、其家のいふよき事いはぬかたなし、
其上主は心のおとろくしき男ニ而蚊屋りするとてつれなくあた
りけるにつらにくし、翌廿日松木村を出て宮村に至る、爰ハ青木
侯の御陣屋有、夫より下多良村・一瀬村・萩原村を過て牧田に着
ぬ、其の御役人若山武兵衛殿と申御方方位且地理ニ委鋪御人故
尋まかりて関ケ原一乱の陣所等委曲に承りて別紙之繪圖を相認め
候也、是より段々帰路ニ趣、六月廿五日帰宅仕候、先は右之段奉
申上度如此御座候、誠ニ無筆の長文御覽之程、恐々あな賢、

七月三日

岡野新次

則衍(花押)

右享和二壬戌八月大坂町人岡野新次より相糺繪圖三枚相添大坂御

留主居種子島次右衛門殿達申遣候うつし也、

一家康之士ニ鳥井四郎左衛門と成瀬孫藏と口論を致出し、互ニ申募りし程に既に切合為相果を傍輩とも押留て中直りをすへしといふ、鳥井聞て成瀬に向て云けるは明日信玄と御一戦あるへして織田殿より加勢に来る、斯る時勇士独も大切な折柄なるに貴殿と我と少之事を意恨ニ死なは主君に對し不忠と云、我身に取て不覚也、士武人犬死して君に御損を掛んよりハ明日之合戦貴殿と我と勇を争ひ高名をも比て、其後共々ニ骸を曝んとおもふハ如何にと云ふ、成瀬聞て完爾と打笑ひいしくも宜ふ、鳥井との哉我等も左社存る君恩を蒙りながら其恩を報せずして我恨ニ死す、是に過たる不忠ハあらし、明日之合戦御辺も我も争て高名し、骸を曝ん

と談し和平してけり、其後味方ケ原之合戦始散々に戦ふ中に成瀬首取て鳥井鳥井を尋ける處に鳥井も首を提て成瀬を尋相逢て互に首をハ投捨、又駆入、鳥井又敵の首取て味方の歩兵を招て成瀬は何方江有候と問ニ、既に敵陣をうち破て相死し、其首敵の手に渡り候と云、鳥井聞て涙を流し、成瀬は誠に勇なり謂し詞を不違して討死せり、我後れたり無念なり、汝生残て此旨傍輩共ニ可語と下人に申含又駆入、信玄之近臣土屋右衛門尉直村と戦ひ直に手を負せ終に打死しけり、誠ニ勇士といふへし、喧嘩して不死して逢敵打死す、誠忠臣なり

其異亦與之化矣故日丹之所藏者赤島之所藏者黑君子慎所藏

一長篠の軍武田方敗北して甲州勢難逃見へける處に小幡備前・川久保備前・小山田十兵衛等勝頼を逃延させんと踏留り防戦して枕を

并へて打死しけり、家康の御勢不透追詰て討んと慕ふ時土屋右衛門尉直村は討残されたる侍僅に式拾騎計を隨へ長篠橋の中英に

馬を扣へたり、其日の装束卯之花威の鎧に錆色之星冑ニ鍔形打たるを着、白月毛之馬の朱に染たるに白覆輪の黒鞍置たるに乗白旗をは胸板の鏃に掛け馬の平頭に添て鎗を持ち、大音揚て是武田家には名を知られたる土屋右衛門尉直村と云ふ者なり、年積て三拾壹歳、去ル子細有て一両年以前ニ可死身なれとも高坂と言ふ傍輩に被諫今日達生存へ唯今軍門に死を曝す、首取て高名にせよと喚たり、此時追蒐たる先掛之勢僅五六騎ニ者過さりければ後陣の大勢を待て暫く猶豫する間に名乗たり、然るに參州勢式百騎計迫来る、土屋か式拾余騎と掛合て散々に戦ひ終に自害をそ仕たりけり、一両年以前可死身とは信玄死去之節殉死可致とせしを他國の人の不知様高坂諫し故今達存へ為君一大事之処ニ打死しぬ、土屋ハ誠ニ忠臣なり、

一夫朋友は他人と交る何ぞ四物の中に入て五倫と云、而や父母兄弟之間におひて自ら云難きもの有、朋友にあらすんハ争てか其情意を伸へけんや、是以四の物に是を加へて五倫の名あり、故ニ朋友と交るにハ信あるを以て善とす、萬の是非を諫合益ある事最多し、浮世の風俗を見るに心友ハ寡面、友ハ多し面友には馴親ミ心友ニ者遠き離故ニ如何となれば必心友ハ悪なくして心友を嫌へる人の心中の惡事見聞して不差置、是を諫るは其者の行跡を正さんとの義なり、其正さるゝ事を嫌て遠け離るは小人の意地也、誠ニ君子の交は淡して如水、小人の交は宜くして如醴といへり、如醴の朋友は義もなく信もなし、如此なる者を友とすへからず、此真偽を并へて信あるを友とすへし、

一昔知ある人の云るは世間無学の人を見るに善人集りて正しき道の物語得者かたくて聞ぬれハ眉を顰て打睦り欠く申し、無真顔餘

りニ物をいはされは啞又盲とや見えなんと自ら是を思ひ吾行跡の

不善を掩ひかため善言を巧ていへと、其ことは片言のミ多くて其肺肝を君子に見られん事之口惜き考たる人の言るには我等者年も過ぬれは学文すへき齡なし、若時ニ者うかくと月日をたてしくやしやと先非を悔ひは子孫には書をも讀せて眼をは少し明度事なれとも實に心に思はてハ其座を去て其後は心に留る氣色なし、若士の言けるハ我等ハ生得愚鈍にて物を讀ても見たれども其併跡より打忘れ理の面白き物語當座覚る様なれと一日二日過ぬれは聊覚へ侍らすといへる族多かりし、我又乍愚鈍此心根をさつするに力の不足ニはあらす、学文嫌ひとはすして兎角に言を巧ニして偽れる心行也、中に誠あれは外ニ頭る候ものなりと慮て自今以後其恥を恥か敷事ニして幼学の輩能々躰認したまへ、賢を見て斎しからざることを思、常に知の勝れたる人を羨む事あらハ

此語を覺てこゝろを警イマシメめ給へ、臨測而羨魚不如退而緒網臨席而羨

知る不如退而讀書、

一或人云大龍寺文之点世に行るゝ事あなち文之の力にあらす、是桂庵和尚渡唐有て四書の註撰を傳請して帰朝なり、其比文之大器用之聞得有れは桂庵好て弟子として是を傳ふ時に文之和尚歲式拾三、後都に登り於東福寺初而大學講談せし時聴聞の人群集せしけるとなり、文之ハ本隅州串良大塚の産なり、南甫文集は文之遷化之後薩州山川にあり、志本如竹見當り板行に起しけるとなり、一凡幼より勤学ニ隙を惜むへし、古の禹王は聖人也、其たに猶春陰を惜み給ふいはんや今の凡人をや、徒に悠々としてむなしく時日をついやすへからす、光陰箭のことく時節は流るゝかことくなれハ若きを頼みて時を失ふへからず、人の世にあるは老幼の時と病

する時は学ひかたし、

一常々我身をかへりミ又人の諫をも聞て我が不善なると我あやまちとをしりて善にうつりあやまちをあらたむへし、知ありて忠直にしてわか過を正す、良友を求て交りしたしみていさめきト教へを求むへし、学向ハ我身の悪きを改めて善ニうつる道なれば我を知ありとし我をよしとおもハ、学ふとも悪きなくしてかへつて邪氣善をつくさんや、自是とし自足れたりとすへからす、聖人すら學問をこのミて自是とし給はす、今の凡夫いかてか過ちなかるへき、

一俗人の學問をそしるは學者書を讀ても道を行はすしてかへりて高慢にしてみつからほこる人をあなたりて心さま悪しくなり行、學ひたる益なきか故なり、學者つゝしまして身をかへりミるへし、書をよむに依てかへりて如此なる小人となるは口惜、

一榮啓期帶素鼓琴而歌曰

天生三萬物ト、人為レ貴、吾得人、一樂也、男貴女卑ト、吾為男、二樂也、人生有レ不免三襁褓ト、吾年九十五、三樂也、貧者士之常、死者人之終、吾何憂哉、

一汲黯、字長孺、西漢人也、景帝之(時)太子為洗馬、黯常以直諫スクナル、天子モ懼レ黯ヲ直者ハ人懼ト禮敬在身故也、

一樂毅、其先祖曰三樂羊ト、為魏文侯將、樂毅賢、好兵、仕燕有レ燕有レ功、號為昌國君ト、及樂毅代騎劫カ故齊用田單而取歸ス樂毅攻取之地ト、後樂毅仕レ趙樂毅曰、臣聞古之君子交絕不出三惠声ト、忠臣去レ國、不禦ニ其名ト、臣雖ニ不佞ト、數奉三教於君子ニ矣、

一曹沫者魯人也、以三勇力ト事魯莊公好レ力、曹沫為魯將ニ与レ齊戰三敗北、魯莊公懼、乃獻遂邑之地ト以和、猶復以為レ將、齊桓公

許与レ魯會于柯而盟、

一扁鵲者、勃海郡鄭人也、姓秦、名越人、少時為人舍長、舍客長桑君過、扁鵲獨奇之常謹遇レ之、呂桑君亦知扁鵲非常人也、出入十餘年、乃呼扁鵲私坐、間與語曰、我有禁方、年老、欲傳與公、公母泄、鵲曰、敬諾、乃出其懷中藥、予扁鵲、飲是以上池之水三十日、當知物矣、乃悉取其禁方書、尽与鵲忽然不見殆非人也、扁鵲以其言飲藥三十日、視見垣一方人、以レ此視病、尽見五藏癥結、特以診脈為名耳為醫、或在齊、或在趙、在趙者名扁鵲當晉昭公時、太史公曰、女無美惡居宮見妬、士無賢不肖、入朝見疑、故扁鵲以其伎見殃、倉公乃匿迹自隱而當形、縛榮通尺牘、父傳以後寧、故老子曰、美好者、不祥之器、豈謂扁鵲等邪、若倉公者、可謂近之矣、

一齊景公遊於海上而樂之、六月不歸、令在右曰、敢有先言歸者、致死不赦、顏燭趨進諫曰、君樂治海上而六月不歸、彼

儻有治國者、君且安得樂此海也、景公援戟將研之、顏燭趨進撫衣待曰、君奚不研也、昔者桀殺關龍逢、紂殺王子比干、君之賢、非些主也、臣之材亦非些子也、奚不研以臣參、此二人者不亦可乎、景公說遂歸中道聞國四人謀不內矣、

一孔子曰、良藥苦於口、利於病、忠言逆於耳、利行、故武王謗々而昌、紂嘿々而亡、君無謗々之臣、父無謗々之子、兄無謗々之婦、士無謗々之友、其亡可立而待、故曰、君失之、臣得之、父失之、子得之、兄失之、弟得夫失之、婦得之、士失之、友得之、故無亡國破家悖父亂子、放兄棄弟、狂夫淫婦、絕交敗友、

一孔子曰、巧而好度必工、勇而好同必勝、知而好謀必成、愚者反是、夫處重擅寵、專事妬賢、愚者之惜也、志驕傲而輕舊

怨是以尊位則必危、任重則必崩、擅寵則必辱、

一仲尼云、不知其子、視其所友、不知其君、視其所使、又曰與善人居、如入蘭芷之室、久而不聞其番香、則與化矣、惡人居、如入鮑魚之肆、久而不聞、

一臣所以有諫君之義何、盡忠納誠也、愛之能無勞乎、忠焉能無誨乎、孝經曰、將須其惡、故上下治能相親也、君不為臣隱、父獨為子隱、何以為父子一體、而分榮恥相及、故論語曰、父為子隱、子為父隱、直在其其中矣、

陣子昂

一樂羊為魏將、食子殉軍功、骨肉且相薄、他人安得忠、吾聞中山相、乃屬放魔翁、孤獸猶不忍、況以奉君終、

一志津ヶ嶽ニ而一柳兵部少輔討死迷斎追前哀なり、いとけの鎧鉄炮の玉ニもぬける一柳しか、

一光久公御代御用人鎌田左京亮政喬弟鎌田源助と申人有之、無筆ニ而何勤も無之、家内ニ而罷居候人之由、或時於淨光明寺三體詩講談有之候処ニ雍陶か詩、

五柳先生本在山 偶然為客落人問
秋來見月多歸思 自起開籠放白鷗

といふ詩を被解候ニ源助如何被思候哉、及落涙頓而其座を被立帰り兼而秘藏之飼鳥を杖を以籠を打破り被離候とや、

一鎌田左京亮殿宅へ 中納言様御入之節種々御咄有之候処、歌或は連歌などの御咄ニ而候を右源助殿勝手ニ相詰居被申候ニ障子越に右之咄をも承、最早武篇も相捨り歌のみの御咄源助にハ承悪く候

とて勝手より立被去候由、其後内儀不幸ニ而候ニ鬢を切為申程之

異人ニ而候、

一子路貞米

伊地知助右衛門

貞米無勞千里外

列累何樂一身榮

生前死後不弛志

獨許孔門尽

一逍途院実隆卿朝に道を聞て夕部に死とも可なりと云こゝろにて、
しら露のおきて朝たに道を聞

きゆともよしや秋の夕暮

一楠帶刀左衛門正行討死を究、先帝の御廟に参りて過去帳に名字を
書れて其奥に、

かへらしと兼而おもへは梓弓

なき数ニいる名残そとゝむる

と一首歌を書留、正行と討死を供にする物百四拾三人逆修之為と
覺敷て各鬢髪切切て佛殿に投入、其日吉野を立て敵陣に向ひ、其
後戦死と云々、

一慶安四年辛卯正月廿五日將軍 家光公御他界、時ニ四拾八才殉死
之内ニ堀田加賀守正成者廟所ニ帰りて嫡子正純ニ盃を互ニ取替し
飲て正純ニ一首の辞世書て其後切腹、

行先は聞くもあらし時を得て

うき世の夢を明ほのゝそら
思ふ歟

さりともといふこゝろも夢なれや

向ことはも形見なるらん

一阿部対馬守重次も夜に入て帰り、嫡子千勝二男吉兵衛と盃して辭
世に、

天照す月の光ともろともに

行すへすゝし明ほのゝ空

其後家人荒井頼母を呼て介惜をせよと云、頼母畏と申切腹之座ニ
及て、頼母其首を切ニ肩に当りて不切、重次笑て云、心静に仕れ
と云、頼母又討之首に当れとも不落、重次又静に仕れと云、頼母
か云く、主君の御命を手に掛ゆへ眼闇て所を知らすといつて重次
をとらへ突殺し其身も續て切腹すこと也、

一私事伊東才藏殿供仕飯野へ罷居申候處、五月之比ニ而候哉、鹿児
嶋より才藏殿親類鎌田早左衛門殿より被申遣候者御伯父伊東半五
兵衛殿事河野弥大夫殿より被相果候意趣者何共不相知候、人まか
ひにて被相果候と承候、又御方御暇被下候様申上候得共勉仕廻可
被罷帰旨仰渡候間、左様御心得可被成候由申來候、

一飯野より加久藤・吉田・吉松、夫より横川筋加治木出候而才藏殿
被罷帰候、私ニ茂供仕候、其時節者才藏殿事山奉行ニ而候、
一鹿児嶋江才藏殿罷帰候而病氣御暇申上七拾日計引入被居候、

一同年七月十四日夜入時時ニ而候処、才藏殿親父千右衛門殿江伊
東新助殿より申來候者只今敵河野弥大夫殿事福昌寺墓前へ被參候
間、早々御打立御出可被成と被申遣候ニ付御打立被成千右衛門
殿・才藏殿御盃有之、私杓取申候、然処御聟川上長左衛門殿御見
舞被成候処兩人之衆盃取替し有之候を御覽候而、何様之訛ニ而左
様ニ被成候儀ニ候也承度旨被仰候、千右衛門殿被申候は伊東新助
方より申來候者只今敵河野弥大夫殿福昌寺江墓參被致候間、早々
罷出敵打可申旨申遣候間、か様ニ打立申候と被申候得者長左衛門
殿扱て能所へ參上致候、私ニ茂同道可仕旨仰候得者兩人衆貴方致
同道事不罷成候、其訛を外之親類江茂不申遣候而貴方致同道事不
相成候間御留り可被成候由申候得者、其時長左衛門殿左様ニ御留

被成事候ハ、御座御借し被下度切腹可仕旨仰候間、左様之御分別ニ而候ハ、御同道可致とて直ニ相打立被成候、

一伊東千右衛門殿上下着用二而候、私供仕候、

一同姓才藏殿上下着用二而小姓之稻右衛門と申者供仕候、

一川上長左衛門殿上下着用二而御出被成、直ニ其支度ニ而候、御打立被成下人段七と申者御列被成候、

一いつれも相印百田紙拾枚計引すこき腰ニ被付候、私ニも付申候、

一川上長左衛門殿伊東才藏殿同道ニ而候、伊東新助殿宅へ御出被成新助殿同ニ而福昌寺石碑有之候処江御出被来候、

一伊東千左衛門殿事者才藏殿・長左衛門殿兩人衆御出候、跡より御打立御出被成候、私供仕候而福昌寺の方江参候処十九坂之中は

とニ而河野弥大夫殿小姓壱人股立を取候て福昌寺の方より走來候歟、千右衛門殿を立向ひ見候而直ニ走可帰と仕候得者千右衛門

殿直ニ右之者之手をひたと取被申候者武士之面を見走帰候段不届候、此方へくらむへしと引方江突やられ候、左候而福昌寺の方へ御出ニ而候、

一福昌寺石碑之元江御出被成候へハ皆々被成御座候、其節火こら焼多人数罷居候ニ付ませニ可成とて皆々被仰合引かすへしとそ仰候者今晚火こら焼事御法度ニ而候、早々(虫喰)引取と被申候間、火こふら焼横目衆之仰候こと申不残引取申候、

一福昌寺下馬札之元伊東新助殿壱人供屋之側伊東才藏殿下人召列被居候、一ツ橋之辺川上長左衛門殿下人召列被居候、伊東千右衛門

殿福昌寺門前入口候ニ而候、私供仕候、

一いつれもの衆右諸所へからミ被居候、其夜は晴天ニ而候、一河野弥大夫殿御親父河野伊右衛門殿同道ニ而福昌寺より被成御出

候、小姓下人三拾餘人被召列候、然処ニ伊東新助殿立向ひ被申候者河野弥大夫殿伊東新助ニ而候、親之敵対被成と申とらざる内ニ新助殿頭を弥大夫殿抜打ニ御座候、くさり頭巾を切割られ候新助

殿刀を拔弥大夫殿を切られ候、夫より方々ニ刀ぬけ申候、千右衛門殿も刀抜多人数之内ニ被切入候、私ニも指候脇差抜切込申候多

人数之中江押入く切込申候処私首ニ手を負候ニ付目くらミ何事も覺不申候、然処ニ横目衆御出ニ而候御名御名乗被成候間、事相しつまり申候、

一横目衆御出ニ而事鎮り候間、皆々之宿元一門衆より迎ニ被参候ニ付皆々宿元へ被帰候、

一横目衆御出事鎮り候節、両方親類衆御駆付被成候得共事鎮り候、跡ニ而候故皆々御帰り被成候、馬ニ乗抜穂之鑓など御持被成候衆も有之候、殊之外大事ニ而候、

一何れも宿許へ被罷帰候而早速横目衆御出ニ而候、番被成候、

一伊東新助殿其外河野殿御父子并小姓迨其場ニ而被切臥候、

一新助殿手疵頭ニ一ヶ所左右之手ニ一ヶ所も肩ニ一ヶ所合手疵四ヶ所ニ而候、新助殿ハ着込着用ニ而候、肩之疵はかたうて切割一ツの疵ニ而候、

一伊東千右衛門殿手疵首ニ一ヶ所其場ニ而被死候、

一川上長左衛門殿手疵頭耳ニかけ一ヶ所大疵ニ而候、

一私首ニ一ヶ所手疵負申候、

一い東殿方手疵四人死人壱人ニ而候、

一河野伊右衛門ニ被召列候小姓壱人頭より尻迄一刀ニ立割ニ成候、

一切レ人者川上長左衛門殿下人團七と申者之由其節承候、

一河野弥大夫殿役人代右衛門と申者手疵肩腹ニ一ヶ所大疵ニ而候、

一 河野殿方之儀、右之外者不存候葬礼も一両日も間有之候と覚申候、

一 伊東千右衛門殿葬禮同十五日晚有之候処、兵具所より木戸番トシテ足輕三拾人被參候而門より内庭を敷皆々すわり被居候、

一 伊東才藏殿御内室敵打之夜門江御出被成、千右衛門殿才藏殿御帰を相待ニ而候、其時之支度地紅之帷子御着用ニ而刀大小御さし被成長刀を持ひん巻をせし、又相印のすこき紙を腰ニつけられ小姓之安右衛門と申人被召列候、此人も長刀を持居候、

一 才藏殿御内室ハ顕娃之人ニ而候、

一 伊東千右衛門殿七拾四才、御納殿役人ニ而候、

一 同姓才藏殿四拾才餘りと覚申候、山奉行ニ而候、川上長左衛門殿四拾歳余り、其時勘定奉行と申役ニ而今勘定小頭役ニ而候、

一 河野伊右衛門殿五拾余、琉球仮屋代官ニ而候、

一 同弥大夫殿式拾三四才、無役ニ而候、

一 同年十月比ニ而候哉、伊東新助殿伊東才藏殿川上長左衛門殿評定所より御用申來候間御出被成候、老通之糺明ニ而相濟皆々宿許江御帰りニ而候、私ニも才藏殿供仕罷在候得共我々ハ糺明ニ罷出不申候、

一同月評定所より親類御用申來候間御出被成候へは伊東新助殿は切腹、才藏殿は口之嶋へ流罪、長左衛門殿永良部嶋江流罪仰渡候、一右之通仰渡候、翌朝伊東才藏殿宅江物頭伊地知八右衛門殿足輕四拾人計召列御出ニ而候、然者才藏殿上下着用ニ而出會被申候得者

八右衛門殿被仰候者御方事流罪仰付候、持高屋敷召上られ候、家財等者被下候、可奉畏旨仰渡候間御請被申上候、左様ニ候間祇園之下より船ニ乗付被成候故物頭同道ニ而祇園之方江御出被成候、

私致供候、扱伊東新助殿門前御通り被成候時新助殿切腹被成候切声聞ヘ申候、左候而祇園之辺ニ御出被成候得は川上長左衛門殿先

より御出被成御座候由ニ而御盃有之候、夫より私ニ御兩人共御乗付被成候、我等者才藏殿宿元江罷帰候、

一 伊東才藏殿五ヶ年計も嶋も被成御座候得は被召帰候、左候而被召上候高被下御船奉行御役被仰付候得共御断被申上候、其後寺社方中江被仰付候持高百式拾石計も有之候、

一 寺社方中取より糺明奉行、夫より納殿役人被相勤候、

一 川上長左衛門殿ニも伊東才藏殿同年被召帰候、其以後龜姫様近衛家久公御簾中之時納殿役ニ而御登り被成候、

一 河野弥大夫殿ハ河野道意老と申人の養子ニ而候、道意老とハ其比の御前よしニ而候、

一 伊東新助殿切腹之節者物頭壱人足輕召列御出被成候と承候、新助殿介借ハ松田伊右衛門殿と申人ニ而候、伊右衛門殿御せき被成候哉、其長刀を御取被成候、御切被成候得者切そこなひ頭を御切被成候間新助殿ハ取候刀を腹江突込被申候、側へ伊東源八殿被成御座候ニ而直ニ脇差ニ而新助殿を介借被成候、

一 新助殿江切腹仰付候由相知候節、才藏殿より新助殿へ被申遣候は貴方介借伊東源八殿へ相頼候間、左様御心得可被成旨被申遣候へ者、新助殿より此方ニ而先弁松田伊右衛門殿江相頼候由御返答有之候、然處松田伊右衛門殿介借仕損し被申候故源八殿介借ニ而候、

一 伊東千左衛門殿子息才藏殿ニ而候、川上長左衛門殿才藏殿妹聟ニ而候、

一 伊東新助殿親父伊東半五兵衛殿を河野弥大夫殿被打果候事、

一半五兵衛殿ハ其比焼物奉行役ニ而納殿役を兼役ニ而候、然者河野

弥大夫殿近所ニ而候、毎々御出被成候處弥大夫殿養母有之候、然

處弥大夫殿役人は代右衛門と申者存候者弥大夫殿養母江蜜通被成

御出候と相考居候處より或夜四ツ時分之事ニ而候、門之外ニ而代

右衛門半五兵衛殿を切臥申候、扱御披露申上候者仲右衛門相果候

と申上儀難申上候とて弥大夫殿御打果候と相成、御披露ニ者私屏
を越候と見届候間打果候と御申被成候、

一其夜横目衆御出ニ而見届被成候、翌朝河野伊右衛門殿・同弥大夫
殿同道ニ而上下着用被成半五兵衛之宅江御出ニ而候得者新助殿出
會被申候、然者伊右衛門殿仰候者御親父半五兵衛殿を人まかひニ
而弥大夫打果申候段何とも難申入候と仰候時弥大夫殿此座ニ而切
腹可申と仰候、新助殿事者若輩ニ而候故返答何とも難申ニ付先御
傳可被成候と被申候而親類鎌田早左衛門殿を御呼入候、左候而早
左衛門殿御出被成候而仰候者、千右衛門事者年はひ才藏事ハ御奉
公ニ而他行いたし候、私事親類ニ而候、半五兵衛を人違ニ而御討
果被成候ニ付御出ニ而御切腹可有之儀、夫ニ不及候間、御盃可有
之と仰候間御盃有之候而其座は相済申候、

一御披露有之候得者河野伊右衛門殿・同弥大夫殿(塞カ)逼足仰付置候、右
兩人新助殿被討果候節者逼足中ニ而候、

一私親者八兵衛と申者ニ而鑄物細工仕候、伊東才藏殿御細工奉行ニ
而御座候、或時御細工所ニ而親江草履取抱度由承候付私子権平と
申者有之候、當年九才ニ而候、御抱被成儀候ハ、差上可申と申上
候得者成程宜可有之候間可遣旨仰候間、早速才藏殿江奉公仕候、
一敵打之時者私拾四歳ニ而拾六才之時前髪取申候、

一伊東才藏殿遠流被成候間、御暇申候而私從弟長右衛門申者鹿児嶋

上町江有之候間其者養子ニ罷成候得共式拾計之時養子違変仕候
間、當主伊地知八兵衛殿江奉公仕候、拾年計前ニ六右衛門と改名
仕候、當六拾壹才ニ而候、

右任御尋覓之通申上候

ヨリ安政六年マテ百六十八年ニ相ナリ

右元禄四年辛未七月十四日之夜右之通敵討有之候、横山慶右衛門
殿日記ニ拾五日之夜と有之候、是者間違歟、

一四本縫殿は伊集院衆中也、伊十院ハ三原左衛門佐殿地頭所故被
召列筈ニ而伊十院衆嶋原へ被立候人数妙圓寺御佛殿之前ニ而死罪
を被取候ニ縫殿ニ者三度迄取當り少しも臆したる色無之、勇追て
被罷立候間、島原致着かと其偃城きは江行、間竿を持て矢玉之雨
の降ことくにはけしき所ニ而一ツ二ツと間を打被申候、然共かす
り疵も不被負となり、城より切て出、寄手敗北し、皆々被追立
候半、縫殿三原左衛門殿へ申候者馬を城の方江乗向可被成候由申
候、其ことく乗向被成候得者船の行すり様ニ有之候而にくる手よ
りハ敵ニ馳込様ニ相見得候、他國衆よりとなたくと申候時薩州
之使者三原左衛門佐と縫殿答申候由一事得れば其發明者出るもの
也、城ニ縫殿か仕様智之至也、可感也、

一四本縫殿島原ニ而城之外濱手の方干潟有之候ニ一丁計干潟を通り
先ニ大岩有是を楯ニ取り毎日敵を駆候、數多之敵を討落し候とな
り、右の干潟城近く矢道烈しき所ニ而人殊ニ通る事難成晴なる場
所ニ而候、右之晴成場所ニ而敵を被射候、依之縫殿は鉄炮之上手
と名を被挙候、右之働他國之人見候て他國之衆之内より壱人被申
候者明日ハ御介抱を頼申候由被言候、縫殿被存候者自分ニは鍬之
柄を取り漸く致渡世候なり、然者何とて他人之介抱間敷と存候而

成らぬよし返答被申候、翌日も又干潟を通り敵を被騒候に他人右
之場所へ鐘振かたけ被参候而、九年母壱ツ懷中より出し指小刀ニ
而式ツニ割り壱ツは縫殿ニくわせ、壱ツは自分ニくらひ軀て城乗
被致候か彼人終ニ不被帰候、其時縫殿存當り自分ニ介抱を頼と云
しハ二ツの目をつきくれよとの事なりしに、さとらすして後れを
取候と大きに悔被申候、

一伊地知助右衛門殿辭世於屋久嶋

秋津嶋花に心をひかされて立帰らなんふるさとの春

雜事奇談集

目 次

- 一 濱田民部左衛門鑄刀の事
一 琉球征伐の事
一 遊行上人尼を列廻国の事
一 源頼朝御遺髪の事
一 十月亥の日愛敬祝の事
一 諏訪大明神祭祀法の事
一 大慈寺良雲并伊勢貞昌詩の事
一 帖佐岩剝城責め（の脱力）事
一 穂佐城責めの事
一 龍伯様鹿児島へ被成御座候節入来院家より使者の事
一 高麗御陣之節御感状焼捨の事
一 中納言様御下国之節船中にて一統へ着の夜妻女へ逢間敷被仰出候
事
一 惟新様の御意戦場乗馬の事
一 細川幽齊国分なけきの森にて俳句の事
一 秀吉公薩州御下向八幡へ高札の事
一 忠久公御誕生并御病死年月日の事
一 秀頼公薩州に御忍谷山に被成御座候由の事
一 喜入摂津守別て強弓射手の事
一 稲津掃部介ハ伊東家軍学者なりし由の事
一 岩屋城主高橋紹運戦死の節卒塔婆の事
一 落合家々跡の事
一 宇喜田秀吉の事
一 光久公御代田向喜兵衛天吹上手の事
一 殉死御法度の事
一 嶋原一揆ニ付三原左衛門佐の事
一 池田六左衛門御台所人足より御小納戸役に昇進并寛陽院様御病氣
身替として切腹の事
一小畠勘兵衛関ヶ原合戦嘶の事
一 寛陽院様御世継ニ関する事
一大玄院様御鷹狩の事
一大玄院様御鷹狩の節或土鷹打留の事
一 寛陽院様御狩之節大山稻助猪を差留る事
一 狩野探幽鷹の絵鑑定の事
一 寛陽院様御代行司大猿を射殺后切腹被仰付の事
一 寛陽院様御逝去の時大口より出水へ渕辺稻助使者の処七日間雪に
降こめられし事
一 光久公江戸御道中赤坂宿にて夜障子に人影うつりし事
一 大玄院様江戸御道中或宿にて山伏入り來りし事
一 鎌田後藤兵衛水戸へ御使者の折り素麺被下候事
一大玄院様小野次郎右衛門と御立合の事
一 嶋津下野守并嶋津助之丞御目通遠慮被仰付候事
一 江戸御旗本嶋津八郎左衛門嶋津号名乗の事
一 光久公医道の御心掛被遊候事
一 芝姓なる者召抱の事
一 寛陽院様有馬御湯治に被遊御越候事

- 一知覧衆中池神源左衛門鉄炮上手の事
- 一嶋津下野守金堀共へ余分に米錢を与ふる事
- 一嶋津図書下屋敷へ寛陽院様御越被遊候事
- 一光久公桜田御屋敷へ被遊御座候節伊勢貞昌言上の事
- 一佐土原御世継無之三原左衛門の甥町田出羽守を可遣との企ニ付紛々の事
- 一南蛮船參候取沙汰ニ付寺入の三原左衛門より出兵問合せ書面の事
- 一大力小者右衛門の事
- 一泰清院様御前にて山田昌巖関ヶ原合戦嘶の事
- 一寛陽院様御登城の節下馬にて挟箱を越たる士を市兵衛大に叱付の事
- 一小畠勘兵衛長命の事
- 一泰清院様御代江戸桜田御屋敷焼失の事
- 一徳田大兵衛日当山地頭にて衆中馬鹿を尽すの嘶被申上候事
- 一木村長門守内室の事
- 一庄内合戦の節近国大名加勢衆陣取の事
- 一東郷肥前入道重位兵法を御覽に入れ候事
- 一江戸御旗本衆堀田宮内のしめ麻上下にて大玄院様へ御対顔の事
- 一向井幸山御見廻の節腹立氣色の事
- 一江戸御屋敷焼失ニ付御国元より材木余多被召登候事
- 一泰清院様御病気の節御庖丁人竹之内助市御役御断申出し事
- 一鹿児嶋屋敷地初め当時の事
- 一仁禮九郎左衛門嶋原合戦物語の事
- 一江戸にて桐野仲左衛門芝居見物中或男仲左衛門の頭にきせるを当たゝき出せし事
- 一金左衛門殿死去の節上下を着し九寸五分の脇差を指せし事
- 一曾於郡士十五才馬場休左衛門大久保村の内昔坂にて金作の脇差発見の事
- 一加藤主計頭清正五十万斛に増領の事
- 一清正子息忠廣器量劣たる事
- 一福嶋正則安芸備后四十九万石被召上候事
- 一稻葉石見守堀田筑前守を指殺す事
- 一大猷院様御参内の事
- 一朝帝御太子日食御降誕の事
- 一平塚因幡守より大谷吉隆へ送りし一首の事
- 一家光公御逝去御辞世の事
- 一細川幽斎秀吉公の赤ひ衣裳を被召候節歌の事
- 一中院通躬卿の歌の事
- 一細川三斉月見矢倉にて一句の事
- 一將軍家光公暁茶亭の事
- 一細川幽斎の事
- 一尼ヶ崎城主青山殿参勤の節一首の事
- 一光久公御通路の節四本縫土筆の黒いてを進上の事
- 一帖佐のみうと山に付徳田大兵衛御答申上候事
- 一中納言様有馬へ御湯治の節徳田大兵衛へ御仰ニ依り詠歌の事
- 一中納言様桃山安芸守宅へ御成被遊候時床の生花御覽ありて徳田大兵衛へ歌をよめと被仰則詠歌の事
- 一平松中納言外二方御歌の事
- 一或人の伴大玄院様へ被召仕候に旅に御出の節更に御願申上たる事
- 一中納言様徳田大兵衛へ其方小男にて候あの戸のふしほけよりいき

- 通り成間敷哉と被仰候事
- 一光久公御代鞍弓長囚獄中地蔵菩薩信仰せし事
- 一樺山五郎兵衛大圓寺の住持見廻の事
- 一相良土佐ハ東郷家弓の弟子にて伝受まで請たる人にて候事
- 一本田家の事
- 一歳久公御生害殉死面々の事
- 一長崎御代官末次平蔵所領被召上候事
- 一赤穂引取大坂へ借家大石嘶の事
- 一森甚五兵衛家日記の事
- 一黒田家小倉より筑前へ被移候跡云々の事
- 一忠真の石塔野尻にありし事
- 一日新公御幼少の時海蔵院住持せつかんせんとて追掛し事
- 一日新公御幼少の時夢に觀音より墨杯御もらひ被遊云々の事
- 一日新公御幼少の時海蔵院住持せつかんとして柱にしばり付為申上事
- 一加世田踊ハ貴久公御心慰より始りたる事
- 一諏訪神社ハ貞久公の時御建立の事
- 一指宿清左衛門惟新様御召の時別てせき為申事
- 一嶋津善左衛門子孫嶋津を吉水と名乗し由緒の事
- 一貴久公伊集院城御責の時有川雅樂介幼兒の際城案内せしニ付火をかけ落城せしめたる事
- 一貴久公御代蒲生城御責落城の事
- 一宇山無邊斎三原備中へ刀進上の事
- 一虚空藏山を出水崎と唱へし事
- 一樺山安芸守善久入道玄佐ハ大力并歌道嗜の事
- 一新納四郎勝久公へ敵対の事
- 一伊作又四郎馬飼より殺れし事
- 一嶋津薩摩守義虎の内室の事
- 一貴久公伊作へ御落被遊候事
- 一永泉庵をゑひ天庵と唱申せし事
- 一勝久公桜島にて御死去の事
- 一龍伯様茶臼の城にて能御見物の事
- 一隆信と合戦の時貝を以勝利相図の事
- 一嶋津中務太輔家久公子孫続合の事
- 一隅州清水の青葉山台明寺の事
- 一嶋津八郎左衛門室久我子義虎を勝久公の御養子に願れし事
- 一藤崎丹波所へ來りし乞食義祐入道の書附懐中せし事
- 一山川に南蛮人來り浜辺の無用地借地云々の事
- 一嶋津家久武者修行の事
- 一新納武藏守忠元の事
- 一後醍院喜兵衛入道淡齋の事
- 一後醍院内蔵の助吉野馬追に罷登りし事
- 一川上四郎兵衛忠兄の事
- 一日伊勢平左衛門肥前唐津へ御使者の事
- 一日新公御歌の事
- 一春田主左衛門流矢に当りし事
- 一愛甲次右衛門形見の一筆の事

濱田民部左衛門鑄刀の事

一或人濱田民部左衛門殿の指刀を拝見仕度由望み申候に、右の人被申候は、きつうさひ申候、此通にてハ事と申候時、切れすくれ申間敷候、御研被成間敷ものをと申候へハ、民部左衛門殿被申候ハ、御尤にて候、乍去軍と申候ハ急にハ無之者にて、廿日も三十日も間有之者にて候、其内にとき可申候、又喧嘩などと申ハ、士は致さんものに候、万一刀之入申儀急に有之候へは、手前ハ鞘ともにたゝき殺し可申と存候、當時ハ其通にても自分ハ不苦候、御手前達ハ好く研候刀にてなくて成申間敷候と被申候へハ、右之人くすと成被申候由

琉球征伐之事

一琉球国ハ 忠國公御時より御当家にかなひ致し來り候處に、謝那と言ハ鹿児嶋に來り様躰を窺察に、只一人小舟に乗り帰帆いたし、かなひをやめ、那霸の港口に城郭を構へ、港口に鉄のくさりを張、是に船のりたりける時迄より目の下に見おろし射る手術を拵へ、嶋々にも其用意し待かくるよし聞得けれハ 義久公より御願あり、家康公之御免にて、慶長十四年に數船を催し、大將権山権左衛門殿、副将平田太郎左衛門殿にて、諸軍勢乗船の時、

遊行上人尼を列廻国の事

一遊行上人尼を列廻国之時、中納言様

上人は霞の衣霧の殊數（数珠カ） 留氣はなれぬそら聖かなとよみ被遣ければ、

水鳥ハ水にはすめと羽ハぬれす うしほの魚の塩の味なし

と返歌にて候由
不足に存、あなどる底意有之候處に、拙齊老の言葉を聞致納得け致候ハ、 義弘公之御名代なり、早々大將之御座江直り被成候得と有之候へハ、無異儀上座被致候、権左衛門殿大將分を諸軍勢

るとなり、夫より乗船にて山川の港口より順風に帆を揚、大嶋に着船、彼嶋広しといへとも無異儀責取、鬼界嶋も手ニ付、徳之嶋へ着船、此嶋之者ども防戦候ニ付、鉄炮を打懸候へは、棒之先より火を出し、人を殺す逃けるとなり、手向ひいたす者を討取、構へたる処踏つぶし、仲（沖カ）之永良部と与論嶋を責取、運天之港ニ着船、諸勢を揃へ、彼所手ニ付、伊野波・名護・読谷山之城を責落し、北谷へむかひ王位之居城首里之城に取掛ける、琉球之諸勢ハ、首里より一里有之那霸の港口之城へ皆楯籠ける故、首里之城ニは防戦ふものなく、無異儀致落城、王位被致降参ける、那霸の城ニハ矢尻を待掛たりけれども、舟一つも不見得、後口より被押寄、殊に王城落城なれハ、一戦に不及致落城無相違、琉球御手に入けれハ、刻（則カ）早舟にて鹿児嶋江其段被申上ける、其年ハ順風おくれける故、諸軍勢首里・那霸に滞留して、翌年尚寧王召列鹿児嶋江帰陣被致ける、 家久公尚寧を召列御上洛被成候處、家康公御世話に、異国御手に入事と別て御悦喜 家久公江為御褒美御腰物并琉球国御惣領被成候、尚寧にも拝領物有之御下國なり、尚寧王の彼（仮カ）屋之庭に池と梅木有之、愛し給へり、于今王の池、王の梅といふなり

源頼朝御遺髪の事

一源頼朝之御遺髪鎌倉法華堂別当相義院二十世良深より正徳上巳九月薩州花尾山へ被分遣候なり

十月亥之日愛敬祝之事
正文 月年有官鹿ニ

十月亥之日愛敬祝之事

先五こくのもり物とておりにすハリして三ツなをり候、其前にあかのいひ、是もおりにす（脱カ）ハリ候ておなしくなをり候、又其前にうす壱ツ、きね二ツなをり候、是もおりにすハリ候、其あかのいひをはしにてうすの中ニ御入候て 一こんニミやう三さやう四とく五愛敬と歌に曰、神無月難波之面のあしのかす我思ふことかなへとそつゝと三度となへて、三度きねをふたつ共にたゞめし御つき有へく候、猶口伝有へし

慶長四年十月十一日

龍伯

又八郎殿

鹿児嶋諏訪大明神祭礼法様之事

一陸奥守貴久御代に、頭殿と云事始なり、此根元ハ日本国之祭心なり、頭殿は 勅使、居頭は上使なり、七月・一月之間頭屋之儀式は 勅使会釀之儀なり、号頭殿事ハ公卿藏人、頭殿 勅使之心なり、号頭殿は上使なれば、諸衆之上に居心なり、頭屋之寄頭なり、然は祭之日天下之為御祈祷、頭殿御幣、次為國之祈念、居頭御幣、次ニ三ヶ國為祈念、貴久御幣如是心なり、末代迄此旨を存知、嶋津家を扱者能々可致奔走者なり、為子孫先書附置所なり

本田信濃守

永享十年戊午五月七日

右書付、先年今井松閑写置之由ニテ被差出、御記録所江写有之候処ニ、元禄九年子四月廿三日之夜、御記録所焼失之節、右写正文焼失候、右之正文は何方へ可有之哉不相知候

大慈寺良雲并伊勢貞昌詩之事

一近衛龍山江餞別志布志大慈寺良雲

袂別西風洛興夷 千山万水隔天涯
鳳凰一夜依枕宿 折格桐秋一枝
伊勢兵部貞昌於禁中賦

千載佳風興益加 夢软非夢慰生涯
春魂若不化蝴蝶 野生争看雲上華

帖佐岩剣城責め落城之事

一帖佐岩剣之城、大中様御攻被遊候節、強敵にして落不申、依之日新様江委細之絵図を以被相任候ヘハ、城之様子堅固ニ候間、

兄弟あひた老人打死無之候ハ、城は落間敷由御意にて、大中様御承知被遊候て、此度之城責めにハ御兄弟之内御打死可被成由御陣触有之候ニ付、惣軍中勢猛勇被成候ハ、城落候、尤御老人も御打死ハ無之候

穆佐城責め落城の事

一穆佐城被成御責候節ハ、新納刑部少其前戦死にて候故、惟新様より今日の城責ハ新納刑部少弔合戦を被遊候、就夫刑部少に志有

之者計可致出陣由御触有之候、か様之事候得ハ、誰とて壱人も可残者無之ニ付て、皆申合戦ニ而候得ハ、首を不取候てハ手向の詮も無之由、一図に申合勢ひにて責懸候ニ付て、其勇気に落城候なり

龍伯様鹿児嶋へ被成御座候節入来院家より使者の事

一龍伯様鹿児嶋被成御座候節、入来院家より以使者御祝儀申事有之、使者御目見被仰付候處に、御前之儀にて別て恐をき候故乎、敷居より下にて御礼申上引入候、其時 龍伯様被遊御意候ハ、入来院不届之至ニ候、使を差越候ハ、侍を可遣處、以下之者を遣候との御意にて候、御取次上井伊勢守より被申上候は、右之者ハ入来院家來ながら一門の者にて差立候者ニて候得ハ、御前故に御礼之席無調法仕候由被申上候ヘハ、御機嫌相直候、如此家來等までも士と申候ヘハ、別て被附御氣候て格式を御糺被成候由

一高麗御陣之節、皆々御感状被下候て罷在候、或時壱人申出候は、御感状を持候てハ何とやう存命にて罷帰度氣有之、命を惜候付て勵不被致候、焼捨可申と申合、皆々御感状を焼候、是 義弘公の御計略にて御側之衆之内ニ如此申様ニ被仰付候由なり、依之高麗御感状は壱人なき由なり

一秀吉公薩州御下向八幡へ高札の事

一細川幽斎國分なけきの森ニて俳句の事

一細川幽斎九州檢地之時、國分向花の内なけきの森を見て山風をなげきのもりの落葉かな

中納言様御下國之節船中にて一統へ着之夜妻女へ逢間敷被仰出候事

一中納言様御事、閔ヶ原已後御上洛、皆々御安堵之程難計危奉存候

一秀吉公薩州御下向之時、八幡へ立候高札于今有之候、兵船之軍勢乱妨・放火・狼藉、此三ツ之停止にて、九鬼大隅守・脇坂中務少輔・加藤左馬介・小西日向守と書、古筆流能書にて當時之風儀ニ

而無之候

申候

秀吉公薩摩御打入之節嶋原城主御褒美の事

一秀吉公薩摩御打入之刻、薩摩に服せし九州諸大名力を得、皆敵に成候由、肥前嶋原城主有馬左衛門佐直能はかり薩摩方にて、手六ヶ敷為有之由、秀吉公別て御褒美にて候由、関外門徒宗直能寺ハ有馬氏菩提寺之由候

税所善兵衛門柱の事

嶋原一揆の節藤井才助外壱名抜勲の事
一肥前嶋原一揆之時、藤井才助・萩原半三郎兩人致抜勲、南林寺二
一日一夜之寺入為被仰付候由

稻津掃部介ハ伊東家軍学者なりし由事

一 稲津掃部介ハ伊東家軍学者なりし由事
伊東家臣清武之地頭稻津掃部介と云ハ、関ヶ原合戦之砌、兵を挙
て日州を侵し候節、丹生備前殿ハ倉岡地頭ニテ別て働有之由候、
備前殿墓于今倉岡に有之候、右稻津氏ハ伊東家之内にて軍学者之
由候

忠久公御誕生并御病死の年月日の事

忠久公ハ治承三年己亥十二月晦日攝津国住吉にて御誕生、嘉禄三年丁亥六月十八日雨降辰刻於鎌倉御病死、同来脚氣上脳赤痢病と
言なり

秀頼公薩州に御忍谷山に被成御座候由の事
一秀頼公薩州に御忍、谷山に被成御座候由にて、其跡谷山木之下門
と申伝于今有之候、墓ハ行屋觀音堂とも千地藏とも申事候

喜入摂津守別而強弓射手の事

喜入攝津守殿ハ別ての強弓を射人にて候、其弓物になひ拵首を見る様に有之矢を乗せ申用にて候哉、握り本につゝ有之、于今主馬殿所に余り久敷事にてハ無之候哉、人望見て肝をつぶしたると被

落合家の家跡の事
一落合家之儀は大竜寺御屋形之時に、従伊東家人質として義祐の妹
欽娘欽為来女之家跡の由候

一將功成冠九州
殺人刀矣話人功
戰場血入染川流
月白風高岩屋秋

一 天正十四年丙戌七月廿七日 岩屋城主高橋経運斬列之時 其外敵味方之為に、日州秋月より茂林和尚を請し玉ひ、施餓鬼之法を執行ある、卒塔婆之頌いはく

落合家の家跡の事

宇喜田秀吉の事

左衛門・黒田勘十郎など云もの付従来候由、其内黒田 義久公御抱被成候と見得たり

光久公御代田向喜兵衛天吹上手の事

一光久公御代田向喜兵衛殿天吹之上手にて、光久公より天吹致拝領于今子孫其天吹を所持にて候、或時喜兵衛殿江戸へ被参候節、大坂へ滞留にて、二、三人列にて諸見物に參り、或茶屋へ立寄、食物いたし被居候處に、其茶屋へ老間置候てこも僧両人參候、是も食物をいたし、尺八をならし申候、しかる處に、列の人能吹候と被申候へは、喜兵衛殿あのやうニハ尻ても吹と些高々こも僧の耳に入程被申候、依之こも僧則尺八を止、二人共に右之衆の座へ参り候て、打付の申事候得とも、只今尺八を吹申候へハ、各様御内よりあのやうにハ尻てもつひ吹くと被仰候を承申候、左様被仰候やと申候、喜兵衛殿返答に、其通申候由なり、こも僧申候ハ、近比痛入たる御言葉にて候と、中々不差置様子にて候、喜兵衛殿いや手前吹申ニ付て申候由被申候得ハ、虚無僧申候は、左候ハ、御吹被成候て御聞せ被成候へと望掛、尺八を差出し候、喜兵衛殿列之衆も苦々敷事を被申候と大きに驚き被申候か、喜兵衛殿さあらん躰にて被申候ハ、左候ハ、成ほと吹て聞せ可申候、併尺八か痛可申候ハ苦しかる間敷哉となり、虚無僧とも痛候ても不苦と申候ニ付、則小刀を抜、かの尺八を取て尺八の尻をくしり穴をほかし、忽天吹に仕なし、無口能吹被申候得ハ、天吹を吹被申候様有之候ニ付て、右之虚無僧共致納得挨拶に、つまらざる仕方、且又上手之吹様、彼是之働く別て感心、頓首にて互ニ近付ニ成り、こも僧とも酒とも取寄、夫々盃に及候由、其時こも僧申候ハ、是

ハ何方之関所にても御手形にてハ誰にても無口能罷通候手形にて候、是を志に進可申由にて、喜兵衛殿返事に、御志之段忝儀に候、然共手前國之者共ハ、あなたこなたと諸国を多方に徘徊いたす儀無之候へハ、さまで手形か入不申候、其元御用被成候物をとて受納不致被相返候由、喜兵衛殿年罷寄候て、人々へ右之手形を印に貰置可申ものにて候と被申候由

殉死御法度の事

一寛陽院様御代より殉死之儀は天下一統御法度被成候、然に寛陽院様御逝去被成候て、追付木脇某相果申候、殉死にてハ無之候哉と世上申たる由、此木脇ハ当木脇嘉左衛門先祖にて 義弘公江殉死いたし候木脇刑部左衛門殿子孫之由なり

嶋原一揆ニ付三原左衛門佐の事

一寛永十四年冬、肥前嶋原に一揆起り、近国の大名衆よりハ何そ御用に御座候ハ、可被仰聞由にて、皆々家老老人ツヽ被差遣候、然に誰を可被遣やとの処に、我に不被仰付ハ事成間敷之由、三原左衛門佐殿様子に相顕れたる由候、依之左衛門佐殿江被仰付、嶋原江被参候、騎馬与力ハ野元源左衛門殿にて候、嶋原江ハ上使として板倉内膳正殿・松平伊豆守殿・戸田左門殿御下り被成候、内膳正殿より諸国之家老衆江御談合有之候処に、左衛門殿申分よろしく御意に入候由、然に重て松平伊豆守殿御下り被成候て、何れもの衆江御條書ひろめ有之、いづれも被罷出候、其時左衛門殿も上座近く被罷居候処に、伊豆守殿より左衛門佐是へと被仰候得共、御返答不申上候、又三原左衛門佐是へと有之候へ共、同しく御返

答不申上候ニ付、薩州之三原左衛門佐是へと御座候時、あつと申上罷出候得ハ、御條書之儀ハ其方へ頼候間可相広由被仰候、再三辞退せられ候へとも、是非と有之候て無是非御條書請取御座へ直り、御條書を末まで巻ほとき、一篇さらりと見被申候へハ、いつれもの衆せきゐ申而よめ可申哉とあやふみたる様子にて候、一口読出し被申候と一字一点もあやまらす、水の流るゝ様ニ末まで読終り為申由候、其後よりハ諸国之家老衆何そ申出候儀有之候ヘハ、薩州の三原左衛門佐へ取次可申出由にて、左衛門佐何篇取次為被申上由候、然に城責有之、城より打て出候へハ皆敗北にて候處に、左衛門佐殿ハ馬をふみ留被申、敗北の勢とは舟の行すりの様に有之、左衛門佐殿ハ進み被申候様に脇よりハ見得為申由候、然に天下之目附衆被参候て、何方にて候哉と相尋被申候へハ、薩州の三原左衛門佐と答被申候由、外ニハ伊豆守・内膳正殿御備立留不被成候由、扱左衛門佐殿江御條書ひろめ被仰付候儀ハ、先年江戸桜田御屋敷へ伊豆守殿御座候刻、御床に贊有之御懸物掛有之候に、伊豆守殿より伊勢兵部殿江何とよみ候哉と御尋被成候時、兵部殿より三原左衛門佐ハ年若にハ御座候へとも、左様成ものハ能取曖申候間よませ可申由にて、左衛門佐罷出讀被申候となり、依て左衛門佐殿文才有之由被存、左衛門佐にてなくハ成間敷の由にて、御條書広め被仰付たる由にても有之候哉、左衛門佐殿嶋原の働ハ古今稀成よし候、於御当家天下に押出し、才智発明にて勝たる御家老ハ、左衛門佐外に無之由、然共威勢つよく肩をならぶる人なく、おごり高くして、後町田出羽守殿子息出羽殿朝左衛門左殿十三歳に成被申候を佐土原の世継に可致由にて致謀書、御家老御免にて指宿の源中寺江寺領被仰付、彼にて相果為被申由候

一池田六左衛門御台所人足より御小納戸役に昇進并寛陽院様御病

池田六左衛門御台所人足より御小納戸役に昇進并寛陽院様御病
氣身替として切腹の事

一池田六左衛門殿ハ、御台所之人足にて有之候を、寛陽院様御目利にて、御小者御草履取に被召成、夫より御側御伽被召成、夫より御小納戸役被仰付候、於江戸 寛陽院様御病気大切に被遊御座候節、六左衛門愛宕江御病氣能御成被成候様にと祈願を立、願文を納め、御身替として致切腹候、寛陽院様此事被聞召上、身替に立候とも可死病なは可死者を、あたらものを切腹させしと別て御惜み被遊候由、当池田仲太夫殿祖父にて候

小畠勘兵衛関ケ原合戦嘶の事

一小畠勘兵衛景憲殿 泰清院様へ御咄に被参候節、関ケ原合戦之御嘶可承と御側衆被仰候へハ、御鎧を持出候へとて、鎧を杖に突、か様くと鉄の石突にてつしづと疊の破る候様に突、小踊して勇み相嘶被申候となり

寛陽院様御世継に関する事

一寛陽院様御誕生ハ御舎弟兵庫頭忠昭より少早く被成御座候へとも、御屋形江相知申候ハ忠昭よりハ遅く有之候由、然とも寛陽院様御嫡にて、六歳の御年とハ其辰にて被成御座候處に、忠昭母 中納言様と御中能被成御座候ニ付、何となく世上兵庫頭様多分御世つきにて御座候半と取沙汰区々にて候、然に国分にて龍伯様御死去被遊候ニ付、國分御上様國分へ御着受に御越被成、御忌明候へとも御迎不參候ニ付、別て御立腹被成、中納言様・寛

陽院様御同道にて国分へ御越可被成由被仰出候、 中納言様ハ濱之市まで被成御座、 寛陽院様ハ国分へ御越被遊候、 然に御上様より、 其方ハ三ヶ国の世継にて候迹、 彼御方へ御宝物有之候を被進、 御供之衆へもいろ／＼引手物被下候て御帰り被遊、 濱之市にて 中納言様と御列立鹿児嶋へ御帰り被成候、 夫より 寛陽院様御世継別条ハ無之と人々為申由候、 其後遙間有之候、 寛

陽院様御舍弟都之城ニ養子に御成候、 外記殿或時何方江被成御座候哉、 夜更候て御帰り被成候節、 中途山之口辺にて馬乗参候者、

寛陽院様をのろふ者有之候と高声に申懸候、 依之小姓之者へ何を申候哉、 心得ざる申様にて候、 能聞候と被聞せ候へは、 馬にしあり者を乗せ人々相附参候、 右しありもの 寛陽院様をのろふ者有之由申候ニ付、 其しありものハ御用有之由にて被差留御糺有之候へハ、 人ハい和尚なと致談合、 寛陽院様を致調伏候由相知れ、 馬場夫婦ハ遠流被仰付候、 和尚ハ馬場無拠者之由、 馬場兼々下々を強く叱申者ニテ、 右之しありものを強く叱候事多く有之候ニ付、 返忠ハいたす間敷哉と疑て、 州崎江列行殺し申覚悟にて参候に、 外記殿行連れ之次第にて為有之由候、 寛陽院様御通之節、 申緒も有之候、 右しありものハ士ニ被召成、 河野喜兵衛と為申由候、 依之忠昭を御招、 右之次第被仰聞、 其方母儀に候へ共、 其通にてハ難被召置由にて、 忠昭母は中村へ三石被下候て隠居被仰付候、 忠昭別て迷惑被成候て、 ケ様之儀有之候ニ付てハ母とのハ存間敷、 一世対面仕間敷と神文被成候て 寛陽院様へ被上置候由、 右隠居所ハ今鉄砲場近所にて、 横之走木杯有之屋敷之蔵側向にて候由、 長命にて病氣に被相果候刻、 如何にしても母にて候間、 忠昭へ被仰聞候へ共、 一世対面仕間敷よし申上置候間、 御免

可被下候由にて対面無之由候、 馬場は何か無余儀役目いたし候者之由候、 夫より忠昭と 寛陽院様御対面無之候處にて、 有之候て 寛陽院様前之濱江釣に御出被遊候節、 忠昭も又釣に出、 御寄合始て御対面有之候由、 其時御舟へ西瓜を乗せ御座候か、 夫を互に御喰被成候て御対面にて候由、 ち、 伏ハ今ハ石原助左衛門殿先祖へ被仰付、 御殺し為被成由候

大玄院様御鷹狩の事

一大玄院様或時串良広田にて御鷹狩被遊候て、 あなたこなたと御歩行被遊候、 然に何か御失念被遊候物遙之所に有之、 御側之武士急き取參り候へと被仰付候、 其者畏り直に田之中をどこともいわすむしやうやたらに踏ぬかり参候て取て差上申候、 依之右之士を別て御褒美にて候、 時に或御側之利口成士申候は、 御用に相立申者にて御座候と申上候得ハ、 些悪敷御様子にて、 彼ハ如斯之時別てちかく用に相立候てなため申候、 おれかほむれハ好き様に執成ハせんと被仰候、 此士ハ御側之まひにてハ 殿様之御機嫌取にて候由

大玄院様御鷹狩の節或土鳴打留の事

一或時大玄院様加世田表にて御鷹狩被遊候刻、 鳴を取候へともばたつき已に逃ぬとす、 依之御側の或士脇差を抜、 走り投打に打留候、 殿様御覽候て龜相之事をいたし候と御意候、 然に又鳴を取候て右之如く逃ぬとす、 殿様御覽候て、 御差被成候さすこを御抜走掛り、 投打に右之如く御打留被成候て則呼之、 龜相くと御意

寛陽院様御狩の節大山稻助猪を差留る事

一或時寛陽院様鹿児嶋不動山江御狩被成候、然に彼山の大へこ原へ猪ほへ庭立申候、殿様田の中へ御駕を被召居候て、鉄炮にて矢さし可被遊候へとも、士の子ども余多見物に取廻し有之候ニ付、其儀難被成候時、大山稻助殿犬附之衆へ取候へと被申候へ共、取申人無之候ニ付、稻助殿つと詰入猪を取、へこ原を上へ下へとまわり、下之小溝へ落入猪を差留被申候か、腰を打痛申候へハ、

殿様竹之杖を稻助へ被下候由なり、其砌ハまきニ付被仰付候ニ付、遠山より猪・鹿多く鹿児嶋江参り候て御狩多々被遊、士之子共御狩といへハ、殿様の御跡ニ付多く見物に参りたる由候、然

共不動山御狩後子共参候儀御法度に被成候由

狩野探幽鷹の絵鑑定の事

一於江戸此御方御屋敷江狩野探幽参候刻、光久公御側坊主へ被仰付、熹（徽カ）宗皇帝の筆と申伝候鷹の絵、此御方に有之候を探幽に見せ、左候て相究させへき由候御意候ニ付、右之坊主取出し、誰か手跡にて候哉、熹宗皇帝之筆と申伝候、御究め可給由申候、探幽つくくと見候て、これハ見事に相見得候、熹宗皇帝之絵と申伝候ハ、如何様其通にて可有之候、誰か筆とは難申切候、坊主左候ハ、熹宗皇帝之絵を見申たる人無之候ニ付、其絵にて無之候共、其絵と申候ハ、其絵にて可有之由申候、然ハ皇帝之絵と有之書附可給由所望申候へハ、成程書附可致置候とて、此絵見事に候、熹宗皇帝之筆無別条と切紙を添置申候由

寛陽院様御代行司大猿を射殺后切腹被仰付候事

光久公江戸御道中赤坂宿にて夜障子に人影うつりし事

一寛陽院様御代行司鉄炮を持宍輶に吉野山へ入、彼方此方と致候処、あやまつて深谷へすべり込み、中途に柴有之候処に落留り、上り下り難成、無詮方の砌、大成猿参り候て、桂繩を下け候、引候へハ手にこたへ有之候ニ付、たくり候て上に無口能罷上候へハ、猿數十桂繩を引てぎくといふてならひ居候、右行司鉄炮にて其内之大猿を一矢に射殺し取て帰り為申由候、然に 寛陽院様狩御数寄にて、右行司を御前に折々被召出、彼是之御嘶被聞召上候刻、右之咄申上候へハ、御機嫌別て悪敷、右之行司切腹被仰付候由

寛陽院様御逝去の時大口より出水へ渕邊稻助使者の処七日間雪に降こめられたる事

一寛陽院様御逝去之時、大口より出水へ御死去之間合ニ渕邊稻助と申者を使に被遣候処に、中途にて雪に降こめられ、出水大口之間高鼻越にてこゝへて七日罷居候よし、然るに出水より大口に飛脚に参候者、雪の中に穴ほけ有之候処に人衆見得候ニ付、不審に存ほたり明見候へハ、右稻助にて候間、致養生候へハ、足の指ハきれすたり候て人に成候、其後稻助申候ハ、毎日山伏老人來り食を喰せ申候と申候由なり、然に何ぞ致信仰之者無之かと尋申候へハ、霧嶋を致信仰候と申候へハ、如何様其驗にても為有之哉と申候、依之取出し稻助と申たる由候へとも、祈念等ハ不致候、右之雪ハ七八尺積候由、右稻助ハ嶋津中務殿家來宮原元孝と申医者療治にて候となり

一光久公江戸御道中赤坂の宿へ御泊被遊候節、夜中人静て障子に人影うつり候ニ付、河野道意外へ出見申候得ハ、大き成男のかつそふにて候者居候間、則打果し、其庭に堀込み首尾好相済候、光久公別而御褒美の由、夫より江戸江被成御着候内、道意江高五百石被下候、依之御家老衆何とて高知を被下候哉と被申上候ヘハ、手前にハ千石も呉度と存候と被仰何となく被下候由、是ハ如何様右之働くても候哉、其後より御道中に鍬を御持せ被成候と申説有之候

大玄院様江戸御道中或宿にて山伏入り來り之事

一大玄院様江戸御道中之節、或宿にて人静り御居間之襖を大きなる山伏引明け入來り候か、なけしまハリ障子にすき当り相見得候時に、鎌田後藤兵衛殿ハ御側御用人にて御居間に居被申候か起上り、切にも不及、組倒し被申候時、早 大玄院様御脇差御取御切殺し被成候、夫より後藤兵衛殿右之死骸を皮籠に入荷物の如く致し、灯を打消し、火鉢に火を入有之候を座中にいして、致怪我候水をと被申候ヘハ、丹荷に水を入參候ニ付、座の血を洗ひ流し、そろりと相済申候、夫より右死骸を荷物のことくして参り、中途川に捨流し被申候となり、此時より襖など人之入さる様にきりにてしめ申候由申事有之候

嶋津下野守并嶋津助之丞御同道遠慮被仰付候事

一大玄院様御代、鎌田後藤兵衛殿を水戸黄門光國（園カ）公へ御使者に被遣候、光國公御対面にて、於御前ニ素麺を被下候、後藤兵衛殿ハからしハ參候やと御意候ニ付、被下候由被申上候、御宮仕

の御小姓持参候、此方のからしの如く多入喰被申候ヘハ、別てからく有之、むせひ吹散し被申候ヘハ、宮仕の御小姓衆笑ひ為申候、然とも十盃余り喰被申候となり、被罷帰候跡にて、光國公大隅殿ハあの様なる者別ニハ被持間敷候、手前面前にてむせ申候に少しも不構、数盃被下候儀大膽之至り器量の者と御褒美にて候由

大玄院様小野次郎右衛門と御立会の事

一大玄院様示現流を相用被遊候砌、此御方之御用頼御旗本之小野次郎右衛門殿と申人、万流上手にて候由被聞召及、或時次郎右衛門殿御出之節、流儀上手に被成候由承候、立合可被成由被仰掛候、次郎右衛門殿色々辞退にて候へ共、御小姓へ棒を持参候得逆持参候棒御取、さあと被仰候て壱ツは次郎右衛門殿へ投被遣候、壱ツハ我様御取振上被成候、然に次郎右衛門殿ハさあらん躰にて被居候か、直に棒おつ取り飛掛り、なしかひとて 大玄院様御本首江打込み被申候ニ付、脇差を御抜被成候、然をそうハさせ申間敷とて、是をも奪取り被申候由、夫より御弟子に御成被成候、彼流儀を為被遊由候

鎌田後藤兵衛水戸へ御使者の節素麺被下候事

一大玄院様御代、鎌田後藤兵衛殿を水戸黄門光國（園カ）公へ御使者に被遣候、光國公御対面にて、於御前ニ素麺を被下候、後藤兵衛殿ハからしハ參候やと御意候ニ付、被下候由被申上候、御宮仕

一嶋津下野守久元、嶋津助之丞忠廣ハ 光久公御家老にて候、忠廣ハ後萬山と申候、久元より若年ニ候得とも、別て心安為有之由候、此助之丞殿ハ、人を余多切殺したる人にて、人切助之丞と為申由なり、然処に 光久公より何たる訳とは不被仰聞、右兩人江御目通遠慮被御付、一年計も経て助之丞殿久元見廻と申候て、此之内御目通り遠慮ハ何之覚も無之ニ付不審に存候、如何様讒言

にて候半と存、折角聞合候處に、無別条自分兩人を何某致讒言由先日聞出し候、御存知にて候哉、口惜事にて候、右之者可打果と存候、御知せ申候由なり、久元自分にもいか様左様成儀にても可有之と存候處に、其通にて候哉、扱打果被成候儀ハ手荒き事にて候、家老職相勤候へハ、何之構無之候、申上度有之候得は、御前へ罷出直に又御用入江も取次申上事候、然ハ御目通遠慮被仰付候ても不苦儀候、折角と氣を付被聞出候て打果候儀ハ、毛を吹て疵を求るに同じ入る儀に候、兼て左様成御心有之故わるく御座候、思召止られ候へと頻に被申候へハ、助之丞殿尤之儀にて候と其通被致納得候由、其後光久公御上洛有之、阿久根於御仮屋手水御つかひ被成候節、御脇差抜け股へ御怪我被成候て、別て御大切に被成御座候由鹿児嶋へ申来候、依之御家老中早々御機嫌伺として可致参上旨にて、助之丞殿ハ久元と列立可申由候処に、久元ハ仕廻方早速ニハ不相済候ニ付、御手前ハ先に御打立可被成由、助之丞殿被申候は、御目通遠慮之儀被仰付置候、御前へ参上可仕候哉となり、久元苦しかる間敷候、可罷出由談合にて助之丞殿ハ先に被参候、御前へ直に罷出、御怪我被遊候て御大切に被遊御座候由承早速参上仕候、存候より御軽く被遊御座由被申上候へハ、光久公最早快く成候、はや其方も可参与存待居候處に早速差越神妙之由、扱又久元ハ其砌ハ一家老年生之茂者と申人にて、首尾致手筈被参候ニ付、一両日遅く参上可致候由なり、依之光久公御機嫌悪敷にて、何様之儀有之遅く参候哉と御意候、久元被申候ハ、早速參度存申候得共、御大切に被遊御座候と承候ニ付て、万一御養生不被相叶候ハ、爰元より早速江戸の様ニ参候て、御跡職之願申覚悟にて、其用意仕り、且又同役之者ハ皆年若に有

之、鹿児嶋之儀無心元存、平佐江参候て北郷佐渡へ鹿児嶋之儀相頼、万一御跡職之儀不相叶候ハ、鹿児嶋へ楯籠可申由致談合、佐渡と一所に平佐を罷立参候ニ付て、只今参上仕候由被申候へハ、扱々左様成深き心入と御感大形ならす候由、然共御目通り遠慮ハ御免無之候、此御輕（怪カ）我腰引に御成候、是ハ忠昭之母調伏之故と申説も有之候、佐渡殿ハ其時七十二才にて候

江戸御旗本嶋津八郎左衛門嶋津号名乗の事

一江戸御旗本嶋津八郎左衛門殿 光久公御代御当家御支族之由にて、此御方へ御系図被差遣、嶋津の号御許候様にと有之候、此御方御系図ニハ不相知候へとも、八郎左衛門殿御系図に、嶋津相模守運久子出家、長徳軒と申人之子孫之由相見得候、右ニ付古老之衆申伝候筋も有之、嶋津之号御名乗被成候儀御心次第に可被成由被仰達候、因茲此御方にも扱々御見廻有之候

光久公医道の御心掛被遊候事

一光久公医道の御心被遊御座候て、かう薬などねり置、御側廻の衆などへ御附被下候ニ付、下野守久元御医師御座候に、左様成儀ハ不入御事にて候と扱々被申上候か、或時奥の女中かう薬を御附可被下由申上、附御道具御出し、御附可被下と被成候處に、下野守殿一寸と参上被申候へハ、そふあるふと思ひて附まひといふたと被仰、早々御道具取集為被成由候、其刻ハ殿様方にも御家老衆にハおぞ被成候となり

一江戸御旗本伊桑半左衛門殿二男家芝氏ハ、往古江戸芝を致領地、芝ハ彼の小名にて候、光久公御代伊桑の二男芝と名乗有之候処に、嫡甥雄雅に有之致番代居、伊桑の本家に可相成と相巧候ニ付、此事相知れ、馬放にて致浪人罷居候、然処に光久公彼人を被召抱、其子孫于今有之候、今ハ柴と書申、五百石にて被召抱候ニ付、あまり高知にて候由申人有之候へ共、彼者ハ宝物を多く持候、能抱者にて一宜と被仰候となり、本家の珍宝其外後藤目貫等数多持参にて、今も珍敷品多く所持之よし、当分の人より祖父の代にて候

寛陽院様有馬御湯治に被遊御越候事

一寛陽院様有馬御湯治に被遊御越候節、色紙六左衛門殿も御供にて候處に、壱人候て六左衛門殿へ相尋申候ハ、私にハ故有者にて御座候、秀頼公は薩州へ御下り被成候由承居申候、何比御死去被成候哉と無拠懇望に相尋申候、六左衛門殿被申候ハ、秀頼公ハ於大坂御生害為被成と承及候、薩州にハ御下り無之候、返答にて候となり、六左衛門殿右之老人御方ハいか成御人、何れに御座候哉と相尋被申候へ共、只故有物にて御座候と計為申由ニテ、何たる者不相知由候

知覽衆中池神源左衛門鉄炮上手之事

一知覽衆中池神源左衛門といふは鉄炮の上手にて、生鳥を射て取る人の由候、寛陽院様知覽にて御鷹野被遊候節、鳴津備前殿を以右之源左衛門を被召出、鉄炮御望被遊候、折角辞退申上候得共、君命難有故射申候て懸御目申候、然に御鷹放れとられざるに付、

源左衛門生鳥を射候由生ながら仕候様にと被仰付候、是又頗に辞退申上候へ共、射殺候とも不苦候間仕候様にと有之候付、無是非畏右之鷹をとの羽を射、鳥の不痛様に射留て差上たる由候、寛陽院様別て御褒美被遊、御狩筒の御鉄炮被下候、于今致所持、子孫知覽に有之由候、此子孫今にも鉄炮射候得共、さまでハ無之由、右源右（左カ）衛門羽を射申候ニハ口伝有之由候となり

島津下野守金山方被為聞、兼而被下候御賦より一倍米錢を金堀共

へ被為取候故、勝手と存、他国より能堀候もの多參候て、精を出し堀申候ニ付、金別て沢山出申候、然ハ御側衆 寛陽院様へ讒言被申上候ハ、下野ハ金山方承米錢等沢山取くれ申候、御不勝手と被申上候付、則下野守殿へ御目通遠慮被仰付候、其砌 寛陽院

様御慰として、前之濱へ釣に被遊御出候、北郷佐渡殿老人にて可被召列御船へ被罷居候、然に脇々海士の船へハ魚壱疋も上り不申候に、御船にハ鯛など多く被遊御釣候、其時佐渡殿被申上候ハ、殿様の御釣被遊候ハ下野か金堀の心と同し事にて御座候と被申上候へハ、礪と御立腹被遊、下野か金堀と同し心と申ハいかと御意候、佐渡被申上候ハ、下野か金堀ハ米錢を一倍當へ申候付、金堀とも勝手と存、他国より能く堀る者余多參り、精を出し堀申候付金多く出、御勝手にて御座候、然ハ餌をまき申にて御座候、殿様の御船に餌を多く御まき被遊候ニ付、魚上り申候、脇々の舟に餌を多く持不申候、少しまき申候ニ付魚上り不申候、然ハ同し心と存申候由被申上候ハ、尤の儀を申上候と御意にて、頓て下野殿御目通遠慮御免被仰付候由なり

鳴津図書下屋敷へ寛陽院様御成被遊候事

一島津図書殿下屋敷吉野に有之候、或時 寛陽院様吉野江御鷹野御差越被遊候処に、右屋敷江御成可被遊由図書殿より被申上御成被遊候、其時御意候ハ、屋敷江可入候本道より外に道有之候かと御尋被遊候、外ニも野之くるり畠之中道御座候と申上候ヘハ、どの方か、近きかと御意候、本道ハ、三、四町遠く御座候由被申上候ヘハ、駕籠さへ通候ハ外道御通可被遊由にて、外道御通被遊候、然に道すから畠に見事成大根植有之候ヘハ、此大根を手々にこやし可申候、図書へ土産に可遊と御意有之ニ付、御側衆皆々こやし被參候、図書殿見附を出し置、御駕之見得候と図書殿御迎に被出候か、右之大根を見候て、御側衆への大根ハ御作らせ被遊候かと尋被申候ヘハ、畠に作り有之候を御引せ被遊候由被申候、然ハ御買被遊候かと被尋候、いや左様にても無之由被申候、そこにて図書殿被申候ハ、扱々左様に被遊候でハ作主迷惑可仕と被申上候得ハ、殿様被聞召、御こまり為被遊由候

光久公桜田御屋敷へ被遊御座候節世間騒動せし時伊勢貞昌言上の事

一光久公桜田御屋敷へ被遊御座候節、世間騒動致し候ニ付、何事にて候やと人を出し見せ被遊候ヘハ、諸大名・旗本衆具足着たる方有之、武具等相揃馬に打乗御城の方へ引続通被申候、光久公にも御出可被遊と御座候得共、伊勢貞昌被申上候ハ、先御見合可被遊候、刻限之儀ハ私より可申上候、依之御見合可被遊（候、然に間）有て候へ共騒動不止候ニ付、又々御出可被遊と御座候得共、兵部殿頻に相留被申候ニ付、御見合被遊候処に、皆々塩々とした

様子にて御城の方より引返し被罷帰候、何事も無之候に諸国之人ハあわて申たるに、此御方計御出無之事、外方にも薩摩ハたのもしと沙汰為有之由候

佐土原御世繼無之三原左衛門の甥町田出羽守を可遣との企ニ付紛々の事

一佐土原御世繼無之ニ付、三原左衛門の甥町田出羽守殿を佐土原へ可遣との企内々左衛門殿思慮被致、光久公へ被申上候ヘハ、鳴津弾正納得なれハ可然之由御意有之候、然とも弾正殿と左衛門殿兼々不和に有之候ニ付、無相談して弾正殿も同意之由を鳴津下野守殿連印を以被申上候、左候て此事を弾正殿・喜入摶州・鳴津野州被聞候て、弾正殿より佐土原御世繼之儀、私納得仕と左衛門殿被申上候由、私ニハ納得不仕候、相談をも不承候段被申上候、摶州・野州をも私とも連印之書附差上不申候、去廿八日出席之節、私共印判相失申候由被申出候、然ハ左衛門殿被上候書附ハ、廿八日後之日附にて、左衛門殿判盜取、謀書別条無之段、山田昌巖など連名にて被申上候、然るに弾正殿其（甚カ）立服（腹カ）にて、謀書に書附被連、此通にてハ難差置被存、光久公へ申上候共、當時双なき出頭家老にて、別て威勢強く有之ニ付、早速ニハ埒明間敷とて、私領之日置東郷の人数を被催、今夜八ツ時に三原左衛門宅へ切込んとの「」鎌田善内殿ハ弾正殿久豫の騎馬与力にて被「」弾正殿役人善内殿へ、今夜八ツ時に日置東郷の人数を被催、三原氏江切込被申手當にて、人数召揃候由申候、善内殿・弾正殿、三原氏江御切込被成候由承申候と被申候へハ、弾正殿此事相知候事にて無之候、定て役人より被聞候半とな

り、善内殿折角差留被申候へとも、中々無承引候ニ付、善内殿直に御用人相良權兵衛殿宅へ、其夜五ツ過に見舞被申候へとも、今晩ハ夜更候、御用候ハ、明朝御出可被成由返答候ニ付、鎌田左京殿宅へ被参候得は、左京殿髮ハ本ちやせんにて、左手ニ脇差を持被出逢ニ付、其段被申入、急用にて候故直に列立逸足にて嶋津図書殿江被参、早々御目に可懸由被申入、則図書殿へ其段被申候へハ、扱く大切事致到来候、片時も早々殿様へ可申上候とて、直に三人打列、早足にて致登城、早速御居間へ参上にて、右之次第言上候、殿様にも何様とも則答難被遊事候へとも、片時も延引有之候而ハ大事成へし、早々彈正方可差留由にて、御台所預り新納大藏江早々可罷出旨被仰出候付、大藏罷出候得ハ、其方儀ハ早く弾正所江見廻、左衛門儀ハ思召有之寺入被仰付候間、意趣之儀ハ今通にてハ事不相済候間、寺入被仰付旨、其方親類之儀候間、能相達へく由被仰付、直に大藏殿弾正殿宅へ被参候て、右之段御意候間被申入候付、弾正殿被召留候、夫より左衛門大藏殿江被申候ハ、今夜八ツ時弾正殿切込被申候由承候間、へし討ニハ逢間敷と存致覚悟置候とて表之襖を取明候へハ、家来とも皆々相仕舞、百人計鉄炮ニ付火繩にて、其外弓矢兵具を揃待居たる由候、夫より左衛門殿御家老役御免にて、指宿之源忠寺へ寺領被仰付候となり、鎌田氏働之故、大事に「」人々申たる由候、

善内殿ハ鎌田休慶老祖父之由、鎌田左京殿ハ鎌田後藤兵衛殿父にて候、相良權兵衛殿祖父ハ相良土佐殿にて候、右善内殿ハ四位治部殿兄之由となり、此治部殿事、酒好にて不断のみ被申候ニ付、人々不斷酒呑候治部に成候と申習ハしたる由候

一左衛門殿寺入之内、孰（嚴カ）原長崎之間に南蛮船參候由取沙汰有之候ニ付、左衛門殿鹿児嶋へ被申越候ハ、牢人之身にて出陣仕候例も御座候間、於御免爰元より人数四十人計にて可罷立候間、万一人數杯被遣儀候ハ、御知せ可被下候由被申越候、和田讚岐殿・新納大藏殿・黒葛原周左衛門殿三人江宛書にて被遣候由、今に黒葛原氏所江右之状有之候由、左衛門殿人に勝れたる器量有之人なれども、奢高して馬鹿を被致候となり、浮世に忠孝之道とて二ツ有之候、此二ツ無之候ハ、何様にも浮世ハ墨ニ仕成可申候と被申候由なり

大力小者右衛門の事

一或時 寛陽院様松平相模守殿へ御見廻之刻、右衛門と云大力の御小者を被召列候、然に相州ハ別相撲御取せ御免被遊處に、右衛門手もなく右之相撲取を打付申候へハ、相州別て口惜しく被思召、致輕我候と被仰御機嫌悪敷、其日御出仕有之候得とも御咄不被遊候、寛陽院様にハ御機嫌克、其咄を諸大名江度々被遊候、松平隱岐守殿被聞召、大名の左様御自慢ハ不宜候由被仰候由なり

泰清院様御前にて山田昌巣閔ヶ原合戦嘶の事

一或時 泰清院様山田昌巣を御前へ被召出候て、惟新様之閔ヶ原御合戦を御聞被遊候間、御嘶可仕由御意被遊候付申上候ハ、御合戦相済伊勢路に懸り御退被遊候中途におひて、弥九郎糧ハ何様にいたし候哉と御意候ニ付、今少計御座候間、馬之足を用意仕候由申上候、夫より「」被遊候て御座候、其所江御立寄被遊候

へは、御膳を差「 」私に相伴被仰付候、其汁に鮑入申候、

泰清院様御代江戸桜田御屋敷焼失の事

惟新様御意被遊候ハ、なんと弥九郎此鮑ハこわひてハなひかと
被仰候ニ付、余りむまし御座候故、くのみに仕申候、成程こわく
御座候由申上候へハ、樂も苦も時過ぬれば跡もなしといふはいか
にと被遊御意候間、如何にも左様にて御座候由申上候と御嘶被申
上候へハ、泰清院様御落涙にて御聞被遊候となり、御近習の

衆外にも御嘶可申上と被存候処に、只此事計被申上候となり

泰清院様御代江戸桜田御屋敷焼失の事
泰清院様御代、江戸桜田御屋敷御焼失之節、御逃し被遊候中途人
込にて難通有之、御供之衆もあきれ被申候処に、泰清院様真先
に御進出、脇差を御抜被遊候て、御討払御通被遊候ニ付、皆々刀
を抜、鉄の鞘を迦し御通被遊候へハ、一道明申候なり

寛陽院様御登城の節下馬にて挟箱を越へたる士を市兵衛大に叱
付の事

一 寛陽院様御登城被遊候節、下馬にて御挟箱を余所之士越申候、然
に其御挟箱市兵衛といふ者、右之士を引すへ、不届の仕形と大に
叱付申候へハ、下馬の棒突とも市兵衛を狼藉者と悪敷見て、数人
取巻、已に棒からみにせんとす、市兵衛申候ハ、先各御聞被成候
へ、此人ハ是成挟箱を越申候、且那衣裳までハ不苦候へとも、

一 德田大兵衛ハ日当山の地頭にて、日当山衆中は馬鹿をつくすの由
申事有之候、大兵衛於御前御嘶被申上、嘶尽候と地頭所日当山衆
中か様成馬鹿を尽し申候と、左様にも無之事をつくしたる執成御
嘶申上く仕候付、さして馬鹿を申程の事ハ不仕候へとも、馬鹿
を尽と申習ハしたる由

木村長門守重成内室之事

一 公方様より拝領の御紋付の御衣裳有之候、依之ケ様仕候と申候へ
ハ、棒突とも是ハ尤の儀に候とて、何事なく引取候由、寛陽
院様被聞召上、扱々奇特の働く御褒美之由にて、御下り被遊候ハ
士にも被成召免し可被仕之処に、於江戸相果候由、市兵衛ハ出
水の者にて候由なり

庄内合戦ハ近国の大名加勢衆陣取の事

一小幡勘兵衛景憲ハ長命に為有之人の由候、泰清院様御心易申
上、多く御嘶に参り、折々謀反をすゝめ為申由なり

一 庄内合戦ハ近国の大名加勢衆陣取の事
守護方より僅計の敵に數日を込てハとて、ひた責に攻、合戦余り
早まり候ニ付、伏草當り負合戦多して、人数大分損し候事と庄内
軍記を見申候に、外「 」より出し候ハ、見苦敷、味方負合戦

また多かるべしと申説も有之候なり

東郷肥前入道重位兵法を御覧に入れ候事

一 東郷肥前入道重位八十余に被成候節、光久公へ被申上候ハ、私命も無之罷成候付、是までの御暇乞に兵法上覽に奉備度由願被申上候、左之通被仰付、嶋津安芸守久雄の於御宅ニ被遊上覽候、重位弟子中召列兵法入御覧候、薬丸大炊兵衛事ハ二才にて為打出參上仕候、其節の兵法重位高弟の衆までにて候、光久公御前不宜ニ付不召出候、翌早朝薬丸氏へ肥前殿被為出、大炊兵衛殿江被仰候ハ、拙も昨夜ハ浦山敷存候、誰れの兵法を能被見候哉と御尋にて、大炊兵衛殿より答被申候は、重位之達者中々今時の二才衆抔のなる達者にて無之候、大野正右衛門殿兵法勝てよく相見得申候、御親父様の重位より上手にて可有御座と拙者ハ見及申候と返答被致候に、大肥前殿にも、拙者にも常々左様こそ存候なり、是を見られよと懐中より大野正右衛門殿と書たる札を御出し被成候となり、其節罷出候人ハ児玉筑後・本田半兵衛・国分丹後等大形此衆中にて候なり、大肥前殿ハ重位嫡子なり

江戸御旗本衆堀田宮内のしめ麻上下にて大玄院様御対顔の事

一 江戸御旗本衆堀田宮内殿御事ハ、此御方様御用頼之人にて、或時御用有之、中西殿会の長屋御物見の有之所にて御対顔被遊候、其節宮内殿のしめ麻上下にて候、大玄院様より今日の御支度ハ何様の事にて候哉と御尋にて候ヘハ、答て被申候ハ、去方に祝言に参り、乍序直に伺公仕候との事なり、大玄院様より被仰候ハ、のしめ麻上下ハ余りきわ立申たる御支度なりとて、御小姓御

呼被遊、衣装袴持参れと有之、紋付衣類を近比廬外に候得共、先当時の御支度を替させ申さん為に進せ申候、必々御支度かへ可被成と有けれハ、宮内殿近比御懃慤之至り奉存候、左候ハ、御衣裳拝領被仰付候にハ及不申とて、自分の挾箱より取だし、御次の間にて着替へ御用承候となり、利発に相見得ける人なりと直に其席に罷居候人より承候

向井幸山御見廻の節腹立氣色の事

一向井幸山御見廻にて、御書院に御通可被成の由にて御通被成、暫く御尋被成候良有之、大玄院様御出ニテ御対顔被遊候、幸山ちと腹立の氣色にて被申上候ハ、私儀ハ御親父大隅守殿より御代々御心易申上、御隔心有之御遠慮被成候御方ニハ御心得可有御座候、余り久しう御持（待カ）せ候物哉と被申候、大玄院様より是ハ格護の外事を承候、如仰祖父大隅守より御心易申儀なれハ等閑も無之、致遅滞候家老共罷出、何角申内に用事仕舞、御目に懸らんとそんじ、御老人へ被為見廻候に、茶にも進んハいかゝに存候、遠慮致方ニハ、急に御目に難懸節の御断申なりと御答被遊候ヘハ、幸山も却て御こまりのよしなり

江戸御旗本衆堀田宮内のしめ麻上下にて大玄院様御対顔の事

一 江戸御屋敷焼失ニ付御国元より材木余多被召登候事
一大玄院様御代、江戸御屋敷焼失ニ付、御国許より材木余多被召登、材木の木屋段々に出来有之候に、此御方へ御立入の旗本見物として彼方こなたと徘徊被成候、依之惣大工の和田次郎左衛門致御供、何か御挨拶申上候、然に旗本衆材木の木口を踏、此木ハ何の木にて候哉と御尋にて候ヘハ、次郎左衛門も同敷木口を踏、此

木ハ何の木と申候て返答いたし、其木ハ綾（後カ）に打割捨候、殿様にも被遊御聞、次郎左衛門ハケ様なことをいたすものなりとて、御褒美被遊候なり

泰清院様御病氣の節御庖丁人竹之内助市御役御断申出し事

一泰清院様御病氣御大切に被遊御座候て、御家老衆を始皆々御夜起被成候ニ付、御料理衆御庖丁人被召詰、御目覚之拵被差出候に、

御家老衆より被仰候は、ケ様に塩の辛き物を喰たる事終々無之候、不調法致方にて候、庖丁人何某相勤候哉、支配の御納戸奉行より稠敷可申渡由被仰出候、御納戸奉行より屹度其段御庖丁人竹之内助市へ被申越候、助市承御返答申上候ハ、御家老衆ハ塩あんはい御聞のため御詰被成候哉、扱々もなげかしき御事奉存候、我々儀の御羽の下に人と成蒙御厚恩罷在事御座候得ハ、偏に 殿様御事を明暮奉存候、手仕事足之踏所も前後不覺仕合に御座候、中々塩加減杯の善惡も取覚へ不申候、此節の儀無調法に被思召上候付てハ、御役御断に奉存候間、此段被仰上可被下由、御納戸奉行江申出候、御納戸奉行より左様に被申にハ不及候間、其通にて可罷居由被申候得共、助市頻に申出候ニ付、御納戸奉行より無是非、御家老衆其時存当にて、別て御後悔にて御納戸奉行を以助市へ御断被仰入候となり、助市も夫にて致落着候由承候事

鹿児島嶋屋敷地初め当時の事

一鹿児嶋屋敷之初、當時上村茂兵衛前、伊地知四郎屋敷之辺壱町四方市木清四郎殿屋敷候由、市來次郎左衛門殿屋敷は牢屋之由、慶賀屋敷ハ汾陽源右衛門殿屋敷の由にて、于今源右衛門殿下をせい

らい渕と申候由、御下屋敷と申候ハ、新屋敷原田四郎左衛門殿屋敷の辺壱町四方計有之由、其時分新屋敷辺皆田地にて、塩屋辺南林寺松原よりせんきく山まで一面に田地にて有之候由、名子觀音ハ中渡瀬の觀音と申候、名子觀音辺中渡瀬門と申門の由、皆田地にて三官橋より南林寺の方江道高場を加治木馬場と申候、加治木より被召移候松永・田向・井手籠罷居候ニ付、右之通申候由

仁禮九郎左衛門鳴原合戦物語の事

一或時薬丸氏にて石原愚見老に会しけるに、石原氏の物語に、日月分など若年の比まで鳴原へ被立、仁禮九郎左衛門殿存命被致由、九郎左衛門殿鳴原之次第を尋に、九郎左衛門殿成程鳴原へハ立しかとも、合戦の手に不合、依之軍物語不存候、併自分の立し次第を語り聞せ申さん、扱自分事ハ、壱番立と願しかとも不仰付、三番に被仰付まいり候、出水米之津より船鳴原へ可渡賦にて、蟻し候間は米之津町へ止宿いたし罷在候、夜中に遠く神鳴とろめき候様に聞得申候、依之亭主へ尋ければ、雨ハ降候半哉と尋申候、亭主申けるハ、あれは神鳴にてハなひ、遠鳴原へ石火矢之音よ、御身達ハあの玉の下に立めく筈なりと云、扱もと思ひしに、船も時分よし被召れと申候付、夜明に舟に乗候に、其日入時分に鳴原に着候、舟頭共此下に御入候へと申に、依て垣之様に有之下に入候、追付城より打出し鉄炮玉上を通候、と之垣之様に有之候ハ皆仕寄之竹束ニて候、段々に竹束にて仕寄有之候、薩摩陣を尋参候に、爰と申所へ参候、左候ハ、足輕共此木屋に御入被成、他の木屋へ自分用事にて猥に一向御出被成間敷由申候、次日 光久公江戸より御下着有之候、 殿様御着被成候上ハ城責て有之候間、

似合敷勧可致と存居候処に、光久公へ松平伊豆守殿より、薩摩江御下、

御父中納言殿御病氣可被為御覽大切之由承候、必々御

下り可被成の由頻に被仰ニ付、無是非御下向被成候、直に御供被仰付候、依之致御供罷下り候、夫故に合戦之手に不合、軍物語は無之由咄にて候

江戸にて桐野仲左衛門芝居見物中或男仲左衛門の頭にきせるを

あてたゝき出せし事

一江戸にて白尾金左衛門殿と桐野仲左衛門殿芝居見物に被出候處

に、尺地も不残打罔候中に居候故、男立之あれ者共、煙草を呑候て、きせるの火を仲左衛門殿頭にあてゝたゝき出し、何ケ度も致

候得とも少も不構居候、右之有様此方御屋敷より見物に罷越候衆見て、口惜次第なり、薩摩人と相見得候と、其はきにをなしく被

居候、芝居終り皆々帰時、仲左衛門殿最早鼠戸の口に被待居、右之腕立致候者との罷帰候を二人取てなけ、一人ハ踏殺し被申

候、其僕人居之無之處之様に退被申候ニ付見付候へハ、其時他國衆より、扱もか様之働き被仕候へとも智かたらぬ、人居之多き方ニ退被申候、のかし可申ものをと皆々申候、左候へとも後ハ御構無之、薩州へ被召下候と承及候

金左右衛門死去之節上下を着し九寸五分の脇差を指せし事

一金左衛門殿死去之節ハ、上下を着し九寸五分の脇差を指し、冥途にて鬼共切へしといく形を不可改と遺言にて、其通にて棺に入れ葬しとなり、金左衛門殿ハ能書にて別て大強之人なり、寛陽院様御近習御役相勤為申人なり

曾於郡士拾五才馬場休左衛門大久保村の内昔坂にて金作の脇差發見の事

一元禄七年之比の正月廿七日、曾於郡士拾五才馬場休左衛門、大久保村之内昔坂と申所へ薪取に参、川岸の崩に何やら光る物有之ニ付、沙の中より出し見候へハ、金作の脇差にて候故、遂（披脱カ）露候、此所古戦場にてハ無之哉と御尋有之候へ共、彼辺の事何そ旧記等にも為相知所にて無之候、此諸道具ハ除にて、掛目惣様三拾匁有之よし候、右金位も成程能候由なり、脇差長九寸、惣

様朽候て刀の形も無之候、柄金之打鮫、目貫三階松、惣金縁頭金にて、皮に鯉并葵之紋等有り、柄長さ四寸ばかり、柄糸ハ金にて革柄のふしを似せ候、但きせ物切匁金のひた打、逃（カ）ハ金之きせ物、鐸ハ丸鐸、其せ物くりかた金波になまつ鶴等の彫物なり、地頭市来次郎左衛門殿江申出、披露有之由候

加藤主計頭清正五十万斛に増領の事

一加藤主計頭清正肥後熊本廿五万石に、又同国宇都・八代二拾四万石、小西行長亡候已後清正に被下、夫より五十万斛被領候事、或時 大御所様清正に被仰ハ、其方事身帶に不相応の人数を被列、又江戸・駿河へも參勤無之内に大坂に参り、秀頼に被致目見と聞不可然存候、又大名似合んをわ毬、かまひけを被立候旁相止被申候様にと御意なり、清正返答に、右人數召列申儀ハ、天下之御用に立、乱を治め申さん為に御座候、兎角人數無之、小人數にてハ御用に相立申事難叶存候、又大坂江参候事、御存知之通 太閤御恩之私式に御座候へハ、秀頼に疎意之事是以難叶御座候、上毬・かまひけの事、是又甲をかぶり、「 」あるを當目候に、忍之

緒のしまりとふもいへません旁御免可被仰付之由、壱ツも御請不申上候、清正大器量不申及候

一清正子息の肥後守忠廣ハ抜群の器量劣にて候、或時申けるハ、我ハ力かほしきなり、力を四五人之程持たらハ、合戦に鎧を二領も三領も重て着すへし、左あらハ弓・鉄炮の矢を凌んと被申、其時家老飯田覚兵衛居て、私にハ左様には不及候、訳ハ御親父清正公ハ薄金之御鎧にて数度戦場へ御立被遊候得とも、終に浅手たにも負せ給ハす、定命ハ限有物にて、運之矢ハ難防御座候と申退出候時、其玄喚（関カ）にて涙を流し、扱も清正（忠廣カ）ハ抜群之器量おとりなり、加藤之家も是迄なりと申歎けるなり

福嶋正則安芸備後四十九万石被召上候事

一寛永七年 家光公京江御登被成候、右ニ付福嶋刑部大輔御供にて候、大輔正則ハ江戸愛宕之下に大屋敷を構へ住居にて候、然處に秀忠公より久世三四郎・坂部三十郎を以正則へ十二ヶ条之不届成儀を被仰懸、正則少も異儀ニ不及奉畏之由御請被申上候、左候て安芸・備后四十九万石被召上候、其身奥州庄内之酒井宮内少輔に御預之由候、且又堪忍分として、奥州之内二万三千石被下候由被仰渡候、依之広島之城受取として永井右近太夫・安藤対馬守差遣候、此事広島へ聞得けれハ、七ヶ城に楯籠けるとなり、広島江戸より入所、隠戸の瀬戸と云処あり、爰に大崎勘解由・吉村又左衛門出合候て、上使之貴命を承候、吉村申けるハ、主君正則預置たる城之事候ヘバ、正則墨附不被遣候てハ明渡事不罷成候由申切候となり、其後信州中嶋弐万三千石繰替に被仰付執（蟄カ）居なり、刑部大輔ハ正則より早く死去にて候、其後又正則死去之

時、無披露致火葬候、依之二万三千石も被召上候、正則孫有之けるを御旗本に被成、其子孫三千石にて御旗本福嶋左京殿と申候て有之由なり

稻葉石見守堀田筑前守を指殺す事

一堀田加賀守二男筑前守正俊、綱吉公御老中にて別ての出頭人なり、驕高して諸士の致迷惑事のみ有之、其上御旗本の諸士困窮に及候ニ付、稻葉石見守正直より諸士に拝借可被仰付之由、兼而被仰候得共、筑前守上聞に不達候、右之次第其外悪逆至極之人なり、依之石見守殿乱心之躰にして筑前守を御城内にて指殺し被成候、其時石見守殿居間江書置

子孫をおもひ、家を立んとするハ愚之至なり、家中歎ん事を思へとも忠之道ニハ難替、辞世ハ夢なり不可歎

貞享元年八月廿八日

稻葉石見守

家中參

右石見守殿脇差ハ長曾根隱岐入道虎鉄作之由、右脇差於江戸野村徹心被相求、今ハ鎌田小藤次殿江有之由承候、此脇差中心に忠ニ無乱心と切付有之由候、此嘶嶋津矢柄殿より承候事

大猷院様御参内の事

一大猷院様御参内被遊候節、直に天子より御盃を被下候処、御頂戴にて、直に又御盃を天子に差上るとの思召にて御座候を志し御下り被遊候得は、左右列座、公卿・大臣かたつを呑て被居ける、中院通村卿之しつくと被仰候へハ、將軍もおほへす御すぎり候となり、其後差合之歎、御統被成候て江府江三年被成御座候

清見かた関守波に道たへて

あらんかたより通ふ旅人

思ひきやしつむみくつを都鳥
心にかけてことゝはんとハ

右之歎勅使之江戸へ下り事関守之句旁以差合、江戸にて一首被詠

候、其歎 将軍御感にて帰京被遊候

いるかたに身をはさそはてよなくハ

袖の露とふ武藏のゝ月

朝帝御太子日食御降誕の事

一朝帝御太子日食御降誕被遊たるとの御事ニ付、御位に立給ふましきとの勅宣なり、中院通茂御申上候は、食に御降誕被遊候得共、御器量御不足に無之上は不苦奉存候、其故は、延喜の帝ハ食に御誕生と承及候、延喜之帝ハ聖帝と奉仰候、必御位立を給ふ様にと兼而御申にて候、然共其事不被行候、左候て其年之暮に一首被詠候に、其歎差合勅勘を蒙り、三とせ余り朝参無之となり

今はとてゆつる春まつ君か代に

神も今年の暮や惜まん

勅勘之内に

偽りの世にしおしまん人之あらは

まかきの尾花秋風そふけ

勅勘之内に諸大名より御合力有之候へ共、曾以受用不被成候、水

戸光国卿より金銀にて都鳥を御作り、歌を添て被遣けるとなり、

夫ハ御受用被成候

都鳥しはしなきさにあさるとも

やかて雲井に立揚るへき

通茂之御返歌に

思ひきやしつむみくつを都鳥
心にかけてことゝはんとハ

平塚因幡守より大谷吉隆へ送りし一首の事

一関ヶ原にて平塚因幡守より大谷吉隆へ討死を究て送り給ふ一首に

名のために捨る命はおしからし

終に留らん浮世とおもへハ

吉隆の返歌に

ちきりあれハ六の街にまでしはし

おくれ先立ことはありとも

なけかしな悦もせし苦も楽も

つひにハ覚る夢の中

御病中鏡を御覧して

家光公御逝去御辞世の事

一慶安四辛卯四月廿日、家光公御逝去御辞世に

なけかしな悦もせし苦も楽も

鏡にハしらん翁の親（顔カ）見へて

もとの姿ハいつか行らん

追腹之大名衆堀田加賀守・阿部対馬守・内藤信濃守・久永内記・

三好能登守なり、堀田加賀守辞世に

行かたも晴てはあらし時を得て

浮世の夢を明方の空

細川幽斎秀吉公赤ひ衣裳を被召候歌の事

一細川幽斎尾州清州（洲カ）にて秀吉公之正月元日、赤ひ衣裳を

被召候に

ほのくとあかひ衣をめす時ハ

しわかれ行年の若さよ

則御衣裳被下候へば、又一首

くたさるゝおゑひの尺のなかけれハ
かたしけなきは身に余りけり

中院通躬卿の歌の事

一中院通躬卿歳暮のうたに

誰とてもかわらん年の暮なれや

身のほとゝの春のいそきは

右之通躬も歌の上手にて候、身よわに被成御座候、十六才まで

ハ歌の御会も無之候得共、御親父通茂被仰けるハ、其方身弱に有
之、今までハ歌の稽古もなし、然共歌の家に生れ読んハ生たる詮
もなし、被致稽古されきりに死せられは可為本意と被仰、夫より
折角の御修行にて、後ハ上手に御成被遊たるとなり

細川幽斎の事

一廿五日天神祭哉

一心持之歌に

まろくともひとつのかとは残しをけ

余りまろくハこゝろやすきよ

尼ヶ崎城主青山殿参勤の節一首の事

一細川三斉ハ御親父幽斎之御読被成候を非に思召候て、一生歌ハ御
讀不被成候へとも、 将軍秀吉（マ）公月見矢倉にて御所望有
之一句

月ハ弓たれも射てみる矢倉かな

将軍家光暁茶の事

一將軍家光公金森法印に暁の茶湯可被下と有之候て、暁茶亭に被參
候に人けもなし、戸をおし明て内江入被申候へハ、床に月差入て

御掛物にうつり、則床にふ洗を敷、夫に乗御掛軸を被見けるに、
郭公鳴つるかたを詠るに、只有明の月はこれると有之候、左候得
ば、將軍様にも御出被遊御茶被下候、法印感心之あまり被申上候
ハ、茶之湯数年致候へば、ケ様成面白茶被下候事終に無之、此以
後ハ茶湯相やめ可申候よし被申上候、家光公も其方ほとよき相て
はなし、其方止めハ我もやめんと被遊御意候、其後御互に茶湯不
被成候なり、金森法印ハすぐれたる茶道者なり

光久公御通路の節四本縫土筆の黒いてを進上の事

一光久公御老年東目御通路之砌、四本縫殿ニハ綾へ被召移被居候ニ

付、御泊り之砌、場所へ致参上、土筆之黒いてを苞壱ツ致進上懸

御目候、御近習之衆何者なれハ殿様にも御丁寧に被遊御意候かと

皆々被申候に、光久公被遊御意にハ、彼者四本縫と云者なり、

若き時分に武功勝れしものなり、當時ハ綾に住居せり、もとは伊

集院へ居ける者なりと被遊御意候、縫殿より其時 光久公へ申上

候は、朝夕芋を被下罷居申候、年寄難儀御座候間、何卒御高少々

被成下度由願申上候、光久公其筈の儀なりと被遊御意、高三拾

石余被成下候由、子孫于今綾に罷居候

帖佐のみうと山ニ付徳田大兵衛御答申上候事

一帖佐之内に宇都山といふて山ふたつならひ有之候、或時、中納言

様舟にて彼邊を御通候節、徳田大兵衛殿も御供にて御船ニ候か、

大兵衛江 中納言様御意候ハ、かの山をみうと山と唱候、それ

か男にて可有之候哉と被仰候、大兵衛殿則西之方山か男にて候半

と存申候由申上候へば、何とて左様に申候哉と御意候、大兵衛殿

ハ、いや古人にも妻之事を北の方と申事御座候、然らハ北の方か

女にて候半と存申候と被申上候得バ、御機嫌別て宜敷有之候由、

大兵衛殿ハ五十余りの時、都之城北郷殿宅にて年かさの餅を喰、

のとに引掛り則相果為申人にて候由

中納言様有馬へ御湯治之節徳田大兵衛へ御仰に依り詠歌申上候

事

一中納言様江戸御上下之節、有馬へ湯治へ御越被遊候に、彼所に梨

之木有之、花散之時節にて、其花に歌をよめと徳田大兵衛殿江被仰付、則大兵衛殿

このたひハ快氣有馬の湯に入て

病ハ梨の花と社られ

よみ被申候へハ、御機嫌宜敷被遊御座候由、又湯治御越之刻、中途御通路に梨の木花有之 殿様江散りかかり申候付、無興にて御機嫌敷候、大兵衛殿御供にて候か、歌をよみ申候とて、右之歌を被申上候へハ、御機嫌宜敷被遊候と申説も有之候

中納言様桙山安芸守宅へ御成被遊候時床の生花を御覽ありて歌

をよめと徳田大兵衛へ被仰則詠候事

一或時、樺山安芸守殿宅江 中納言様御成被遊候時、床に梅之花
なかき枝と椿の花の小枝生有之候、折節徳田大兵衛殿も致御供、
御前江被罷出候、 中納言様大兵衛江床之花之歌をよめと被仰付
候、則大兵衛被詠候

鑓梅に椿の小刀うけとめて

花の命をつきはてそみる

とよみ被申候へハ、別て御機嫌よろしく為有之由候

平松中納言外二方御歌の事

一寛陽院様御逝去ニ、平松中納言殿御追善之歌

きへしこ衾奈氣木の森の露

八十またん年のこなたに

大猷院様児小姓堀田上野介殿三十二歳にして男ニなれる時御詠
あれても其名はのこる古の

志賀の都の華の面影

中納言様御追善に竹之内御門跡経を書て送ら遣（せか）給ふ其奥に

華にめて紅葉に馴し其人も

うつれハむかし夢の世中

或人の倅大玄院様へ被召仕候に旅に御出候節奉頼旨申上たる事一或人 大玄院様へ倅を被召仕候に、旅に御出候節奉頼旨申上候

へば、御意候ハ、頼にも不及事に候、其身に奉公をよくいたせと可申候、其方頼候辻も不勤ニ候へハ免ハ難成、不頼とも奉公能候ハ、宜可仰付由御意候事

中納言様徳田大兵衛へ其方小男にて候あの戸のふしほけよりいき通り成間敷哉と被仰候事

一或時 中納言様徳田大兵衛殿へ、其方ハ小男にて候、あの戸のふしほけよりいき通りハ成間敷哉と被仰候、大兵衛殿つと立寄て、ふしほけに息をほつと仕懸、いき通り申候と被申上候となり

光久公御代鞍弓長囚獄中地蔵菩薩信仰の事

一光久公御代鞍弓長といふ下々の者、軽咎にて囚獄数十年入有之候、然に右之者兼て地蔵菩薩を信し申ものにて、囚獄之中にても水を手向候由、然処に 光久公毎夜御夢に出家御枕元に参り、右之名を云、最早囚獄より御出し可被成者にて候、御出し可被成之由申候、右之夢御心に懸り御詮儀被成候処に、如案右之者牢仕居候を出牢為被仰付儀有之由候

樺山五郎兵衛大圓寺の住持見廻の事

一樺山五郎兵衛殿江戸大圓寺之住持へ見廻にて候、廊下を通被參候を住持見被申候て、樺山家も末に成、男か小きと被申、五郎兵衛脇差ハ、刀か大小差持にて候へば、脇差か長かさ殊之外屹にて候、右住持ハ五郎兵衛伯父にて候

相良土佐ハ東郷家弓の弟子にて伝受（授カ）まで請たる人にて候事

一相良土佐殿ハ東郷長左衛門殿弓之弟子にて、印下之伝受まで請たる人にて候、弓ハ別て上手にて候、土佐殿或時弓場に射手あるが見て可参由下人江申付被遣候、下人罷帰、射手御座候、矢の的に中申候てハ立不申、大持笑にて御座候由申候、土佐殿湯漬食を喰、鼻油附被居候鳥之舌根の矢手弓に引添弓場江被参、家来共今日之的掛ハ誰にて候哉、鳴津彈正にて候由申候、土佐殿右之矢にて星の真中に当り射わり被申候、然ハ厚さ壹寸計の木的にて候由ニ付、土佐殿被申候ハ、扱々言語道断之仕形、何れもの弓勢をやらんとの仕方相見得候、此壹寸ある厚さの木的かじんどふにて立ものか、殊に稽古にハ弱弓にて射る者にて候、家来共一々つぶろを出し候へ、此鳥の舌矢壹ツにて皆々つふろ射割可申と殊之外呵にて候へハ、彈正殿より両士を以土佐殿断為被申由候

私しせかれ事、御取立奉願候、是ハりんねのことく存候、さて

く今日ハ御暇乞申候事、二世の御縁かと存申候、然処に御形見として御持扇并むす子へにおみ袋被下候事、富士程忝存候、今生之様に有ものにて、来世にてハ無別身可奉存候、何事も夢にて不及是非候、恐惶謹言

仲秋廿三日

久治在判

本田家之事為當家父母、依其分國之諸侍不可本田上古殿代々置文
如斯、非新儀之狀如件

久和四年霜月十一日

氏久御判

淺からぬ契なすや君にしも後之世懸てつかへぬる身ハ証のほる
月おししたひ行心もにしの空とこそなれ

新納式部少輔

事除之畢、仍狀如件

永正九年壬申五月二日

忠治御判

伊勢大隅守様
参人々御中

本田家の事

切米拾五石被下候家也

道鑑公御置文写

本田家父書之内五代
一祖父道佛并亡道義代々置文之旨、無主一族同子孫等、諸事惣領師
久可被給候

一總領大事出来之時、鹿児嶋等急可令同道、若令違輩者可申給彼仁
徳

一道鑑男女子孫得分親子中仕於現不忠不調輩所領は師久知行之
但、為掠取所帶構出、不実は可知行道鑑

一男女子孫等無牢籠之様可加扶持

一乙寿丸讓与所領等事、若無一子有早世事ハ師久可知行之

一本田次郎左衛門入道兼阿事、為年來仁上目幼少至于今都鄙令隨遂
候間、存不便者也、兼阿一期今程恩給地等不可有改勤之儀、一讓
杖拾通所認置也

右條々守堅、此置文之旨可致沙汰也、於違犯子孫には可知行所領
之狀如件

延文三年卯月五日

道鑑

珠泉等金禪定向

鶴田主馬

怡雲良悅上座

鎌田囚獄

主山正珍禪定向

内田主馬

實際文真上座

本田四郎左衛門
宮内伊豫

濟翁道海上座

成合城之助

一峯靜心上座

大山帶刀

喜叟靜慶上座

鶴田主馬

延文三年卯月五日

江雲道照禪定向

島田右近

隆春玄興禪定向

竹下助八郎

慶學淳喜禪定向

木脇民部

佐叟善香禪定向

大迫隼人

一翁祖芳禪定向

切通小七

玉林長泉禪定向

伊東雅樂

心安春波禪定向

上床新助

明窓正智上座

中馬源助

以上供奉二十四人

鱗讚右衛門

門月御中間

小川四郎兵衛

次第不同

奥彦助

為君は正仁、為臣は忠死物そかし、有心武士ハ御覽候得と歌を左

に記

終に行道とは兼て聞しかと

きのふ今日とはおもはさりけり

長崎御代官末次平蔵所領被召上候事

一長崎御代官昔ハ高木作右衛門・末次平蔵両人なり、或時江戸へ差越御老中久世大和守様へ参候処に、長崎御奉行牛込仲左衛門嘶を御聞被成候処に、殊之外悪様に申候付、仲左衛門江戸へ被差越候節、其段御申聞被成候処に、少も不存候被申候、於長崎段々念を入平蔵事をしらへ候処ニ、平蔵母清孝院手代九左衛門と云者、唐へ兵器を渡したる由聞出しが、其段及披露、手代は八付に逢、平蔵事ハ所領被召上、北国大名へ御預になり、家貨所持候金銀合

赤穂引取大坂へ借家の大名嘶の事

一大坂土佐堀肥後熊本屋敷西に木屋太兵衛と云町人有り、元来播州赤穂町人にて有之候故、大名彼所へ兼て申遣置、赤穂引取太兵衛江参借座敷致世話候様に申候故、筑前橋筋横小路借受差置候、太兵衛折節參、扱奉公にても被成候哉と尋候へハ、大名奉公にほつといたし候故、左様の望無之由申候故、然ハ何ぞ商買（売カ）にても可被成哉と申候へハ、行々ハ左様にも不致候て不叶答申候由申候、其後醤油屋を可被成候、至極宜物の由申候へハ、心入忝由申候、其後太兵衛參、扱醤油屋払道具之由、直段も下直候間御取被成間敷哉と申候へハ、成様（程カ）左様いたし度候得とも、先京都へも参、江戸へも御家門様方へも不参候へハ不叶候、左候へハはらくハ間も有之筈候、二、三年ハ此併にても相済、用意も候へハ先見合、重て可頼由申、其後京都へ引越候、其後又大坂へ下り、太兵衛へ申候へハ、扱其方醤油屋を致候様に申候へとも、商買事ハ不仕馴候故、安く買て高く売事ハ所詮不成候故、山科辺へ田地之あき所有之故、是を求、百姓に成賦にて候、是自身作りて食するまでなれハ可宜と思ふなりと被申由、扱京都より飛脚等ニハ不遣、家（人脱カ）を遣候て太兵衛所まで書状遣候故、太兵衛より西之宮其外方へ相届候由、右之通故付状等ハ数通持合申候由、主税事ハ大坂へ住候時分までハ未前髪有之、亀太郎と申候由、京都へ登候て致元服、主税と致改名候由、内蔵介無隙節にても候哉、主税よりも文通いたし候由、右之内にも亀太郎事主税と書状相認候も相残居候由、内蔵介伏見・京都遊女くるひの時分

ハ、内室甚不機嫌故、太兵衛參内蔵介へ存寄とも申たる事も有之由、其時ハ内蔵介尤之事なり、乍然心遣致候故、少々ハ鬱散も致さねハならぬと為被申由ニ候、釜屋揚屋へ買か掛か多なりて、夜抜之様にて京都を出立之由と右太兵衛世倅太兵衛嘶之由、右之世倅太兵衛も大坂着之節ハ、内蔵介荷物などを船よりはこひしとの嘶なり、油屋古八嘶なり

森甚五兵衛家旧記の事

一穢多崎ハ今之三寺なり、馬喰渕ハ願景寺なりと阿波御留守居嘶なり、大坂乱の時までハ、海舟有之寄しと森甚五兵衛かたへ旧記に有となり、両城落城之後両御堂を阿州本陳也、夫より壱町計東之方稻田修理父子より二丁計東中村右近陳となり、とほしき家に止宿となり、夜打の夜ハ修理所へ嘶に参、具足を為持、紙よりをして具足のけさん杯の切候を嘶次手修甫せしとなり、其夜阿州より餅到来候故、幸之事なりとて、直に囲炉裏にて焼喰し、扱風雨仕候故、左近も油断する夜にあらすと帰しとなり、さて夜半過夜打來、一番に右近陳に入しとなり、右近ハ具足箱にもたれて寝らひしか、具足を着、小手すね当ハせずして直に鎧を取て出候に、強盛の男なりしか小溝に踏込打たれしとなり、修理ハ夜打と聞、直に具足を着候得とも、九郎兵衛ハ熟睡故、頭を三ツ踏て出しとなり、夫に目覚、是も本陳に行しとなり、坪内善助殿嘶なり

黒田家小倉より筑前へ被移候跡云々の事

一黒田家小倉より筑前へ被移候跡に細川家へ給、隣国なれども移替之事ニ付中々不能候、然處に後藤又兵衛は黒崎に計居候由、後藤

も長政と戦場之働等之事ニ付主従中々不宜候、有時後藤嫡子不興を受、上方へ登死せしとなり、二男長政奉公せしに小鞍を能打しなり、有時筑前神事に能有之時、二男後藤又江鞍を打と有之故、黒崎へ夜来、内々慰にハ不苦候へとも、晴立候時鞍を打と有之事所存不及、御尋申上候上にて可打と云て來りしを、親又兵衛能こそ來候へ、夫ハ打事にあらすとて書状付て細川家へ頼遣候へハ、能そ來りしとて召置しなり、其後長政腹立にて、後藤も黒崎に居不叶様に成立、又小倉へ頼遣候へハ、安き事なりとて鉄炮など迎に遣候て引取しなり、其後より弥不快相成、既に合戦にも及様に成立しか、後藤ハ上方浪人せしとなり、右二男ハ肥後に有付て今に又兵衛と名乗しなり、夫より細川・黒田不快にて漸享保の末、水戸大學様曖にて和談有之となり、萱野司馬大殿嘶なり

忠真の石塔野尻にありし事

一忠真を被誅時、小姓野村真次郎・川井田監物、忠真と共に死と云々、其朝忠真鹿かひに行て、監物云やふ、今朝ハ此辺にて通用なく、草刈の不出候ハ不審なり、是より求摩に被為落可然由申、忠真馬を挽へ暫時思案して云れるハ、求摩へ落行たりとも彼方江請付さる時可行先なし、兎も角も帰るへしといわれしと云々、忠真を穆佐衆中島川治右衛門・渕脇平馬鉄炮にて討取と云々、同時に平田新次郎も誅罰なりと云々、其外供衆十六人と云々、忠真的石塔野尻へ有之、法名真香良庵居士、年号月日無之、慶長六年八月十二日なり

日新公御幼少の時海藏院住持せつかんせんとて追掛之事

一日新公御幼少之時分、御手習とて伊作海藏院に被遊御座候、外に

も寺児あまたにて殊之外御あまり被遊候ニ付、海藏院住持長刀の

鞘をはづせつかんとして追掛候得ハ、皆々玄喚口之様に外に逃

出候、日新公御事も玄喚口之様に御逃被遊候へとも、御草履無之

ニ付、玄喚口に独り御立居被遊候、住持見奉り、長刀を捨、涙を

流し、いたき奉り、さてく後にわろき大将に御成可被成と申上
られ候、御幼少の時分よりすくれ被遊候由なり

日新公御幼少之時夢に觀音より墨杯御もらひ被遊云々事

一伊作海藏院之前に觀音堂有之候、日新公御幼少之時、觀音より
墨・筆を御もらひ被遊候と夢に御見被遊候となり、それより 日

新公御建立被遊候と申伝候

日新公御幼少之時海藏院住持せつかんとして柱にしばり付為申
事

一伊作海藏院ニ 日新公御幼少之時被遊御座候節、余り御あまり
被遊候ニ付、住持せつかんとして 日新公を柱にしばり付為申由
候、其柱日新柱と申伝有之由候へども、先年海藏院火事に焼失い
たし候由、其跡に本之通普請有之、今に日新柱と申伝跡柱有之由
なり

加世田踊ハ貴久公御心慰より始りたる事

一貴久公之御養子御違変にて、加世田の様に御差越被遊候、然に

日新公より貴久公を比興至極と殊外御腹立御叱にて候処、 貴久
公必至と御迷惑被遊、殊外御様子あしく御座候、 日新公も御叱

りあまり強過たると御後悔被遊、御違変ハ左も可有之と思召、夫

より 貴久公御心慰と有之加世田衆中へ踊を被仰付候、依之于

今六月廿三日 貴久公御忌日に踊申候となり

諏方神社ハ貞久公の時御建立の事

一上之諏方ハ御当家五代 貞久公之時信州下の諏方を御盜とらせ御
當国江御建立被遊たる由候、其後又信州上之諏方を御盜とらせ可
被遊由にて、伊集院彈正少弼頼久之嫡子五拾計人數にて盜に被遣
候、然る処ニ、此事早諏方に相聞へ候ニ付、彼方より待受、頼久
之嫡を始五拾計の者老人も不残皆々討留たる由なり

指宿清左衛門惟新様御召の時別而せき為申事

一或時 惟新様御前へ指宿清左衛門殿を被召出、何か御意有之候
に、別而せき為被申様子ニテ、清左衛門殿被召出跡にて御側之衆
被申候ハ、清左衛門殿ハ別而武功有之と候かきつふせき為被申と
うすく被申候、 惟新様被聞召、はたと御立腹被遊、清左衛
門ハ別而正直にして、上を重んし、武功勝れたる者にて候、正直
にして上を重んするに付てせき申候、夫をうすく申なす事、物
をしらん者にて候、其方杯ハ上を重んする正直之心なきと見得
候、さりとハ言語道断の至りと大きに御叱り被遊候となり

嶋津善左衛門子孫嶋津を吉水と名乗し由緒の事

一嶋津八郎左衛門実久の一族、嶋津善左衛門子孫、泉又太郎忠辰
代、出水・高城二郡天領に罷成候節、嶋津を吉水に替、吉水善左
衛門といふて野田に罷在候由、子孫于今野田衆中に有之由なり、

吉水ハ吉満のよし候

貴久公伊集院城御責の時有川雅樂介幼兒の時城案内せしニ付火をかけし事

一 貴久公伊集院之城御責被成候へとも、城強して不落、然るに有川雅樂介貞世、其時ハ伊集院の寺児にて十三、四才にてありしか、兼て歳暮の茶をくはり、城内に入案内被存候ニ付、貴久公へ申上、城のちり出しよりすへり込み、城に火をかけ被申、それより落城いたし候となり、又一説は、彼城強して三年持こたへ申たる由候、然に城のうしろ尾つゝきの方に、夜々蠟燭の火の如く有之火多々とほれしこと多く有之候、是不思議之事、いか様稻荷大明神の告ならんとてしのひ窺候処に、大手より強く責候ニ付、城之人數大手を防き、後の方空虚なり、依之後の方へ人數を廻し被為責候へハ、落城いたしけるとなり、其時稻荷大明神の告故とて、稻荷の社を彼の地に崇め于今有之候

享保年間の比にても候哉、伊集院城山の峯崩れ、朽木数多並ひ出候、実ハ不相知候へとも、如何様是ハ其時梶首木にても可有之哉と取沙汰為有之由候

貴久公御代蒲生城御責落城の事

一 貴久公御代蒲生之城御責之時、北村之城とて出城有之候、此城山矢筈の如く有之、矢筈の城とも申候、本城より北之方に有之由、蒲生兵糧藏之由にて、蒲生一族罷居、兵糧を樽に入、夜々川に流、蒲生本城へ入たる由候、此事相知れ、川江綱を張り被差留候由、依之城中難儀に及び、北村内山下半太と申者内通申候ハ、君に対し弓を引事非本意候間降参可被成由、度々諫申候へとも納得

なく、剩手前を討果さんと被仕候間、御味方可仕候、城中に火之手を揚可申候間、其時御人数被差遣候へ、御手引仕、城中へ御人数を引入可申候、日限を定茅に火を付、火の手を揚申候ニ付、左兵衛尉尚久之御手、北村之城大手之口まで忍寄り被成候処に、内通案に相違し、偽の謀計にて尚久御難儀に及候、北村大手口より道二筋に分れ、二筋共に一騎通しの道にて、此道を御引取被成候に、蒲生本城より人數を出し、道を遮り、さしはさみ討候ニ付、至極御難儀之処に、山山之神貴久公御人數続來り、漸々切抜て城下のたひら川を御渡、是蒲生城下へ流れ兵糧流し候川なり、夫より川上方へ谷これあり候、谷道を御引被成候て、高牧のいての山残にうたひを謡申候へハ、最早自害いたすの由にて敵引取りたる由に、それより危難をのかれ、吉田の城へ御引取被成候となり、其時貴久公御人數相続きたるによつて、敵も引退き難なく御引取被成候となり、此時ハ尚久別ての御難儀にて、尚久の御手ハ大方戦死いたしたる由、后御側之衆尚久に申上候ハ、兼て謡を好み、御うたひ被成候、其時ハ何とて謡を御うたひ不被成哉と申上候へハ、辛苦いたし候ニ付、万一謡候て声などふるひ候て、臆したると見られ候てハ殘念と思ひうたはさると被仰たる由候、其後蒲生落城して右之山下半太の家を取巻、半太を焼討に為被成由候、其時女子共ハのかせと御下知に討不申よし、半太子幼稚なるを妻いたき逃のがれ、于今其子孫にても候哉、蒲生衆中に山下名字有之由候、一説に左衛門督歲久之御事にて弓八幡のさと御引入御自害に相究、御最期の名残に謡を御うたひ、御側の衆も一同に謡申候へハ、敵最早最期を催すとて引き取りたるのよし候とな

り

宇山無邊斎三原備中へ刀進上の事

一 隅州横川の住士渕脇闇坊ハ山伏二人列にて致峯入、戦国之砌りにて、序に諸国軍見物いたされしか、甲州の武田信玄公江奉公被仕候由、其時宇山無邊斎と名を替、穴山梅雲（雪カ）の手に相つかれ、數度走廻りにて梅雲之内にても指折の衆にて為有之由候、甲州崩の後、家康公御旗本に被召出、長久手合戦に武功有之、

家康公より貞（定カ）宗の御腰物、無銘弐尺三寸計有之を拝領いたされ候由、其後手寄候ニ付御暇申上、当國へ罷帰り、横川草庵

をむすひ居被申候か、地頭三原備中殿より段々馳走とも被致心易被申ニ付、右御腰物自分世継も無之故、備中殿江進上被致候由にて、于今三原次郎左衛門所持の由候、此刀岩下仁左衛門殿見被申候て、じつにて可有之と被申たる由候、右無邊斎殿ハ一院坊と申たると申説も有之候、又人をあまた隠し切いたし可相知様有之、当國を出奔いたし、甲州に在付被申共、又諸国武者修行に出、甲州に在付被申候共申説有之候

虚空藏山を出水崎と唱へし事

一 鹿児嶋虚空藏山を出水崎と唱申之由、いにしへに（虚脱カ）空藏山後江伊集院家の一族伊集院某一城をかまへ被居候よし、出水山につゝき候由にて出水崎と唱申候哉となり

樺山安芸守善久入道玄佐ハ大力并歌道嗜の事

一 樺山安芸守善久入道玄佐ハ大力の人にて、常に「一尺計の太刀

を為被指由候、或時家来致慮外被打果候時、右之太刀を被抜候を、側に居候十二、三歳計の童おとろき太刀の柄にすかり付候を、其候被抜候ニ付、右童ハ中に柄先にさかり為申由候、又歌道を嗜たる人にて候、御家中「一一家衆他家之歴々不残御当家に弓を引候へとも、此玄佐ハ終に不忠之志無之、度々の高名無比類人にて候、然とも極老に及ひ高麗へも渡海難成ニ付、一首之和歌を被詠候

君のため名のためとりし梓弓

八十にあまる身社よはけれ

新納四郎勝久公へ敵対の事

一 志布志之城主新納四郎殿江北郷讚岐守忠相、肝付河内守兼続より、勝久公へ御味方可被仕由被申遣候へ共、四郎殿忠良へ御味方可仕込無承引、依之都之城・高山・飫肥之人數志布志に取懸責候、和睦ニ曖候へとも、不聞して終に責崩候故、四郎殿ハ佐土原へ落行為被申由候、清水次兵衛先祖右四郎殿へ相附、其時戦死にて候よし、これ勝久公御代嶋津八郎左衛門実久、鹿児嶋に乱入候て勝久公鹿児嶋を御立退候節となり

伊作又四郎馬飼より殺れし事

一 伊作又四郎馬飼より殺れし事伊作又四郎馬飼より殺れし事伊作又四郎善久ハ馬屋に御座候て、馬飼様を被成御覽、飼様悪敷とて馬飼をつよく御しかり被成候へハ、馬飼腹を立、則善久を殺したるよし候

嶋津薩摩守義虎の内室の事

一島津薩摩守義虎の内室ハ球摩の相良娘にて、菱刈のうち山野江式

千石計粉粧の料有之、年寄候て山野へ被居候、法名勸貞芳宥大姉

と位牌于今山野之内或寺に有之由、勝久公没落被成候て、居桜嶋

西堂ニ御座候時、勝久公踊の湯治に被成御座候、然に右之芳宥大

姉、勝久公江見廻被申上候へハ、此躰になり候ニ付、是迄不被存

寄儀に候と御悦にて、誰ニ譲候とも譲る方無之候とて、御系図を

芳宥殿へ為被進由候、此系図よろしく有之、薩州家没落後鹿児嶋

へ為參となり

右寺ハ宥軒と申候由、高式百石相付有之候、寺之側芳宥大姉の

被居候屋敷于今有之候、竹など生しけり手掛け無之よし

貴久公伊作へ御落被遊候事

一勝久公嶋津実久之讒謀を実とし、貴久公を御討可被成由にて、
毒害被成笞候處を、貴久公御食焼之もの御知らせ申上、其外雜
説多候ニ付、伊作江御落被遊候節、伊作之内鬢石と申処、鬢池の
よふなる穴石有之候ニ付、其所を鬢石と唱申候、此処にて貴久
公御鬢を其穴之水にてけつり差上候由、于今雨天・晴天いつまで
も右石穴に給たる由、貴久公其時御歳拾四にて御座候となり

永泉庵をゑひ天庵と唱申せし事

一日新公加世田之城御責可被成由にて御出馬被成候刻、余野の嶺上
に月出、泉庵の側に有之候池之水に月移（写カ）り、いつれもゑ
ひ天氣と申候、夫より其砌は永泉庵をえひ天庵と唱申、右城責之
時、相州入道一瓢間之瀬川端にて馬に乗、日新公加世田に御出
為被成由候

勝久公桜島にて御死去の事

一勝久公ハ豊後にて御死去と申候へとも、実は桜島にて御死去被成
候由

龍伯様茶臼の城にて能御見物の事

一龍伯様ハ御舍弟様方戦場へ御立被成候節ハ、国分茶臼の城にまく
をはらせ、折々能をさせ御見物被成候て御座候と申伝候

隆信と合戦の時貝を以合図の事

一九州入隆信と合戦之時、敵ハ猛勢、味方少勢にて候、時に川田駿
河守殿味方を勇ましめん為法を行ひ、明る之合戦味方勝利ならば
夜中に貝を吹へし、うんせん嶽よりコタ江の貝可有之、負ならば
答の貝有間敷と被申候て、折角法を行ひ、夜中に貝を吹被申候得
ば、案如くうんせん嶽より答の貝有之候、士卒勇氣ふくみ、終に
切勝、大将隆信を討取たるとなり、うんせん嶽の貝は宵の口にひ
そかに人を遣し、谷の貝を可吹由申付おかれ候ニ付て、答の貝を
吹申候となり

嶋津中務大輔家久公子孫統合の事

一島津中務大輔家久公、天正十五年六月五日卒、梅天長策大禪伯、
歳四十一年、其子中務大輔豊久、慶長五年卒、天貞昌運居士、年
三十一、其子中務忠栄、其養子安芸久雄、夫より中務久輝、中務
久貫、当主殿迄七代にて候、豊久の舍弟源七郎、此女子子中務忠
栄之室、諸右衛門、樺山養子九右衛門、東郷養子後達麥清右衛

門、此子源五左衛門、相良内蔵養子源五左衛門弟源四郎、本城と号す、清左衛門弟市右衛門、東郷家養子、当惣左衛門祖父なり、中務大輔家久ハ天正六年十二月日州佐土原ニ居住なり

隅州清水の青葉山臺明寺の事

一隅州清水の青葉山臺明寺ハ本天台宗にて尊円親王の御孫僧正之開基之境地(講メズ)重の勅願所なり、御綸旨も百余通有之候由、此山ハ皆竹山にて、此竹笛竹に好なり、されば百余通の御綸旨も過半ハ笛竹御用の儀にて可有之なり、此所の武士も上代の頃、役儀勤たる人の子孫の家ニて、笛竹御用之御綸旨有之よしなり、年敦盛の持玉へる青葉の笛も、此山より出たるとなり、世間台明竹といへるは此山の竹之末にて候よし

嶋津八郎左衛門実久我子義虎を勝久公の御養子に願れし事

一嶋津八郎左衛門実久、我子義虎を勝久公の御養子にせんと内々願れけれども、貴久公はや勝久公の御養子に御成、鹿児嶋に御移り候ニ付、勝久公江色々讒言をかまへ、貴久公を討奉んとせし時、小野の園田清左衛門か館に御しのひ奉隠候、兵馳來りさかし奉りけるか、彼宮をさかさんとせし時、右の宮より山鳩式ツ社頭の軒より飛出けり、又社頭の下より狐式ツ馳出ければ、追手者とも此内ハおはせねハうそと捨てたる由、清左衛門ハ矢上氏嫡流にて、數代彼地に被居たる由候

藤崎丹波所へ來りし乞食義祐入道の書附懐中せし事

一忠平公飯野に御在城之節、上江死苦村藤崎丹波所へ乞食の者壱人

参候ニ付、食をくわせ、然ハ其者の様躰つくくと見候へハ、只ものとは不相見得候ニ付、内に呼て、あわれ成事候、酒を呑めとて丹波娘に酌とらせ、数盃のませ酔伏、夜ニ入候て差殺、懷をさくり見候へハ、壱ツの書附有之候、其文章の心、忠平を可討と数年謀を廻し候へとも不及力、然に其方事、忠平飯野より加久藤へ通ふ道中にて様をかへ可討之由神妙之事候、忠平を討取候ハ、彼國を奪取、當領ハ其方に可宛行之由、義祐入道之判文にて候、名ある家老にて候由、依之則此書附差上、委細に言上仕候へハ、忠平公御泪を流し、か様にさまをかへ忍入一命をおとす之条、誠に難有忠臣なりと御意にて、且丹波へ御褒美有之候由

山川に南蛮人來り浜辺の無用地借地云々の事

一龍伯公御代、薩州山川に鮫島圓成坊といふ山伏あり、然に其頃南蛮人多く來りて、山川より喜入の辺までの浜辺の芦原無用の地、横堀町ほと、長さ三里計を借地に被仰付候ハ、礼銀として武百貫目進上可仕由願ける、其時の武百貫ハ今之三千貫目より猶重かけれハ、皆人可然と申合けるに、嶋津図書殿、是ハ不意の幸にて不計の利なり、不計幸有時ハ不計の禍あるべしといへり、幸事もなきには不如此事、不可然とて止けり、然ハ日本国中に宗旨ひろかり、神変不思議多く、誠に難有宗門なりといふらしけれハ、御当国にも御免可有狀と御評儀有之、善惡をたゝさん為、龍伯公之依貴命、右之圓成坊他国行て鬼利支丹ばてれんなどいふ宗旨の弟子に成、金銀を多出して学ける程に、三ヶ年の間にかの宗旨の極意残所なく伝受して帰国し、龍伯公之御前にて極意の伝受無残所申上候、七慮るといふ術をして、忽座敷野原松原となし、地

獄の有様、極樂の躰、或ハ壇上に生首をおとし、又ハ雲空より華をふらせ、音樂をなし、其様成事數多いたし、これハ邪術にて彼是之薬石などを取合、或ハ香に燒、或ハ灯明にて人をたふらかすよし申上、右御領國中甚御制禁にて候由、其れよりほど経て天下よりも日本國中にかの宗御制禁被仰付ける、然るに鬼利支丹宗門帳に、薩州之山伏圓成坊といふ者ハ、鬼利支丹の真如路といふ達人なりと被仰下ける処に、最早 龍伯公も御逝去、其時の人々大形なく成給ひて如何せんと有之候處に、御近習に勤居ける八十才の人、右の次第被申上ける、依之長崎へも右之趣被仰上、切支丹之帳面は消けるとなり、此圓成坊子圓清坊と云て、これも名高き山伏にて候よし、其孫に鮫島弥兵衛といふ人も有之、子孫誰にて候なり

鳴津家久武者修行の事

一鳴津中務大輔家久ハ拾六歳の時、十六人列にて諸国武者修行被成たる由候

新納武藏守忠元の事

一新納武藏守殿大永六成年の誕生、慶長十五年八十三歳にて死去なり、忠元ハ御第一の良将、太閤秀吉公より人質に御取被成るゝ程の大剛の人なり、数年大口之城代相勤、秀吉公当国江御動座之砌も大口に楯籠、下城被致候、秀吉公御下向有之においてハ、大に戰ひ、其上降参之儀申入ハからず秀吉対面あるへし、其時飛かゝり差違んとの思慮是ありたる由、然とも、 義久公早く御降参有之、忠元へ下城可致之由被仰越、依之武藏守無是非城を下り

けるとなり、薩摩平易いたし、秀吉公泰平寺より川内川登り、鶴田より大口筋御通被遊候、其刻忠元 秀吉公へ曾木之内天堂ヶ尾にて御目見にて候、御前に被罷出、御盃被成下、其上御服御長刀拝領被仰付候なり、秀吉公より御意候ハヽ、いかに忠元我に弓を今一度可引かと被仰候ヘヽ、武藏申上候ハヽ、主君義久さへ思ひ立候ハヽ、唯今にても弓を引可申と申上しかハヽ、秀吉公扱もく義久ハ能家臣を持候と被仰候となり、御目見之場所は大口曾木之間、天堂ヶ尾と申所なり、忠元ハをはひけのある小男なり、御盃を被下候に、細川幽斎御前へ罷居けるか、おはひけをちんぢろりんとひねりあけと被申掛候ヘヽ、其言葉之下に、鼻のしたに鈴虫の鳴、と答けるとなり、秀吉公の御前にて少も平生に相替らず如此なり様子、是にても忠元の器量ハ相しれ候、拝領之御同服ハヽ、原坂之様なる黒地に、前後肩のまハリに五、六寸計の獅のおり出しこつも有之候、又羽月之内園田と申所にて、為御暇乞拙斎參上にて候處に、秀吉公御手自拝領被仰付候陣扇子、金梨地に脇面ハ花桐、わきめむハ菊の絵有之候、忠元事ハ薩州の親指武藏と申上方までも名高き事なり、拙斎と申候ハヽ、秀吉公へ御目見之時、自分より被付候名なり、其後 龍伯様より為舟と被仰付けるとなり、しかれども書にも拙斎と多く相見得申候、ならひなき歌の上手にて候

惟新様朝鮮御渡海之時、舟本まで送り被申ける時、歌に

あちきなや唐土までもおくれしと

思ひしことも昔なりけり

惟新様御返歌

もろこしや大和をかけて心のみ

かよふ思ひをふかきこと知る

拙斎は 惟新様へ十の年増にて候

龍伯様或時拙斎の手を一寸と御取被遊、歌出るかと被仰候に

光なき深谷かくれの夏草ハ

高根の松に身こそ及はね

或時忠元召仕の女短尺を持居候ニ付、夫を見せよといわれけるに、かの女口に呑み込けるを、不審におもひ差殺し、胸を立わり見られけるは

人ならは浮名やたゝん小夜更て

枕にかよふ庭の梅か香

と有之ける、女ハ何の心もなく、武藏殿歌の上手成に恥て、如此いたしけるとなり、此歌禁中ニ聞ヘ、御褒美御歌有之由、重て承り書付可申候、右之歌、下の句を我か手枕に梅か香、と有之

武藏殿ハ於御家中武勇無比類の人にて、何方の弓箭にて候や山坡を越難儀之所にて、或人武藏守殿常に歌道数寄にて候、ケ様之折節も替事なきかと心見るべくと存、山坡を登り喉のかわくまゝに、のどのかわけるくと仕懸候へハ、武藏守殿やかて、中つかふ女の足のなけれハ、と被付候

忠元若年の比、太平記をよみ被申けるに、嶋津四郎降参の所を見て、偏身に汗を流し、口おしと思はれけるか、武道を学ひ被申候由、嶋津四郎と太平記に有之候ハ、七人嶋津之内、新納四郎左衛門と申事候、然共肥後之国住人曾我四郎と申説有之由、高野本毛利家杯に見得ける由、太平記あみの時分、諸国衆より色々これしきなど有之書載られし家をも有之由、此御方所々にて御軍勞有之候へ共、しかと不相知候者、これしきなかりしに、依之無拠迄

を書載たる者なり由申説有之候、東鑑ハ頼朝公より代々の日記にて、正書にハ可有之かと覺し事も、夫さへ后に集出しければ、落たることのみ多しと申説有之候、忠久公之御事も御子なる由ハ不相見得、丹後局に 頼朝公之御志御座有之事ハ慥に有之候、頼朝公より畠山重忠之御書にありし三郎殿と被遊候ハ 忠久公の御事にて候、ワカウ三郎「 」申ことにて候

忠元大口之内下城に居城之時、大口之敵に相良頼房、其外加勢有之、合戦度々なり、或時忠元出陣之刻、大口之内白坂之小苗代薬師堂に参詣にて、堂に樂書いたされ候時、敵打出候由申来候ニ付、其段忠元へ申候へとも、堂之戸さんに上り、心静に樂書にて候ニ付、無是非忠元を引落候由、夫より敵にむかひ合戦及び、八代の住人的場五藤と申者と忠元自身鎧を合せ、薬師堂二王門の側、六地蔵の本にて五藤を打取被申候由、右之樂書の字、引落し候時筆跡すくれ候て有之候か、其後堂修甫之時、右字之有之板、同所永福寺に有之候へとも、永福寺火事の時焼亡の由候、然に其比合戦度々なるに、さき陳と申砦に相良頼房為加勢陳をかまへ廻合有之候、依之武藏殿

無用かな人の弓箭によりふさの 首をこふきにさらして見ぬと一首書附、矢文にして頼房の陳へ射込被申候得ハ、夫より頼房退陳にて大口御手に入たる由申伝候

一拙斎或時 惟新様へ茶をたて進上被致候に、あまりせきふるひ被成て、無面目御挨拶被申上たるは 殿様御存知候様、折々敵中にも入申候へとも、か様にせき申たる儀終に無御座候と被申上候、殿様御返答に、おふ茶の場はそふおうやるよと御意被成候、此嘶中嶋四郎右衛門殿嘶にて候

拙斎年七拾に余りける時に一首

今こんと別行とも七十の

よハひの名残おもひやりなん

同人辞世に

さそな春つれなき老と思ふらん

今年も花の跡に残して

御当家へ禁裏より箱に難波の霞と書付有之御頂戴被遊候、上書にてさとり中て明候様勅定有之候ニ付、御家老衆を初め思案被成候へとも、御落着不被成候処に、拙斎被申候は、難波の霞と有之候ニ付、定めてあしをかくすもの成へし、足をかくすものハくつよリ外に有間敷と被仰上、明て御覽被遊候ニ、はたして履にて有之候、其後禁中江相知れ、武藏よりほかにか様成者ハあるましと御意有之候由なり

禁中より忠元を御覽可被成と有之候、忠元小男之由、公家衆扱

武藏殿ハ加世田に被居候を、大口に城をかまへ、下の城に被遣置候、其時白坂七左衛門と逆瀬川奉膳兵衛也、武藏殿附衆中にて被参候、兩人共に加世田之住人にて候、其後武藏殿を大口城に被召移候、後奉膳兵衛殿大口に被居候内ニ、肝付方手根之城責之時、城中に礫を打込被申候ハ、奉膳兵衛殿・七左衛門殿にて候由候関ヶ原合戦之砌、加藤主計頭清正當国に責入へきと被致候得共、忠元大口之城を守り

肥後之加藤かくるならハ、煙硝肴にだこゑしやく、
だこハなにだこ鉛だこ、首に刀を引て物
と歌を作り、諸人にうたわせ、堅く用心いたされ候ニ付、当国へ責入不申候由なり

後醍院喜兵衛入道淡齋の事

もあの様に小男にて日本に名も高きと笑被申候ハ、薩摩は田舎にて候か、何そ上方に替り珍敷事ともハ無之哉と御尋候に、忠元被申候ハ、何そ上方に替り事無御座候得共、童共か蛙の飛を面白さに、竹にてつくしり杯申候、是共か上方にかわり珍敷事に御座候と申上罷帰り候、跡にて公家衆被申候ハ、聞にも似ん馬鹿な事を申もの哉と笑被申候得ハ、童（帝カ）御意被遊候は、其方杯ハかの武藏より見さけられ候なり、井の中の蛙は大河をしらすと言事有之、其方達ハ武藏かことを笑ひ申候得共、智恵ハ勢の大小によらざる者なり、わか達ハ禁中の故実は存たれとも、余事共は存間敷、井の中のかわつ同前なり、武藏よりか様にたとへ被言候得共存せざるなりとりんけん有之候、其時公家衆漸々御たまり有之候入道榮臨と被申聞候得ハ、其時興さめ顔にて被居候、罷帰り則淡

由候

齋へ被申候ハ、今日餅井田原にて御鷹野に御供仕候処に、あやしけなる老人へ殿様殊之外御丁寧に御意被遊候、何人欵存尋申候ヘハ、濱田民部左衛門入道榮臨にて候、彼武篇者、古太閣様まで御存知之人なり、あの武篇者、あの躰にて候へハ、われく御当家へ恥敷申候、立身思ひも不依候、上方へ奉公に罷出可申候由いわれ候、淡齋兎も角も其方了簡次第と有之、夫より因幡取鳥へ被召移候、今に後醍院嫡家ハ松平相模守様ニ有之、此方後醍院于今書中之往来有之と云々、淡齋之二男藏之助と申候、此人謡數奇にて、夜白うたひ被申候故、淡齋殊之外悔にて、武篇者の子かか様に遊芸計にて罷居事口惜なり、殿様中納言御能御數奇なれハ、
万一謡などに被召候へハ別て迷惑なりと被申候

後醍醐院内藏之助吉野馬追に罷登りし事

一慶長五年関ヶ原合戦より六年目、惟新様七十の御年、吉野御馬追に是迄之御名残に御登を可被遊由被仰出候て、帖佐・加治木・蒲生・鹿児嶋の二才衆不殘異様の支度にて罷登り可申由なり、鹿児嶋の二才衆思ひくの結構にて馬に乗列て罷登に、後醍醐院内藏之助計野袴着して、馬にも不乗被登候、二才見て、あのかみとふかなりを見よ、と皆々笑申候、左候て吉野にて牢札落しの時、袂より食を出し馬に喰せ、ひたと打乗かくを二ツ三ツ打込み、人より真さきになり、其時扔もく淡齋の子程有之と皆々被申候、惟新様にも牢札落し被遊候となり

伊勢平左衛門肥前唐津へ御使者の事
一伊勢平左衛門殿肥前唐津へ御使者に被参候訣ハ、中納言家久公御妹様を寺沢志摩守殿御嫡子式部殿御婚礼有之筈候処に、寺沢家幾利支丹之風聞専有之候、惟新様・中納言様御談合に、切支丹之儀を乍聞遣事も難叶、又大名か大名に進せ置たる事を不義理に此方より違變難成、如何せんと思召煩へせ給ふ、其儀を平左衛門

相模坊養子になられ候、或時忠平公御意被遊候は、其方事參河守二男にて候へハ、一方の大将をも可仕と頼母敷存処に、思之外沙門之跡を繼よと御意候に、忠兄申上候ハ、私にも此程より左様に存候と申上、相模坊ハ違反被致候、十三歳之時より三ツ山の城代被仰付、城普請有之に、忠平公御見積よりハ廿日早く出来申候、別て御悦喜にて、我か目利違なり、成長するに付能大將に可成と被仰給有て、城普請之早く出きたる訳御尋候得ハ、当分夏の事に御座候得ハ、百姓之家戸かべ入用無之候、それを取揚城に用ひ候と被申上候となり

忠兄庄内御合戦之砌ハ瘡を煩ひ候となり、伏見より為養生罷下り居被申候、鎌田出雲守政近の頼に依て、庄内御陳江為相談相詰被申候、忠兄別ての切者故如斯、朝鮮泗川之大勝利にて三万八千七百十七級計取御勝闘之時、惟新様御左に小和泉の御甲を忠兄被持候、右御脇に舍弟久右衛門久友御長刀被持候、兄弟ともにすくれたる武篇の衆なり、小和泉之御兜ハ太閣様より御拝領なり、忠兄嫡子佐渡ハ切支丹宗にて大罪に御成敗被成候、其砌家召禿さるべきの処に、忠兄忠節に依て二男五郎兵衛江家督被仰付候

川上四郎兵衛忠兄の事
一川上四郎兵衛忠兄ハ参河守二男なり、幼少之時分吉松之内小野寺

被承、其儀に御座候ハ、私に御使者被仰付候ヘ、罷越私了簡にて

云消可申迎被參候、唐津へ参り被申候趣ハ、惟新娘を此方へ進

せ申候様に世上取沙汰御座候、曾て進せ申たる事無御座候、御家

來某殿之御取組にて御座候哉、曾て以不進之由被申候、右之取組

は、寺沢殿家老高畠新藏なり、志摩守殿も御逢被成候、平左衛門

へ新藏申候は、帰之時分に私領天草へ御立寄可被下候、御茶進せ

と被申候、平左衛門忝成程立寄御茶可被下由返答有之候、其時

志摩守殿被仰候ハ、御無用ニ候、直に御帰可被成候由なり、左

候而天草へ立寄被申候ヘハ、茶亭に受招て新藏懸申候、平左衛門

詰懸く被取候へハと新藏ハ奥へ走り込被申候、平左衛門ハ新藏

家來の大津喜右衛門切ふせ申候、其者を平左衛門家來瀬戸口主

税打留候、新藏頓て海きりへ出て、此方衆へ被申候ハ、拙者事平

左衛門へ意趣有之其鬱憤を相散候、御相手に唯今罷出、拙者手負

候ゆへ、家來に首を打せ候由申相果候、慶長十二年十一月之比な

り、平左衛門殿年三十九之由、蒲生衆八人供いたし、是は地頭所

故なり、惣手廻り五十人の由なり、平左衛門殿事茶亭にて逃被申

たるとの風聞誰かこともなく取沙汰有之候、惟新様別て御立腹

にて、平左衛門中く左様之者にて無之と被仰、平左衛門死骸を

帖佐平松之御城へ被召寄、舍弟の伊勢兵部殿へ棺のふたを明させ

御覽被遊候に、皆々向疵にて、両手の指の保ことく切割有之

候、殿様にもか様にこそ可有之と御意被遊候、悪説と申ものハ

誰か上にも有之事なり、彼大忠節の平左衛門殿へケ様申候ヘハ、

よの常の人へハ多く可有之事なり、人々口にふたハならん故、

惟新様も死骸御覽被遊候となり、死骸ハ伊集院妙圓寺へ納被成

候、伊勢殿与力の人ハ、武宮名字にて土にて候、其時の働無之

故、世人ほめ不申候となり

日新公御歌の事

戲波幾久仁就天毛緒於絶志古都之葉毎仁露計加利里穴衣留身曾
恥志幾紅之花波昔之色登幾久仁毛

春田主左衛門流矢に当りし事

一皆是述懷之心ハ尤道理至極也、乍去昔之事を聞も、貧成者にハ憐

あつくもあり、されども貧者ハ姿あしく、刀もはけさや、すね半

切の衿などを雪のふるにもきて、手足は薪をとり、米を春き、あ

ら仕事のみしなれて、一つ蚊屋に入てもしつけもなひ仕方あき給

ふとなり、是も尤なり、日根野周助様の被仰にも、貧者二才ハか

ならすあまり童になるものなり、事もなきに人の門をくらのせ、

過言を云、單物一枚着てへこふりふるひ行て、見くるしと周尊公

之被仰しもまことなり、春田主左衛門等は、爪笄をさし男せんし

よふの二才なり、庄内陳之時、竹嶋傳吉様と云少（小カ）人之流

矢に當り消給ふを、家來の畏八とてやたけ心のすくときものかた

に引掛退くを、日比馴染たる矢野權九郎、是ハ如何にと云、畏八

只今彼森の下にて打死と云、權九郎扱も云不及、行々

までしあし我かおもふやみに迷ふらん

三途の川の道しるへせん

と讀て、かの森下にて打死しける、此片田の權九郎と云ハ、云に
いわれん貧者なり、如何なる縁にや有りけん傳吉様の御意に入、

いつそや彼御宅へ參候に、家來之者權九郎の刀を見しに、鞘の内
にハ竹のへらなり、是を傳吉様の親父にかたりけれハ、夫ハ恥か

しきせんとて咎をしたる小者を切る筈なり、権九郎殿に頼可申と
被言ける、其時傳吉様権九郎か恥をかゝん事をかなしみ給ふて、
人目を忍ひ刀を権九郎にあたへ、是にてきてるへしと被仰ける、其
時我かさひ刀にても切可申と少し挨拶はおかしける、左候て今
刀をおつ取、件の小者を作成もなく切すましける、今的小者ハ何
の咎もなく、然も傳さまの御側不去なり、ケ様に士之交り、則懇
と言ハ、少人より眞実にましますは、あながち貧者とは嫌ひ給ま
し、後人権九郎を以しろしめさるべし

愛甲次右衛門形見の一筆の事

一誠に世中も彼は御高情忝共、中々無申計おかしきことながら黄
泉の門出を仕候へハ、浮世一入名残おしく候て、如
別れよりまさりて惜き命哉、君にふたゝひあわんと思もへば、
形見の為にのこす一筆

愛甲次右衛門

有馬市兵衛様

舊薩藩奇譚旧記集

上 · 下

旧藩旧記の種類敢て尠少ならざるも、天災時変等に依り湮滅に属し、其跡を絶つに至るもの亦敢て少しつせず、現今に至り數十部の記事存するものも、いつれも上梓する処のもの稀にして、有数の膳本なれハ、歳月を経るに従ひ終に蠹魚の腹中に埋んとするもの之れなきにあらず、是に於て片山鹿児島県立図書館長大に之を慨せられ、湮滅を防かんと我謗劣を顧みす、之を承け数部の旧記膳本中既に蠹害欠損せしものを蒐集し、更に調査を遂げ、舊薩藩奇譚旧記集と題し上下式冊となし、いつれも原本の文章其体に依り膳写し、唯目次を付したるのみ、素より旧藩記事多数中の一部に過ぎざるも、時代対照の料ともならず幸甚之に過ぎざるなり、大正七年十一月 森蘇一郎識す

舊薩藩奇譚旧記集 上

目 次

- 一是枝大膳坊二男次吉事福崎新兵衛娘の力量に感し妻に貰受の事并
次吉切腹の時妻介錯の事
- 一伊勢兵部貞昌為子孫書き残されし文句の事
- 一忠恒公関ヶ原合戦后始て御上洛の事
- 一惟新公関ヶ原御引退の時敵の城下にて後醍醐喜兵衛事島津兵庫只
今罷通ると高声に被申たる事
- 一本田甚右衛門物語の事
- 一久保七兵衛脇差なかこに刻み付し文句の事
- 一吉野の市助なるもの、用たる棒に書付し文句の事
- 一高麗在陳中綿入式枚着用せざりし事
- 一山田越前守有信入道理安死去 龍伯様及新納忠元詠歌の事

一国分小濱にて 龍伯様雨乞御歌の事

一光久公桜田御屋敷に御座候節騒動に対し伊勢兵部御諫止せし事

一矢野主膳無双の馬術者なりしとの事

一黄門様御供切腹せる愛甲次右衛門書付の事

一伊作海蔵院にて家久公御歌の事

一又一郎久保様御死去龍伯様御歌の事

一濱田民部左衛門合戦場面色の事

一新納武藏守忠元の息女は鹿児島一番いふ醜婦なりしとの事

一山田彌九郎有栄の脇差の鞘金張なりしとの事

一貴久公田布施にて鷹野被遊し節溝御渡の事

一川上因幡守久國恩送り物語の事

一中馬大蔵事績の事

一惟新公加治木より鹿児島へ舟路御越の際瀧ヶ水にて毎に座頭歌御

うたわせられしとの事

一玉川伊豫守逸事の事

一木脇納右衛門切腹の事

一平田大休坊殉死の事

一黄門様能に用る籠御自身御細工の事

一守龍住持の事

一頬娃主水切腹の事

一島津大膳久豫の事

一伊勢平左衛門親父は有川雅樂介なりし事

一四本縫島原合戦にて多く敵を打ちし事

一東郷肥前入道重位示現流上覽に備へ并に坊泊地頭の事

一川上因幡久國の家来藤井四郎兵衛殉死の事

- 一篠崎覚左衛門兵法数奇及示現流の事
- 一大肥前（東郷重位）より東郷興助へ問答の事
- 一黒葛原周右衛門息女腹立の事
- 一吉見貞右衛門屋籠の事
- 一四本縫 光久公へ御目見の事
- 一石原愚見老物語の事
- 一関ヶ原合戦之節川上四郎兵衛忠兄罷登被申并永野勘左衛門戦死の事
- 一嶋原合戦の際山鹿越右衛門敵五六人突殺たる事
- 一黄門様へ殉死の衆田の中へ仮屋の事
- 一久保七兵衛殉死せざりし訳物語の事
- 一山伏の屋籠上意打ニ付久保七兵衛十四歳の少年にして智略を以て切腹せしめたる事
- 一伊勢兵部少輔貞昌へ旗本の本田三彌と申者山田彌九郎息才なりしやと尋ねし事
- 一東郷家の口上覚由緒書の事
- 一木脇休作祐秀朝鮮番船破の際手負の事
- 一木脇祐秀親父刑部左衛門肥後八代にて戦死辞世歌の事
- 一龍伯様或時新納拙斎の手をちよと御取ありケ様の時も歌出るかと御意に対する歌の事
- 一惟新様朝鮮御渡海の節拙齊歌及び 惟新様御返歌の事
- 一押川強兵衛十一歳にて水俣陳見物及び死去の年月の事
- 一日新公御逝去の時 貴久公御歌の事
- 一又八郎忠恒公幸侃御手討高雄山に御寺入の際非人の詠歌を御聞被遊御歌の事
- 一黃門様或時御番所にて朱鞘の刀御覽持主財部甚五郎と御物語の事
- 一大山六右衛門秀綱死去の節黃門様東郷肥前守を御使として御歌手向なりし事
- 一平田三五戦死新納拙斎歌の事
- 一光久公桜島横山手前より御詠の事
- 一光久公御所望なりしも島津甲斐竟に小歌うたわさる事
- 一光久公御細工所の細工人へ御心付の事
- 一光久公波江野仙千代江戸へ御召列の事
- 一新納近江事悪業を働きたる届ニ依り取調相違の儀新納一睡より言上の事
- 一光久公下方御越の際飢米被下たる事
- 一光久公御下向の際伏見にて佐土原嶋津式部御面会上下着用ニ付御申含の事
- 一光久公毎月御日待被遊し事
- 一光久公御細工人肱岡市左衛門へ唐しんちうとて被下しハ全く金にて返上申出たる事
- 一光久公十二月御煤さけの節疊敷附方ニ付御申付の事
- 一綱久公於江戸上野へ御仏詣の際大雪降なりしに御乗物の戸を開き御手を出し居被成たる事
- 一弘文院殿ハ芝御屋敷前通行の際は必ず乗物より下りたる事
- 一綱久公六月御下向暑氣強く御供の面々へ喰物被下方ニ付御近習役必至困入たる事
- 一綱久公福昌寺御仏詣の際住持被召出死罪に処られし面々弔として小判十両住持へ被下し事
- 一綱貴公御用御聞に対し有川設楽之助より言上の事

一 喜入安房息女又八郎様へ御縁与御書付の事

へ申入に対し返答の事

一 綱貴公へ御庖丁人原金右衛門より天門冬云々言上の事

一 伊勢平左衛門肥前唐津へ御使者の事

一 綱貴公常磐谷に御一宿の際有川設樂之助山下喜右衛門の兩人へ内証云々決して無之様御意の事

一 新納忠元召仕女短尺持居不審と思ひ差殺せし事

一 加世田に兄弟の百姓親孝行者あり御褒美の事

一 光久公雉子貂に吉野原に御出被遊たる砌法度を犯せし者ありし事

一 於江戸綱貴公上野御仮詣の際大雪降りにて御供衆へ粥被下候事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 綱貴公江戸御在宿中国元御屋形焼失ニ付御尋問の事

一 名代云々の事

一 綱貴公夏御下向の節備後国矢島より御乗船の后筑前小屋の瀬より

一 光久公雉子貂に吉野原に御出被遊たる砌法度を犯せし者ありし事

一 御上陸御下向被遊し事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 綱貴公江戸高輪御屋敷御焼失后田町御屋敷御在宿中両国橋花火御

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 見物船中出来事の事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 惟新公中馬大蔵と合戦味方勝利の場所等御咄の事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 忠恒公御中間橋口某へ御褒美の事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 泰清院様或時山田昌巣を御前に召し関ヶ原合戦御聞被遊候事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 寛陽院様御登城被遊候節下馬ニ於て御挟箱一件の事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 後醍院喜兵衛嫡子少三郎事立身おもひ寄らすとて上方へ出行きし

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 関ヶ原合戦より六年目惟新公七十にて吉野御馬追の事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 濱田民部左衛門入道可嗜条々の事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 黒田嘉兵衛へ被下たる陳羽織の事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 惟新公より龍伯公へ御申上の事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 惟新公より陸奥守様へ御書面の事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 諏訪奎右衛門隠居歌の事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一大玄院様御代江戸御屋敷焼失国元より材木召登の事

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

一 泰清院様御病氣御大切の砌御家老衆より料理の件庖丁人竹内助市

一 光久公東目筋御参勤国分の内小村御滞宿翌日御立ニ付嶋津中務御

是枝大膳坊二男次吉事福崎新兵衛娘の力量に感し妻に貰受の事
并次吉切腹の時妻介錯の事

是枝大膳坊二男次吉或所へ被参候途中にて、腹立候牛向より参り候ニ付、道の側によけ被申候得ハ、右の牛とほり候、次吉跡より歴々方と相見得候年の比四十計の女十六計のむすめを列れ、下女老人召列被参候が、右の十六計の娘右の牛参り掛り候ニ付、脇へ押のけ何事なく罷通り被申候、次吉見被申候て、扱々器量の働誰か娘にて有之候哉とそんし、跡より見被申候處に、福崎新兵衛殿宅へ付込被申候、則取次新兵衛殿に一刻御目に可掛由被申入候得は、表にしやうし入れ逢被申候ニ付、次吉被申候ハ、打付の申事にて候へとも、只今年寄候女中十六計の女中列立候て爰元へ御入候、何れの人にて御座候哉と被相尋候へハ、私の妻と娘去方へ参り只今罷帰候となり、次吉途中の咄被申候て、けなげなる御働き目を驚し申候、近比申兼候得とも、私事未妻無之候間、右の娘を私に可被下候、左候ハ、私妻に可仕候由被申入候、新兵衛殿返事に、近比存外なき儀を承候、成程御方に進せ可申候得とも、最早脇方へ約束仕置候間御断の由被申候、次吉重て被申候は、左様御座候ハ、御尤之儀是非なく候、乍然私にも此段申懸り候ニ付てハ其通りにてハ差置かたく候間、御不肖ながら相手に御成可被下候、中々聞入さる様子故、左様に思召候ハ、脇方へハ断を申、成程進可申とて脇方へ断を申、次吉江呉被申候ニ付、やかて呼為申由候、次吉其時二十の由候、然るに一両年過候得とも夫婦の中そこはさる様子ニ有之候ニ付、双方の親々相談にて、次吉両親よりよめに夫婦の中そこはさる様子に相見得候、左

様有之候てハ先々難調有之候間、先親の方へ可被帰由申聞せられ候、よめ返事に、扱々左様に被思召候哉、次吉殿私を御見捨脇方より別に妻を御むかひ被成候ハ、左も可有御座、なれども私ハ故有て御もらい、両親の奉公に参り為申事候間、左様成儀にてハ中々罷帰る事ハ難成由申切、手に不及候ニ付、其通にて被差置候、夫より三、四年間有之候て、加治木に被居候伯父是枝存力坊所へ次吉被參滞留の節、網掛川の橋にて二才衆余多集り居、何か相咄被申候時、惟新様御通りと申はつし申候ニ付、傍輩の中より 惟新様御通り被遊候、折敷かれ候得と被申候得とも、自分にハ旦那を二人不持と言て折敷不申、御無礼被申上候、依之 惟新様別而御腹立、存力坊へ御届被遊候而、国分より加治木へ滞留杯參候儀無用之由仰出し有之、且又 龍伯様へも御咄有之候、然は 龍伯様より親の大膳坊へ言語同断之仕方と被仰候、尤存力坊よりも大膳坊へ其段申聞せられ、依之大膳坊被存候ハ、自分ニは御側に不断被召出難有召仕われ候得は、脇の人よりハ左様の儀有之候てハきひしく可申付儀候と有之者候得ハもたしかたく、切腹いたすへき由被申付候、依之次吉切腹にて候、其時次吉妻介錯は私仕て差上よし被申候得ハ、脇々の儀候間介錯ハ私にと望被申候得ハ、次吉頼む之由にて、後より私衆より、女の左様ニハと差留被置候得とも、切腹の時進出、是まで追付跡より可參と申介錯いたされ候と也、依之けなげなる女故、何様の事か仕出さんとかたく氣を付申候、次吉妻其砌ハ別而之なげきにて候得とも、月日重るに付てなげきもうすぐ成、六十日計に成て油断有之候得ハ、国分大川へ行、身をなげ相果申候由、夫より次吉一所に正興寺にほうむり為被申由候、文之和尚被居候正興寺にて

ハ無之候、次吉切腹二十五歳の由候、次吉子無之ニ付子孫無之候、此次吉ハ人の所へ參り秘藏いたし候植木などはハ何に成候哉など申取帰り、其外言語道断之仕方など有之候由

伊勢兵部貞昌為子孫書き残されし文句の事

無私仁而大公

伊勢兵部貞昌、右之句を為遺書子孫に残され、兵部殿所江掛物にいたし于今有之由

忠恒公関ヶ原合戦后始て御上洛の事

関ヶ原以後始而 忠恒公御上洛被遊候砌、福嶋正則安芸国押領にて入部被致候節、兵庫にて御取逢被遊候、正則別而悦、大坂に舟を返し、使者を以駿河に被申上候、其使者に此方よりも市来八左衛門差添被遣候、本田正純ニ付被申上候、夫より伏見にて御目見得有之、家康公御懇之上意候、忠恒公供奉いたし、殿中に参上致輩ハ鳴

津図書・比志島紀伊守・伊勢兵部少・敷根三十郎・高崎弥六、五士
と云々

惟新公関ヶ原御引退の時敵の城下にて後醍院喜兵衛事鳴津兵庫

只今罷通ると高声に被申たる事

惟新公関ヶ原御落足之時、敵味方陳場・城下にて、後醍院喜兵衛殿鳴津兵庫頭只今罷通ると高声に被申候となり、然るに 惟新様を始め何れも不可然申様と有之候、喜兵衛殿被申候ハ、左様ニ申候ハ、人々必死に罷成、強ミ付可申と存申候由被申候となり、此事を薬丸壱岐殿と申説有之候、薬丸壱岐殿、伊賀上野の敵城下ニて兵庫頭只

本田甚右衛門物語の事

鹿児島壱番の義者と申本田甚右衛門殿江、本城源四郎被申候ハ、人

の仕にくきと申事安^{事字脱款}きにて候、淨光明寺の坂を山伏上り來り候處、其山伏の面ほを拙者ふみ申候、又西田橋普請相済いまた人を通し不

申跡先江しきり有之候處を、拙者押破り通り申候處を、普請檢者見咎め差通さす候、拙者申候ハ、通り掛け候橋を不通してハ成申間敷

由申候て公事ニ成、夫皆々もらいに成、橋の真中より橋子をかけ拙者を中より河原江おろし申候と被申候得は、甚右衛門殿被申候は、人の仕にくきと申事ハ左様成事にてハ無之候、唐の聖人と申人の書物か有之候、其書物の様に諸事仕事か成不申候と為被申由候

久保七兵衛脇差なかこに刻み付し文句の事

久保七兵衛脇差之なかこに刻み付有之候ハ

念々有慈鳴呼福崎徳萬公一世不乱有運天逢無退事

裏に

生年十八歳久保與九郎

二つなきいのちも君のためならは
すゝしくからくすてよ武士

薩州住藤原貞良

吉野の市助なるものゝ用たる棒に書付し文句の事

今罷通り候と高声に被申候得は、皆々壱岐ハ殺害者ニて候とて、跡より可參由ニて御列不被成、跡より為被參由候、別に左様成儀為有之由候哉、如何土「 」にては敵人少し打出戦しとなり

吉野の市助かつき候棒に、喧嘩可買人あらバ売へしと書付候由、或人何といらざる事をと申候得ハ、買て売れハ手前ハ喧嘩せすと申候なり

はちす葉のおきこほしたる露の玉の
おわりや君かためにすてけん
慶長十五年六月廿九（読みメズ）□ 法印龍伯

右二付、新納忠元歌に

うらやましきへぬる玉のおわりまで
いともかしこし君の言の葉

右御焼香大龍寺御屋形御門まで被召寄被成下候と申説有之候得とも、国分御城御門にて可有之候、龍伯公慶長十年に国分新城江御移、同十六年二月二十一日新城にて御逝去被遊候、いつれか是なるか

高麗在陳中綿入式枚着用せさりし事
高麗在陳之節わた入二ツ着候人無之由、わた入二ツ着候得ハ、殿様御覽被遊候て「」其様に大着をいたしてと御意有之候ニ付て難着為有之由候、寒國にて別而さむく有之、陳小屋に大ゆるりを長く拵火を燒、いつれも両方より足を差し出しあふり寝申候て、殿様を奉始平生ハ打ましり主君の礼無之御座被成たる由候、加藤主計頭清正是を聞て、薩州ハ平生の礼ハ主従同様ニ有之、事立候節ハ主従立わかり候、寒暑を主従共にうれひ、辛勞を下と共にせられし故、武か強ひと誉被申たる由ニ候

國分小濱にて龍伯様雨乞御歌の事
國分小濱甲鈴大明神の神前にて、龍伯公雨乞の御歌

五月雨ハ雲重りてつねにふれ

うへて田の面のうるふばかりに

山田越前守有信入道理安死去龍伯様及新納忠元詠歌の事
山田越前守有信入道理安死去の時、棺を国分御城の御門まで被召寄御焼香被成下（理狀）、利安さらば、自分も頓而追つかんと御意被遊言上、御歌を手向被下候由、夫より同所龍昌寺のそば向花と云ふ所の前面川の端にてたひニ被逢候由

夫利安慶哲居士ハ山田越前にて猛心を専とし、疵を蒙り名の譽有事度々なり、然るに忠節の者なれば、内外をいわす召仕しに、予五三年の間心地例ならず、怠事なきを歎き身の替になんと、いひけるか寔成哉、夏の始つかたより病床に臥て、水無月十四日身まかりぬると聞て、不便さの余りに一首をつらねて手向とするものになん

光久公桜田御屋敷に御座候節騷動に対し伊勢兵部御諫止せし事哉と人を外へ出し見せ被成候得ハ、諸大名衆・旗本衆具足着たる方も有之、武具等相揃馬に乗御城の方へ引つるき通り被申候、光久公ニも御出可被遊と御意候得とも、伊勢兵部貞昌殿申上候は、先御見合可被遊候、御出被遊候ハ、時分は私より可申上候と被申上、御見合被遊候、然に間有之候得共、右騷動不止候ニ付、又々御出可被遊と御座候、然とも又々兵部殿より時分ハ私より可申上候間、御出之義は今少御見合可被遊としきりに被申上候ニ付、又々御見合被

遊候、然るに押付皆々塩々としたる様子にて御城の方へ参り候衆引返し被罷通候事、何そ無之、諸國の人はあわて為申事に、此御方ハ御出無之、外方にも薩摩ハ頼母敷と沙汰為有之由候

矢野主膳無双の馬術者なりしとの事

矢野主膳殿ハ無双の馬の上手にて 惟新様 中納言様へ御指南申上候人なり、高麗・閬ヶ原にも御供にて候、其時「」拾歳計之由候、或時 惟新様矢野を御背ニ「」せ、我か様馬に御成御心見御馬稽古被遊候となり、或時又 中納言様御馬に召御指南被申上候折被申上候ハ、御馬に召候を見申候得ハ、猿の馬に乗候様ニ御座候と被申上候を 光久公被聞召上、不届之申様なりと御腹立被遊、御殺可被遊之處、 惟新様矢野を御惜み被遊、御手をかふせられ、肥前長崎へ被遣候、其後間有之被召返候處、切支丹宗に罷成候ニ付、桜島黒神におゐて火あぶりに御殺被遊候となり

黄門様御供切腹せる愛甲次右衛門書付の事

久保七兵衛殿所へ有之書付に

自幼少至今日迄得御意候事七生迄之御縁かと存候、 黄門君之御供申候而切腹申候と思召被咄候ハヽ、あとにてうわさ草の陰にて

入相のかねもかきりの有と聞は

猶世にこそはおもはさりけり

形見く

虚白了無居士

愛甲次右衛門

生年廿八

久保平内左衛門様

右状布の手掛ニ書おくられぬるよし

伊作海藏院にて 家久公御歌の事
伊作海藏院にて 家久公御歌

おく深く砌ふかぬる杉むらに
つもれる雪は花にまされり

又一郎久保様御死去龍伯様御歌の事

一唯如（怒）参は弓馬の道をたしなみ、武士のたけき心を専として
前関白秀吉公異国退治の御下知にしたかひ軍陣暇なきに、こま・
唐土のさかひ唐嶋といふ所にて、文禄二年九月七日の夜、世を早ふ
せし事をつけしらするに、心まとひいへはさらなり、其比一首をも
手向まほしく侍りつれど、かなしさの余り、いとゝよせくる老の浪
にしつみ、歌のもとすゑもたゝよひ、たゝしからねハ、人目のひま
を忍ひ六字の宝号をはし「めに置」、六首をつらね、回向したてま
つるもの「なら」し 龍伯

なく虫の声ハ霜をも待やられて

あやなくかるゝ草の原かな
むらさきの雲に隠れし月影ハ

西にやはるゝ行衛なるらん

雨はたゝそらにしられん習ひあれや
憂折くの袖にかゝりて

見し夢の名残はかなきね覚かな
枕にかねの声はかりして

たつねてもいかましものを山寺に

ときおく法の深きこゝろを

筆をみきに弓を左にもて遊ぶ

人のこゝろや名に残らまし

閏九月廿三日

一唯恕参の追善とて龍伯老人のよみ給へる弥陀の宝号の詠歌に感涙

双袂をしほりて一首をつらねける

跡とへる言葉の玉の光にも

な「きか」ゆくへのみちハまよはし

濱田民部左衛門合戦場面色の事

濱田民部左衛門殿ハ、合戦場にていた手に不逢候刻ハ、いつも面の色さほふ有之ふるわれたるよし、勵かれ候ときハ、面の色赤く為有之由候なり

新納武藏守忠元の息女は鹿児島一番といふ醜婦なりしとの事

新納武藏守忠元の息女ハ鹿児島一番といふ悪女にて為有之由候、其事咄及び有川雅楽介「　」七歳の時、忠元へ直にもらひ妻ニせられしとなり、其後に伊勢平左衛門・同兵部殿出生ニて候由

山田彌九郎有栄の脇差の鞘金張なりしとの事

山田彌九郎有栄の脇差の鞘ハ、金にて張廻し置たる由ニ候、高麗晋州の城責之時候哉、諸手一同に乗込候刻、有栄も堀を越し乗込られ

候、其時指宿清左衛門殿有栄の与力にて被付居候か、具足之総角を取、此方へくと暗き方へ押やられた「　」、其後清左衛門殿へ何ゆへに城乗の刻此方へと押やられたやと被尋候得ハ、清左

衛門殿被申候ハ、御脇差金鞘候間、人々皆結構成物にて候と申ニ付、明るき方へ御勧候ハ、万一味方討もや可有之かと存付候ニ付て、くらき方へと申候となり、関ヶ原御退道之節、兵糧并金子相絶候ニ付而難致刻、右のきんをはつし御用に立てられ候由

貴久公田布施にて鷹野被遊之節溝御渡の事

貴久公或時田布施にて鷹野被遊候刻、溝江行掛り被遊候、此溝御渡被成かたく候て御廻り被成候得ハ、場所悪敷成候故、御供いたし候士一人溝江飛込申候得ハ、腰まで水かゝり深くぬかり候間、私の肩江御ふまへ御飛越被遊候へと申上候得ハ、貴久公御意被遊候ハ、士の肩をふまへ候事無礼之由被仰候、いや不苦候、御ふまへ被遊候へと申上候得ハ、左あらへゆるせと御意候而、御草履を抜、御手をいたゞき御ふまへ御渡り被遊候となり

川上因幡守久國恩送り物語の事

川上因幡守殿久國年寄候て、蜜柑・九年母などの実植をせられしに、或人申「　」年寄候三付、御一代の内ニハ御用ニは立申間敷由申候得ハ、尤自分用に立間敷候得とも、年寄たる人の仕立置候「　」我も喰候、又我等も人に喰せ可申存候、是か浮世の恩送りと申事候と被申候得ハ、其人こまり候由

中馬大蔵事績の事

中馬大蔵殿ハ刀にて人切られ候にハ、大形一打にて埒明候由なり、東郷藤兵衛殿重位大蔵殿へ被尋候は、御方ハ多く人を切たる人にて候、手こたへ如何有之候哉と被申候得ハ、手前ハ大形一打にて切

たをし申之由被申候となり、大蔵殿ハ人を多く討候人なれとも、一

世に薄手をも不負人の由候、惟新様別而御秘藏の御腰付の人にて

為有之由なり

中馬大蔵殿出水に被居候時、惟新様江被申上候ハ、私事当所物主に被召成可被下候、左様ニ御座候ハヽ、諸人私の下知に相付可申候間、合戦仕よく可有之候、只今にては諸人私の下知に付不申候間、合戦仕にく候（ヽカ）御座候由願被申上候得は、出水物主に被召成候となり

中馬大蔵殿ハ 惟新様別而御心易被召仕候人にて、間々出水より鹿

児島江差越、御前に参上被仕候、惟新様加治木江御隠居被成候砌、或時大蔵殿御機嫌伺に出水より参上被仕候、大蔵殿参上之節ハいつも御手料理を被成下候、然に其用意も不相見得候ニ付、御前を罷下り御暇申段御側之衆へ申置罷帰られ候、然に些間有之、大蔵ハと御意有之候ニ付、御側之衆いや大蔵ハ先程御暇申上罷帰候由被申上候得ハ、さあそれ早々よひ可申由候ニ付、則走番にて御用候間、早々参上可被成由申つかはされ候得ハ、最早半道計被参候を呼、御用被遊候由、何とて早く罷帰り候哉と御側之衆へ御意候ニ付、御側之衆、大蔵殿へ其段被申候得は、いつも罷出候節ハ御料理被下候得とも、今日ハ其御用意も相見得不申候ニ付、今日ハ御料理不被下候間、定而御暇ニテ有之へくと存罷帰候由被申候得は、其段御側之衆より被申上候得は、扱々其通ニ而候哉、今日ハゆるヽと可咄と思ひ、いまた其用意も無之候、しかば料理いたし喰せへくと被仰、みつから御料理被遊候て被下候由

惟新公加治木より鹿児島へ舟路御越の際瀧ヶ水にて毎に座頭歌

御うたわせられしとの事

惟新様加治木より鹿児島江舟路にて御越、瀧ヶ水の前御通り之節ハ座頭歌を御うたひ、又御うたわせ御通り被遊候由、いかにとなれハ、秀吉公薩州江御下向之時、歳久より降参被成間敷由頻に御諫め被成候得とも、御降参被成候、歳久ハ始終無其儀如此ならせ給ふ、依之歳久ハケ様之儀にて相亡、惜き器量笑止の至と御気晴にして為有之由に候

玉川伊豫守逸事の事

玉川伊豫守ハ浮田中納言秀家卿の家臣にて弓の達人なり、世に聞得有武士なり、秀家卿閥ヶ原敗軍之以後、御当家を御頼有て御下り、牛根ヘ二、三ヶ年被成御座候、其後八丈ヶ嶋ヘ流罪被成候時、右之玉川伊豫・山田半助兩人ハ御用ニ被相立可申士なりとて被進置候、此方歴々の衆より又新参者と申て、二、三ヶ年か間ハ伊豫押籠にて御目見へもなく、或時 黄門様御意有之候ハ、北郷伊豫ハ弓馬之達者と聞及、かれに馬を乗せて御上覽可被遊候由被仰出候、依之御厩より御馬を出シ候に、 黄門様御覽被遊候て、あの馬ハ誰か下知にて出しけるかと御尋なり、三原左衛門佐さし図にて御座候と申上候、御意被遊候ハ、彼の馬ハ三疋共に悪馬なり、伊豫事ハ新参者にて此地にて知者ハ月日ならてなし、鳥の子の巣より落たることく、左様の者に右式之仕形別而悪敷致様なり、我乗料の小沢を出させと被仰候て、小沢に御乗せ被成候となり、伊豫ハ馬も達者にて美事に乘掛御目候、左候て伊豫御意之趣以後承り、泪を流し、扱もヽ難有上意なり、我ハ主君秀家の跡を追ひ、八丈嶋江渡り、再ひつかへん

と思ひしなり、是聖人二君につかへすと言所なり、然れどもケ様の御心中承るより、最早此地にて命を終るへしと被申、始終御奉公被仕候、或時又御城山に火入、鹿児島中騒動致す時、簾をおひ馬に乗り一番に掛付て御門之脇に将机によつて被居候とそ、土持平右衛門より御側江御詰可有之と被申けれハ、我等こときの新参者ケ様なる騒動之砌ハ御側無用に存候、御譜代之衆御詰あるへし、拙者ニは御門を堅めますと返答いたされ候なり

木脇納右衛門切腹の事

木脇納右衛門ハ勝たる勇士にて、兵庫忠朗江被相附加治木へ居住被致候、然に忠朗殿へ度々諫言被申上候得とも御用ひなく候、依之加治木を立退候、右之氣保ニ付興国寺へ寺領被仰付、其後宇宿於脇田切腹被仰付候、右寺入之内、児玉筑後殿子息新四郎殿、若年なれとも常々咄に被参候、左候而切腹之前日注進被申候ハ、扱明日ハ何とも御笑止千万ニ存候、脇田におひて切腹被仰付筈にて、親之筑後と讚良善助殿へ今日檢使被仰付候と被申候、納右衛門返答ニ、扱々其方若年にてよくも被申候もの哉、乍然我も最早とくに存たり、是見られよと頭之手掛を取候得ハ、髪をそり、然も小鬢に被致居候、切腹之日ハ上戸柱より舟ニ乗て脇田へ被参候、親類中より為暇乞重之内とも被遣候に、まんちう有之、一ツ二ツ喰てから、児玉新四郎江被申候ハ、我ハ今死ぬるとおもへはまんちうもむまからず、御身沢山に被喰よと被申候、左有て切腹之時、児玉筑後殿へ被申候ハ、介錯被成てから立て見せ申さんと言ハれけれハ、筑後殿より人の首落て立と申事ハ有間敷と被申候、是ニハ返答もなく居られ候か、介錯の後のひ上り被申候となり、此咄ニ付てハ段々説多く御座候得と

も、右之趣児玉四郎兵衛直咄を黒葛原可山被聞置候事

納右衛門殿戸柱より脇田までの舟中にて、讚良善助殿江被申候ハ、御自分刀ハきつ不切申と承候などと云て、少々過言にも被申候となり、納右衛門殿介錯ハ筑後殿被成筈ニて候、然に納右衛門腹十文字に切破り、腸の出まで筑後殿ハ鹿児島の方に向て立見して被居候、納右衛門殿余りのにくさに、あの毛虫か何つやまんかといわれるとなり、其後介錯被致候、筑後殿ハ納右衛門殿の類中ニて候事

平田大休坊殉死の事

平田大休坊 黄門様へ殉死被仕候時ハ、大棚をかき、下ハ蒔山ごく積上棚に載り、薪に火を付させ焼死致され候、大休申され候ハ、自分は沙門の身なれば、身に劍をたてすして生ながら火中に入らんとて如此被致候となり、其昼鎌田弥右衛門殿大休坊宅に被参候而、晩の御暇乞ニ可参候、何時にて有御座候哉と尋にて候得ハ、晩ハ夜入候半と被申候、其時家来を呼て、何角首尾方之儀とも被申付様子にて、弥右衛門との被帰候而、夕飯を仕廻被申に、大休の火定に入らるゝと注進有之、はしをからりとなけ捨被参候得ハ、最早棚に火もへ付て火炎まいかわし、表にも火付候時分なり、鎌田弥右衛門御暇乞に参り候と高声に被申候得ハ、大休声つくろひ三度被致候、其俊棚焼落し火の中へ落入被申候ニ、其時までもりんの音聞得申候由、古今例もなき勇士にて候となり

黄門様能に用る籠御自身御細工の事

黄門様或時花形見の能に用候籠御自身被遊御細工、御側廻りの衆へ御見せ被遊候得ハ、いつれも拝見仕奉褒候、伊東肥後御呼被遊御見

せ候處、一言も不申上落涙いたしもみ損し候、 黄門様御機嫌悪敷御入被遊候、御側廻之衆肥後に被申候ハ、今日勝れて御機嫌も能被成御座候處、其方仕形悪敷故御入被遊由取かけ、いつれもしかり被申候處、何様とも返答不被申、間も有之御側廻之人を以、先程之しかた何様之了簡有之いたし候哉、其段可申上由被仰出候、肥後謹而上意之趣奉承知御受被申上候ハ、私不調法之仕形ニ付而御手打とこそ存罷居候處、存念之趣可申上旨被仰出、身に余り難有奉存候、乍憚可申上候、 殿様御年生壯に被遊御座、文武之道に御志を被寄、國家之御政道專ニ御心を可被寄候處、遊芸に御心を被碎候儀、何とも笑止千万に奉存候、是と申も畢竟忠臣御持不被遊、御諫言申上人無之、扱もはかなき御事と奉存候得ハ、不覺落涙仕、もみ損し候由被申上候、暫間有之候て、御看經所之様に可罷出之由、御側廻之人を以被仰渡候、肥後ハ最早御手打よと存罷出候處 中納言様御意候ハ、其方心入之段被聞召上、別而深切之心入御感心被遊候、畢竟御先祖様御神靈之御守りと被思召上、此刀之儀ハ丸田伊豆守正房へ備前兼光作御見せ御打せ被成候處、出来も宜敷、切も勝れ候故、御秘藏被遊候得とも拝領被仰付との上意にて頂戴候、正房之宝刀至子孫于今相続申候、正房宝刀其時三尺余り有之たる由、今ハ摺上て二尺六寸余り有之由なり

守龍住持の事

守龍と申ハ福昌寺住持西侯氏之出家、初興國寺住持之節木脇納右衛門」 「興國寺へ寺領被仰付置候處、守龍より抱置候者を被殺候儀、出家之一分不相立由にて寺を逃し、此国にハ難罷居由にて色々被制候得とも、高岡まで被参候、其節鎌田左京亮と申人被遣候

に、於高岡留候へとも中々承引無之候、夫ニ付左京より最早無是非仕合候、此上ハ御出家一分不相立も、又左京御奉公之一分不相立も同前に候、此分にて鹿児島へ難罷帰候、切腹可仕候、是までハ出家之御役に御引導被成可被下候由申掛候得ハ、思ひ切たる様子に被銘、夫程に存候ハ、可罷帰候「 」御殺被成候を恨候而立退申も出家之道、左京切腹させ候而是弥出家之道難立由にて、鹿児島へ被罷帰候、御使拝勤候者ハ、一大事之思ひきり兼而可有覚悟事なり

穎姥主水切腹の事

穎姥主水と申人ハ文武二道之馬上之達者にて、千本松原にて二間之鑓を馬の走るに不障様に達者いたし、朝鮮国にても無比類軍功有之候處、朝鮮にて 忠恒公御難儀候場にて致立見、過言等仕候ニ付、忠恒公別而被遊御立腹、切腹被仰出候處、御家老役衆談合にて、主水儀は勝たる武篇之勇士、事に望てハ御用に相立人にて候迪、屋久島へ遠流にて候處、 忠恒公其後首尾能朝鮮より御帰朝、以後為御慰御供多人数被召列南林寺小松原に御出、騎馬の人海に馬乗入、歩行衆ハおよき皆々小練いたし、至極御慰に相成乎、御機嫌能被成御座候、御意にハ、爰より正建寺仙山の方を見るに、前には小川流れ、朝鮮の新害（塞カ）に能似たり、それニ付思ひ出す穎姥主水事、敵方に立ふさかり働之有様目さましき事なりし、しかれども万能一心に替るとかや、不届有之切腹為申付と御泪くみ御意被遊候ニ付、伊勢兵部殿 御前に罷在、扱もよき御序と存被申上候ハ、主水事先年切腹被仰付候處、余り武篇勝たる者にて御座候ニ付、自然御用にも相立可申と我々申合、命を助け屋久島へ遠流申付置候、最早多年に及候間被召直被下度被申上候得ハ、右之段被聞召上、別而の

御立腹にて、扱々彼大科人の主水を今まで召置候事言語道断不届至

極被思召上候、早速切腹可申付旨被仰出、兵部少一期之不出来御取

成之後悔為被致由、扱檢者として久保七兵衛殿・田中後藤兵衛・尾

上可罷越由、右三人江御直三屋久島渡海被仰付被差越候、主水は釣

に出居被申候處、十文字之小差立たる船見得候付、何その事の有へ

しとおもひ嶋に帰られ候、扱右三人嶋へ着、宿をとり休足いたし居

られ候處、主水少々ハ知被申候右之衆の旅宿のまへを大だら一腰に

てそろくと被通候間、三人之衆ね入たるふりにて被罷居候、主水

事猛氣人にて檢使之衆もこり居被申候由、主水居所ハ少し高き所

にて、入口ハ瀬戸道にて龜相に難行所に候間、三人ともに行なは一

人も生而ハ帰るまし、先口にて可申越候と談合有之、貴所事先年遠

流被仰付置候得とも、此節切腹被仰付候間、田中後藤兵衛・尾上仁

右衛門・久保七兵衛檢使として被差越候段、前世之宿縁と存候間、

御望次第壱人御相手に可成由被申遣候處、主水返答に、何ぞ望も

無御座候、上意候上ハ早速切腹可仕候、然とも 上意打杯に被

仰付候ハ、各よりおめくと打れ申覺悟にてハ無之候、家來于今

四、五人罷在候間、折角相勧、三人共に返しハ致間敷と為存事候、

御懇懃に承之上ハ、少も異儀無御座候間、此方へ可成御出候、致切

腹可掛御目と返答故、三人之衆被參候、其中に尾上氏ハ古より主水
入魂有之候間、主水母より音物など頼被遣候、尾上氏ハ主水へ為形
見硯石を為被遣由候、何そ可進と存候得とも、可進品も無之候由為
被申由、扱又母へ状壹通遣申度候間、御届可被下候由にて、尾上氏
へ状壹通被頼候、其状に

不慮に御勘氣を蒙り可被相直と存候外、切腹と被仰出、何事も前
世の報ひそと思召候へ「」

穎娃主水

母上様

主水辭世に

誰れもかく二度覚ぬひとねむり 二期の夢も曙

鳴津大膳久豫の事

鳴津大膳久豫御事ハ隠謀之企有之由相知れ、御取らへ有之筈に相究
候、其時ケ様之大人をからめ候ニはしんくの縄にて無之候得ハ難成

との事なり、御持合之人無之候に、鳴津岡書久通野州これに壹筋持

合候とて懷中より御出被成候、左候而鎌田出雲殿御宅江芍薬の花見

に御出可被成由にて御請招有之候、召捕之檢使にて山田昌巣、取手

ニは桐野仲左衛門被仰付候、出雲殿其席之次之間にてとらへ候は、

大膳大力にて流石之仲左衛門も捕留かたくに、昌巣老より上意を以

御手を留候と有けれハ、それよりハ御働無之候、屋久島へ遠流被仰

付候處、舟之側にてあぎをつけ、舌を喰切り御果被成候となり、其

時より東郷の旧領被召上、日置計に成候

伊勢平左衛門親父は有川雅楽介なりし事

伊勢平左衛門殿親ハ有川雅樂介殿にて、本ハ有川氏にて世々有川と
名乗り來り候處、慶長大乱之後東照宮御旗本衆伊勢稻葉守殿、伊勢
平左衛門殿參会之節、因州被仰候ハ、其元有川氏御名乗り被成事ハ
如何様成訳にて候哉と御尋候、平左衛門との答被申候ハ、有川ハ伊
勢之小名にて御座候、我か家筋ハ伴大納言頼盛より以來段々相わか
れ來り候、依之有川名乗候由返答にて候、其時因州より被仰候ハ、
扱ハ左様にて有之候哉、庶流有之よし我か家にも申伝候、自分家庶

流無別条候、自今以後伊勢名字免可申候、伊勢之二男家可任之よし
被仰候と、其後伊勢名乗被成候事

四本縫島原合戦にて多く敵を打し事

四本縫殿嶋原にて城之下浜手の方干潟有之候に、壱町計干潟を通先に多岩有之候、其岩を楯に取毎日敵を駆候、數多之敵を射落し候となり、右干潟城より近く、矢道烈しき所にてひとごとに通る事難成、晴れる場所にて右のはれ場所にて敵を被射候、依之縫殿とのハ鉄炮の上手と名をよばはれ候なり、右之働他国之人見候て、他國衆の内より老人縫殿へ被申候ハ、明日ハ御介抱を頼申由被言候、縫殿被存候ハ、自分ニハ鍬のゑをとり漸く渡世いたす事なり、然る処何とて彼の人之介抱なるましきと存候て成間敷之由返答被致候、翌日も又干潟を通り敵を被駆候に、彼人も右之場所へ鎧振かたけ参候て、九年母を壱ツハ自くらひ、頓而城乘いたし候か、彼人終に不被帰にくわせ、壱ツハ自くらひ、頓而城乗いたし候か、彼人終に不被帰候、其時縫殿の存当り、扱も自分に介抱を頼と言しハ、二の目をつき、一世のおくれを取心外之至かなと大きに悔被申候となり

東郷肥前入道重位示現流上覽に備へ并に坊泊地頭の事

東郷肥前入道重位八十余歳に被罷成候節、光久公江被申上候ハ、私余命も無之罷成候ニ付、是までの御暇乞に示現流上覽に奉備存候由願被申上候處被仰付、嶋津安芸守久雄於御宅御上覽被遊候、重位弟子中被召列備上覽候、薬丸大炊兵衛事ハ二才にて為打出しに參上仕候、其節之兵法重位高弟子衆までて候、大肥前殿事ハ光久公御前不宜ニ付不被罷出候、翌早朝薬丸氏江大肥前とのに為

出、大炊兵衛殿へ被仰付候て、扱も昨夜ハ浦山敷存候、誰か兵法を能被見候哉と御尋にて候、大炊兵衛殿より答被申候、重位之達者は中々今時之二才衆などの成る達者にてハ無之候、大野正右衛門殿兵法勝れて能相見得申候、御親父様之重位より上方にて可有御座候、拙者ハケ様見及申候と返答被致候に、大肥前殿にも、拙者も常に左様とぞ存るなり、是を見られよとて、懷中より大野正右衛門と書たる札を御出し被成候となり、其節罷出候人ハ、児玉筑後・本田半兵衛・国分丹後等、此衆中にて候となり、大炊兵衛事ハ三十余にて候

大肥前殿ハ惣奉行と被仰付、坊泊の地頭重位より引次に被仰付支配被致候、然處に坊の住人速水吉左衛門と申人無双の兵法すきにて、肥前殿宅にも節々罷出兵法稽古仕候、或時肥前との坊泊へ被差入候、其節右之吉左衛門所曖など方江願出候ハ、今度御地頭御差入ニ付而ハ何とそ私に御用聞被仰付度奉存候、御地頭様ニは兼々御心安候、其時縫殿の存當り、必私に可被仰付としきりに願申出候、依之吉左衛門へ御用聞申付候、吉左衛門心中は少し間有之候ハ、示現流之示に預度との念望にて如斯願候となり、然とも昼夜ともに役々相詰候て終にも透無之候、然るに一乗院より請招被致候而、終日之馳走にて夜入まで為居られ候、其夜ハ月も限なく冷風吹て、肥前殿にも機嫌よく被居候、今夜ハ御一宿被成候へとの事にて、其夜ハ寺に被為居候、右之吉左衛門も一所に罷在候、住持并役々の衆御休み可被成之由申上候而退出候、吉左衛門爰そ能時分よと存候而申候ハ、扱肥前様私事数年御存知候通御流儀信仰仕候、何とそすこしの御示しに預度奉存候、鹿児島へ罷越候節ハ御弟子中多く御出被成候間難叶御座候、今度御差入につき御用聞願相勤も此一儀申上けん為にて御座候

と云けれども、肥前殿御聞被成候而、成程其方か心中言わんとても能

知たり、流儀は奥意を語り聞すへしと有けれハ、吉左衛門不斜悦相

待居けるに、大肥前とのね入被成様子なり、吉左衛門さても無情御

事哉と恨被居けるに、肥前殿より吉左衛門と高声に被仰候得ハ、驚

御答申候、ね入はせん哉と被仰候、曾而ね入不申候、いつか語り被

遊候哉と存候處、貴公様社御ね入被遊御様子にて御座候、奉恨罷在

候と言けれハ、さらば語りて聞せん、ある者か故郷を久々に帰宅す

るとして道をふとまよひ、爰そとおもひ行しに深谷有、細き丸木橋あ

り、渡らんとすれば不叶していか、せんとおもひ居けるに、向に声

をかけて追つ返つ相戦、能々みれハ我親なり、扱も親とおもふ内

に親を切ふせたるをあれハ、不覺右之丸木橋を走り渡り、親之敵を

打得たり、其後二度と其橋を渡る事ハならざりと御語被成けるとな

り、大肥前とのハ上手にて、二橋の意味をたゞの咄に被成けるもの

なるへし

川上因幡久國の家来藤井四郎兵衛殉死の事

川上因幡久國の家来藤井四郎兵衛事ハ示現流上手にいたし候、因幡

殿へ殉死の契約申置、因幡との死去の節供いたしけるとなり、切腹

候節跡より大山挾持せ申候、切腹の場所へ暇乞に御出被成候かた

く申候ハ、若き時分ハ血氣に任せ、此挾にて首自殺を可致と存候

て拵置候へとも、年罷寄ごうごも不自由にて其儀不相叶候、夫故に

介錯人江宜相頼申候、拙者ニハ扇子腹をいたし、いつれもの御目に

可掛と申、腰肌を抜、しわ腹を扇子のかなめきわにて声をかけて引

廻す様子、中く目もあてられんほどさましき様子なり、然るを

後より介錯いたしけるとなり

篠崎覚左衛門兵法数奇及示現流の事

篠崎覚左衛門との兵法数奇にて折角修行被致時分、大肥前殿へ被申

上候ハ、私事御弟子中数百人の打出し仕候に、終に肥前殿之様に討

人無御座候か、因幡殿家來の藤井四郎兵衛ハ間々肥前殿之様にすま

しき討を仕候と被申ければ、肥前殿より被仰候ハ、成ほと四郎兵衛

ハ上手にするよ、然れども風かあしきよと被仰候、又風ニハかもは

ん物なりとも被仰候、左様に被仰候ハ、一偏に心得さる様にとの思

召なり、覚左衛門殿ハ入道して「 」真と言しハ此人なり

大肥前より東郷與助へ問答の事

大肥前殿より東郷與助とのへ被為問候ハ、示現流の意味ハいかなる

物と存候哉と御尋かけ被成候ニ、與助との答て被申候ハ、春駒の己

か氣を得ていくひろもしれんかけの上に、片足ふみかけ大空に向て

いななく様なる物と存候と被申候得ハ、肥前とのいやく草打喰て

おるものなりと被仰候となり

黒葛原周右衛門息女腹立の事

黒葛原周右衛門殿ハ東条萬左衛門を討し鎌田弥右衛門との孫なり、

公事相済候而後、弥右衛門殿黒葛原氏へ見廻ニて候得ハ、息女以之

外腹立にて、扱も年ハうつさひものなり、鎌田弥右衛門と諸人より

も言ハれし人の跡之大出合を仕出し、相手よりハ切込と言沙汰有之

に、御見廻も不被成候、相手の方より只今切込いさ來らんなど云時

は、女ながらも喰付まともいたさんと存候に、扱も年ハはかなき物

にて候と言はれ候、弥右衛門殿より返答に、御身の歯ハ強き歯な

り、昔も切込くと言て切込之例もなし、夫故見廻もせざりしといわれ候となり

石原愚見老物語の事

吉見貞右衛門屋籠の事
吉見貞左衛門屋籠之時、物頭には大山主馬殿・丹生弥兵衛殿・児玉四郎兵衛との・種子嶋次郎右衛門殿被仰付取に被参候、左候而家之内江皆々詰入、右往左往に戦候、くらさハくらし同士討杯有之候哉、大山主馬とのハ貞左衛門か首をひしくに被討候に、平討にて候、丹生弥兵衛とのハ三尺壱寸の定差にて被働くに、はりに切付自在に無之由、其上深手負被申候、児玉四郎兵衛とのハ別而念の入たる人にて、大小之刀を弥兵衛殿見せ、自分にハ初（始カ）終刀ハ抜不申候と届被申候となり、其時火を吹立候足輕有之候、鉄火ばしを首にさし、火を吹つけ候となり、坂口何かしなり、去年表方江被召出坂口次郎左衛門ハ右之子孫にて候となり

四本縫光久公へ御目見の事

光久公御老年東日御通路之砌、四本縫殿「」凌（綾）被召移罷居候付、御泊之場所へ致参上、土筆のくろいてを苞壱ツ致進上懸御目候、近習の衆何者なれハ 殿様にも御丁寧に被遊御意候かと皆々被申候ニ付、 光久公被遊御意候ハ、かの者ハ四本縫と言ものなり、若き時分ハ武功勝れしものなり、当時ハ綾に居住せり、本ハ伊集院へ居けるものなりと被遊御意候、縫殿より其時 光久様へ申上候ハ、朝夕芋を被下罷居候、数年難儀に御座候間、何とぞ御高少々被成下度由願被申上候、 光久様其筈之儀なりと被遊御意候而、高三拾余斛被成下候由、子孫于今綾に罷居候由

丑二月廿四日薬丸氏にて石原愚見老に会しけるに、石原翁の物語二是、自分等若年の比まで嶋原江被立候仁禮九郎左衛門存命にて候、九郎左衛門殿へ嶋原の次第を尋しに、九郎左衛門殿成程嶋原へハ立しかとも、合戦の手に不合、依之軍物語不存候、しかしながら自分の立し次第を語りきかせんと、扱自分事ハ一番立より願しかと不被仰付、漸く三番立に被仰付候、出水米之津より船にて嶋原へ渡るへき賦にて、賦の間ハ米之津町へ止宿いたし罷在候、夜中に遠く神鳴どろめきの様に聞へ候ニ付、亭主へ尋けるハ、雨ハふり候半哉と尋申候、亭主申けるハ、あれハ嶋原の石火矢の音よ、御身立（達カ）ハあの玉の下にたちめす筈なりといふ、扱もと思ひしに舟も時分能しと申ニ付、夜明舟に乗候に、其月入時分嶋原に着候、舟頭共此下に御入被成候へと申に、依て塩の様に有之候下に入候、追付城より打出し候鉄炮の玉上を通り候、あの垣の様に有之候ハ、皆仕寄の竹たばにて候、段々に竹たばにて仕寄有之候、薩摩陳の尋参候に、爰と申所に参候、左候得ハ、足軽共柴屋に御入被成、他の小屋へ自分で申ても、みたりに一向御出被成間敷由稠敷申候、其次日 光久用事ニても、みたりに一向御出被成間敷由稠敷申候、其次日 光久公江戸より御下着有之候、殿様御宿被成候上ハ、城責可有之候間、似合敷勵可致と存所に、 光久様へ松平伊豆守殿より薩摩へ御下り、御父中納言殿御病氣御覽なされへく、大切のよし承及候、必々御下可被成由しきりに被仰候ニ付、無是非御下向被成候、直に其御供被仰付候、依之御供いたし罷下り候、依之合戦の手に不合、軍物語ハ無之候との咄にて候

関ヶ原合戦之節川上四郎兵衛忠兄罷登被申并永野勘左衛門戦死の事

関ヶ原勝戦之節、惟新様上方江被成御座、石田殿へ御組合之由御國江相聞得、御家老川上四郎兵衛忠兄罷登被申候節、出水にて中馬大蔵江逢被申候ハ、上方にて殿様石田殿へ与合被遊御合戦有之筈候間罷登可申由被仰候、其時永野勘左衛門へ申聞、御跡より可参由被申候、左候而勘左衛門へ被相聞候得は、我等ハ老母有之候間、それへ暇乞いたし跡より可参由被申候、大蔵ハ肥後水俣之様に被参候得ハ、四郎兵衛殿船ハ最早出船仕候間、それより陸を被参候、左候而殿様御前江被召出候而、永野勘左衛門ハ不参候やと御尋被遊候、

大蔵被申上候ハ、勘左衛門ハ老母有之候間、片付方仕候而跡より參上可仕よし被申上候、追付勘左衛門も被登付候、左候而翌日之合戦に勘左衛門戦死いたされ候、勘左衛門子孫ハ于今長嶋に有之なり、大蔵子孫ハ出水に有之なり、後々 惟新様加治木へ被遊御座候處被參候へハ、殿様手洗鉢を御小姓共と御直被遊候、御申候ハ大蔵參候間隠し可申由御意被遊候、最前か程ハ 殿様御直ニ御料理被遊御喰ハせ被遊候由、加治木にて関ヶ原以後大蔵江御庖丁人料理いたし御喰せ被遊候へハ、殿の尻かこへたと申てくわすして罷帰被申候由申伝候なり

久保七兵衛殉死せざりし訣物語の事

嶋原合戦の際山鹿越右衛門敵五六人突殺たる事
嶋原江切支丹一揆楯籠候、山鹿越右衛門敵五、六人小高き所に居候を越右衛門只壱人にて突殺し候、然共手負槍下之首を取事不叶、士壱人走来て、永井信濃守か家来の者にて候、見申せは手負被成候首を取て可進由申候而、敵も五、六人手負を引まとひ退所を追掛首を

取、山鹿に渡しけるとなり、其後山鹿江戸に相詰候而罷下刻、濃州大垣へ致宿候へは、先年島原にて首取て吳候人尋来て、拵もく先久々得御意候由申、御方御通路於有之ハ必可掛御目と存、町宿へ薩州之人御宿之時分ハ知らせ可申由兼而申付置候に、今夕薩摩衆之御宿と承、人を遣見せ候へは、山鹿殿と申ニ付御見廻申入候、拵先年鳴原にての御働、今に難忘執着に存候、依之御方の武篇を倅にあやからせ申度召列候とて、十二、三之児同道にて酒肴持参候、越右衛門殿不及辞退、さらば乍慮外盃を進せ可申とて、腰ニさげ候水呑にてさし被申候、酒済て此やしうふハ直に倅に可被下とて所望故、被遣候となり

黄門様へ殉死の衆田の中へ仮屋の事

黄門様へ殉死之衆ハ、福昌寺之下田の中に仮屋を構、其中にていつも切腹被致候、愛甲次右衛門打立被出候に、福昌寺門前之辺にて最早切腹之人桶に入、親類衆附添被参候、次右衛門誰にて候哉と尋被申候得ハ、山田大泉と被申候、然に次右衛門扇子にて桶の上をたゝき、大泉早く御仕廻被成候、頓而追付かんと言て被参候となり

久保七兵衛殿も 黄門様江殉死の御約束申上被置由、されとも松平伊豆守殿より諸国の殉死被相止候間、七兵衛殿ハ殉死不被仕候、傍輩衆見廻候て被申候ハ、御辺ハ 殿様へ虚言を被申上候由、いつれも笑被申候得ハ、七兵衛殿返答に、自分は 殿様の下人にて候間殿様次第二仕候、殉死仕れと被仰候得は可仕候、止候得と被仰候得は相止候、なんと浦山敷ハなひかと被申候となり

山伏の屋籠上意打ニ付久保七兵衛十四歳の少年にして智略を以て切腹せしめたる事

或時、山伏之屋籠有之候、上意打を被仰付候衆右山伏手利故込り居候由、小路にて右之相談仕候処に、久保七兵衛殿通り掛り被申候が、聞とがめて、各は何そ只ならん事を被申候、我等通合候、不肖に可承由被申候得は、二才衆被申候ハ、御辺若年にて被聞事にて無之候逆不被申候、されとも強而被申候得は、さあらハ申聞せ候はん、彼山伏屋籠を上意打被仰付候ニ付相談いたし候由被言候、七兵衛殿彼の山伏ハ手利にて候間、各も自由ニハ成間敷候、我等了簡候間参候、我等家内より出るまでハ各ハ門外に可被居由被申候得ハ、いつれも其通許容被申候、左候而七兵衛殿本より山伏と知音なれハ、戸口より無刀にて内江入、山伏かひさになん掛り被申候ハ、御辺不案内故 上意打被仰付、門外ニ数多參被居候、とても難叶候間自分を御殺被成候て切腹可被成由被申けれハ、山伏感し、扱もく若年之志忝候、さあるハ切腹可仕逆切腹致候由、後に被申候は、彼の山伏我を切申候ハ、のんぞに喰付可申と存、ひさに寄かゝり候、のんとに喰付時分ハ音有之候ハん、其時各かけ入討取被申にたよりあらん、喰付候所ゆるしハ致間敷と思ひ居候と語被申候事、其時七兵衛との十四歳にて候由

伊勢兵部少輔貞昌へ旗本の本田三彌と申者山田弥九郎息才なりやと尋ねし事

伊勢兵部少輔貞昌江御旗本の本田三彌と申人、山田弥九郎殿ハ息才に被成御座候かと尋被申候得ハ、兵部殿より成程息才に罷在候、今ハ民部と申候、扱何之御知人にて御座候哉と尋被申候得ハ、関ヶ原

之時分に近付に成ました、拙者ニハ内府旗本ニ罷居候か、西國方崩口旗本の若面々に手槍ゆるされ、我一益ニ相勧候、其時 惟新走の老故退口に掛りて、薩州の殿之大将と槍を合せんと申掛候得ハ、薩州の山田弥九郎と名乗て馬の平首に槍添返答せられ候、勢中々目も見合かたく、拙者にも不覚五、六間引退候、其時の知人に御座候と語被申候、兵部殿より又昌巖へ咄被申候得ハ、山田氏の返答に、夫ハ拙者にて無之候、中間か返答候事有之候、其時ならんと被申候

東郷家の口上覚由緒書の事

東郷肥前入道重位於京都示現流之兵法相伝仕候儀を 中納言様被聞召上、其比之御師匠体捨無ニ鋤東新之丞へ大龍寺於御屋形立合被仰付被遊 上覽候、新之丞太刀少も出不申重位打勝申、首尾能御座候、左候而御前退出仕相扣罷居候処、御奥江罷通候様 御意候ニ付、參上仕候処、中納言様御自身御腰物を御抜掛け被遊、御立合候重位木刀にて首尾能仕候ニ付、被遊 御悦喜、則座御師匠之御契約被仰出、国分 御上様御酌にて御土器頂戴、御腰物拝領仕、冥加至極難有仕合御座候、夫より御兵法御指南多年相勤申候、依之難有御書及數通頂戴仕候、殊に御高千石被成下候処、余恐多奉存、千石之内先四百石申請、残り六百石差上置候、且又坊泊地頭職被仰付候、其上居屋敷之儀も 中納言様態と被遊御差出、御見分之上御見合にて拝領仕候、御城近辺且又上下之人数稽古最寄まで被遊御考、屋敷被仰付候由御意にて候、且又世俸肥前並亡父肥前までは御代々御師匠被仰付 中納言様・寛陽院様・泰清院様及數度被遊御光儀候、右之通御代々様御指南仕、御參勤之御供多年相勤申、流儀無隱罷成候事

重位事 中納言様御参勤御供仕候砌、伏見御川船に玉川伊豫御小者

壱人御船頭壱人重位被召乗候處、加藤肥後守殿御家中衆へ於中途參合、右乗船之引繩御船之上を引通申候ニ付、御船頭其繩を切申候ニ付舟流候、乗衆立腹仕、陸江揚御船引繩之水手を追払、其繩を取御船を陸壱式間引寄申候、御供船ハ御跡にて御船壱艘にて為相究砌ニ成立申候、中納言様被遊御覺悟、伊豫・重位其覺悟、重位既に水に飛入可申と仕候を 中納言様御長刀之石突にて御押ヘ、時分ハ御存可被遊由御意候ニ付扣居申候、其時右抜身にて御船へ仕掛候者共も、重位氣色且又此御方様と見知上ヶおもなく引取為申由にて、其場首尾能御座候、其夜伏見江被遊御着、御月見に御差出被遊候而、重位被召出被遊御意候ハ、今昼之儀御究被遊候處、御運強く候て事も不出合、右之者共相逃し、扱右之者とも之内頭立候者御見知被成候ニ付、陸江御上り候ハ、先壱番に右之者を御討可被遊と被思召上候、重位ハ何様ニ存居候哉と御意候、重位申上候ハ、私儀ハ左様ニハ存不申候、敵之差別不仕間、近き者共より壱人も打もらさぬ心底に落着仕居候通申上候得ハ、誠に其筈に候、尤に被思召上候、扱其方儀何様之刀にても相済候儀は被遊御存知候得とも、今日も九寸五部を用ニ付、其段御心掛候御腰物之内、別而御秘藏にて候得とも、是を被成下候間、末々まで相伝候様にと御意候而、関禪定之御脇差拂領仕、重位より亡父肥前まで身を不放秘藏仕候處、泰清院様切れ勝候刀兼て御尋被遊候處、右脇差之儀被及聞召、御望に被思召上候ニ付、亡父肥前より差上申候、別而御秘藏被遊候處、於江戸御病氣御大切被遊御座候砌、御立願として愛宕江御上ヶ被成候、其後伊勢平左衛門申請、于今格護仕候事

重位事 龍伯様・惟新様御前江折々被召出、御両殿様より御筆をも

頂戴被仰付、今に格護仕來申候

惟新様御意候ハ 中納言様御事、示現流へ成ほと被遊御心掛候ニ付、別而仕合被思召上候、弥以已後共之御指南可申上由、難有御意共御座候事

大猷院様御取立之柳生飛驒守殿一、二之弟子、福町七郎右衛門殿・寺田少助殿より元和八年春之比、於江戸重位立合を望被申候、天下衆之儀御座候得ハ、遠慮仕居申候得とも、強再ひ望ニ付、伊勢兵部殿へ御差図、重位立合候處、兩人共に少も太刀出不申、重位打勝ち申候、依之右兩人則重位弟子に被罷成候、右之願神文等子今格護仕候、右福町殿・寺田殿儀ハ 公方様御打出にて能御存之人にて御座候由、其節之立合之砌、重位より強く当り申候而、壱人ハ其以後痛相果為申由候事

大猷院様より其後重位示現流之儀被聞召上、中納言様へ重位事御所望為被遊由ニ御座候得とも、中納言様御秘藏被思召上候ニ付、重位儀ハ相果申候通為被仰上由候、依之其以後御参勤之御供に不被召列候事

御仕置に被仰付候科人討手に折々被仰付、或ハ宿所、或ハ於中途も參逢次第段々討取申候事重位一世度々相勤候、且又橋口小藤太御成敗之時分、鎌田前左京・重位兩人江 中納言様より被仰付候節、則光之御腰物重位江拂領被仰付、右御腰物を以重位首尾好小藤太を討果申候、右之段々 中納言様被聞召上、以之外御機嫌能被成御座候、左候而御意御座候ハ、右腰物殊之外大切に為仕由被聞召上候条、先可被召上候、右代は重而御見合可被下之由御意為被遊由候事重位隠居被仰付候砌 中納言様より御意候ハ、当分之高にてハ難続被思召上候ニ付、為隠居料御高百石被成下難有頂戴仕候事

重位年罷寄相果候砌、寛陽院様御光儀被遊、難有御意被成下、誠以恐多冥加至極奉存候事

祖父肥前重方儀、寛陽院様御若年之砌より流儀御指南申上、毎度難有御意共御座候、依之弥流儀繁昌仕候、重位引次に坊泊地頭職・町奉行まで被仰付候、且又御郡新規被召立候砌之儀、肥前江被仰付置候、且又御郡座新規被召立候砌之儀肥前江被仰付、最「」より相勤、御役座規模も相究候、其後御分国中一統ニ大御支配被仰付、多年相勤申候、御朱印御高不足仕候處、致都合候外に増御高式

万四千石余出来仕、結構ニ御内檢御成就有之候、右増御高ハ、郡座付御藏入に別立被仰付置候、其以後肥前見立を以右御高之所務にて新地御仕明仕候處、諸所之地方相応申、大分之御高出来仕候、夫より当分ハ帖佐与御藏入と唱申候、其節より新地之儀相始り、肥前勲功于今御郡座へ相知申候事

祖父肥前重方事御朱印御高致不足候處、以勲功致都合候ニ付、別而御喜悅に被思召上候由にて、為御祝御料理被下、其上御褒美として先御高式百石被下之旨被仰出、拝領仕候事

亡父肥前重利、若き時分 審陽院様御參勤之御供仕候處、大猷院様被聞召上、古藤兵衛入道重位子孫にて可有之候間、流儀可被遊上覽由被仰出候ニ付、寛陽院様被仰上候ハ、重位子孫にて流儀相伝仕候得とも年若御座候、重位嫡子今に存命罷居候間、國元より召寄、流儀可被備 上覽旨被仰上候處、先藤兵衛兵法を可被遊上覽之旨被仰出、御日限まで相究候節、無程上様御不例に被遊御座御他界ニ付、其儀無御座候由、其後 大玄院様御兵法御師匠被仰付、多年御指南申上候、依之 泰清院様御事及數度被遊御光儀候、將又備前兼光之御腰物拝領仕、今に格護仕置候、諸事難有御意とも段々有

之、亡父宅にも數度被遊 御光儀候、御筆等まで頂戴仕冥加至極御座候、且又先祖代々不相替坊泊地頭職被仰付、其後方々江地頭職御縲易有之候、左候而御兵具奉行吟味杯まで被仰付、江戸御參勤御供

數度相勤候事

寛陽院様より亡父肥前重利へ早川之名字御免被下候ハ、肥前事於他國も方々使者をも仕候得ハ、於他國も差支儀も可有之候間、向後ハ他国にて早川肥前と相名乗可然由ニ付、早川名字御免被下、名乗來候事

中納言様御代より 審陽院様・泰清院様・大玄院様御師匠相勤候故、正月二日弟子中召列登城仕、於御前兵法初被仰付、殿様にも御むすひの兵法被遊候而、御旧例程に御座候、依之御益頂戴仕、弟子中不残於御前御匠孟教被下來難有仕合御座候、右之通御前江も肥前事ハ毎度被召出候處、肥前事病氣に勞、御前へ罷出候体にも無之、中納言様より重位へ示現流之儀末未に至断絶不仕様心掛申儀、御奉公之第一にて候と折々為被遊御意候由、肥前相果申砌までも為申聞置儀に御座候事

寛陽院様御代に、示現流元祖并重位位牌所・能学寺相立申度由祖父母前代に申上、御免被成下、難有御意に候、弥取立可申由被仰付候ニ付造建仕、善吉和尚并重位位牌所安置仕置候、殊に 中納言様御筆重位絵像被遊、末々まで相伝候様にと被仰付致拝領、于今格護仕置候、年首には絵像掛弟子中旧例之兵法始仕来候、且又能学寺へ寛陽院様兩度、泰清院様一度被遊御光儀、難有次第奉存候、其上上使 御通道之砌、右能学寺へ両度御宿被仰付候、寺之由緒委細為被聞召上候、且又善吉和尚位牌寺、京都天寧寺へ能学寺之儀相知、

先年兩度使僧有之候、尤書状往来有之候事

右之通段々難有被召仕候ニ付、先祖代々至拙者まで折目之 御目見
仕候節ハ、二種一荷御太刀目録進上仕、御札申上來候、私まで家一
筋之儀を以、段々難有被仰付候事

戌八月廿三日

木脇休作祐秀朝鮮番船破の際手負の事

木脇休作祐秀ハ、朝鮮番船破の時手負、海へ落入うかみ被居候を、

惟新様御下知にて引揚、 殿様御ひさ枕役取にて養生被成下候、其厚

恩勝れたる人なり、関ヶ原御陳之刻、例之俟にて、東国勢と御取
会、御側無人之時、休作馬上に長刀を持、薩州之今弁慶名乗かけ参
るを御覽被遊、千騎のいきほひと被遊御意候、元和五年七月廿一日

惟新様御逝去之砌、加治木春日の川原にて殉死被致候、其時殉死
之人々江介錯いたし、自分ハ跡に残り、岩のはざまに柄を立置、夫
にぬかれて相果被申候となり

木脇祐秀親父刑部左衛門肥後八代にて戦死辭世歌の事

祐秀の親父刑部左衛門殿ハ、肥後八代の内花之山城にて戦死なり、
其時辞世に

うつ人もうたるゝ人ももろともに

浮世の夢ハいまそさめける

日新公御逝去の時貴久公御歌の事

日新公御逝去之時分 貴久公御歌に

龍伯様或時新納拙齊の手をちよと御取ありケ様の時も歌出るか
と御意に対する歌の事

龍伯様或時拙齊の手をちよと御取、ケ様の時も歌が出るかと被仰候
に

光りなき深谷かくれの夏草ハ
高根の松に見こそたよはね

惟新様朝鮮御渡海の節拙齊歌及惟新様御返歌の事
惟新様朝鮮御渡海之節、拙齊舟元まで送り候て、歌に
あちきなや唐土までもおくれしと

思ひしこもむかしなりけり

惟新様御返歌に

唐土や大和をかけてこゝろのみ

かよひ思ひそふかきとハしる

押川強兵衛十一歳にて水俣陣見物及び死去の年月の事

押川強兵衛ハ元亀二年辛未十二月朔日誕生なり、天正九年水俣陣見
物として兄河内守ニ相付差越候節、本ゆひに矢文を被射付候、其節
河内守より新納拙齊に其矢を掛御目候処、近く寄候にこそ矢を射付
られ、然とも身にあたらざる事ハ、運命長久にて武辺者に成候半と
殊之外褒美有之候事、其時十一歳にて候となり

寛永六年巳四月廿九日強兵衛死去、五十九歳なり

被遊御歌の事

又八郎忠恒公幸侃御手討被遊、高雄山に御寺入之時、非人の珍敷歌詠候を御聞被遊候て

山里のあるしかをしてすまんより

都のしつの身となりてまし

非人の歌は

雲の上ハ風もおよはすおのつから

木の本にのみ花そちりけり

黄門様或時御番所にて朱鞘の刀御覽持主財部甚五郎と御物語の事

黄門様或時屋形御番所の前を御通り被遊候に、朱さやの刀有之候を御覽被遊、彼刀持來れ、刀の主も呼候得と 御意有之候、左候而右之者罷出候得ハ、其方親此刀ハ秘藏いたし候、是を見ても思ひ出しかわゆき事なり、扱其方親ハ予に殉死の約束を致置かれとも、伏見にて討死いたし、其儀難叶候、汝親の名代に殉死可致之由 御意有之候に、御返答申上候ハ、親にハ親の了簡有之御契約為申「」にて可有御座候、私ニハ御断奉存候、只今にても御馬前の討死ハ可仕候得とも、御殉死御供之儀ハ御断奉存候と申上候、殿様以之外御褒美にて、親にもましたる者なりと御意被遊候、右之人ハ財部傳内左衛門子甚五郎と申候、此嘶薬丸長左衛門殿より承候

大山六右衛門秀綱死去の節黄門様東郷肥前守を御使として御歌を手向ありし事

大山六右衛門秀綱死去之節、 黄門様東郷肥前守を御使にて御歌を

手向被下候、右之 御歌に

誰とてもあはれハ知らん世の中に

あたし泪の袖のうへかな

于時寛永八年二月十五日、大山平六祖なり

平田三五戦死新納拙齊歌の事

庄内成敗之比、平田三五とて無双之美少年戦死之節、新納武州入道拙齊あはれにおもひ

昨日まで誰か手枕にみたれけん

蓬かもとにかゝる黒髪

と被詠たるとなん

光久公桜嶋山手前より御泳の事

光久公或時桜嶋に被遊御光儀候處、横山八、九町手前より海に御飛入、横山さして御およぎ被遊候、横山御仮屋下江御上り被遊候得ハ、御跡に大成ふか頭を出し申候ニ付、御近習之衆より、扱々御運御強き御事奉存候、只今御跡に大成ふか頭を出し申候と被申上候得ハ、光久公被聞召上、又々則海に御飛入からず嶋をさして御およき被遊候ニ付、御供之面々肝魂も身に不附、あきれ被果候、然とも無何事からず嶋御あかり被遊候故、御近習之面々被申上候ハ、ふか頭を出し申候も只今の事にて御座候處、則海に御入被遊候儀御運強けれハこそ候へ、あぶなき被遊方之由被申上候得ハ、光久公御意被遊候ハ、其方共ハ分ケを不存ものかな、太守之生来果報にて、何そ魚・鳥のゑじきならんや、若又魚・鳥のゑじきに成程の運にて、三ヶ国の太守に成ても面白からず、いわんや乱世之砌はと被遊御意

候事

光久公御所望なりしも島津甲斐竟に小歌うたわざる事

嶋津甲斐殿事小歌之上手之由兼而 光久公聞召上られ候故、西目

御参勤之節、於伊唐嶋被遊御意候ハ、今晚こそ兼而被聞召上候甲斐

小歌御前より御望可被遊由にて、夜入時より御酒盛始り、夜中に御

意にて、三度御所望被遊候、又御近習之面々より度々所望にて候得
共、甲斐とのうたひ不被成候、夜明候節其通にて御酒盛済申候、翌
日御近習之面々より甲斐殿へ被申候ハ、夜前御意にて三度まで御所
望被遊候處、御うたひ不被成儀如何之由申候へは、甲斐との何とも
返答無之、につこと打笑被居候故、又々脇より三度までの御意を御
背之儀無心元由被申候、其時甲斐との大の眼を見開き被仰候ハ、御
家老役を相勤候者 太守之前にて小歌杯をうたひ候儀曾て無之儀な
り、各儀とてふりまらにて踊狂ひ申ても、御前「 」にて

光久公御細工所の細工人へ御心付の事

光久公御代諸人より進上之目録請之へき上下によらず御細工所に被
遣、漆にて黒御塗らせ被遊候ニ付、細工奉行より御納戸奉行に被致
相談候ハ、御前より塗に御下ヶ被遊候ふき殊之外箆相成手よわきへ
きニて候、然を漆にて黒塗に仕候得ハ、殊之外御損にて候間、手強
へきを相調塗調申候ハ、御為にも候由被申候ニ付、御納戸奉行より
右之段被申上候得ハ、 光久公被遊御意候ハ、左様仕候得ハ宜敷
儀上にも御存被遊候、もとより此内より塗調差上候へき不相立候、
然とも右へき御塗らせ被遊候儀ハ、塗仕候者とものかつへさるやう

にと被思召上候故、御塗らせ被遊候間、此内之通塗調可差上候、以
後とも左様成こしやくなる事に気を附申間敷候、惣て細工人之細工
無之時ハ、色々の悪心を起し、盜人又ハ火をつけ申候、左様候得ハ
殊之外大き成御損被遊ものにて候由被遊御意候事

光久公波江野仙千代江戸へ御召列の事

光久公御代に波江野仙千代と申町人若衆有之候、後に波江野幸右衛
門と申、母は山野田與左衛門と申候て 光久公御心易被召仕候もの
ゝ姉にて、右仙千代事須摩仁右衛門と申鞍打之弟子に付て稽古仕候
故、御参勤之節仙千代母御内証より仙千代事須摩仁右衛門弟子にて
御座候間、此節之御供立仁右衛門同前江戸へ被召列可被下旨奉訴候
故、三人賦被下江戸江可被召列旨被仰出候、御供之衆御家老種子嶋
藏人殿被承、則被申出候ハ、町人に三人扶持被下、江戸へ被召列候
儀跡々無之儀御座候、御赦免被仰付士に被召成置候ハ、格別之事御
座候、然は當時鞍稽古仕候とて、町人を侍に御赦免被仰付候先例無
御座候間、此儀ハ御意にても絶て不罷成儀御座候、此節御参勤之御
供藏人に為被仰付事御座候得ハ、藏人より右之段申上候儀尤至極に
被思召上候、流石家老職之申分程有之由被遊御意候事

新納近江事悪業を働きたる届ニ依り取調相違の儀新納一睡より
言上の事

或時 光久公嶋津市正殿被召列築出し御茶屋被遊御入御意候ハ、新
納近江と申者、比日致夜行往来之者に疵を付、或ハ人を打果、昨晩
行屋におゐてひ人をねち殺し申たる由目附之者とも申出候、近江事
御由緒有之家筋之者なれハ、少々宜敷事もあらは御取立被遊度平生

被思召上候処、格別之仕形、其上御仕置さまたけに成候儀を仕候儀、言語道断不届至極被思召上候、凡國家之仕置と申ハ、親き疎きにもかまはす、善惡ニ付而正道に取行を御仕置とす、猶以親きハ悪事有之時、重科行事仕置候專一とする所なり、然時ハ近江仕形達上聞悪行於無別条ハ切腹被仰付、家を御禿可被成候、新納一睡ハ同名之事候故、早速近江宅へ参、容躰見届委細可申上、殊之外被遊御立腹候御意ニ而候、一睡奉畏則近江殿宅へ被行、しばらく有之被罷帰候故、市正殿を始御近習之面々一睡之一言によつて善惡相極事ニ候得ハ、片頭をのみ被罷居候、光久公被遊御覽候、一睡何様ニ有之候哉と御尋被遊候、其時御意とハ格別成事ニテ御座候、近江永々重病におかされ存命不定相見得申候、只今之様子にてハ中々廿日ハこたへ申様子に無御座候、いわんや昨晩行屋にて人をねち殺し為申なと、ハ思ひもよらざる事にて御座候よし被申上候、光久公被聞召上候、につこと御笑、左様こそ可有之と被思召上候、最早御落着被遊候、近江杯下々之者之様左様悪行ハ不仕筈なりと被遊御意、以後近江殿病氣快氣之節横目頭被仰付、御高三百石被下候事

光久公下方御越の際飢米被下たる事

或時、光久公下方に被遊御越候、彼方にて飢に及候もの余多有之候ニ付、皆共飢米被下候、左候而御帰館被遊、竹之内助市を御呼被遊御意候ハ、此節下方に御越被遊候ニ付、其方ニ別而能御みやけ可被下旨被思召上御呼被遊候よし御意候、助市より被申上候ハ、難有次第奉存候、何様成ものを御みやけに被成下候哉と被申上候、其節被遊御意候ハ、其方事平生慈悲を被成候様と度々申上候、此節於下方飢に及候もの余多有之ニ付、飢米を被下候、なにと能みやけに

て可有之と御意候、此時助市被申上候ハ、夫ハ小人之慈悲とて母わらんへの仕事にて御座候、國主之慈悲と申ハ左様之飢人國中に無之様仕物御座候由申上候、其節 光久公御意尤至極被思召上候、以後共御心得可被遊儀と御意被遊候事

光久公御下向の際伏見にて佐土原鳴津式部御面会上下着用ニ付御申含の事

光久公御下向之節、於伏見佐土原之鳴津式部殿是も江戸江御登ニ付伏見ニ被居、此御方御屋敷ニ参上にて御機嫌能被遊御意候、御祝儀被仰上候、御支度裏付上下御着用にて候、右ニ付 光久公被遊御意候ハ、於江戸方々公界も仕候ものゝ支度に気をつけ、旁如何敷被思召上候、今日御機嫌伺參上候ハ、麻上下着用可仕事ニ候、以後共左様成事に氣を附可申由御意にて御呵被遊候、兩日有之、又々式部殿御屋敷參上被成、其節ハ麻上下にて候ニ付、光久公御意被遊候ハ、此内ハ御着之御祝儀に參上にて候得ハ、麻上下着用之場所にて候、黑白も不分支度之由御意にて、殊之外御呵被遊候事

光久公每月御日待被遊之事

光久公毎月御日待被遊候ニ付、増山曾兵衛と申而御咄御相手毎度參上之人被申上候ハ、 殿様之毎月之御日待ハ如何奉存候、出家・山伏皆々共左様仕候、 殿様ニは御身之為ニは御日待不被遊候、諸士ハ本より之儀、御領國中之諸人之為御日待被遊候由御意候事

光久公細工人肱岡市左衛門へ唐しんちうとて被下しハ全く金にて返上申出たる事

光久公御前に、或時肱岡市左衛門と申細工人罷出御用被仰付候節、市左衛門へ是ハ唐しんちうにて候間被下候由御意にて、六寸廻計之からしんちう被下候ニ付、拝領罷帰、其晩拝領仕候由にて金具師へ被見せ候處、金具師申候ハ、是は唐しんちうにて無之候、金にて候由申候ニ付、翌日罷出、市左衛門より申上候ハ、昨日拝領被仰付候唐しんちう、夕部金具師へ見せ申候處、唐しんちうにて無之、成程能玉金にて御座候由申候ニ付、返上仕候由申上候、光久公被遊御意候ハ、夫ハ成程能しんちうにて候間申受候様にと被遊御意候、市左衛門申上候ハ、下手にても 殿様よりハ唐しんちう・玉金ハ能見知申候間、返上仕と申上候、光久公被遊御意候ハ、大馬鹿を申候と御笑候事

光久公十二月御煤さけの節畳敷附片二付御申付の事

光久公より二之丸御普請被遊 綱久公に被進候、十二月御煤さけ之節、末々までも畳敷附候儀被遊候、時々敷附不違様敷附可申由被仰渡、其通敷附有之候事

光久公於江戸上野へ御仏詣の際大雪降なりしに御乗物の戸を開き御手を出し居被成たる事

綱久公於江戸上野被遊御仏詣候處、大雪降申候、然とも御乗物之両方之戸御開き、御乗物之敷居之上に両之御手を御のほせ被遊候故、御駕籠廻之衆より、殊之外大雪にて御座候間、乗物之戸をさし被遊度奉存候、御よわく被遊御座候得ハ寒に御あたり如何奉存候由被申上候、其節被遊御意候ハ、人間ハ貴賤上下皆共に五軒五倫ハ何そ為替儀ハなきものなり、くわこの善根に依て貴人と生れ我ケ様過、こ

の善根に依て只今三ヶ国之嫡と御生被遊候事、同人間ながら一命を捨てう「 」 われ候、今日の大雪別而御供之者とも難儀仕候、せめての事に御手計成共雪に御うたせ可被遊と被思召上候由被遊御意候よし、始ハ御身之あたゝか成内ハ御手之甲にふり申たる雪消申候、後ハ御手之ひへ申候故、御手之甲に雪つみ申候由候事
弘文院殿ハ芝御屋敷前行の際ハ必ず乗物より下りたる事
弘文院殿ハ芝御屋敷之前を御通之節、不依風雨何時にても乗物より下り御通ニ而候様子、薩摩守綱久殿ハ聖賢之道を守、當時日本之賢人成、左様成人之門前を知人にて無之疋も乗打をいたす事如何之由候事

綱久公六月御下向暑氣強く御供の面々へ喰物被下方三付、御近習役必至困入たる事

綱久公六月御下向之節、於御道中江田武兵衛ニ被仰付候ハ、其方ハ御先に参、何そ食物類有之近辺にしづら御駕籠を可被遊御立候間、すゝしかるべき場所見立て申由被仰付候故、武兵衛御先に参、御意之場所を見立御駕籠被立候、其節御近習役之人に被仰付候ハ、今日殊之外暑氣強有之候、御供之者共別而難儀仕候間、何そくわせ候様にと被遊御意候故、御近習廻計可被下候哉、外様にて可被下哉と被申上候、 綱久公御機嫌悪く御様子にて、今日致御供候者共ニは不残くわせ候様被仰出候故、家中之草履取類まで不残被下候故、其辺之茶屋ニ水一しつくも無之候、左候而追付被遊御立、御一宿之御本陣に御入、先刻御取次之御近習役を御呼被遊御意候ハ、先程御供之者へ何そくわせ候様被（仰脱カ）付候節、御近習廻計可被

下哉、又ハ外様まで被下候哉と申上候、我等ニは御先祖様御代々五百年来御相続為被成御家にて候得ハ、三ヶ国之町人・百姓至まで外様と申者老人も御持不被遊候、其方ハ外様之何様之と申分為存様子候間、それよりこれまでを外様と申候哉可申上旨被仰出候故、右御近習役之人必至と迷惑被仕畏居被申候、其時被遊御意候ハ、此節ハ被遊御免候間、以後共左様成不恕之言葉出申間敷候、其無案内にて為申にて可有之候、表方之諸士承候ハ、其方を差置間敷由被遊御意候事

綱久公福昌寺御仏詣の際住持被召出死罪に処られし面々弔として小判十両住持へ被下し事

綱久公或時福昌寺江被遊御仏詣、住持を被召出、御直被遊御意候ハ、御仕置を被遊候に、先盜を為仕は何方にても死罪に被行事之、然とも盜にも段々品有之候、様子ハ我身老人之弔を以極老之父母を介抱仕者、永々大病におかされ快氣を得ても長病之困窮〔 〕上、しかし渡世続も無之、目前に父母かつ命に及候故、無是非致盜者候可有之候、是ハ孝にかへざる盜にて候得共、致盜候上ハ死罪に行して不叶事候なり、或ハ又生付どんにしてものいひ分明ならん者、盜を言かけられ、言分ケ候事難成、殺さるゝも可有之候、或ハ又主を殺たるものハ、親類まで死罪に被行なり、其親兄弟右式之大悪を少も不存ものなれとも、大罪の故、是又親兄弟死罪行所なり、然は右式之者共誠にむさんの仕合、別而かわゆく被思召上候、依之住持前にて此金子を以、能々弔させ候様にと被遊御意、小判十両御懐中より御出、御手渡被申候、住持泪を流、誠以難有仕合、只今之御意にてハ、たとへ弔不申候とも成仮可仕候、為其菩提所にて御座

候間、御金を頂申に不及事候間、御寺おゐて能々弔ゑさせ可申由にて、御金を被差上候、其時被遊御意候ハ、思召有之御金御持參被遊候間、じたひ不仕、受用仕候様との御意にて、御金住持に御渡被下候事

綱貴公御用御聞に対し有川設楽之助より言上の事

或時 綱貴公常磐谷に御入御一宿候節、有川設楽之助より被申上候ハ、殿様には余り御用を強御聞被遊候故、御草臥可被遊と奉存候、依之奉存候ハ、御用之格を被遊御定、たとへ八十のものを三ツ程も御聞被遊、残り七ツハ御家老被承被相濟候様に被遊度奉存候由被申上候、 綱貴公被遊御意候ハ、致左様ニ候ハ、御用品少く御聞被遊儀ハ上にも被存候、先以其國之諸人之父母として子をおもふ利あらんや、御家老中なれば、万事可然可有之候、然とも爰に人に借たる情有之候、其情と言ハ、家老中に仕置之事を任置候か、万一心不届にて、諸人も痛罷成儀無之哉と被思召上候時ハ、けつく御用御聞被遊候より御氣をつかわるゝ故、御草臥被遊候、たとへバ此節設楽之助ハ在國被仰付、江戸へハ不被召列候、依之孫子之五方にハ定て親分を頼み可申候、其親分ニハ別而正直ニ律儀哉儀、万事功者我にましたるものを頼可申候、夫にてだに何と念遣にハ不存候哉と被遊御意候事

喜入安房息女又八郎様へ御縁与御書付の事

喜入安房殿息女又八郎様へ御縁与被仰渡候節、綱貴公御用筆之御書付を以安房殿へ被仰渡候ニ付、安房殿より被仰上候ハ、被成下候御書付私家之記録にも罷成事御座候間、何とそ御判被遊被下度旨被仰

上候、綱貴公被遊御意候ハ、縁与類之儀三御判は難被遊候、以後何様之儀も有之、戰功有之候時被遊様無之由御意候事

様有之候得ハ、別而御仕置之妨に罷成候、たとへ筋々之通表方相付申出相済申事にても、一言にても申上候ハヽ、其訴訟相違間敷候間、此等之儀平生心中存詰罷居候儀第一に候由被仰付事

綱貴公へ御包丁人原金右衛門より天門冬云々言上の事

綱貴公御代に天下之御庖丁人原金右衛門殿と申人、此御方様御心安

御立入之芝御屋敷に被参、綱貴公に御取次を以被申上候ハヽ、

公方様御事天門冬別而御好物御座候、早晚六月土用に焼酒と一所に

御差上被成候、天門冬御好物之故最早無之候、尤脇方にも有之候得

共、脇方之天門冬ハちいさく風味能無之候、御用に不相立候、依之

御内証より右天門冬御差上被成度候、公方様も左様に被思召上

候由被申上候、綱貴公被聞召上被遊御意候ハヽ、公方様被召上

候物を、御内証より被差上候儀曾而不被罷成候、御用にて候ハヽ、御

用番御老中を以被仰渡候ハヽ、何程にても可被差上候、被召上候物を

御内証より被差上候儀絶而不被成由被遊御意不被遊御上候、右公方

様ハ綱吉公にて候事

綱貴公常磐谷に御一宿有川設樂之助・山下喜右衛門の兩人へ内

証云々決して無之様御意の事

綱貴公常磐谷に御一宿被遊候節、有川設樂之助・山下喜右衛門兩人

に被遊御意候ハ、其方とも事御心易御前に被召出御咄等被遊候儀、

構而出頭仕と存間敷候、平生御用等余多被聞召上候故、御世話のみ

にて被遊御座候間、御なくさみの為に被召寄御咄等被遊事之間、是

又別而其方とも平生心中に左様に存詰罷在可申候、様子ハ其方とも

御心易候ニ付てハ、諸人より御内証にて達上可被下杯と頼申者可有

之候間、何色不依訴訟等之儀一向受合、御内証より申上間敷候、左

加世田に兄弟の百姓親孝行者あり御褒美の事

加世田に兄弟之百姓有之、母壱人介抱申候、別而孝行有之候、或時

書院御縁かハに御出座、右孝行之百姓兄弟共白砂に被召出被遊御

覽、御用人鎌田後藤兵衛殿御取次にて被仰渡候ハヽ、其方兄弟壱人之

母に孝行有之候由達、上聞、神妙被思召上候、江戸江相聞得候而

も正道成御仕置ニ、其方之様成孝行人御領国に有之候もの御沙汰、

是又他国之聞得別而御満足被思召上候、依之為御褒美当作来候御藏

入式拾五石不残永代作取に被仰付候、是又下々とハ乍申道を相守、

兄弟之者今日被遊御覽候ニ付ハヽ、壱人に青銅弐百疋ツヽ四百疋被成

下候由被仰渡候、右兄弟之者難有被仰付候ニ付、加世田曖座江罷出

申候ハヽ、私とも母に孝行仕候ニ付、御褒美被成下候、私とも何そ是

社と申孝行不仕候ニ付てハヽ、被下候御褒美申受候儀如何之由申候、夫

曖中より其方兄弟別而孝行有之儀ハヽ、國中之諸人存之所にて候、夫

故右褒美被下候と申、誠之孝行といつれも申候事

於江戸綱貴公上野御仮詣の際大雪降りにて御供衆へ粥被下候事

於江戸 綱貴公上野江被遊御仮詣候處俄雪ふり、上野御寺内ひざつ

ぶしに雪かゝり申候、御帰館之節直に桜田御屋敷護摩所に被遊御入

候、然處何様之御用にて候哉、御先供之内山本傳左衛門早馬にて何

方江被參候哉、一時余り有之被遊御立芝御屋敷御玄関に被遊御入候

節、御用人野村太左衛門殿より御供之諸士、一身者御駕籠之者下々まで被仰渡ハ、今日上野江被遊御仮詣候処、俄大雪にて御供之者別て難儀仕候、依之桜田御屋敷に御入、彼方より山本傳左衛門早馬にて被遣御供之面々粥相調くわせ候様にと被仰遣候間、物奉行所下あるひハ御台所へ参、粥を被下候様にと被仰渡候、いつれも難有奉存罷出申候得ハ、味噌漬大根にて粥を被下候、相良市郎左衛門殿御納戸奉行にて被致御供候、殿様ハ御玄関より御入御書院を御通御近習番所より御座之間に御入被遊、市郎左衛門殿ハ近道罷通、御先御近習番所に被參被罷居候を被遊御覽、市郎左衛門殿を御ひさ本に被召寄被遊御意候ハ、其方ハ野村太左衛門殿より何様にも不承候哉と御尋被遊候故、市郎左衛門殿より被申上候ハ、御供之面々に粥を被下候由承申候よし被申上候、其時被遊御意候ハ、左様承候ハ、其方支配下之者ニハ何とて右之段不申聞候哉、今日之大雪御乗物に被召候てさへ御難儀に被遊御座候、いわんや歩行或ハ其方などの様に馬上にて御供仕候者別而難儀有之と被思召上、桜田御屋敷に御入、山本傳左衛門に被仰付、早馬にて早々粥を相調置、御屋敷ニ御入候ハ、則くわせ候様にと被仰遣、左様成御志を其支配之者にも不申聞、其方計御近習所番所に參候儀、支配覺悟詮無之候、以後共万端氣を付候様にと被遊御意候、雪ふり出し候より御乗物の戸を御ひらき、先年綱久公被遊候通被遊候事

綱貴公江戸御在宿中国元御屋形焼失二付御尋問の事

綱貴公江戸江被遊御座之節、河野造酒之亮殿御前に被相勤居候処、御国元より御使有之、御屋形御焼失之由申來候、其節被遊御意候ハ、御屋形御焼失ニ付而是人死ハ無之哉と被遊御意候、いや人死ハ

壱人も無之由承候段、造酒之亮殿より被申上候、又被仰候ハ、武具ハ燒候哉と被遊御尋候、武具之儀ハ大形燒失仕候由被申上候、又々被遊御意候ハ、御代々之御記録ハ何様候哉、壱ツも燒不申候由被申上候、大事成御記録を三番目に被遊御尋、人死を一番に被遊御尋諸人難有奉存候、扱二、三日有之、御国元へ御使有之候ニ付、平生御前ニ被召置候柄矢五拾本、武具燒失之由候間、先是成共と被遊御意、御国元へ被遣候事

綱貴公夏御下向の節備後国矢嶋より御乗船の后筑前小屋の瀬より御上陸御下向被遊之事

綱貴公夏御下向の節、備後国矢嶋より御供立之船ハ御跡に被召置、小早小鷹丸に被為召、惣御船立より先御下向被遊候、筑前之国芦屋河船に被為召、川上りに小屋の瀬に御着、夫より種子嶋彈正と御名乗無御泊昼夜御供計にて御下向被遊候、御駕籠之者も無之、次人足にて御駕籠を廻し御通被遊候、種子嶋彈正と御名乗被遊候故、宿々に御茶屋御入候儀難成、宿々に薩摩問屋老ツ有之御入被遊、肥後國八代に御入被遊、薩摩問屋と申に御入被遊候処、極々古く有之、きたなく有之に付、朝五ツ時に御立被遊候、御駕籠廻し人足もいた不參候、御歩行被遊候、其時御供ハ御茶道田原友雪・足輕馬渡橋助・御手道具持永田稻右衛門・御草履取園田新平四人計之御供にて八代川を御越之節ハ、御船之上にて御手道具を御杖を被遊御突、左候而道々被遊御意候ハ、其方共ハ未朝食を不被下候哉と御尋被遊候、其時皆共未今朝不被下よし申上候處、被遊御意候ハ、嘸ひたるく可有之候、乍然昨日より食事を不被下候、朝食も不被下候と存候故、心草臥申候、身も草臥申候、只今平生なれハ昨日よりくわぬ、

今日もいたくわんと申候、乱世之節ハ生死之難儀を仕、七日も八日もくわぬ筈に候、左様成事ハ武士と申者ハ何日不被下候とも、道を如何程あゆみ申と心見罷居事ニ候、御前にもいた今朝御膳不被召上候、ひたるく有之候而も堪忍仕候様と被遊御意候ニ付、皆々とも是に勢ひ付御供仕參候、八代とひなく之間三里有之候、一里半程御越被遊、此間に高き岡有之、右岡之半分計より水出申候所にて御腰に御さけ被遊候御水呑にて右水を被召上候節、吉田右衛門次郎殿次人足にて御駕籠を持せ被参、御駕籠被為召候半哉と御申上候、被遊御意候ハ、ひなくも今少に成候間、御歩行可被遊候と御意にて候、其時被遊御意候ハ、御駕籠之内に紙包物武ツ有之候間、右衛門次郎殿取て可差上旨御意にて候、則取て被差上候、道の片原之芝之上に御かゝみ、右武ツ之紙包より御つくね食四ツ、焼味噌武ツ御取出、右衛門次郎三は最早今朝食を被下候哉と御意にて候、右衛門次郎殿被申上候ハ、私儀ハ只今八代にて食被下候と被申上候、其時四ツの御つくね食武ツの焼味噌を五ツに御手つから御分ケ被遊、壱分を御前江御取被遊、残り四ツ分ハ田原友雪・馬渡橋助・永田稻右衛門・園田新平四人を御呼被遊、御手渡被成下候、誠以難有儀不淺、新平存候ハ昔之衆殉死を申上候ハ、ケ様成事之節にて可有之候間、御約束可申上と存候得共、公儀御法度之儀にて候得ハ、右之段申上候儀如何と存差扣申候、刲被成下候食老親ニ持下りくわせ可申と存候得共、只今にても何事も有之、はしらせ可被遊と被思召上被下事と存当申候故則被下候、左候而ひなくに御着小船に被為召、佐敷之様御越候処、其日武百十日にて候故にても候哉、大夕立両度参、風も立申候ニ付、田之浦より陸に御上、御歩行にて佐敷江被遊御着候、其節道々被遊御意候ハ、兵庫殿筑後杯之様御弟持ハ難被遊候、身か

右之衆と殊之外に樂弟持を仕候由御
(意脱力) 候事

綱貴公江戸高輪御屋敷御焼失后田町御屋敷御在宿中両国橋花火
御見物船中出来事の事

綱貴公御代高輪御屋敷御類焼以後 陽和院様田町御屋敷に被遊御座候、其夏 綱貴公陽和院様被遊御同道両国橋花火御見物御出被遊候、 陽和院様には川船被為召候、 綱貴公には早崎丸とて田町御船手船有之に被為召、定水主より被召乗被遊御越候、 陽和院

様御船ハ御跡、 綱貴公御船ハ御先にて御しのび花火御見物に御越
被遊候、然處両国橋之下にて川上より小船參候に付、此方定水主よ
り船々と申候得共、向之船不聞付候哉、向之船之中程に此方御船當
り申候ニ付、向より狼藉者とて早崎丸の表に罷居申候歌之助・種左
衛門と申者之あたまに水竿を打掛候得とも、主左衛門手に持申候し
ゆもくを以受候而、御船に飛乗可申と向より仕候節、御草履取永田
長八申者、刀を抜可申と仕候せつ、 綱貴公より長八刀ハ抜間敷
候、鎧やれくと被遊御意候得ハ、西田李兵衛と申御手道具持、御
手道具さやをはづし御鎧計直に差上申候、是に向候ものおとろき下
に成申候、其節中西長門右衛門殿水竿を以向之ものゝあたまを打申

候種子嶋十左衛門と申御草履取園田新平ハ御供に乗御船之跡に罷居申候故、向之船と御船之間に右御供船を乗入申候、長門右衛門殿に被打候者申候は、親方痛ハ不仕候哉と申、如何様船頭か被打候半と存申候、其節長門右衛門殿より船法も可有之候間、御番所まで参候様にと被申候得共不參、直川上之様乗行申候、船法ハ何色によらす下り船之負と申候ニ付、其通乗にけ候半と存候、後に承候得八、甲府様之御手船之船頭之由承候、夫より花火被遊御覽、八町堀

南より御上被遊候、其節御上被遊候処、非人ふせり居候を無御存、
非人枕元に召置候めんつぶを御踏わり被遊候、其時非人存候ハ、金
銀を沢山可取とて、此めんつぶハ我代々のめんつぶにて候を御踏割
被成候なと、可申候とて御笑被遊候事

惟新公中馬大藏と合戦味方勝利の場所等御咄の事
中馬大藏殿ハ、惟新様別而御秘藏の人にて、折々御前に被召出、自
分にも罷出御咄被申上候、或時 惟新様大藏殿へ御咄被遊候ハ、何
れの合戦の時かしこに「　」惟新出候ニ付、味方勝利及
候、能場所に「　」御意候、大藏殿被申上候ハ、また敵近く
御出「　」味方大勝に及可申候得とも、敵遠く御出被遊ニ
付、我々とも十分の働き難成、さまでの御勝にて無之候、余り能場
所ニ御出にてハ無御座候と被申上しとなり、兼而御咄御せり合為被
遊由候、大藏殿ハ武功人に勝れたる人のよし候

忠恒公御中間橋口某へ御褒美の事

忠恒公御中間橋口某、於高麗 忠恒公御馬の口を「　」參り候
に、懸橋有之、御渡り被遊由候ニ付、先御待可被遊由申上、同役の
中間へ口を渡し、橋をふみ候得ハ、橋けた落為申由候、夫より脇道
を御通り被遊候由なり、然に右之御中間へ御褒美の御感被成下、于
今子孫格護いたし有之由候

泰清院様或時山田昌巣を御前に召し関ヶ原合戦御聞被遊候事

泰清院様或時山田昌巣を御前江被召出、 惟新様の関ヶ原御合戦
を御聞可被遊候間、御咄可仕由御意被遊候故、御咄被申上候ハ、御

合戦相済申候而、伊勢路に掛り御退被遊中途におひて、彌九郎糸ハ
何様にいたし候哉と御意被遊候ニ付、少計御座候間馬の足を用意仕
候由申上候、夫より御知被遊候者御座候て、其所へ御立寄被遊候得
ハ、御膳を差上候、私に御相伴被仰付候、其汁に鮒入申候、 惟新
様御意被遊候ハ、なんと弥九郎此たこハこわひくハなひかと被仰候
ニ付、余りむまく御座候ニ付ぐのみに仕申候、成程こわく御座候由
申上候得ハ、樂も苦も時過ぬれハ跡もなしと言事ハいかにと御意御
座候間、左様にて御座候由申上候と御咄被申上候得ハ、 泰清院様
御落涙にて御聞被遊候となり、御近習の衆外にも御咄可被申上と被
存候処、此事計被申上候となり

寛陽院様御登城被遊候節下馬に於て御挟函一件の事

寛陽院様御登城被遊候節、下馬にて御挟函を余所士ニヘ申候、然る
に其御挟函持市兵衛といふ者、右の士を引すえ、不届之致方と大き
にしかり申候得ハ、下馬の棒突とも市兵衛を狼藉者と悪敷見請、數
人取巻、すでに棒からみにいたさんとす、市兵衛申候ハ、先各御聞
被成候へ、此人此挟函をニヘ申候、旦那衣類にて入れ有之候、人の
集り込合之中にて候間不苦候へとも、 公方様より拝領之御紋付の
御衣裳入有之候、依之ケ様に仕候と申候得ハ、棒突共聞て、是ハ尤
之儀候と無何事引取候由、 寛陽院様被聞召上、扱々奇特の働く御
褒美のよしにて、御下り被遊候ハ、士にも被成召つかはれへきの
よし候処、於江戸相果候よし、市兵衛ハ出水之ものゝよし

後醍醐院喜兵衛嫡子少三郎事立身おもひ寄らすとて上方へ出行
きし事

後醍院喜兵衛後淡路守入道して淡齊と言、文禄四年朝鮮より御帰朝被遊候、其時分より御「家へ」御奉公被申候、或時 惟新様帖佐建昌寺之城下餅田原にて御鷹野被遊候、其時淡齊之嫡子高橋少三郎御供被致候、其砌 殿様白かね坂の方をまかけをさし被遊御覽候、左

候得ハ、老人田舎馬のあやしきに打乗被參候、彼人も 殿様を奉見と馬より飛下り御側へ被參、 殿様殊之外御丁寧御挨拶被遊候、老人被申上候ハ、久々富隈御參上不仕候間、御機嫌伺に罷越候、 惟新様も御機嫌可奉伺と存候所に与風掛御目候之由被申上候得ハ、

殿様より帰さわ必立寄可申由被遊御意候、左候て少三郎右老人の名を御側衆へ被相尋候に、濱田民部左衛門入道栄林と被申上候得ハ、其時興覚顔にて被居候、罷帰淡齊江被申候ハ、今日御鷹狩に御供仕候處、餅田原にてあやしき老人江 殿様殊之外御丁寧に被遊御意候間、何人かと存尋申候得ハ、濱田栄林と被申候、彼の武篇ハ古太閣様まで御存知之人なり、彼大武篇もあの体にて候得ハ、我々御当家へ恥敷、中々立身おもひも不寄候、上方へ罷出可申由言ハれけれハ、淡齊』』其方了簡次第と有之候、夫より因幡守様へ被召抱候、于今後醍院嫡子家ハ松平相模守様へ有、此方後醍院于今書中往来有之由候

関ヶ原合戦より六年目惟新公七十にて吉野御馬追の事
慶長五年関ヶ原合戦より六年目 惟新様七十之御年、吉野御馬追此

までの御名残に御登可被遊候よし被仰出候而、帖佐・加治木・蒲生・鹿児島の二才にも不残異様の支度にて罷登り被申由なり、鹿児嶋の二才ともおもひくの結構にて馬に乗列て罷登り、後醍院内蔵之助計野袴着し、馬にも乗らすして被登、二才衆見て、あのかみと

ふかなりを見よと皆々笑ひ被申候、左候而吉野にてむれおろしのと
き、袂よりめしを出し馬に喰はせ、ひたとのりかくを二ツ三ツ打込
と人より真先なり、其時扱もく淡齊の子ほと有之と皆々被申候、
惟新様にもむれ御落しあそはしけるとなり

濱田民部左衛門入道可嗜條々の事

一御奉公之筋氣任致間敷事

一身の程をしらて利口申間敷事

一うてたて上に見やす間敷事

一御人中江い（そカ）ね事申間敷事

一善惡の友立（達カ）見合可申事

一難儀に候とも第一武士道に可心懸事

一大酒する間敷事

一傍輩入魂の筋取分申間敷事

一念比之傍輩とても内座へ入間敷事

二月十六日

濱田民部左衛門入道

黒田嘉兵衛江被下たる陣羽織の事

黒田嘉兵衛殿へ 惟新様被下候陣羽織に、御自筆にて、逆もまい
らん清水に花の都を見おろして面白や、いよのかたく、と有之候
なり、紋所ハ猿の桃を喰所にて候なり

嘉兵衛殿ハ右馬頭との捨子なり、其故は、曲厩之妾を町人の黒田
六郎左衛門へ被下、六郎左衛門か家にて誕生有之候故、黒田嘉兵
衛と名乗被申候、実ハ曲厩の御子なり、六郎左衛門事赦免被仰付
候、嘉兵衛殿ハ大剛之武篇者、朝鮮国にても度々の高名有之、其

後も數度科人まで定討相勤申たる人にて候、示現流上手なりと申

伝候となり

何かくれ家と人の言けん

惟新公より龍伯公へ御申上の事

惟新様より 龍伯様へ御申上候ハ、当國之諸士我僕に有之、被仰事をも相背申候、福崎太夫杯ハ何事を申出候ても畏候而承候、夫故鋒先も強く御座候、御国見こりの為に一両人切腹可被仰付候と御申にて候、然處に 龍伯様被仰候ハ、尤成事を被申候、乍然悪敷者を見出す横目御持不被成候、御自分氣を付見出可被申候、我も氣を付見出可申なり、扱又福崎太夫の事を被申候、彼ハ一代にて家断絶いたさん人は、威勢に恐慎と恥慎様ニ可仕、と御意被成候也

惟新公より陸奥神様へ御書面の事

当國之様を申候ニ付、近御親類中にも、或氣遣、或被構大欲心心底に見得候、兎角御為に可成人見及不申候、又歴々の中にも、御用に可立人多も無之候、少御用にも可立と存候衆ハ、早年寄申候、然時ハ行衛之儀何とも氣遣千万に候、御分別之至不及申候得とも、余り心遣候故申事候

右條々中僻事而已可有之候条、以用捨御覽あるへく候、恐惶謹言

五月八日

惟新在判

陸奥守殿

諏訪空右衛門隠居歌の事

諏訪空右衛門殿隠居之後、鹿児嶋中村へ居住被申候由、其時之歌にすめみつにみるも浮世の中村を

大玄院様御代江戸御屋敷焼失国元より材木召登の事

大玄院様御代、江戸御屋敷焼失ニ付、御国元より材木余多被召登、材木小屋段々に出来有之候に、此御方へ御立入の旗本、材木見物として彼方此方と徘徊被成候、依之惣大工の和田次郎左衛門御供いたし、何か御あひさつ申上候、然るに旗本衆材木之木口を踏、此木ハ何之木にて候哉と御尋にて候へハ、次郎左衛門も同しく木口を踏み、此木ハ何と申候と返答いたし候、其木ハ後に打割捨候、殿様にも御聞被遊候、次郎左衛門ハケ様之事をいたすものなるとて御褒美被遊候由

泰清院様御病氣御大切の砌御家老衆より料理の件庖丁人竹内助市へ申入に対し返答の事

泰清院様御病氣御大切に被遊御座候て、御家老衆を始みなく御夜起有之、御料理衆御庖丁人被相詰、御目さまし拵被差出候に、御家老衆より被仰候ハ、かやうに塩のからき物をくひたる事つひに無之候、不調法の致方にて候、庖丁人何かし相勤候哉、支配之御納戸奉行より稠敷可被申渡被仰候、御納戸奉行より屹と其段御庖丁人竹内助市へ被申越、助市承り御返答申上候ハ、御家老衆ハ塩あんばひ御聞のため御詰被成候哉、扱もなげかしき御事奉存候、我々儀ハ、御羽之下に人と成、御厚恩を蒙り罷在事御座候へハ、偏ニ 殿様御事を明暮奉存、手仕事足之踏所も前後不覚仕合御座候、中々 塩かけんなとのよしあしも取覺不申候、此節の儀不調法に被思召上候ニ付てハ、御役御断奉存候、御役之御断申上候間、此段被仰上可被下候

由御納戸奉行へ申出候、御納戸奉行より、左様に被申候ニは不及候間、其通にて可被罷居由被申候へは、助市頻に申出候ニ付、御納戸奉行より無是非御家老衆へ被申出候、御家老衆其時御存し當にて到て御後悔有之、御納戸奉行を以、助市へ御断被仰入候となり、助市もそれにて落着いたし候よし承候事

伊勢平左衛門肥前唐津へ御使者の事

伊勢平左衛門殿、肥前唐津江御使者に被参候訳ハ、家久公御妹様を寺沢志摩守殿御嫡子式部殿江御婚乱（礼カ）有之筈候、然處寺沢家切支丹宗之風聞有之候、惟新様・中納言様御談合に、切支丹之儀を乍聞遣儀難叶、又大名か大名に進せ置たる事を不義理ニ此方より違変も難成、如何せんと思召煩らハせ給ふ、其儀を平左衛門殿承、其儀御座候ハ、私に御使者可被仰付候、罷越私了簡にて言消可申疋唐津江参被申候、惟新娘を此御方江進せ候様世間取沙汰御座候、曾而進せ申たる事にて無御座候、御家來何某之御取組御座候哉、曾以不進候由被申候、右之御取組ハ寺沢殿家老高畠新藏なり、志摩守殿も御逢被成候、平左衛門江新藏被申候ハ、御帰之時分に私領天草江御立寄可被下、御茶を進せんと被申候、平左衛門忝成程立寄御茶可被下と返答有之候、其時志摩守殿被仰候ハ、御立寄御無用に可被成候、直に御帰可被成候なり、左候而天草江立寄被申候得ハ、茶亭に請招して新藏切懸被申候、平左衛門詰掛く被取候得ハ、新藏奥「江走込被申候、平左衛門ハ新藏家來の大津喜右衛門切」被申候、其者を平左衛門家來瀬戸口主税打留候、新藏頓而渡海へ出て、此方衆江被申候ハ、拙者事平左衛門殿へ意趣有之其鬱積を相散候、御相手に只今罷出候、拙者手負候故、家來江首

をうたせ候よし申相果候、慶長十二年十一月八日の事なり、平左衛門年ハ三拾九歳の由候、蒲生衆中八人致供候、是ハ地頭所役なり、惣手廻ハ五拾人之由、平左衛門事茶亭に逃被申たるとの風聞、誰か言ともなく取沙汰有之候、惟新様別而御立腹にて、平左衛門中々左様のものにてなくと被仰、平左衛門死骸を帖佐平松之御城江被召寄、舎弟伊勢兵部殿へ棺のふたを明させ御覽被遊候に、皆向疵にて候、殊に両手の指の儀ハことく切割有之候、殿様にもケ様に社可有之と御意被遊候、彼の大忠節の平左衛門ヘケ様に申候得は、尋常の人ニハ多く可有之候、人之口にふたハならん故に、惟新様にも死骸を御覽被遊候となり、死骸ハ伊集院妙圓寺江有之と承候、伊勢殿与力の人ハ武宮名字之士ニテ、其時之働無之故世人褒不申となり

新納忠元召仕女短尺持居不審と思ひ差殺せし事

或時新納忠元召仕候女短尺を持居候ニ付、それを見せよと言ハれるに、彼女口にくわへ呑込ミ候、是を不審に思ひ差殺、胸を割て被見けれハ

人ならば浮名や立ん小夜更て

枕にかよふ庭の梅か香

と有之候ける、女ハ何の心もなく武藏殿歌道上手故恥て如此いたしけるとなり、右歌の下の句を我か手枕にかよふ梅か香と言説有之候

光久公雉子貂に吉野原に御出被遊たる砌法度を犯せし者ありし事

光久公きじ御貂に吉野原に御出被遊たる砌法度を犯せし者ありし事

り鉄炮をもち雉子を駆ひ候様子に相見得候故、御供之衆より何者な
れハ御法度之場所江鉄炮を持出候哉と咎めかけ候故、右之者笠を抜
捨逃行申候、光久公被遊御覽、右之者追に不及候、捨置候笠を

持來候様にと被遊御意候故、右之笠を拾取被差上候得ハ、其笠持主

之書付有之候を被遊御覽、扱々不届至極成者なり、兼日此所鉄炮法

度申付置候所なり、然に雉子を駆候儀死罪のかれかたきものなり、
追付名乗届候様にと被仰付、御小刀を以笠に有之候名を御けつり捨

被遊候、左候而追手之衆を御呼返し、大事成科人にて候間、必取に
がし不申やうに可仕と被仰付候故、何れも逸足を出し追行候を、
又々御呼返し、かまひて右之者を取にかし不申様にと被仰付、及両
度御呼返し被遊候故、右之者ハ何方とも不知逃行候故、何者とも不
知候事

光久公東目筋御参勤國分の内小村御滞宿翌日御立ニ付鳴津中務
御名代云々の事

光久公東目筋御参勤之節、國分之内小村に御滞宿被遊、明日四ツ時
被遊御立へくよし被仰出候故、翌日五ツ半時より不残御供罷出奉待
候處、八ツ時まで御酒盛最中にて御立不被遊候、御供御家老ハ鳴津
図書殿舍弟嶋津中務殿にて候、御酒盛之御座敷に被出、長谷場伊角
殿、平山久馬之介殿にむかひ被仰候ハ、各儀ハ當時御目附役にて候
得ハ、万事之善惡を糺し御仕置之儀をそ被心懸笞に候、然ハ今日四
ツ時御立可被成旨被仰出候候故、今朝五ツ半比より不残御供に罷
出、馬にハ重荷をつけ、諸人別而難儀仕候所、左様成儀も不申上、
御酒盛の御相手に罷成候儀、役目不相應候、則御前可罷立候、中務
儀ハ御名代に御供之衆人数を召列、則可罷立旨被仰、御玄関ニ而高

声に御名代中務罷立候間、御先之行列繰出可申由被仰候、光久公
被聞召上被遊御意候は、中務殊之外立腹為仕様子、兎角六ヶ敷可有
之候間、御立可被遊旨御意にて御立被遊候事

綱久公の御事

綱久公は正月二日諸士之兵法毎年被遊御覽候事
綱久公ハ御閑狩不依風雨、御在国之節ハ御登被遊候事

綱久公何方江被遊御差出候之御刻限無御違、たとへハ四ツ時御触に
ハ四ツ鐘を壱ツ打始候と則御出被遊候事

目 次

- 一 上様御座之間御張紙の事
- 一 御家老座額の事
- 一 権山主計御家老役被仰付云々の事
- 一 福昌寺疎山和尚の事
- 一 諏訪大明神祭礼御頭殿居頭の事
- 一 大玄院様御作意修徳要術の事
- 一 丹後局御詠歌の事
- 一天に口なし人を以云ハしむる云々記事の事
- 一 御代々様御実母様事
- 一 御代々様御誕生年月及御家督年数の事
- 一 御代々様御逝去年月日の事
- 一 忠久公其他の尊体御葬送地の事
- 一 花尾權現其他各御代々御牌及御石塔寺院の事
- 一 泊番及当番規定の事
- 一 治右衛門なるもの初て唐芋植付之事
- 一 刃傷披露の事
- 一 評定所江申出す條々の事
- 一 御代々様御法号の事

戦場と存罷在、御殿へ出勤之節ハ戦場にて菜（采カ）はひ取罷在候

心入、又在宿之節は、陳やの心持にて罷居候と被申候、夫程の心入に候ハ、何れ未練ハ有間敷、欲心等をかまへ候ゆへに臆病たれ大事の界を仕出し候と古人の讒（纔カ）語ニ候

上様御座之間御張紙の事

一苦は末（樂カ）の種、樂はくのたねとするべし
一主と親とハむりなる物と思へ、下人はたらん物と知るべし

一撻にをちよ、火にをちよ、むふんへつにおちよ、恩をわするゝ事
なかれ

一欲と色と酒とをかたきとするべし

一朝ねすへからす、咄の長座すへからす

一すこしなる事をふんへつせよ、大成事をおとろくへからす

一九分にたらハ十分とするべし

一分別とかんにんとにあるべし

福昌寺疎山和尚の事

総州様磯の辺を御遊行之節、十歳余の小僧道に罷居候、公其小僧かあたまを押へられ候へは、小僧云様、殿ぢやとて自由にあたまを押へらる物にて無之、拙僧あたまも殿に錢を出して居る物をと云ふ、公御笑ひにて、是ハたゞ者ニテ無之、いつくの小僧哉と御尋ね被遊、かやくと被申上、殊勝れたる者哉と御金子を被下候よし、是ハ疎山和尚幼少之時之由

諏訪大明神祭礼御頭殿居頭の事

いにしへの道を聞ても唱へても 我行ひにせずハ甲斐なし
もろくの国やところの政道ハ 人にまつよしおしへならわせ
すこしきをたれりともしがみちぬれハ 月も程なきいさよひの空
右御歌三首御家老座之額に在之、毎朝御家老衆被為御拝白（由カ）
承合候

陸奥守貴久公御代、御頭殿・居頭と云事初なり、此根本は、日本國之祭心なり、頭殿ハ勅使、居頭は上使なり、七月一月之間頭殿之儀、或ハ勅使会釈之儀なり、号頭殿事ハ公卿藏人、勅使之心なり、号居頭は上使なれハ「」衆之上に居心なり、頭屋寄頭なり、然は祭り之日天下之為御祈禱、頭殿御幣次為國之祈念、居頭御幣頭に三ヶ國為祈念、 貴久公御幣如是心なり、末代まで此分を存知、

樺山主計御家老役被仰付云々の事

吉貴公御代樺山主計江御家老役被仰付候、其当役嶋津主殿へ懇意ゆ
へ見舞被申、御家老役被仰付難有御受申上候、依夫御存之私ニ而御同席に相勤候御家老職御心入之御伝儀はと被尋候處に、伝儀とハ外ニ無御座、御存之通九寸五分を不斷腰を不離との伝來ニ存候、平生

永享十年戊午五月七日

本田信濃守

氏親判

大玄院様御作意修徳要術の事

夫人間の道ハ明徳仏性に勤め学ひ到る人ニしく事なし、其明弘仏性

は、私欲心三毒の悪心を払ひて無我無念なるか第一の勤なり、無我無念にして万事を行ひ、物云時ハ中庸にかなふなり、無我無念ならんとおもわバ、先氣を臍の下江納る時ハ、怒腹立早止て、三毒蒙昧の心止む時ハ、明徳明なり、其明徳をますく明かにせんとおもハ、臍の下へ力を入れ、はりつめて居時ハ上に逆上する心止む、気臍の下に定て心安く定なり、諸芸稽古の時も如此にするなり、謡抔うたふ時も腹をはり、臍と腹と当分にはり出す時ハ、謡うたふ声出なり、又馬杯乗時も、弓射る時も、右の如の腹持なりと聞なり、仏道に禅定、儒道にハ静座と云なり、平生日用之間禅定の心を初学ふ時ハ、智恵日々に明かなり、分別あつて失すべなし、万事に至て義に叶ふ、是を徳を修る捷径といふなり

丹後局御詠歌の事

一つある心を人かしらすして しどろもとろに物おもふらん
二ツともなかりし物をなときらす みかきて見よや胸のかゝみを
三かいを身の一心と定れハ 月日とゝまるいつくともしけ
四して後生れんさきを願ふより 末代死なん命たつねよ
五字五仏誠如來と見るならハ あらたにおかりあひらこんけん
六仏の世に出やらんその元ハ たゝやみつよに風の吹なり
八葉はの蓮華のみたに咲花も 身の一心と拌かむなりけり
九重までもくみ立たりし六堂も みかゝすしてハ光りあるまし
十惡を除く心のなき人ハ 「 」 ほとけの守りあらしよ

天に口なし人を以て云ハしむる云々記事の事

人間一生の間に生死浮沈み世の盛衰ハ天より与ふ所とは皆人の知る處といへとも、善を喜ひ凶をうらみて一世を過、むなしく今日を暮、今ハ人の常也、其中にいにしへより今に至り、善惡にかぎらず、天に口なし人を以て云ハしむると古人の伝も尤の詞にて可有之、とくと其記しを考ふに、文禄年間の初、我先君朝鮮江御渡海前に、鹿児嶋濱にがに多く群集りして、数日喧嘩有之、是ハふしぎの凶事と其比為申事杯と云伝へに承候、又元和年間初に、大坂の城辺りにてかわづの喧嘩數日為有之と書に見得候、追付大坂落城之由にも皆人の知る処なり、元禄九年に当御屋形上町より火起り焼失にて、御重代之重器焼亡と承候、其前以御屋形外御庭に毎夜狐集り終夜鳴明したる由、其比之旧記に見得候、從夫安永八年亥の年、桜島炎上前以色くハヤリ歌ハやり、其内に嶋の御嶽がどろくなるが、村中はやにけ山汐ぢや杯とうたひたる由、古姥の咄承候、拙者覚へ居たる事も多く有之、享和三年亥の年下町大火事前以當寺山源右衛門家來江戸より罷下る道中にて、鹿児島下町ハ大火事有之たると人噂さに候、彼ハ下町居住の者にて、夫を聞心配にていつくの宿にても其事を尋ねてもいよく其通りと、九州之路に入ても其通り、頓と向田辺にて人に尋ね候へハ、人々是ハ不承合風説と答へ候、少く心に喜ひ道を急き、途中往来の上下に向候に、是ハふしきの事を被仰候、昨日拙者ハ鹿児島より罷帰り申候、夫ハ心得ざる事をと答へ候、さらハ偽にて候哉と思ひ居、水上の近辺に急き歩行之處に、夕べハツ過に下町に火起り、今が最中の火事の半と人口に云立候、下町の方空も焼、誠に大火と見へ候、享和三亥閏正月廿三日

の早朝にての由、扱も前以右の人尊致候處無別条、是天より知らせの為にそ候半被申たるよし、右之者直咄を聞候人より承合候、同年の事に候、日本國中はしかと云病流行、病死人多く有之候、其前以當御國色々凶しき流言、又ハやれくぶしの流行うた有之、終に右之如く死人多く候、文化四年卯七月比より十月に至り本府より西南に当り夜入時分より九ツ時までの間にほうき星出て候、空の事ニ付長さ難計候へとも、七八間共見得候、夫ニ付色くと悪き流言等有之候、従夫文化五年の春比に掛て色々と悪き流言流行、御城山又ハいつくの山谷より飛ひ物出た、火柱が立た、稻荷と御諏訪の道つれ被成御通候哉や杯、磯辺に奇妙有之に、田の浦に黒姥が出た、きしや場に白姥が出た、余り出事有之ニ付、脇田了海かトを致たるに、今年に鹿児嶋か黒土に成るか桜島かくつるかふたつに一つハ不可違とトを致たやらと、其比之風説筆紙に尽かたし、又何かニか落書きか有た、落状か有たと何に付ても善も悪きと云ひなし候事ニ候、夫に不違候て秩父・桟山を初合百七人不調法之聞へて、御役々を初切腹を致御断も有、遠島寺領慎みの人々多く候事なり、夫より文政五年午閏正月晦日、下町大火灾て市中士家も焼失にて候、其前以流言を云ひ候、先五ヶ年せざる内に又大火事有之筈と云ふれ候處、如其同九年十二月又々下町焼失にて候、五ヶ年内之大火事にて市人ともどんとめいわく致、又々凶流言も多く、此前ハ五ヶ年内の大火、従是先ハ三年目くと下町途中にて承合候處、又如其当子二月十六日に火事有之、いにしへより今に至り古人の云ハゆる天に口なし、人を以云ハしむると云ひ伝へたるとためし多く候、先善を凶に云ひなし、凶を善に云ひなし、家貧しけれハ先祖をうらみ、逆まゝの死人有之ハ天をうらみ、何事にても迷惑すれハ人をうらみ候ハ人の

常、我今日の身の上を考れハ、己れよりなす業多く候、前条之通り生死浮沈み世の盛衰ハ天のよぶ処、夫をうらむハ天にさかふの心にして、天のとりめも可有物ならぬ、徒に今日を過てハ明日を待、亦明日来れハ其通り夢の浮世に夢を見て、何の証跡ハいさしらず、親の譲し先祖棚祭るはかりの勤かな、浮世の中ハさまくに千変万化の思ひかや、乱れる御代に功有りて、君より給ふ御感書、尊き事ハ知りながら、家伝來の文書・系図・重器も共に伝はらす、不忠不孝の罪なれハ、天のとかめもあらぬ物、笑止といふも余りあり、むかしの人の云ひ伝へ、古老咄を聞つとひ旧き文書の拾ひ書、草野庵の日暮しに見聞拾録と名を付て、私考のために一ト巻の書をそつゝりて、春の日の眠を覚ます物ならぬ

御代々様御実母様の事

一比企判官義員姉丹後局 享年八十二歳 花尾山

忠久公御実母

一畠山次郎重忠第六女

二代忠時公御実母

淨光明寺

一伊達判官入道念性妹

三代久済公御実母

淨光明寺

一相馬小次郎胤綱第三女

四代忠宗公御実母

淨光明寺

一三池奎介道道智女

五代貞久公御実母

淨光明寺

一大友因幡守親時入道道德女
六代氏久公御実母

淨光明寺

一伊集院長門守忠國入道道忍女	即宗院
七代元久公御実母	
一佐多三郎左衛門忠光女	含粒寺
八代久豊公御母	
一伊東大和守祐安女	
九代忠國公御母	
一新納近江守忠臣女	
十代立久公御母	
一梶原三郎太郎弘純女	龍運寺
十一代忠昌公御母	
一大友豊後守政親女	興國寺
十二代忠治公・忠隆公・勝久公御母	
一嶋津薩摩守重久女	多寶寺
十三代貴久公御母	
一入來院彈正重總女	雪窓院
十四代義久公・義弘公御母	
一園田清左衛門實祐女	芳真軒
十五代家久公御母	
一嶋津備前忠清女	惠燈院
十六代光久公御母	
一松平隱岐守定頼女	
十七代綱貴公御母 <small>(マメ)</small>	福昌寺
二三階堂十左衛門宣行母	福昌寺
十八代吉貴公御母	
一名越右膳恒渡女	淨光明寺

十九代繼豊公御母	一渢谷四郎左衛門貫臣女	良英寺
二十代宗信公御母		
一島津求馬久房女		福昌寺
二十一代重年公御母		
一島津備前貴儔女		長年寺
二十二代重豪公御母		
忠久公	治承三年己亥十二月朔日摂津国住吉大明神社内二御誕生	
忠時公	建仁二年壬戌月日	同 四十六年
久經公	嘉錄(禄)元年乙酉月日	同 「」三年
忠宗公	建長三年辛亥月日	同 四十二年
貞久公	文永六年己巳十月十日	同 三十九年
氏久公	嘉曆三年戊辰月日	御家督二十五年
元久公	貞治二年癸卯月日	同 二十五年
久豊公	永和元年乙卯月日	薩州鹿兒島
忠國公	応永十年癸未五月二日	同 十五年
立久公	永享四年壬子十一月五日	日州穆佐高城
忠昌公	寛正四年癸未五月三日	同 四十六年
忠治公	延徳元年己酉正月十七日	同 三十五年
忠隆公	明応六年丁巳八月十四日	同 八年
同	同	五年

勝久公 文永(亀)三年癸亥八月十八日 同 八年

貴久公 永正十一年甲戌五月五日

義久公 天文二年癸巳二月九日

義弘公 天文四年乙未七月廿三日 同二十五年

家久公 天正四年丙子十一月七日 同四十五年

光久公 元和二年丙辰六月二日 同四十五年

綱貴公 慶安三年庚子十月二十四日 同五十年

吉貴公 延宝三年乙卯九月十八日 忠宗公

繼豊公 元禄十四年辛巳十二月二十二日 御家督十八年

宗信公 享保十三年戊申六月十三日 同二十六年

重年公 享保十四年己酉二月十一日 同四年

重豪公 延享二年乙丑十一月六日 同七年

齋宣公 安永二年癸巳十二月六日 同三十三年

忠方公 寛政三年辛亥十一月六日 同二十三年

斎興公 文化六年己巳九月二十八日 江戸

御代々様御逝去年月日の事

豊後守様御位階従五位下

忠久公 嘉禄三年亥六月十八日御逝去

忠時公 文永九年申四月九日御逝去

忠經公 弘安七年申閏四月廿一日御逝去

久經公 正中二年丑十一月十二日御逝去

上総介様 貞久公

忠宗公 貞治二年卯七月三日御逝去

大隅守様 三郎左衛門様

鹿児島 上総介入道道鑑様

鹿戸 忠久公

江戸 貞久公

江戸 慶應三年辰正月廿四日御逝去

陸奥守様 上総介様御位階従五位下

元久公 師久公

嘉慶元年卯閏五月四日御逝去

久豊公 元久公

応永十八年卯八月六日御逝去

陸奥守様 久豊公

忠國公 応永三十二年巳正月廿一日御逝去

忠國公 陸奥守様

立久公 文明二年寅正月廿日御逝去

忠國公 陸奥守様

陸奥守様

忠昌公

又三郎様

忠治公

又六郎様

忠隆公

陸奥守様

永正五年辰二月十五日御逝去

綱貴公 宝永元年申九月十九日御逝去

吉貴公

繼豊公

忠久公 其他の尊体御葬送地の事

天保四已年、此節 三位様御不例ニ御万歳之御後は、白金瑞聖寺へ
被為入候様奉承知候ニ付、御先例相糺候處、左之通御座候間、御

相模守様

勝久公 天正元年酉十月十五日御逝去

陸奥守様齋名伯圓様

日新公 永禄十一年辰十二月十三日終焉

貴久公 元龜二年未六月廿三日御逝去

修理太夫從四位下法印龍伯様

義久公 慶長十六年亥正月廿一日御逝去

兵庫頭様御位階從五位下

義弘公 元和五年未七月廿一日御逝去

又一郎様

久保公 文禄二年巳九月八日御逝去

薩摩守様御官位從三位權中納言様

家久公 寛永十五年寅二月廿三日御逝去

大隅守様御位階正四位上左中將様

光久公 元禄七年戌十一月廿九日御逝去

薩摩守様少將様

綱久公 寛文十三年丑二月十九日御逝去

薩摩守様御位階從四位下

一 御三代久經公御事、異賊為御警固筑前国箱崎御役所江御在勤被遊
候處、於彼地ニ御病氣被為発、終ニ御逝去被遊候、然處是又御國
許へ御引越之上、本立寺へ御葬送被為在候

但、此異賊と申は、蒙古日本を侵候時之事ニ而、十万人之勢兵
を攻寄候處、神風大に吹起、船覆り、賊兵都而溺、兵生還り得
る者纔三人と明史等之内に相見得候

國許福昌寺へ御葬送被為在候

一 寛陽院様御嫡子泰清院様御事、寛文十三年於御当代（地力）御逝去被遊候處、御国許へ御引越之上、福昌寺へ御葬送被為在候

一 御二十代 大玄院様

一 御二十四代 圓徳院様御代も御当地ニ而御逝去被遊候得共、是又

一 宥邦院様後之御夫人淨岸院様御事、御当代ニ而御逝去被遊候處、

一 御夫人様之御事候得共、格別成ル御方様被成御座候ニ付、外ニ御

一 夫人様とハ被為替、御国許へ御引越之上、福昌寺へ御葬送被為在

一 候、最（尤カ）淨岸院様御事、日黒祐天寺開山祐天僧正を別而

一 之御帰依僧ニ而、御法縁組等も被為在処、阿弥陀堂其外二王門等

一 御建立、御万歳之御後は彼寺へ可被為入旨屹と御書付を以為被仰

一 達置候由候得共、御逝去之後 三位様より被仰出ニは、御臨終前

一 以御寝所へ被為召 淨岸院様被仰出候は、右之通祐天寺へ御納之

一 筋御約束までも被成置候得共、又候思召之御訣合有之、御逝去之

一 上は、御国許へ御下可被遊旨 御沙汰御承知被遊候との御事ニ

一 而、遂に御国許へ御引越被為在候、勿論其節 淨岸院様御娘真

一 合院様より是非御当地へ御納被為在候様、分而被仰達由候得共、

一 三位様より之御返詞、御女性之御事故、御逢清（情カ）彼是左

一 も思召答候得共、此儀に就てハ御訣合有之候故、其意ニ難被應と

一 之御事ニ而、御国許へ御帰葬之筋伝承仕候、畢竟右通被仰出候儀

一 も、深き御賢慮之趣被為在候御事と古老之者とも申伝候、于今奉

一 感服候儀ニ御座候、右通 御正統様方、其外格別成御方々様、

一 於他国御逝去被遊候而も、都而御国許へ御帰葬被為在、是まで

一 御一靈様逆も他国江御納被遊候儀、 御家例も無御座候、畢竟

右通都而御帰葬被為在候儀も、國家泰平之時分ハ、御祭礼彼是御

一 仏詣等何も御如在不被遊御座御事候得とも、天命人心向背、又ハ

一 如何様之御異変御到来も難計、其期に至候而ハ、御領國之儀遙々

一 遠國之儀ニ候得ハ、何様術悔（述懷カ）仕候ニハ不被相及、夫故

一 深く御賢慮之趣被為在、上古より右通御計方御座候半と乍憚奉存

一 候、付而是今般瑞聖寺へ被為入候儀、是まで 御家例も無之、誠

一 以不容易御事、おのづから 上々様御賢慮も可被為在奉存候得と

一 も、万々一狐疑猶預（予カ）之御模様とも被為居候節は、乍畏御

一 当狂之御事かと奉存候間、 淨岸院様祐天寺御例を以、御前よ

一 り思召を以被仰出候筋、御計ニ而無御座候へは相叶申間敷哉と奉

一 存候、此儀我式誠に以恐至極奉存候得とも、於御国家上もなき御

一 大切之御事故、不得止事御家例等も取しらへ御内々申上置候、何

一 分とも得と御賢考被遊被下候

一 右之通相認め、当分詰合之御記録奉行相良新太夫より、己正月「

一 」日、伊集院中二相頼、極々御内々ニ而白金様へ被差上候由

一 花尾權現其他各御代々御牌及御石塔寺院の事

一 薩州日置郡満家院郡之内厚智村

一 花尾權現

一 右御元祖忠久公御建立、御神体中尊 賴朝公、左脇永金阿闍利

一 人^{永金とも有之}と丹後御局御帰依僧之、^{永金大藏姓之}右脇丹後御局^{能員^{比^{判官}}}三体之木像を御安置被遊、御

一 本地は中尊阿弥陀、左脇藥師、右脇十一面觀音にて御座候、且亦將

一 軍家御願成就、殊ニハ當國守護所と 忠久公御願主ニ而、建保六年

一 戊寅九月日永金敬白と銘有之、數多之靈鏡に仏躰之鑄付御内陣に被

一 掛置候、御局御自愛之御鏡同前に奉納置候、御局嘉祿三年十二月

十二日御死去、任御遺言此所おいて奉火葬御荼毘所并御石塔御座候而、御靈骨奉納候、永金之石塔も有之、又比企判官能員石塔之由申伝有之候ニ基共に遺骨納置申候、永金は真言宗ニ而御座候半と存候、

三十六坊に建立仕候ニハ真言宗之由候、市来金鐘寺御局之御牌有之

候得共、御局御死去以后此寺建立ニ而御座候哉、開山了堂和尚ハ曹洞宗峩山五微之内大源和尚法嗣ニ而、石屋和尚同時之人ニ而時代過

申候、了堂和尚開山ニ而此時開基之寺ニ而可有御座候、御局之御牌も其時致安置候故、又初より金鐘寺と申別宗之寺有之候ニ、了堂中

興開山に罷成候と曹洞之寺に罷成申候哉難決御座候、同所御惣坊と申候は、御局御持尊之阿弥陀之由、又ハ御形代を 忠久公御造立為被成共申候、御局八文字民部太輔廣言ニ御嫁被成、市来御座候由候得は、其通にも可有御座候、將又花尾御建立之時、三十六坊を御建、

本寺を平等王院と被号、御家御相伝之谷渡愛染平等王院後、谷渡愛染明王一軸は鹿児島護摩所江御安置被成、毎年六月は祈縛日御開帳御御安置候、然時ハ此寺に御局之牌御建立被成候得共、
忠久公之時寺院及敗壞、御牌杯も紛失仕候哉、御局之御法名不相知候、

其後 勝久公より 忠久公如御時御建立可被成由、御証判ハ御座候得共無其儀候、圓融院と申寺近年まで為有之由候、 貴久公御治世

罷成、神廟は御修補候得共、寺院御再興未相調候、弘治二年伊集院莊嚴寺を鹿児嶋に御移被改大乘院厚智村寄附被成、神廟を擁護御させ、恒例之御祭于今御座候、 前中将綱貴公花尾山江平等王院・圓

融院・多門院・本地院・普賢院、此五院御中興可被遊旨被仰出置、

宝永五年之春 少將吉貴公平等王院一宇、先御再興被成、大乘院兼帶ニ而佐多豊前久達より被差上候、愛染明王一軸平等王院へ御安置被成、其後圓融院・本地院・普賢院御建立ニ而御座候

淨光明寺

忠久公 得佛道阿弥陀佛

忠時公 道佛仁阿弥陀佛

久経公 道忍義阿弥陀佛

忠宗公 道義仲阿弥陀佛

貞久公 道鑑道阿弥陀佛

右五代之御牌所三而、弘安七年当 忠時公十三年之忌景 久経公當寺御建立被成、五代之御牌御安置有之候、御廟所は本立寺ニ而御座候、五代之御簾中様之御牌無御座候

本立寺

右五代之御石塔有之、 忠久公御石塔に御遺骨奉納置候、相考候に、此寺御家最初之御寺にて可有之候、然共上古之寺号不相知候、

又は御廟所已（而脱カ）ニ而も可有之哉、難考御座候、 久経公淨光明寺御建立被遊候得共、御石塔は当寺に被建置、五代之御廟有之

候故、御道号之上之字を取、五道院と号し、院号計ニ而御座候処、

中將光久公より野村大學御使三而、当寺に被仰渡候ハ、論語ニ君子務本立と道生と有之候間、野田感應寺にも五代迄之御石塔有之

候、忠久公初而御入国之時、山門院出水之内ニ御着船、出水之木

牟礼城被成御座、鹿児島ニ御在城被遊候而も、掛而木牟礼ニ御在城

之由候ニ付、夫故感應寺ニも御石塔御座候哉、感應寺ハ本田氏御下

國前に罷下、建立為仕寺ニ而、古昔大伽藍之由申伝候、 道義公・

道鑑公二代之御牌御立被成之由候

隈之城

称名寺

右宗久公陀阿弥定山道貢御牌并

宗久公之御石塔、御荼毘所有之候、 師久公は平佐之内碇山城江被成御座、御逝去被成候故、当

置、西之印塔之内二御灰塚御座候、圓室公之御簾中大中良被思召上、御牌并御影御石塔有之候、此寺初ハ只今之大興寺之地ニ有之、中比当御城之近辺ニ所御座候、此寺初ハ只今之大興寺之地ニ有之、中比当御城之近辺ニ候由申伝候

吉田

津友寺

右十二代 忠治公蘭念津友
大中良被思召上御牌并御靈屋有之候、御灰塚福昌寺西大楠有之所之由申伝候、吉田は初吉田氏領知仕候時、此寺了心寺と申候處、吉田御手に御入候刻、御寺ニ被召成候間、寺号御存候

隆盛院

右十三代 忠隆公奥岳隆盛
大中良被思召上御牌并御影御石塔有之、御茶毘所は福昌寺内西ニ御灰塚・御石塔有之候、伊作興正寺ニ伊作家より興岳公御牌御建置候、十四代 勝久公之御牌何方ニも無御座候、勝久公豊後仲濱ニ而御逝去候間、定而仲濱ニ御牌御立候半と奉存候得共、其後仲濱地震ニ為禿入所之由ニ候得は御牌所も無御座候、依之中将綱貴公・(寺力)勝久公之御牌當時に御建被成候

南林寺

右十五代 貴久公大中良被思召上
等蓮主御牌并御影御石塔有之候、伊作興正寺ニ伊作家より興岳公御牌御建置候、御靈屋ハ福昌寺に有之候、義弘公御簾中種口信院殿宝溪妙蓮大姉御牌并御靈屋有之候、福昌寺塔頭月香院ニも妙蓮大姉之御牌御立候、志布志陽泰寺ニも御牌御立候様子は 大中様之御時三ヶ国乱ニ付、一統ニ御下知被遊度被思召上候處ニ無程治り候故、一ヶ国ニ一所宛 大中様御牌御立可被成由御遺言ニ付、陽泰寺は薩隅ニ 「

」地故、三ヶ国御守護如斯之由候

妙谷寺

右十六代 義久公忠蘋明存
御建立被遊御牌并御影御安置候、御靈屋福昌右

寺ニ有之、御灰塚福昌寺西ニ有之、御石塔被建置候、此寺初に只今之不動之寺ニ有之候を、天正十三年ニ御引せ被成、新地御建立之由候、申伝候は三ヶ国ニ一ヶ寺宛龍伯様御寺ニ可被成由ニ而、薩州ハ出水龍光寺、隅州ハ国分龍昌寺、日州は高岡龍福寺之由候得共、龍昌寺計御牌御立候、龍光寺ハ上代より有之寺ニ「 」龍伯様御建立之寺ニ候、大龍寺は常御「 」御座候時、大中公・龍伯公被成御座候處に、両公「 」上之字を「 」大龍寺、宮内正興寺、文之和尚住職被仰付候、両公御別有之候、于今本御内と唱申候

伊集院

妙圓寺

右十七代 義弘公「 」御牌并御安置候、御靈屋は福昌寺ニ有之候、御石塔福昌寺西ニ有之、御石塔被立置候、相國寺之内林光院ニ 義弘公御木像有之候、是ハ泉州境田那邊屋道與事、平生被掛御目「 」上閑ヶ原亂後別而御懇志申上候趣、夫より節々御国江罷下候、道與老衰仕罷下儀難成由申上候得は、御肖像御作せ可被下と被仰聞、仏師康嚴と申者を被召寄、毎日御鎖之間ニ御差出候而、御作せ御名判まで被遊被下候

惟新様御逝去之後、庵室を建立仕、号松齡様奉安置、御肖像道與一世奉拝候、道與死後俗家に奉安置候事恐多存候而、道與孫栗津右近弟致出家、林光院住持ニ而候ニ付、彼寺に奉安置候由に御座候

妙圓寺内

芳真軒

右 義弘公御簾中宰相様御影像御安置、慶長十二年二月朔日御卒去、御法名實窓芳真大姉

谷山

皇德寺

右 久保公太祖定門御御牌所、御靈屋福昌寺ニ有之、御灰塚福昌寺西ニ被

建置候、久保公於朝鮮御病死故、御死骸御帰朝被成候

始良

含粒寺

右福昌寺三代仲翁和尚御開山所ニ而、御母堂妙榮并御妹之御牌御立被成候、和尚當寺遷化ニ而御座候由、又は伊集院之内於徳重村遷化之由両説申伝候

泊番及当番規定の事

泊番

一泊番七ツ時代新役之儀は、初泊番、当日四ツ時罷出、星二逢、當番江相頼致御暇候、七ツ時罷出、夕詰江代合、諸事次渡入念相請取候、翌日當番江慥二次渡候、泊番之者より翌朝札可致繰方候、懸札月日も可書改候事

一火之前帳見合名前無之候ハヽ、翌日當番江次渡候、尤御座不明、火不入節は、前日右帳へ相記置候事、御吟味日御裁許方迄之儀は、翌日相記候仕來三候、御祈念方之儀ハヽ、式日有之候間、式日迄見合候

但、附後候儀ハ及差扣候間、其段申渡候、尤火之儀ハ横目見分之上、堅固致首尾候得共、帳相付候義致失念候否之儀猶又可承届候、差扣書物相請取當座帳面幾度之儀見合候而、大目付衆へ何方御座書役何某、火之前帳付後御差扣如何可仕候哉之旨相同候得ハヽ、毎之通と被仰渡候ハヽ、三度以下之附後之儀ハ可入念

之旨、大目付衆何某殿より可申渡旨申渡候、左候而火之前帳へは名前可為書記候付、後差扣及四度以上候ハヽ、差扣書物ニ右之訛引札いたし差上置候、火之前帳江ハ名前不記候事

一御在國之節、五ツ半時之届、御納戸御時計役より申出候ハヽ、御供目付御側役衆へ届可申出、御夜詰御引候様致承知候ハヽ、當番頭座へ参、御夜詰御引被成候様申達候

但、御供目付泊番無之節ハヽ、五ツ半時届承候ハヽ、御目付より鳴子御取參者、御小姓を以御側役衆ニ御届申出候事

一御數寄屋御茶道 一御納戸与力
一御兵具所肝煎 一表醫師
一表坊主

右人數江御用申遣罷出候ハヽ、被休候様申達候事

一御在國之節、武・磯へ御滯在、其外御湯治御光越御留守中之儀は、御側役衆へ御在府同前五ツ時御夜詰引候様可致旨申達置、右五所之儀も五ツ打候ハヽ、當座へ承ニ参候様申達置候事

一御在府之節は、五ツ時ニ右五ヶ所より當座江御夜詰引候儀承ニ参候様申達置、五ツ時打候ハヽ、則御目付當番頭へ参、泊番當番頭衆へ御夜詰引候様申達候

一諸郷より月番御目付宛書ニ而封物差越候節、白封之儀ハ其併差上候、其外致開封候、近郷横目立合連名を以披露申出、御心得にも可相成、且急成御手当杯ニも可及と相見及候儀は、月番大目付衆へ用達宛ニ而差上候、其外封物之儀ハヽ、翌日當番江次渡置候事、白封ニ而も急成御手当杯ニも相成間敷と見及候書付之儀ハ扣置、當番ヘ次渡候

一堅封何通、又は横封何通、右何方横目より差越候間、可被差上

候、以上

月日

御用付 何野何某

何某殿

用達

右外封ニハ何之何某殿用達と相認候、御兵具所駆付、足輕を以差上候、尤月番大目付衆地頭所ニ而候ハヽ、外大目付衆へ其訛申上候而差上候事

一昼夜忍廻り足輕時々届申出候事

右より諸所破損所、又は桶吹出等有之段申出候ハヽ、掃除方下目付御厩内へ張出居候間、御用申達、取繕方申渡候、七ツ後ニ而候ハヽ、御作事方へ申遣、不及大破候得は、不及其儀候、御殿諸所破損所之儀ハ、時々書付を以、御作事奉行江致問合候

但、夜五ツ時、朝五ツ時夜廻足輕名書出候間請取候事

一御城内御城下近辺江何そニ付変事致到来候節ハヽ、同役江老人御用申遣、諸事御用取計候事、大目付衆・御家老衆江不申上候而不叶儀ハヽ、則大目付附衆宅へ差越、其段可申上候

一諸座鎖前切封結目相解候迄ニ而是、当番頭へ出会相切封いたし置、翌日当番へ次渡置、右御座書役差出候時分其段相達、不審之儀等も無之哉、猶又承致候上可致首尾候、右通之儀ハ可被聞召置之旨、大目付衆迄申上不及差扣沙汰候

一諸座締後、又は締落シ或ハ切封紛失等有之段、向々より申出候ハヽ、則当番頭江立会致見分、御兵具方肝煎御用申遣、右締後等之場所江足輕番兩人召付置候様申渡置、左候而火之前書役早々御用申遣、罷出候ハヽ、御座内改方有之、何分可承旨可申渡候、御使番以下之儀ハヽ、奉行へも御用申遣候、尤御使番より申遣候、何

そ不審之廉無之候段承届候ハヽ、翌日当番へ次渡候、成行之儀大目付衆へ申上、御家老衆へハ如何可仕哉之旨申上候而、可申上之旨致承知候ハヽ、則御家老衆へも右之段申上候、尤締後等ニ付而是每及差扣候間、差扣之儀如何可仕哉と大目付衆へ相伺候、筋々ニ相付差扣可差出哉之旨致承知候ハヽ、其段奉行又は書役江申渡候、尤御勘定小頭并火之前書役・寺社方之儀も、寺社方取次、火之前書役、其外御園内御役屋敷等右ニ可準候、尤大目附へ申上候旨當番頭江致取合候事

一奉行江は只今御用之儀有之候間、早々可被罷出旨切封を以申遣候、御書役之儀は、何の何かし右御用之儀有之候間、只今早々可被罷出之旨開ニ而差遣候事

一藏方御付詰所、触役所之儀ハ切封無之

一風立候節、御兵具方肝煎御用申遣、鹿児嶋中又は依風並は、御城下近辺までニ而可宜と見及候ハヽ、御城下近辺まで火触毎之通出し候様相達、御数寄屋・御納戸・御兵具所・御鳥方へ火用心可致堅固旨、足輕を以可申達旨申渡候、尤風強甚念遣敷見及候ハヽ、御城内一時廻り可為致旨、是又肝煎へ申渡候事

一出火之節、御門番人より申出候ハヽ、表医師召呼、諸番為致置、出火ニ付御門外江罷出候段、当番頭へ申達、參上帳・硯箱之儀ハ触番ニ為持、夜中は「」番江姚灯為燈候、御本門之方橋口へ御門番所押卷壹枚敷付置罷居候、書役不罷出内ハ御一門方・大目付以上御駆付被成候ハヽ、御駆付之候不同ニ御目付より直ニ相記、御一門方・御家老衆・若年寄衆之儀ハヽ、名計殿文字相用、大目付之儀ハ名字相認、殿文字不相用候事

右ニ付、參上帳差上候節ハヽ、大目付衆御内見、若年寄衆へ差上候

事、尤日付ハイヤカ日附ハ出火当日ニ而差上候、大目付衆以上ハ、別紙切紙ニ相認差上候事

但、出火相濟引取候節も、当番頭へ届書御供目付、泊番有之節ハ、医師不及諸詰候事

一御城内并近火之節、上滑川より内、下樹形より内、早鐘撞可申候、鹿児嶋中寺々之儀も、先年被仰渡候之通、向後ハ御城江寄合、上ハ滑川近辺、下南泉院樹形近辺出火之節、早鐘撞可申候

一出火之節、御城内当番御目付兩人、夕詰老人、八ツ後候ハ、当番は御殿へ可駆付候、夕詰之儀ハ、殿中可致首尾候、夕詰退出後候ハ、夜番同断之事

一上方出火之節ハ、上方御目付ハ火許へ差越、下方御目付ハ御城へ

可駆付候、諸事致見聞事ハ、下方出火之節ハ、下御目付火許へ差越、上方御目付ハ御城へ駆付、火事場へは御兵具所足輕十二人駈付、御目付江相附可相勉旨兼而申渡置候間、駆付届可申出候ハ、可召仕候、足輕支度石疊之目印火羽織

一御門番より出火之段申出候ハ、則大奥通番所へも申通候様御門番人へ申付遣候

一出火之節、御馬乗并御兵具所駆付足輕、火之元へ差越見届、御馬乗より御目付并御番人江何方何かし火許見、足輕之儀も是迄之通御番人申出、御番人御側江申上候事

一二之丸江も御馬乗并火許見足輕より御番人へ申出、御本丸同前之一足輕兩人火許見差越事候間、老人は御本丸、老人ハ二之丸へ申出、御馬乗より御本丸へ申出候、順之儀ハ、火元ニ依り最寄前後可有之候間、兼而心得罷居候事

一大奥江は火許見足輕より通番所江申出候様被仰渡置候事
一新橋樹形番人より変事申出候ハ、時宜次第廻前横目江御用申遣、罷出候ハ、得と被相糾候而、大目付衆へ直ニ被申上候様申達、尤此方へも何分可承旨申達候事

一御城内并御厩内人足等互ニ疵付候程之儀仕出、相手不相知候ハ

ハ、御門留之儀當番頭へ相談、肝煎江相達差留候、尤急成時宜ニ而も候ハ、直ニ触番を以御門留候旨申渡候、左候而表医師差遣療治為致候、同役江御用申遣罷出候ハ、手負致見分、月番大目付衆宅へ差越、直ニ成行申上候、八ツ内ニ而候ハ、毎之通取計ニ而候事、御城内ニ而候ハ、御門留之儀、御在国節は御側役へ申出候

一右同怪我人等有之候段申出候ハ、則表医師差遣為致療治候、且依程合は医師召列見分ニ差越候、少疵ニ而何ぞ念遣無之候旨医師より申出候ハ、翌日当番江次渡、大目付衆御出勤之上首尾申上候事

一御城内異変等之儀、御役々退出後は、当番頭申談諸事取計、是迄之通致來候へとも、以來怪我は不及申談、夫々受持より例格を取り計、重立候義は兩御役申談、依事ハ物頭へも可談旨被仰渡置候事

一急病人有之、医師之儀ハ申出候ハ、則医師申渡差遣為致療治候、左候而病人歩行難成、御城内より直ニ駕籠御免之儀申出候ハ、御在國之節ハ御目付より御側役へ相伺、御免被仰付候ハ、則其段申渡候、跡達而御家老衆・大目付衆へ可申上候、八ツより内ニ而も直ニ御側役へ相伺候仕来ニ而候事

一御在府之節、八ツより内ニ而候ヘハ、御家老衆へ申上、御免被

仰付候ハ、則申渡、大目付衆へ申上、当番頭へも御合置肝煎江申

渡、物頭へ御門通之儀相達候、八ツ後ニ而候へは、当番頭申談、

駕籠御免之儀差免候事、諸首尾当番へ次渡、翌日御家老衆・大目

付衆へ申上候事

但、人足類ハ一身者以下之儀ハ可成丈背負候而、北御門差通候様可為致候、病人宿元遠方、又ハ急ニ駕籠手当難調人ハ、兼而手当之通、嶋津美作殿・入来院掃部・肝付彈正方江人足駕籠迄も早々差出候様、用賴留守居江書付を以申渡候、足輕類之者ニ

而候ハ、時宜次第可取計候

一当座格護之用心人參相用度医師より申出候ハ、四ツ・八ツ之間ハ物奉行江箱共ニ相渡候様相達、渡方相済、又々当座江相請取置候人參相用候段は、御家老衆・大目付衆へ申上候、八ツ後ニ而候ハ、則切封相開き、人參之儀ハ直ニ医師へ相渡、何匁之内何匁相用候段書付為致、右箱へ入付致切封当番次渡候事、尤跡証文を以致首尾候事

一御城内又は御厩等へ急病人有之、表医師皆共ニ差越候節は、跡番之儀申出候ハ、兵具所肝煎へ御用申遣、足輕番壱人、跡番江召置候様申渡候事

一御在府八ツ後ニ相成、表医師病用御暇申出候ハ、承届置候、四ツ・八ツ之間は月番御目付へ御暇申出候、御在国之節申出候ハ、御側役江相附可申出旨相達、弥被下候ハ、御目付へも其段承届、罷帰候節も承届候事

一殿中紛失物之儀、大目付衆江申上、詰番・横目御用申遣、御数寄屋・御納戸・御兵具所走込改可申渡候、大奥之儀ハ、御広敷横目江御用申遣、大奥向走込改可申改候、両横目改方之上、何分首尾

承届可申上候事

但、八ツ後、右之儀致到来候ハ、右ニ準可取計候、尤御門留等之儀ハ前条之通

一御城内へ胡乱成者入來、何方へ留置候段申出候ハ、御兵具所肝煎御用申遣、足輕番相附候様申達、同役江御用申遣、尤御小屋之場、又は御春屋之内へ相下置、月番大目付衆御宅へ差越御届申上候、御家老衆へも可申上哉之旨申上候事

一御城内へ落物有之段申出候ハ、当座へ差出候様申渡、致格護置候、左候而御兵具方肝煎江御用申遣、右之趣申渡、尋來候者有之候ハ、可申出、御門番人江可申渡置旨相達、当番へ次渡、即日自物之段申出者有之候ハ、八ツ後ニも相成候ニ付、明日自物無別条段書付を以可申出之旨相達置、重立候品は大目附衆へ申上可相渡候、左候而主相知候段、肝煎へ御用申遣可相渡候

但、落物之儀ハ、諸座へ當座より致通達、日數十日見合、主不相知候ハ、大目付衆江札立之儀道奉行へ可申渡旨申上、其通被仰付候ハ、則札立方申渡、日數二十日相成、届可被申出旨相達、六十日迄ハ札相立候、其後不相知候ハ、刀類之物ハ則大目付衆へ闕所物同前御兵具方へ可引渡旨申上、物頭御用申遣、右之段相達、肝煎為請取可被遣旨申達候、左候而肝煎へ引渡候札之儀ハ、大目付座より相認御目付役所ニ相付、申出者於有之は書物為致、自物無別条段承届、大目付衆へ申上、其主へ相渡候事

一八ツ後ニ相成大目付衆支配之者、親類寺入附添差越度、又ハ出寺之節列帰申度、願書を以申出候ハ、願書ニ添書いたし、月番大目附衆へ則差上置候、御暇之儀ハ則差免候事

何の何かし

二付承置、相下候節、御目附より火之元致見分候事

右親類何の何かし、今日寺入被仰付、附添差越度別紙之通願書
出候間、差免申候、此旨御届可被申上候、以上

差

月 日

御目付

何の何かし

当番

用達

一表横目

一藏方目付

一御作事方下目付

一同役中内星帳仕付候事

一道方下目付

一表医師

一御城内横目

一当番之儀ハ、朝五ツ時為代合致出勤候、諸御用次渡相請取候事、
當番より泊番順々可致帳留、翌晩泊番夕詰之儀可相記事

一山方下目付

一御兵具方下目付

一御廄飼方見廻

一四ツ前ニ相成、於桃之間四八星檢者可致候、左候而嚴重ニ有之候
様可相慎居候事

一御舟手下目付

一御細工所下目付

一宗門方横目

一諸所宅申渡并見分事、御目付差越候節ハ、當番見合を以勉方可相
達候、若無拋差支等於有之は、相互ニ自分頼可致候事

一御舟手下目付

一御廄飼方見廻

一宗門方横目

一御家老衆・若年寄衆より御用之節ハ、御家老座脇廊下より罷出致
承知候事

一罷通候事

一吉野橋平御門番人より何そニ付変事申出候ハ、御目付附構之場
所無之候間不請付候、物頭支配之事ハ、条（「無別」脱カ）物頭
へ相付可申出旨申達候、尤物頭より右之段相談承候ハ、申談答
候事

一八ツ後御清^{キヨ}之儀被仰渡候節、表医師へ御清被仰渡候段申達候、尤
同役之内御清刻限内御殿へ罷出候、服忌穢親之正忌日ニ相当日ニ
相當て人見合可致通達候

一月限之儀ハ八歳以上ハ丸額三而候、被仰渡、八歳以下之者ヘハ名
代被仰渡候事

一八ツ後惣出仕、御祝儀被仰渡候節ハ、表医師へ申渡、獄屋預へ書
付を以申遣候事

一御家老座其外諸座長詰ニ付、八ツ後二度火入候節ハ、其届申出候

一御用刻限遲刻之人江ハ、御用不仰渡候、万一甚及遲刻候ハ、其
段御用人へ申出、不被仰渡候様可相達候事

一右日限御用人数相揃候上、名書を以直ニ御用入江何かし何某兩人引合、又ハ独罷在候儀共承届、御用人座書役へ朱書為致、右を以

申渡席致差引候、右名書表坊主江相渡、竹之間へ揃方申渡候、大身分・寄合等申渡席相替候間、夫々御座構可申渡候

一御家老衆上之間、御下之儀御用人より致承知候ハヽ、大目付衆迄申上候事

一御用無之諸座退出、又ハ月番御家老衆御差支ニ付御代合、或御病氣御列勤、諸月番御用何某殿被為聞候旨致承知候ハヽ、大目附

一御城内并御城下ニ而間列等間敷者召捕候旨申出候ハヽ、士は則衆・大番頭衆・月番御小姓与番頭衆へ直ニ可相達候、其外諸座之儀ハ、当座より致通達候事

一御城内并御城下ニ而間列等間敷者召捕候旨申出候ハヽ、士は則親類へ御用申遣可引渡候、又ハ足輕四五人相附、右之宅へ為引届候儀時宜次第可取計候、或ハ親類請取方ニ罷出候而も、依時宜ハ足輕相附遣候、尤引渡方之節委細申聞、隨分入念格護方有之候様申聞答候、人足等候ハヽ、会所又ハ御春屋へ差遣、会所ニ而候ハヽ、足輕番相附答候、御春屋ニ而候ハヽ、御春屋役へ格護方申渡引渡候事、尤盜等いたし候者も同断之振合可致候事

一御城内ニ而病死等候者も有之候ハヽ、士ハ親類へ御用申遣、則駕籠へ乗付、極々病氣之筋ニ取計候人足等候ハヽ、同断右振合二而、御春屋へ相下候、右之段ハ大目付衆江申上候事

一明日当日評定所申渡有之候旨致承知候ハヽ、同役勉方可相達候、若少人數差支候砌ハヽ、御吟味御再聞等候ハヽ、月番より急務之筋二可相達候、万一小後被仰候ハヽ、同役江申遣、御吟味日ニ而無之節ハヽ、廻前横目江詰老人可申渡事

一御用人以下諸御役人、三日以上之旅帰、公私共に伺御機嫌書付

を以当日より申出候間、御目付より致差引、於竹之間可謁奏者番候、御在府ハ直触以上まで謁有之候事

一諸所移地頭、何そニ付為御祝儀後達而差越候節ハヽ、敷舞台之格ニ而、於竹之間謁御家老衆候事

一殿中刀差替、自分刀不相見得候段申出候ハヽ、拵書差出候様申達、月番御家老衆へ御門留之儀相伺、被仰付候ハヽ、大目付衆・当番頭・月番御用人江申出、御兵具所肝煎御用申遣、罷出候ハヽ、御門留左之通

一御本門・北御門・御台所御門・南御門・二之丸御門・右五ヶ所物頭へ相達、御門差留可置旨肝煎へ申渡、詰番横目御門壱ヶ所ニ両人ツヽ差遣候、御広敷横目江御用申遣、拵書相渡、山之手御番所ニ而被改候様申渡、二之丸御側自付へも刀差替候段申遣、跡残居候刀ニハ足輕番相付置候様肝煎へ申渡、右之内八ツ打候ハヽ、大目附衆へは刀差替別条無之、主相知候ハヽ可相渡哉之旨相伺、當日又ハ翌日ニ而も相知候ハヽ、右之趣御家老衆・御小姓与番頭・大目附衆へ申上候、左候而刀差替之人江ハヽ、及御心留候ニ付、筋々へ相付差扣相伺候儀ハ如何可仕哉之旨大目附衆へ相伺、尤八ツ後右之一件到来之節ハヽ、当番頭申談取計候事、御門改方横目より御門出入も相少候間、引取候様申出候ハヽ、拵書右門番人へ相渡置引取候様申達、相知候節、御兵具方肝煎より拵書之儀ハ差出候様申渡候、殘居刀八ツ後ニ相成候ハヽ、御目附役所へ可取上置候事

一御在國之節、御側役へ御門留之儀申通取計候、依時宜御家老衆・大目附衆へ差越申上候

一二之丸御門留之節、御側目付より御用部屋へ申出候上、二之丸御

納戸与力江申渡、表御門・南御門差留、御本丸諸御門へも申渡御門差留置、其段御門番より御兵具方へ申出、夫より向々へ申出事候、二之丸与力番所・山之手番所之儀ハ、御広敷横目江相達差留候事、尤二之丸御側目付より御目附江申越候儀、前条之通有之候事

一刀差替付而は、右之通之節ハ拵書二之丸よりハ御側目附より御目付へ申越、是迄之通横目を以為相改可申事

一与力番所・山之手番所之儀ハ、御広敷横目より申遣、相改候事

一右之節、急成御用ニ付罷通候人ハ、御門番より御目付へ得差図候儀は是迄之通、二之丸ニ而は御側目付へ申出取計事

一諸謁御祝儀、伺御機嫌、其外惣而揃之御届、御目付より申出候、御書院大身分・寄合等揃之儀ハ、奏者番御目付へ相揃候旨届承候事

一年頭御一門方御名代ニ而御列勤之節ハ、後達而登城御祝儀被申上、尤病氣在所等之節ハ、月並同断之事

御対面所御出座、諸御役人引次、詰衆御目付御目見被仰付候、五節句之儀ハ、諸御役人引次、詰衆御目付 御目見相済、御座構相替、諸士 御目見之事

一大番頭以下無役大身分、奥向御役人、無役御近習通謁御家老、出仕帳大目付衆御内見ニ而、若年寄衆へ差上候

一御用人已下表諸御役人謁、奏者番出仕帳は大目附衆御内見、奏者番江差上候

一表医師 御目見并謁御家老之節ハ、大目附衆御内見ニ而、若年寄江出仕帳差出候、此儀計相替候事

一何ニ御祝儀等ニ而も、大身分より諸御役人迄出席之謁、御家老候節ハ出仕帳惣而大目附衆御内見、若年寄へ差上候

一大番頭已下詰衆無役大身分

一御用人已下諸御役人

一奥向書役小役人

一表医師

右御目見并謁、御家老之節ハ大目附衆御内見ニ而、出仕帳惣而若年寄衆へ差上候

一小番出仕帳御用人より差出候、新番ハ大番頭より、御小姓与之儀

ハ山吹之間又ハ雉子之間ニ而御目附檢者ニ而、与所書役名札相請取候、諸与力は向々支配頭より差出候間、取束大番頭へ差出候、當分頭人數迄ニ而候事

但、帳相付退出之節ハ、当番頭座、御目附不及檢使候

一御祝儀事ニ付、後達而諸寺院登城之節ハ、平服ニ而席詰之事

一於敷舞台寄合以上人江被仰渡候事之節は、虎之間方より被罷出候、寄合並之儀ハ、御袖判之下之方ニ被罷出候、享保十三申六月

二日、日帳書抜ニ有之

一五節句諸御役人謁御家老は、大目附衆出席無之候間、大目附衆江
は御届申上ニ不及候

一御側役以上手鑓替候節は、届有之候付、新橋・榊形両番勤之留守
居御用申渡、繪形写置候様申渡候、尤本文ハ相返候様申渡置、當
座^(ア)致^(ア)格護置候事

一何そニ付御家老衆松之間敷舞台、其外竹之間江御出席有之候節、
芍薬之間縁頬入口つい立之辺江御目附老人為締相詰候事

右大番頭以下諸衆迄湯治帰、其外謁之節は、御用人より承候
間、表坊主江御座構申渡、御數寄屋頭へ出席申達、表坊主を以
謁之人ニハ出席有之候様申達寄せ候事

一大暑・大寒入伺御機嫌申上候様被仰付候事

一寺院御法事等ニ付別勤之節は、後日伺 御機嫌不及 登城候、尤
暑寒八ツ後ニ入候ハヽ、翌日上下着用ニ而伺 御機嫌申上候、八
ツ内ニ而候得は、当日詰服之候ニ而申上候

一於御家老衆宅対客日被相定、暑寒伺 御機嫌之節、用達より御目
付江差出候候、左候而右差出候節、此方ニ而取調致、一帳若年寄
ヘ差出候様致承知候

一寄合並已上家督并嫡子・二男・三男・末子無役之人、家筋連名帳
相除、且書載候人有之、急ニ御祝儀帳致清書候節、御記録方へ扣
帳為持遣 仕付方、於彼方仕付方相濟候ハヽ、若年寄衆へ右之御
委細ハ張紙ニ有之

一寄合並已上家督并嫡子・二男・三男・末子無役之人、家筋連名帳
相除、且書載候人有之、急ニ御祝儀帳致清書候節、御記録方へ扣
帳為持遣 仕付方、於彼方仕付方相濟候ハヽ、若年寄衆へ右之御
届可申上事

一星御褒美大番頭より御側役まで御目付を以被仰渡候節、前日出勤
無之人江ハヽ、御用人人江右之段相達、御用人より触書ニ而被申渡、

当日届も御用人人江被申出候節、御用人より御目付へ承候事、前日
出勤有之人ヘヽ、御目付直ニ差越、明日御用之段相達、当日出勤
之上、書役又は用達を以届有之事

一御目附より申渡候星御褒美、忌中ヘヽ御咎目事、産穢^(ア)ハ名代不
申渡候、其外病氣・他行は名代江申渡、御礼廻名代を以相済候事
一横目星御免被仰付候節、他行・病氣ニハ名代不被仰渡候、尤大目
附座御帳留

一地頭所之者星御褒美被仰渡候、諸所押被仰付候節、於竹之間謁御
家老事

治右衛門なるもの初て唐芋植付之事

当御国其外諸國江唐芋植初は、何年間とも不相知由に候得とも、山
川之内岡児ヶ水浦之百姓治右衛門と云者、自琉球鉢に植付候て持來
りて山川に植付、徒夫方々に弘り、当分他国にも多く相成候よし、
上方にてハ薩摩芋と名を云ひ、享保十七年日本國中大飢饉にて、他
国等にハ飢死多く、御當領山國之故を以木の実等多、尤葛の根・百
合草の根、大一ハから芋の有之故を以飢を助候間、飢死人無之由に
承合候、右之治右衛門ハヽ、宝永四年亥七月死、子孫無之、浦中より
華香掃除等今にいたし来候由

刃傷披露の事

口上覚 文政七申年

私共親類東郷一介四弟東郷運次事、今日八ツ時分小番源之丞嫡子面

高善右衛門用事之儀有之差越候處、中途大山四郎次門前にて善右衛門へ行逢候ニ付、用事之段申掛、隆盛院後之山江列立、意趣之次第相達候處、不達向ニ成立、互ニ及刃傷、終ニ善右衛門を打果候段親類丹生矢兵衛所へ差越、右之成行運次より矢兵衛承届候ニ付、則致同道列帰候上、親類共得と意趣之次第承申候得は、不達子細有之、意趣相遂候段申捨、小用に罷立申候ニ付、私共差越見申候處致自殺、別而難儀之躰見受申候ニ付、親類稻津大助手を添相果申候、此等之趣御披露申上候間、被仰上可被下儀奉願候、以上

但、一介事、平田平十郎組御小姓ニ而御座候、且廻前横目方へも同案を以御披露申上候、尤疵書相添差上申候、死体片付方之

儀被仰渡被下度奉存候

六月十五日

親類御小姓与

疵書

岸良長兵衛

東郷四郎太

一番小姓組頭衆中

覚

一首壱ヶ所 皮かゝり無之

一服壱ヶ所 幅三寸、深サ不相知、突疵

右東郷運次疵、右之通ニ御座候

六月十五日

岸良長兵衛
東郷四郎太

口上覚 文政五戌年

私共親類小番源之丞嫡子面高善右衛門事、今八ツ時分、隆盛院後山

天涯ニ於て東郷運次と為及刃傷段承付、親類近所之者早々駆付申候處、最早運次儀ハ罷帰り、善右衛門事ハ手疵負、刀拔放、其併相倒居、いまた脉も有之候ニ付、則列帰、養生仕候得共、深手ニ而無程相果申候、尤善右衛門江無拠訣合有之、及刃傷候段迄申置候、運次儀致切腹相果候段、彼方親類より承届申候、右ニ付而ハ子細も相知不申候、此段御披露申上候間、被仰上可被下儀奉存候、以上

但、廻前横目方へも別紙同案を以申出置候、尤疵書相添差上申候、死体片付之儀、何分被仰渡被下度奉存候

六月十五日

親類

喜入九郎

田中太郎兵衛

一頭二ヶ所 深さ三分計、横五、六寸

一右之耳より左之頬にかゝり壱ヶ所 横五、六寸、深さ一寸計

一左之片より首江かゝり一ヶ所 深サ二寸ばかり

一左之手に一ヶ所 深さ一寸計、横二寸計

一右之片腹より左之片先に通り一ヶ所 幅二寸程

一左右之腹に二ヶ所 長サ三寸計、深サ壱寸計

右は面高善右衛門疵書、如此御座候、以上

六月十五日

喜入九郎
田中太郎兵衛

帰候段申遣候ニ付、私共早々差越、猶又委細相糺申候折柄、与風小用ニ罷立、声相掛候ニ付、差寄見申候処、切腹致難儀仕候ニ付、親類西田太郎八手を添相果申候間、此段御披露申上候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上

但、廻前横目方へハ同案を以申上候、死体片付之儀被仰渡度奉存候

戌五月三日

御記録所書役助

湯地鐘之進

小林四郎兵衛与御小姓与

川西直右衛門

一番小与頭衆中

疵書

一右之手之甲一ヶ所 但、長サ五分 「 」 位

一左之手首一ヶ所 但、長サ一寸位

一首に一ヶ所 但、長サ五、六寸位

一左之片腹一ヶ所 但、深サ五寸位

右之通御座候

五月三日

右両人

評定所江申出す條々の事

口上覚

私共親類田中五郎兵衛養子田中太郎兵衛、嫡子田中矢八郎事、夜前川崎平吉と及刃傷候段承候ニ付、近々親類駆付候処、最早深手を負、言舌等も相分候躰ニ無御座、則列帰養生仕候得共、其詮無之、終ニ相果申候、尤右式之為躰ニ而御座候得ハ、子細ハ相分不府申候

間、別紙疵書相添、此段御披露申上候、以上

但、廻前横目方へハ別紙を以申上候、尤死体片付方被仰付度奉存候

五月三日

御作事方下目付

山沢五右衛門

新番

山田覺兵衛

四番小与頭衆中

別紙疵書

一面ニ一ヶ所 但、ひたり鼻ニかけ七寸位

一首一ヶ所 但、横五寸位

一左之手付ね一ヶ所 但書同断

一左之腕二ヶ所 但、ひち尻

一右之腕一ヶ所 但書同断

一右之腕ニ小疵數ヶ所

田中矢八郎疵書、右之通ニ御座候

右両人

一在江戸弥可相談候、就夫諸人之心持可入事候間、老中其外評定所へ罷出候衆、稻荷大明神・諏訪大明神の於神前起証（請カ）文ニ身の血を付、不可存邪心之旨可致誓紙事
一誓紙之ヶ条は、各以談合相定、可致言上事
一世上以讒言にくき人を亡儀、昔も今も有之事候間、讒言いましき

儀をかろく聞入、人を亡ましきとの以誓紙、各も可申聞事

宗信公
重年公

慈徳院殿俊巖良英大居士
圓徳院殿覚満良義大居士

同寺

御代々様御法号の事

忠久公

得佛道阿弥陀佛

淨光明寺

忠時公

道佛仁阿弥陀佛

淨光明寺

久経公

道忍義阿弥陀佛

同寺

忠宗公

道義仲阿弥陀佛

同寺

貞久公

道鑑道阿弥陀佛

同寺

氏久公

齡岳玄久大禪定門

即宗院

元久公

恕翁玄忠大禪定門

福昌寺

忠昌公

義天存忠大禪定門

深固院

忠治公

大岳玄譽大禪定門

龍雲寺

立久公

節山玄忠大禪定門

惠燈院

忠隆公

圓室源鑑大禪定門

隆盛院

忠治公

蘭窓津友大禪定門

興國寺

久豊公

津友寺

龍雲寺

忠昌公

興岳隆盛大禪定門

深固院

忠治公

大翁妙連大禪定門

即宗院

立久公

大中良等庵主

福昌寺

忠治公

貫明存忠庵主

深固院

忠治公

松齡自貞庵主

龍雲寺

忠治公

妙圓寺

興國寺

忠治公

妙谷寺

龍雲寺

忠治公

南林寺

深固院

忠治公

同院

龍雲寺

忠治公

同院

興國寺

忠治公

同院

龍雲寺

忠治公